

特許庁委託事業

模倣品対策マニュアル ベトナム編

日本貿易振興機構

2012年3月

はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されています。しかし、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル ベトナム編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です (<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/data/manual.html>)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2012 年 3 月

日本貿易振興機構
進出企業支援・知的財産部
知的財産課

目次

概要	1
略語	3
第Ⅰ章 ベトナムでの知的財産権のエンフォースメント方法	4
第1節 ベトナムの法制度	4
1. 法令の形式	4
2. 法令の改訂、修正、改廃	5
3. 法令の適用	5
4. 法令の公布、修正、改廃における地方当局の役割	5
第2節 知的財産分野における法令	6
1. 国内法令	6
2. 国際協定および条約	8
3. 国際条約と国内法令の階層的関係	9
第3節 知的財産権の侵害	10
1. 定義	10
2. 従来の産業財産の対象への侵害行為	10
3. その他の産業財産の対象への侵害	10
4. 著作権および著作隣接権の侵害行為	12
5. 模倣品と海賊版	13
第4節 知的財産権のエンフォースメント措置	14
1. 非公式の措置	14
2. 行政措置	14
2.1 範囲と特徴	14
2.2 侵害は行政措置で解決可能	15
2.3 行政上の救済措置	16
2.4 知的財産権侵害事件の手続きの進め方	17
3. 水際対策	26
3.1 適用の範囲と特徴	26
3.2 水際対策の長所と短所	29
4. 民事措置	30
4.1 適用の範囲と特徴	31
4.2 裁判所の決定／判決の執行	45
4.3 代替的紛争解決方法	47
4.4 著作権及び著作隣接権の侵害に対する民事訴訟に関する注	47
5. 刑事措置	47
5.1 適用の範囲と特徴	47
5.2 長所と短所	48
6. インターネット上での知的財産権保護	53
7. 模倣品対策	54
第5節 知的財産権侵害事件における所管当局	56
1. 行政措置の所管当局	56
1.1 人民委員会	56
1.2 専門監査局	57
1.3 市場管理部門	60
1.4 経済警察	63
1.5 税関	65

2. 民事的措置の管轄当局	66
2.1 人民裁判所	66
2.2 仲裁機関	69
3. 刑事措置に関与する所管当局	71
3.1 警察	71
3.2 人民検察院	71
3.3 人民裁判所	71
4. 知的財産権エンフォースメントにおける専門家の役割	71
第Ⅱ章 知的財産権の取得および譲渡	73
A. 知的財産権の取得	73
I. 概況	73
1. ベトナム法において保護される知的財産権	73
2. 商標、地理的表示、発明および意匠に係る権利取得に関する 2005 年知的財産法 (2009 年改正) と旧法との比較	74
3. 2009 年に改正された 2005 年知的財産法第 220 条の経過措置の説明	76
4. ベトナムでビジネスを保護するための知的財産権取得の必要性	78
5. ベトナムの知的財産権政策	79
II. 産業財産権の取得	84
第 1 節 商標	84
1. 権利取得の基本と先願主義	85
1.1 権利取得の基本	85
1.2 登録により付与される権利	85
1.3 未登録標章の地位	86
1.4 先願主義	86
2. 保護対象の標章の形態と商標の定義	86
2.1 登録可能な標章の形態	86
2.2 商標および登録可能な標章の定義	86
2.3 サービス標章の定義	87
2.4 連合標章の定義	87
2.5 証明標章の定義	87
2.6 団体標章の定義	87
3. 登録出願の基本	87
3.1 出願人適格	87
3.2 出願人の代理人	88
3.3 出願に利用可能な基礎	88
4. 出願準備	88
4.1 委任状	88
4.2 分類方式	89
4.3 複数区分にまたがる出願	89
4.4 商品指定の幅	89
5. 出願に必要な書類	89
5.1 出願の方式要件	89
5.2 出願の内容要件	89
5.3 時間的制限	90
6. 優先権	91
6.1 パリ条約上の優先権	91
6.2 国内優先権	91
6.3 複合優先権	91

7.	手続き概要	91
7.1	出願	91
7.2	出願の受理	91
7.3	出願の方式審査	92
7.4	適法な出願の公開	92
7.5	出願の実体審査	92
8.	登録要件	93
8.1	標章として登録できない標識	93
8.2	識別性のないもの	94
8.3	先行権利の引用	96
9.	異議申し立て手続き	98
9.1	異議申立人適格	98
9.2	異議申し立て期間	98
9.3	異議申し立ての基本	98
9.4	書類	99
9.5	異議申し立ての審理	99
10.	登録の存続期間と権利の有効性	99
11.	周知商標	101
11.1	定義	101
11.2	権利取得の基本	101
11.3	周知商標評価の基準	101
11.4	周知商標の保護の拡大	101
12.	審判制度	101
13.	商標権と商号権の抵触	103
第2節	特許発明	104
1.	保護対象の発明(客体的要件)	104
1.1	定義	104
1.2	特許の種類	104
1.3	特許できないもの	104
1.4	社会道徳・公共秩序に反するもの	104
1.5	秘密発明	105
2.	主体的要件	105
2.1	発明者および譲受人	105
2.2	職務発明	105
2.3	国有発明	106
2.4	外国出願人	106
2.5	先願主義	106
2.6	優先権	107
3.	出願の方式要件	107
3.1	方式上必要な一般要件	107
3.2	国内段階に入るための国際出願に要求される特定要件	109
4.	担当官庁の手続き	110
4.1	方式審査	111
4.2	出願公開	112
4.3	実体審査	112
4.3.1	新規性	113
4.3.2	進歩性	114
4.3.3	産業上の利用可能性	114
4.4	異議申し立て	115

4.5 料金	115
5. 存続期間	115
5.1 特許権の消滅	117
5.2 特許の無効	117
5.3 特許内容の訂正	117
6. 年金の支払い	117
7. 権限の制限	118
7.1 非商業的实施	118
7.2 先使用权	118
7.3 輸送手段に関する制限	118
7.4 強制実施許諾	119
8. 権利譲渡と実施許諾	119
9. フォーム（付属資料A-フォーム4-発明特許出願書を参照。）	119
10. 料金（付属資料Bを参照。）	119
第3節 意匠（工業意匠）	120
1. 権利取得の基本	120
2. 定義及び保護対象の意匠	120
2.1 定義	120
2.2 保護対象の意匠	120
2.3 保護されない意匠	120
3. 登録出願の基本	121
3.1 出願人適格	121
3.2 先願主義	122
3.3 出願人の代理人	122
4. 出願の準備	122
4.1 委任状	122
4.2 分類方式	122
4.3 必要な書類	122
5. 優先権	124
6. 担当官庁の手続き	124
7. 特許性の審査	124
7.1 新規性の審査	124
7.2 創作性の審査	125
7.3 工業上の利用可能性の審査	126
7.4 意匠の実質的相違に関する評価	126
8. 異議申し立て	126
8.1 異議申し立ての期間	126
8.2 異議申し立ての適格者	126
8.3 異議申し立ての理由	127
8.4 異議申し立ての審理	127
9. 登録の条件	129
9.1 期間	129
9.2 効力発生日	129
9.3 意匠特許により付与される権利	129
9.4 仮保護の権利	129
9.5 権利の制限（第132条）	129
10. 料金（付属資料Bを参照。）	130
11. フォーム（付属資料A-フォーム2-工業意匠特許付与の出願）	130
第4節 著作権および著作隣接権の保護	131

1. 著作物の分類	131
2. 方式要件	131
3. 保護される著作物	132
4. 著作権により保護されない著作物	132
5. 著作権によりカバーされる権利	132
6. 保護期間	133
7. 公正使用	133
8. 著作隣接権	134
9. 著作権および著作隣接権の譲渡およびライセンス	135
10. 関連条約	136
11. 著作権の登録	136
第5節 営業秘密の保護	140
1. 定義および営業秘密保護の根拠法	140
2. 営業秘密に係る権利の取得および終了の時期	141
3. 営業秘密の保有者の権利および義務	141
4. 営業秘密の保護措置	142
第6節 不正競争の防止	143
1. 不正競争防止の定義およびその法的根拠	143
2. 不正競争からの保護措置	144
第7節 その他の知的財産	145
1. 植物品種	145
1.1 植物新品種の保護に関するベトナム政府の政策および UPOV 条約加盟	145
1.2 植物育成者権に関するベトナム法制度の検討	146
1.2.1 権利取得の基本	146
1.2.2 植物品種の保護期間	147
1.2.3 出願人適格	147
1.2.4 出願代理人	147
1.2.5 先願主義	148
1.2.6 優先権	148
1.2.7 ベトナムで保護される植物新品種の条件	148
1.2.8 ベトナムにおける保護された植物品種の保有者 (PVR 保有者) の権利	148
1.2.9 仮保護の権利	149
1.2.10 PVR 保有者の権利の制限	149
1.3 登録手続き	150
1.3.1 出願	150
1.3.2 出願要件	150
1.3.3 出願の審査	150
2. 商号	151
2.1 権利取得の基準	151
2.2 定義及び保護される商号	151
2.2.1 定義	151
2.2.2 保護される商号	151
2.2.3 商号の保護	151
2.2.4 商号保有者に付与される権利	152
2.3 商号として保護されない名称	152
2.4 周知商標対商号	152
3. 地理的表示	153
3.1 権利取得の基本	153
3.2 定義及び保護される地理的表示	153

3.2.1	定義	153
3.2.2	保護される地理的表示	154
3.3	登録出願の基本	154
3.3.1	出願人適格	154
3.3.2	出願要件	155
3.4	登録審査	156
3.5	異議申し立て	157
3.5.1	異議申し立ての期間	157
3.5.2	異議申し立て人適格	157
3.5.3	異議申し立ての理由	157
3.6	登録の存続期間	157
3.6.1	登録の有効性	157
3.6.2	地理的表示の使用者に付与される権利	157
3.6.3	権利の制限	158
3.7	フォーム（付属資料 A-フォーム 3-「地理的表示の登録出願書」を参照。）	158
4.	半導体集積回路の回路配置（「回路配置」）	158
4.1	適用法	158
4.2	定義	158
4.3	登録要件	158
4.3.1	独創性	158
4.3.2	商業的新規性	159
4.3.3	保護されない回路配置	159
4.4	創作者および出願人	159
4.5	登録手続き	160
4.6	仮保護の権利	162
4.7	保護期間	162
4.8	回路配置権保有者の権利	162
4.9	フォーム（付属資料 A-フォーム 5「回路配置の登録出願書」を参照。）	163
B.	知的財産権の譲渡	164
第 1 節	技術移転	164
I.	政府の政策	164
II.	法令	165
III.	概観（Review）	165
1.	概念	165
2.	要点	166
2.1	形式	166
2.2	対価	166
2.3	有効期間	166
2.4	準拠法	167
2.5	仲裁	167
2.6	言語	167
2.7	登録／承認手続	167
2.8	その他一般条項	169
IV.	制限	169
第 2 節	知的財産権のライセンス	171
I.	法令	171
II.	概観	171
1.	産業財産権のライセンス	171

1.1 概念	171
1.2 要点	172
1.2.1 形式	172
1.2.2 ロイヤリティ	172
1.2.3 期間	172
1.2.4 準拠法	172
1.2.5 仲裁	173
1.2.6 言語	173
1.2.7 登録	173
2. 著作権のライセンシング	176
2.1 概念	176
2.2 要点	176
2.2.1 形式	176
2.2.2 ロイヤリティ	176
2.2.3 期間	176
III. 制限	177
1. 産業財産権のライセンシング	177
2. 著作権のライセンシング	178
IV. 非自発的ライセンス	178
1. 非自発的ライセンスの対象	178
2. 非自発的ライセンスの基準	178
3. 非自発的ライセンス供与手続	179
3.1 公益のための非自発的ライセンス	180
3.2 その他の理由に基づく非自発的ライセンス	180
4. 提出に必要な文書	181
5. 非自発的ライセンスの撤回	182
第3節 フランチャイズ	183
I. 法令	183
II. 概観	183
1. 概念	183
2. 要点	184
2.1 形式	184
2.2 主要な義務	184
2.3 条件	186
2.4 期間	186
2.5 言語	186
2.6 登録手続	186
第4節 植物品種のライセンシング	189
I. 法令	189
II. 概観	189
1. 要点	189
1.1 期間	189
1.2 非自発的ライセンス	189
1.2.1 公益のための非自発的ライセンス	189
1.2.2 実施不十分を理由とする非自発的ライセンス	190
第5節 技術移転、ライセンシング、およびフランチャイズ活動に関する租税	191
I. 概観	191
II. 納税登録、申告、および支払いの手続	191
1. 納税申告	191

2. 納税	192
第三章 質問事項	193
1. 税関での水際対策	193
2. 鑑定	193
3. 商標権と商号との関係について	194
4. 知的財産権訴訟	195
5. 保護証書無効審判との関係	198
6. 営業秘密	199
7. 技術移転	200
8. 職務発明	203
9. そのほか	203
付属資料 A. 出願および登録フォーム（ベトナム語からの英訳版）	204
1. 商標登録出願フォーム	205
2. 意匠登録出願フォーム	209
3. 地理的表示登録出願フォーム	212
4. 特許出願フォーム	215
5. 回路配置登録出願フォーム	219
6. 技術移転契約登録申請書（MOST 用）	223
7. ライセンシング契約登録申請書（NOIP 用）	225
8. 非自発的実施許諾請求書	227
9. ライセンシング契約の変更・更新・終了の登録申請	229
10. フランチャイズ事業に関する登録申請	232
11. 著作権登録申請	233
付属資料 B. 各種料金表	235

概要

このマニュアルはベトナムで知的財産権法が施行されたことを受けて 2006 年に作成された旧版を改訂したものです。知的財産法の施行から 3 年、世界貿易機関(WTO)への正式加盟から 2 年が経過した 2009 年 7 月、知的財産法が改正されました。計 222 の条文中 22 が修正され、明確な定義や説明が補足され、あるいは差し替えられてより包括的になり、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)への適合性が高められました。2009～2010 年の間にベトナムの知的財産関連の重要な規則および通達の一部も改正され、あるいは新規に制定され、ベトナムでの知的財産法の効果的な実施が確保されています。以上のような変更があったことから、このマニュアルを改訂する必要が生じました。

このマニュアルは、駐在員を含めて日本企業の知的財産部門で知財保護に携わっている方、知的財産権の保護に強い関心を持っているベトナムの日本関連企業、ベトナムとの貿易取引に従事している日本の商社などベトナムの模倣品問題を中心とする知的財産保護に関心のある方を対象としています。ベトナム人にとって日本語が高い障壁となっていることを考えると、このマニュアルはベトナムと日本のビジネス・パートナーが必要に応じて適法な知的財産権を保護するための参照資料として有益な手段となるでしょう。また、ベトナムの知的財産権保護の現状を知りたい方、ベトナムの世界経済への参画過程での知的財産法の発展の研究者にとっても役立つでしょう。

このマニュアルには 2 つの基本的テーマがあります。1 つはベトナムでの知的財産権侵害への具体的な対応方法、もう 1 つは 2009 年の知的財産法改定を中心としたベトナムの知的財産権法制度の理解です。そのため、この改訂版マニュアルは 3 つの章と付属資料という構成になっています。

第 1 章「ベトナムでの知的財産権のエンフォースメント方法」は、さらに、(i) ベトナムの法制度、(ii) 知的財産分野における法令、(iii) 知的財産権の侵害、(iv) 知的財産権のエンフォースメント措置、(v) 知的財産権侵害事件における所管当局の 5 つの節に分かれています。第 1 節と第 2 節では知的財産法を含む法制度、法令の適用、法制度における所管当局の役割と責任を説明します。第 3 節では知的財産権侵害、模倣・海賊行為となり得る行為を説明します。未登録周知商標が許可なく使用され、その結果としてベトナム消費者に適法な権利所有者についての混乱が生じ、日本企業の売上低下およびブランドへのダメージが発生しかねないという深刻な状況を日本企業が非常に懸念していることを受けて、これらを第 1 章で中心的に取り上げるとともに、詳述しています。第 4 節は知的財産権侵害の防止と解決について説明しており、非公式の措置、行政措置、民事措置、水際対策、刑事措置、インターネット上での知的財産権保護、模倣品対策も取り上げています。またこの節では商標の無断使用、本物としての「詐称通用」、第三者による正規品とは異なる分類での製品／サービスの登録、抜駆け登録からの防止策にも触れています。また、侵害および／または紛争解決の代表的事例を取り上げ、法令の適用方法および必要な手続を紹介しています。これらにより日本企業は法律と実態のギャップを埋め、ベトナムでの知的財産権侵害対策の向上を図ることができます。

第 1 章には関連する政府機関、税関、仲裁機関（正式名称、所在地、電話番号、ウェブサイト（開設されている場合））のリストも記載しています。

第 2 章ではベトナムでの知的財産権の取得と譲渡について、A)ベトナムでの知的財産権の取得、B)ベトナムでの知的財産権の譲渡の 2 部構成で説明しています。パート A の概説ではベトナム法で保護される知的財産権、2009 年に改正された法律（2009 年知的財産法）と旧法の商標、地理的表示、発明、工業意匠に対する知的財産権の取得に関する事項の比較およ

び 2009 年知的財産法第 220 条の経過措置を説明しています。また、知財政策およびベトナムでの事業保護のために知的財産権を取得する必要性についても簡潔に説明します。パート A では主に知的財産権の取得について説明しています。その構成は、商標（第 1 節）、特許発明（第 2 節）、意匠（第 3 節）、著作権および著作隣接権の保護（第 4 節）、営業秘密の保護（第 5 節）、不正競争の防止（第 6 節）です。植物品種、商号、地理的表示、半導体集積回路の回路配置などの上記以外の知的財産権は第 7 節で取り扱います。

第 2 章のパート B は 2007 年 7 月 1 日に発効した「技術移転に関する法律」が規定する技術移転を含めたベトナムでの知的財産権の譲渡、知的財産権のライセンス、フランチャイズ、植物品種のライセンス、技術移転、フランチャイズ、ライセンス活動に関する租税について説明しています。パート B にはこの他、技術移転およびライセンスの所管当局への承認手続、ライセンスの制限（期間、対象物、ロイヤリティ、契約書式など）についても記述しています。ベトナムで知的財産権の移転または譲渡の契約を有効にするには所管当局に登録する必要があります。

第 3 章には税関での水際対策、鑑定、商標権と商号の関係、知的財産権訴訟、営業秘密、技術移転、職務発明などの各種事項に関する質問と回答を掲載しています。法令に関する事項など、きわめて具体的な質問もあり、ベトナムの知的財産法の理解を深める上で第 3 章は 2 章までの補足として必須です。

このマニュアルの末尾には 2 つの付属資料が付けられています。

付属資料 A は申請者が作成して所管当局に提出する必要がある 11 枚の申請書、申立書、手続書です。

付属資料 B は、2009 年 3 月 21 日に発効したベトナムの特許、実用新案、工業意匠、集積回路の回路配置、商標、地理的表示、著作権に関する料金表です。

略語

国会 (National Assembly)	NA
知的財産 (Intellectual Property)	IP
知的財産権 (Intellectual Property Right)	IPR
国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property)	NOIP
科学技術省 (Ministry of Science and Technology)	MOST
公安省 (Ministry of Public Security)	MPS
商工省 (Ministry of Industry and Trade)	MOIT
情報通信省 (Ministry of Information and Communications)	MIC
農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development)	MARD
文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism)	MOCST

用語

Inspectorate	中央レベル	監査局
	省レベル	監査部
Inspector	監査官	

第 I 章 ベトナムでの知的財産権のエンフォースメント方法

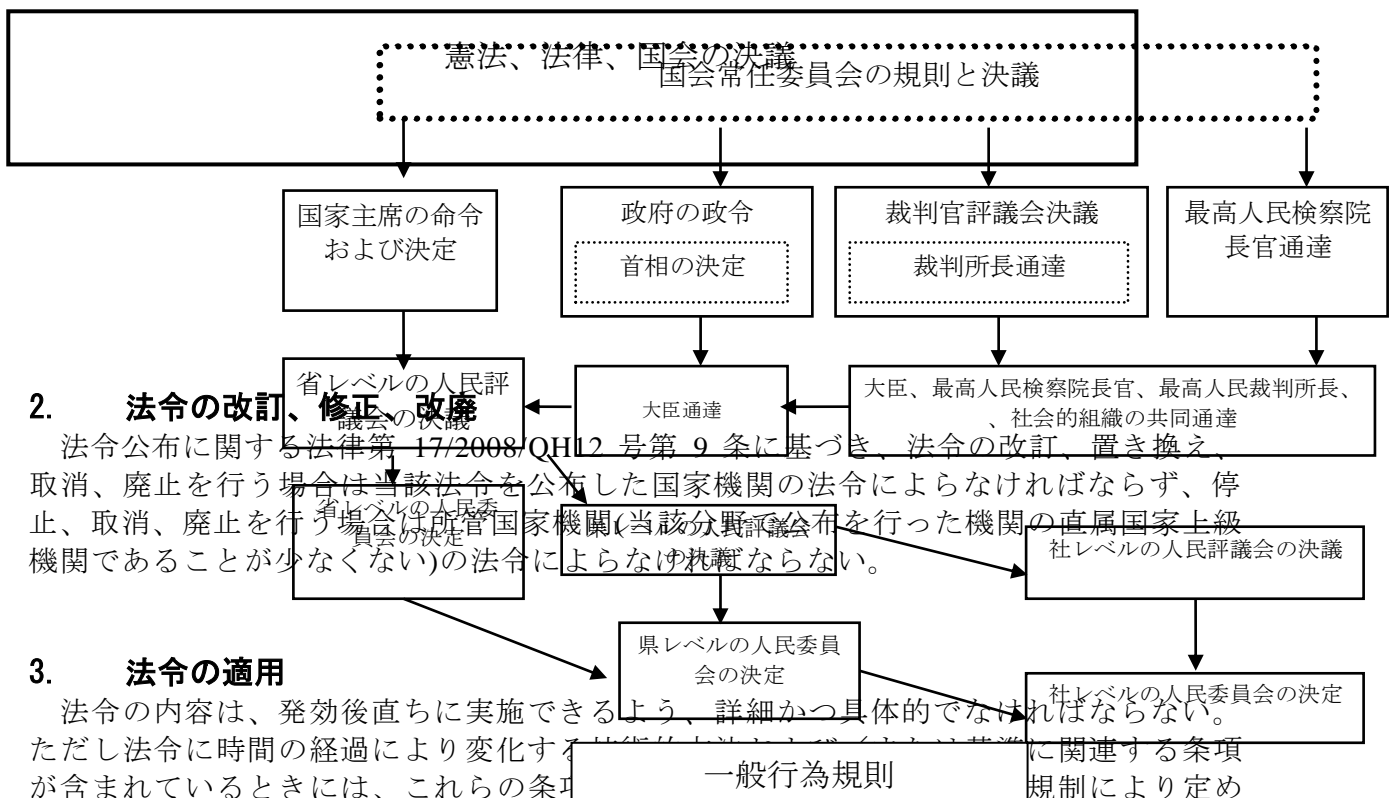
第 1 節 ベトナムの法制度

1. 法令の形式

2008 年 6 月 3 日付法律第 17/2008/QH12 号第 2 条はベトナムの法制度として下記の形式の法令を定めている。

1. 憲法、法律、国会の決議
2. 国会常任委員会の規則および決議
3. 国家主席の命令および決定
4. 政府の政令
5. 首相の決定
6. 最高人民裁判所裁判官評議会決議および最高人民裁判所長通達
7. 最高人民検察院長官通達
8. 大臣または省に相当する機関の長の通達
9. 国家会計検査院長官の決定
10. 国会常任委員会または政府と社会政治組織中央部の共同決議
11. 最高人民裁判所長と最高人民検察院長官の共同通達、大臣または省に相当する機関の長と最高人民裁判所長、最高人民検察院長官の共同通達、複数的大臣または省に相当する長の共同通達
12. 人民評議会および人民委員会の規則
13. 社会関係規制のために政府が強制的効力および実施を保証した一般行為規則

下記に各法令の関係を階層図で示す。



2. 法令の改訂、修正、改廃

法令公布に関する法律第 17/2008/QH12 号第 9 条に基づき、法令の改訂、置き換え、取消、廃止を行う場合は当該法令を公布した国家機関の法令によらなければならない。停止、取消、廃止を行う場合は所管国家機関（当該分野で公布を行った機関の直属国家上級機関であることが少なくない）の法令によらなければならない。

3. 法令の適用

法令の内容は、発効後直ちに実施できるように、詳細かつ具体的でなければならない。ただし法令に時間の経過により変化する技術的基準に関する条項が含まれているときには、これらの条項は一般行為規則の規制により定めることができる。この場合、法令の公布時と適用時の間で不一致が存在することが考えられる（法令公布に関する法律第 17/2008/QH12 号第 8 条）。中央レベルの機関が制定した法令は全国で有効であるが、地方当局が制定した法令は当該地方でのみ有効である。

4. 法令の公布、修正、改廃における地方当局の役割

草の根レベルの人民評議会、人民委員会などの地方当局は、自己が公布し、所管地方においてのみ有効となる法令以外の修正、改廃、取消を行う権限を有さない。それにもかかわらず、地方当局は自己が管掌する他の国家機関の運営について指針、方針、または指示の規則を定めることがあり、これが当該地方での法令実施を促進したり、妨げとなったりすることがある。

第 2 節 知的財産分野における法令

1. 国内法令

知的財産分野における法的枠組みは、様々な法律および規制で構成されている。この枠組みの柱となっているのは、知的財産に関する法律およびその付随的規制である（合わせて「主要法令」という）。また、これらの法律および規制の他に、知的財産権の侵害に対する機能および救済措置をより包括的なものにする他の法律および規制も含まれている（合わせて「関連法令」という）。

主要法令は次の通りである。

法令名	施行日	公布日	制定機関	概要
民法 (第 6 編)	2006 年 1 月 1 日	2005 年 6 月 14 日	国会	知的財産権および技術移転を一般的に規定
刑法 (第 16 章)	2000 年 1 月 1 日	1999 年 12 月 21 日	国会	知的財産権分野における犯罪を特定
刑法改正に関する法律		2009 年 6 月 19 日	国会	著作権／著作隣接権の侵害罪を新設し、第 171 条を修正
知的財産に関する法律	2006 年 7 月 1 日	2005 年 11 月 29 日	国会	著作権、著作隣接権、産業財産権、植物品種に関する権利の保護を規定
知的財産に関する法律の改正に関する法律	2010 年 1 月 1 日	2009 年 6 月 19 日	国会	
政令 122/2010/N D-CP	2011 年 2 月 20 日	2010 年 12 月 31 日	政府	2006 年 9 月 22 日付政令 103/2006/ND-CP の数箇条を修正および補足
政令 119/2010/N D-CP	2011 年 2 月 20 日	2010 年 12 月 30 日	政府	政令 105/2006/ND-CP の数箇条を修正および補足
政令 97/2010/ND-CP	2010 年 11 月 9 日	2010 年 9 月 21 日	政府	産業財産権の分野の行政上の制裁に関する政令 106/2006/ND-CP の置き換え
政令 100/2006/N D-CP		2006 年 9 月 21 日	政府	民法および知的財産法の著作権および著作隣接

				権に関する数箇条の施行要綱
政令 103/2006/N D-CP		006年9月22日	政府	産業財産権に関する知的財産法の数箇条の施行要綱
政令 104/2006/N D-CP		2006年9月22日	政府	植物品種の権利に関する知的財産法の数箇条の施行要綱
政令 105/2006/N D-CP		2006年9月22日	政府	知的財産権保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の特定条項の施行要綱
政令 47/2009/ND- CP	2009年6月30日	2009年5月13日	政府	著作権および著作隣接権の分野の行政上の制裁を規定
通達 01/2007/TT- BKHCN		2007年2月14日	科学技術省	政 令 103/2006/ND-CP 施行要綱
通達 18/2011/TT- BKHCN	2011年7月22日		科学技術省	通達 01/2007/TT- BKHCN の数箇条を修正
通達 44/2011/TT- BTC	2011年5月1日	2011年4月1日	財務省	関税分野での模倣品の禁止および知的財産権の保護の要綱
共同通達 16/2009/TTL T-BTTTT- BCA		2009年5月12日	文化スポーツ 観光省および 公安省	海賊版の禁止における所管当局の協力の要綱
共同通達 02/2008/TTL T- TANDTC- VKSNDTC- BCA-BTP	2008年5月22日	2008年4月3日	最高人民裁判所、最高人民検察院、公安省、司法省	知的財産権分野の民事訴訟における特定規定の実施要綱
共同通達 01/2008/TTL T- TANDTC- VKSNDTC- BCA-BTP		2008年2月29日	人民最高裁判所、人民最高検察院、公安省、司法省	知的財産権分野の犯罪に対する刑事訴訟手続に関する要綱

関連法令は次の通りである。

法令名	施行日	公布日	制定機関
公布に関する法律	2005年7月1日	2004年12月3日	国会
公布に関する法律を修正する法律	2009年1月1日	2008年6月3日	国会
競争に関する法律	2005年7月1日	2004年12月3日	国会
取引に関する法律	2006年1月1日	2005年6月14日	国会
技術移転に関する法律	2007年7月1日	2006年11月29日	国会
不服申立および告発に関する法律(2004年および2005年修正)	1999年1月1日	1998年12月2日	国会
ハイテクに関する法律	2009年7月1日	2008年11月13日	国会
関税に関する法律	2002年1月1日	2001年6月29日	国会
関税に関する法律を修正する法律	2006年1月1日	2005年6月14日	国会
行政上の制裁に関する法令	2002年10月1日	2002年7月2日	国会常任委員会
行政上の制裁に関する法令を修正する法令	2008年8月1日	2008年4月2日	国会常任委員会
情報技術に関する法律	2007年1月1日	2006年6月29日	国会
民事訴訟法	2005年1月1日	2004年6月15日	国会
民事訴訟法を修正する法律	2012年1月1日	2011年3月29日	国会
刑事訴訟法		2003年11月26日	国会
ラベリングに関する政令89/2006/ND-CP		2006年9月30日	政府
事業登録に関する政令43/2010/ND-CP	2010年6月1日	2010年4月15日	政府
フランチャイジングに関する政令		2006年3月31日	政府

上記の法令のほか、現時点において、科学技術省は産業財産分野の行政上の制裁に関する政令 97/2010/ND-CP の実施の指針となる通達を策定中である。この通達はドメイン名、商号などに関する事案の解決のために所管当局間で協力する際に生じる問題の克服に寄与するものと期待される。

2. 国際協定および条約

ベトナムは多数の知的財産権保護に関する協定や条約に加盟し、あるいは締約国となった。先に述べたように、こうした協定や条約の加盟国になろうとするベトナムの取り組みは、ベトナム政府として知的財産に関する法制度を総じて国際基準に、具体的には TRIPS の要件により適合する制度へ転換させることを決定したことを示すものである。

これらの協定および条約には下記のものがある。

- 植物新品種保護国際同盟 (UPOV 条約)
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- 工業所有権の保護に関するパリ条約

- レコードの無断複製に対するレコード製作者の保護に関する条約
- 実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約
- 世界知的所有権機関
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定
- マドリッド議定書
- ASEAN 知的財産協力枠組み協定
- ASEAN・日本包括的経済連携協定
- 日・ベトナム経済連携協定
- 特許協力条約（PCT）
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）

3. 国際条約と国内法令の階層的関係

ベトナムが加盟し、あるいは締約国となっている国際条約は全てベトナム社会主義人民共和国の憲法の定める原則と抵触してはならない。さらに条約の締結、加盟、実施に関する法律第 41/2005 号の第 3.2 条および第 6 条、ならびに知的財産法第 5 条の規定によれば、ベトナムが当事者である国際条約の特定の規定が具体的事項に関して国内法に抵触している場合には国際条約が優先される。

第3節 知的財産権の侵害

1. 定義

知的財産権の侵害については一般的に定義されていない。それぞれの知的財産の対象への侵害については、当該知的財産の対象の特性により定義されている。

2. 従来の産業財産の対象への侵害行為

侵害の種類	定義	法的根拠
商標権の侵害	<p>-保護された商標と同一の標識を、その商標の登録申請書の添付リストに記載されている商品・サービスに使用すること</p> <p>保護された商標と同一の標識を、その商標の登録申請書の添付リストに記載されている商品・サービスと類似または関連する商品・サービスに使用することによって、商品・サービスの出所につき混同を生じさせるおそれのある行為。</p> <p>保護された商標と同一または類似の標識を、その商標の登録申請書の添付リストに記載されている商品・サービスと同一もしくは類似または関連する商品・サービスに無断で使用することによって、商品・サービスの出所につき混同を生じさせるおそれのある行為。</p> <p>- 周知商標と同一または類似の標識、または周知商標の翻訳または表音の翻訳である標識を商品・サービスに無断で使用する行為。周知商標を付した商品・サービスと類似でなくまたは関連しない商品・サービスに使用することによって、商品・サービスの出所につき混同を生じるおそれのある行為、またはその標識の使用と周知商標の所有者との関係について誤った印象を与えるおそれのある行為を含む。</p>	知的財産法 第129.1条
特許権（発明、工業意匠、回路配置を含む。）の侵害	<p>- 保護されている発明、工業意匠または実質的な創意がない別の工業意匠を無断で使用する行為、または保護されている回路配置またはその独創的な部分を所有者の許可を得ずに保護証書の有効期間内に使用する行為</p> <p>- 仮保護の権利に関する規定に基づく報酬を支払わずに、発明、工業意匠または回路配置を無断で使用する行為</p>	知的財産法 第126条

3. その他の産業財産の対象への侵害

地理的表示の侵害	-保護されている地理的表示を付した商品が固有の特徴的品質に適合しない商品であって、その商品がその地理的表示を付した地理的地域が原産であるとしても、その地理的表	知的財産法 第129.3条
----------	---------------------------------------------------------------------------------	------------------

	<p>示を使用する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> - 保護されている地理的表示の評判、信用を利用するために、その地理的表示を付した商品と類似する商品にその地理的表示を使用する行為 - 保護された地理的表示に該当する地域の原産でない商品に、その地理的表示と同一または類似の標識を使用し、その商品がその地域の原産であると誤認させる行為 - 保護された地理的表示を、その地理的表示に該当する地域の原産でないぶどう酒もしくは蒸留酒に使用する行為。商品の本来の原産地表示または地理的表示が翻訳で表記される場合や、「種 (kind)」、「型(type)」、「スタイル(style)」、「イミテーション(imitation)」のような表現を伴うものを含む。 	
不正競争行為	<ul style="list-style-type: none"> - 事業者、事業活動、商品またはサービスの商業的出所につき、混同を引き起こす商業的表示を使用する行為 - 商品もしくはサービスの原産、生産方法、性能、品質、数量またはその他の特徴、あるいは商品およびサービスの提供の条件につき、混同を引き起こす商業的表示を使用する行為 - ベトナム社会主義共和国が締結国である国際条約であって、商標所有者の代理人または代表者が所有者の許可なしにまたは正当な理由なしにその商標の使用を禁止する国際条約の締約国で保護された当該商標を使用する行為 - 他人の保護された商標、商号または使用権を有していない地理的表示と同一または誤認を生じさせるほど類似しているドメイン名について、当該ドメイン名を所有する目的、当該商標、商号もしくは地理的表示の社会的評判や信用から利益を得る目的、またはその評判や信用を侵害することを目的として、そのドメイン名の使用権の登録もしくは所有または使用をする行為 	知的財産法 第 130 条
営業秘密の侵害行為	<ul style="list-style-type: none"> - 不正な手段により営業秘密の適法な監督者が行った秘密保持手段を破って、営業秘密にアクセスし、または情報を入手すること。 - 営業秘密の所有者の許可なしに、その秘密情報を開示または使用すること。 - 営業秘密にアクセスし、取得しまたは開示するために秘密保持契約を破り、または秘密保持の責任者を騙し、誘惑し、買収し、強制し、そそのかし、信頼を濫用すること。 - 事業免許または製品の流通許可を申請する者の営業秘密に関する情報に、所管機関の秘密保守手段を破ってアクセスし、情報を入手すること。 - その営業秘密が a、b、c、d に規定する行為により他人が取得したことを把握しているかまたは把握しているはずであるにもかかわらず、その営業秘密を利用または開示すること。 - 秘密保持義務を履行しないこと。 	知的財産法 第 127 条
商号の権利の侵害	<p>他人が同一または類似の商品・サービスに既に使用した商号と同一または類似の商業的表示を使用し、その商号を用いている営業者、営業施設または営業活動につき混同を生</p>	知的財産法 第 129.2 条

行為	じるあらゆる行為は、商号の所有権を侵害するものとみなされる。	
植物品種の権利の侵害行為	<ul style="list-style-type: none"> - 保護証書の所有者の許可を得ないで、その権利を実施または使用すること。 - 保護される植物品種の名称と同一または類似の名称を同一または関連のある種の植物品種に使用すること。 - 報酬を払わないで、保護される植物品種を使用すること。 	知的財産法 第 188 条

4. 著作権および著作隣接権の侵害行為

著作権の侵害行為	<ul style="list-style-type: none"> - 文学的、芸術的または学術的著作物の著作権を不正に利用すること。 - 著作者名を詐称すること。 - 著作者の許可を得ないで著作物を公開または配布すること。 - 共同著作者の著作物をその共同著作者の許可を得ないで公開または配布すること。 - いかなる方法であろうと著作者の名誉および名声を損ねる著作物の改変、編集その他の歪曲をすること。 - 第 25 条第 1 項 a および d に規定する場合を除き、著作者または著作権者の許可を得ないで著作物を複製すること。 - 第 25 条第 1 項 i に規定する場合を除き、原典著作物の著作者または著作権者の許可を得ないで派生著作物を作ること。 - 第 25 条第 1 項に規定する場合を除き、著作権者の許可を得ないで、法律に定めるロイヤルティ、報酬またはその他の物質的利益を支払わずに著作物を使用すること。 - 著作者又は著作権者にロイヤルティ、報酬またはその他の物質的利益を支払わずに著作物を賃貸すること。 - 著作権者の許可を得ないで、著作物の複製、副本の生産、配布、展示をし、または通信ネットワークもしくはデジタル方式により公衆に伝達すること。 - 著作権者の許可を得ないで著作物を出版すること。 - 著作権者による自己の著作物の著作権を保護するために実施される技術的手段を故意に解除または無効にすること。 - 著作物に内在する電子的方式による権利の管理情報を故意に削除または変更すること。 - 著作権者による自己の著作物の著作権を保護するために実施される技術的手段を無効にする設備について知っているかまたは知り得べき根拠があるときに、その設備を生産、組み立て、分配、輸出入、売却または賃貸すること。 - 著作者の署名が模倣された著作物を作り、売却すること。 - 著作権者の許可を得ないで、著作物の副本の輸出入、または頒布をすること。 	知的財産法 第 28 条
著作隣接	<ul style="list-style-type: none"> - 実演家、録音および録画の製作者、放送事業者の権利を不正に利用すること。 	知的財産法

<p>権の侵害 行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 実演家、録音および録画の製作者、放送事業者の名前を詐称すること。 - 実演家、録音および録画の製作者、放送事業者の許可を得ないで固定された実演、録音・録画、放送番組を公衆に公開、上映及び伝達すること。 - いかなる方法であろうと実演家の名誉および名声を害する実演の改変、編集または曲解をすること。 - 実演家、録音・録画の製作者、放送事業者の許可を得ないで固定された実演、録音・録画、放送番組の複製または抜粋をすること。 - 著作隣接権の所有者の許可を得ないで、電子的方式による権利の管理情報を解除または変更すること。 - 著作隣接権の所有者による自己の権利保護のために実施される技術的手段を故意に解除または無効にすること。 - 著作隣接権の所有者の許可を得ないで、電子的方式にある権利の管理情報が解除または変更されたことについて知っているかまたは知り得べき根拠があるときに、実演、録音・録画、放送番組を配布、配布目的の輸入、放送、公衆伝達をすること。 - 暗号化されたプログラムの衛星信号を解読する設備について知っているかまたは知り得べき根拠があるときに、その設備の生産、組み立て、切り替え、分配、輸出入、売却または賃貸をすること。 - 適法な配布者の許可を得ないで、解読済みの暗号化されたプログラムの衛星信号を故意に受信し、または引き続き配布すること。 	<p>第 35 条</p>
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

5. 模倣品と海賊版

知的財産法では、模倣品と侵害品の間には明確な線引きを行っている。知的財産法第 213 条の規定によれば、模倣品とは、下記の 2 つのカテゴリの商品とされる。

- i) 第 1 のカテゴリのものは、他人の保護されている商標または地理的表示につき指定されたものと同じ商品に許可なく以下の標章を付した商品をいう。
 - 保護されている商標と同一であるか、その保護されている商標と基本的な側面につき識別できない標章

または、

 - 他人の保護されている地理的表示と同一であるか、その保護されている地理的表示と基本的な側面につき識別できない地理的表示
- ii) 第 2 のカテゴリのものは海賊版著作物を含むものである（保護されている著作物のデッドコピー）

第 4 節 知的財産権のエンフォースメント措置

1. 非公式の措置

ここで非公式の措置とは、知的財産権者が所管当局の介入を受けることなく自己の法律上の権利を守るために取ることのできる措置をいう。状況によっては、非公式措置のほうが訴訟より効果的である場合もある。非公式措置には、侵害行為防止のための技術的対策、地元紙への警告文の掲載、警告状の送付、侵害者との和解などがある。

対象となる侵害	措置の内容	所要期間	長所	短所
すべての侵害行為	関係者の協力の程度により異なる	期間に関する定めはない。通常は 30 日程度であるが、事件が複雑であればこれより期間が長くなることもある。	- 侵害者が誠実に対応すれば最短、最低費用で侵害を停止させることができる。 - この措置の結果を、その後の法的手続の証拠とすることができる。	- 侵害者の協力の程度に依存すること。 - 措置に強制力がないこと。

実際には、知的財産権者の目的が消費者に真正品を選択させ、模倣品／侵害品の流入を防止することにある場合には、技術的対策および／または地元紙への警告文の掲載が行われている。事案を友好的に解決したい場合は警告状の送付が推奨される。

警告状の内容は下記の通りとする。

- i) 発信者（知的財産権者またはその正式代理人）に関する情報
- ii) 侵害された知的財産権
- iii) 侵害行為の内容（侵害行為が発生した場所、侵害品／サービスの所在地、侵害の範囲など）
- iv) 侵害者への要求

代替的紛争解決方法として、侵害者に自己の行為が他人の知的財産権の侵害であるとの認識がない場合や自己に過失がないと考えている場合には和解または調停という形式で侵害者と協議することを推奨する。また、侵害者と直接の関係を構築することで知的所有権者またはその代理人は以後の訴訟で使用可能な貴重な情報を入手することができる場合が少なくない。

2. 行政措置

2.1 範囲と特徴

ベトナムでの行政措置の適用の範囲と特徴は以下の通りである。

対象となる侵害	適用される救済措置	所要期間	長所	短所

<p>- 著作者、権利者、消費者、社会の利益が損なわれる知的財産権の侵害行為</p> <p>- 模倣品の製造、輸入、輸送または取引またはこれらの行為を行わせる目的での模倣品の他人への譲渡</p> <p>- 偽造の標章、偽造の地理的表示を付した公印、ラベル、その他を作成し、輸入し、輸送し、取引または保管すること、またはこれらの行為を行わせる目的でのこれらの品の他人への譲渡</p>	<p>- 主要な制裁: 警告または罰金</p> <p>- 追加的な制裁および救済措置（侵害要素の除去または破壊）</p>	<p>約3ヶ月。</p> <p>事件の複雑さによって異なる。</p>	<p>- 時間を節約できる。</p> <p>- 侵害行為を即時停止させるための最も効果的な方法</p>	<p>- 損害賠償請求ができない。</p> <p>- 小規模事件への警告効果しかない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------

2.2 侵害は行政措置で解決可能

知的財産権の侵害に対する行政措置は、公共および消費者の利益はもとより、社会的秩序を保護することを目的としたものである。このようなことから、行政措置は、知的財産法で定める適用条件に該当する侵害に対してのみ適用することができる。

a. 著作者、権利者、消費者、社会に損失または損害をもたらす侵害行為

行政措置により知的財産権の侵害行為を解決するための第一条件は、当該侵害行為が著作者、知的財産権者、消費者または社会に損害をもたらしていることである。この規定は、侵害者に対する警告状を送付するとの条件を除去するために改定されたものである。警告状の送付は、それまでは、つまり改正前の法律では行政措置を適用するための前提条件となっていた。しかし、それでは侵害が当該知的財産権に実際に損害を生じさせ、それを行政措置によって解決しようということはいかに確立するかという疑問が生じるのである。

上記の問題に対処するため、知的財産の分野での行政上の制裁に関する政令（現行の産業財産権の分野での行政上の制裁に関する政令第97/2010/ND-CP号）では、侵害行為が行政措置で解決する対象となるかどうかは侵害の性質を考慮して決定すると定めている。従って、知的財産権の侵害行為はいかなるものも著作者および知的財産権者に一定範囲の損害をもたらすので、著作者および／または知的財産権者の要求に基づき、行政措置により解決することができる。他方、消費者または社会の利益（「公共の利益」という）を損なう侵害行為であれば、知的財産権者に実際の損害がなくても行政措置を適用することが可能である。

侵害によって「公共の利益」が損なわれていることを所管当局に証明するためには、知的財産権者は侵害品とされる製品が次のいずれかに分類されることを証明しなければならない。

- 食料品
- 医薬品または薬剤
- 動物の飼料

- 肥料
- 動物用薬剤
- 殺虫剤
- 植物品種
- 人体、家畜類または環境に悪影響を与える家畜（この場合、当該侵害品が人体に有害な影響を与えたこと、または与える可能性があるとして知的財産権者が主張する根拠となる科学的証拠などを添える）

b. 模倣品

模倣品に行政措置を適用するための具体的条件は示されていない。知的財産権者から請求があったときまたは所管当局の職権により行政措置が適用できるようになっており、知的財産権者は自己の権利の証拠を提出し、当該商品が自己があるいは自己が権限を付与したのものにより製造されたものではないことの陳述を行う必要がある。所管当局が比較のため真正品のサンプルの提出を求めることもある。

c. 偽造標章または偽造の地理的表示が付された公印、ラベルその他の物

偽造標章または偽造の地理的表示が付された公印、ラベルその他の物は、知的財産権者の請求により、または所管当局の職権により行政措置を適用できる物である。

2.3 行政上の救済措置

公共の利益を保護する手段として行政措置においては、刑法に規定がない犯罪に対処するため、下記の行政上の救済措置または制裁を行う権限が認められている。

a. 主な制裁

- 警告：知的財産権の侵害行為の初犯者または所定の酌量事由に該当する知的財産権侵害者に課される。
- 罰金：累犯の侵害者に課される。ただし、いずれの場合においても罰金は5億ベトナム・ドンを上限とする。

b. 追加的な制裁

- 没収：模倣品および模倣品の製造のみに使用された手段に追加的に課される。
- 一定期間の営業停止

c. 結果を是正する措置

行政措置には、主要な制裁という形で侵害者を処罰する一方で、知的財産権の侵害者が知的財産権者や消費者に対して深刻な影響を及ぼすことを防ぐ意味もある。知的財産法の下では、以下を含めいくつかの措置がある。

- 侵害要素の除去：この制裁は、（侵害要素を排除した後の）侵害品が非営利目的で使用されるものとなった後に、当該の知的財産権が再び脅かされることのないように採用される。

侵害要素の除去は、ほとんどが侵害品に適用される措置である。侵害要素が排除された後、問題の商品は以下を条件として売買や寄付の対象とすることができる。

- + 使い物にならない状態でないこと。
- + 知的財産権者の利益を損なう可能性が低いこと。

すなわち、侵害要素が必ず除去されていること。当該商品が売買されても当該知的財産権の正常な利用の妨げとならないこと。当該商品のエンドユーザーが知的財産権者の潜在顧客ではないこと。

模倣品に対しても同様の条件で除去措置が適用される可能性がある。ただ、政府の政策では模倣品に対する対策や措置の方が厳しく、所管当局は模倣品に対して除去措置以外の対策を適用する傾向にある。

- 侵害品の破棄： その性質上、人体に害を及ぼし、あるいは家畜や植物品種に有害な影響を及ぼす侵害品に対しては、無条件で破棄処分が適用される。また、この制裁は侵害品が以下に該当する場合にも適用される。
 - 当該品に含まれている侵害要素が除去不能である場合。
 - 侵害要素を排除すると侵害品が使い物にならない場合。
 - どのように処理されたかにかかわらず、侵害品が引き続き知的財産権の正常な利用を妨げる場合。
- 侵害品の回収： 所管当局は侵害品や模倣品がそれ以上知的財産権者の利益を脅かすのを防ぐため、侵害者に対して侵害品や模倣品の市場からの回収を要求することができる。但し、この措置が現実に適用されることは稀である。
- 産業財産権を侵害する商品で輸送中のもののベトナム領土からの強制排除または偽造標章もしくは偽造の地理的表示の付された商品の強制再輸出。
- 産業財産権保護のための表示の強制的訂正または追加。
- 産業財産権に関する誤った表示の強制的な公的訂正
- 行政上の違反による不当利得の国庫への没収

2.4 知的財産権侵害事件の手続きの進め方

a. 注目に値するヒント

知的財産権者は、所管当局の果たす役割を通じて十分慎重に知的財産権侵害に対処する計画を立てなければならない。以下は、知的財産権者が留意することが望ましい、注目に値するヒントである。

ヒント1: 知的財産権侵害対策における目標設定

現在行われている侵害行為に対して知的財産権者が損害賠償請求その他の救済措置によることなく即時の侵害停止を求める場合、知的財産権者は行政措置を利用すべきである。

知的財産権者が法律に定める救済措置（侵害行為により生じた損害の補償を含む。）を請求しようとする場合には、民事手続によらなければならない。民事手続では、知的財産権者が受けた損害はある程度まで回復することができ、また侵害の結果を他の救済措置により解決することが可能である。

実際には、上記の方法を組み合わせたのが良い。知的財産権者は行政措置により侵害を即時停止させた上で侵害の確固たる証拠を収集し、損害賠償を求める民事裁判を提起することができる。

ヒント2: 調査

知的財産権者は、自身の知的財産権の侵害行為に関する証拠と情報を持っていないと、侵害が疑われる者に対抗することはできない。証拠としては、侵害品のサンプル、広告物の写し等がある。この段階で、証拠は対象となる侵害行為の調査に沿って収集しなければならないことに留意されたい。調査の対象は卸売業者、小売業者、輸入業者、製造業者、輸送業者、流通業者などを含めた侵害が疑われる個人／組織である。調査では侵害者の名前・名称、住所、侵害行為が行われた場所、時間、範囲の特定に重点を置かなければならない。また知

的財産権者は、侵害行為の解決促進のため、調査においては侵害行為の写真、侵害品／模倣品のサンプルなど侵害行為の証拠を集めることに注意する必要がある。

ヒント 3： 侵害行為に対する戦略の策定

知的財産権者は、調査結果に基づき、侵害行為に対する戦略を策定しなければならない。これには適用する措置の決定、侵害行為に対抗するための適切な計画の立案、行政措置の請求後に民事訴訟により損害賠償請求するかどうかが含まれる。

ヒント 4： 侵害者から行われる可能性のある全ての対抗措置の評価

知的財産権者は、侵害者が全ての考えられる対抗措置を準備していることを常に念頭に置いておかなければならない。このような対抗措置としては、該当する知的財産権の無効訴訟、知的財産権者および／または所管当局が権利行使過程で誤りを犯した場合には、それに対する賠償請求などがある。

ヒント 5： 侵害行為への対応を求める所管当局の選定

知的財産権者が行政措置を取ろうとする場合、侵害行為への対応はどの所管当局が適切かを常に考えなければならない。知的財産権者はこの判断に当たって以下の要素および例を検討しなければならない。

[1] 所管当局

各所管当局には、特に下記の通り特定の知的財産権侵害行為の対応に関してそれぞれ受け持ちがある。

	発明 実用新案 回路配置	商標、地理的 表示、商号、 工業意匠／模 倣品	不正競争	著作権 著作隣接権	植物品種
所管当局	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学技術監査局 ● 税関（トランジットおよび輸入） ● 人民委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場管理局（国内市場での取引および輸送） ● 経済警察（偽造商標商品及び偽造地理的表示商品） ● 科学技術監査局 ● 税関（トランジットおよび輸入） ● 人民委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム競争当局 ● 情報通信監査局（ドメイン名） ● 科学技術監査局 ● 税関（トランジットおよび輸入） ● 人民委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化スポーツ観光監査局 ● 市場管理局 ● 警察 ● 国境警備軍 ● 海上警察 ● 税関 ● 人民委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業監査局 ● 2002年行政制裁に関する規則に規定されたその他の所管当局 ● 税関 ● 人民委員会

つまり、取引において知的財産権の侵害行為が行われた場合、市場管理局が最適な部署となるが、その行為が生産の過程におけるものである場合は各部門の監査官が該当となる。

[2] 知的財産権の侵害場所

もう一つ決め手となる要素は、知的財産権の侵害行為が発生した場所である。これは、各

専門執行機関の知的財産権のエンフォースメント業務も場所を基準に割り当てられているからである。

<注>

- i) 知的財産権者は、侵害に対する申立書の提出先を、知的財産権の侵害行為が発見された省の所管当局としなければならないことに注意すべきである。
- ii) 知的財産権の侵害行為が、その発生後に複数の市や省にまたがって広がった場合には、当該侵害行為に対する制裁適用の請求は、中央レベルの所管当局にのみ提出できる。

ヒント 6： 鑑定書

所管当局は、知的財産権者の主張が正しいのかそうでないのかの判断に迷うことがある。そのような場合に、知的財産権者がその問題について鑑定書を入手して提示できれば、所管当局の不安を払拭することができる。

ヒント 7： 所管当局への援助

所管当局は国家予算により業務を行っているが、予算には限りがあり、主に国から指示された業務に予算が費やされる。従って、知的財産権者からの援助は歓迎されることであり、ベトナムの法律はこれを認めている。援助の形態としては技術・財政援助があり、調査・レイドから保管・侵害品の破棄等までの措置の実施において生じる実費が賄われる。

b. 手続き

行政措置は、知的財産権者の請求あるいは職権により行われる。知的財産権者は、所管当局に行政上の救済措置の開始を請求したい場合、産業財産権の分野における行政上の制裁に関する第 97/2010/ND-CP 号が規定する一定の要件を満たさなければならない。

知的財産権侵害事件の処理手続きは大きく 2 段階に分かれる。

第 1 段階 この段階では知的財産権者が手続きをすることになるが、請求の準備作業が中心になる。

第 2 段階 この段階では所管当局が手続きを開始し、知的財産権の侵害とされる行為の検証と行政措置の適用（必要がある場合）が中心になる。

知的財産権者による手続き

第 1 ステップ：

知的財産法によれば、知的財産権者は知的財産権の侵害行為に対する行政措置を求める請求を作成して提出しなければならない。所管当局所定の請求の様式はない。しかし、知的財産法および産業財産分野における行政上の制裁に関する政令第 97/2010/ND-CP 号は、知的財産権者による請求書に記載すべき事項の一部として、侵害が疑われる者の名称・名前と住所、侵害が疑われる知的財産権の内容、知的財産権の侵害行為の詳細など、知的財産権者が初期段階で発見し収集した事項を含めることを要求している。請求は文書で行うものとし、以下を添付しなければならない。

- i) 申立人の権利を証明する証拠、すなわち当該知的財産権の登録証もしくは特許証の認証コピー、または申立人が当該知的財産権を保護する権利を得た知的財産権

- 使用許諾契約の認証コピー。
- ii) 当該知的財産権の侵害行為があったことを示す証拠。例えば、広告物、販促品、侵害要素を含んだ商品サンプル、または模倣品のサンプル。
 - ii) 侵害の疑われる者、侵害の範囲、場所および時期に関する情報
 - iii) その他の必要書類及び証拠
 - iv) 申請書を代理人を通して提出する場合は、委任状

申請書を作成するときは、知的財産権者は上記の注とヒントのリストを再度チェックしなければならない。これらに従わなかった場合、知的財産権者は時間と他の資源を無駄にする可能性がある。

第2ステップ:

所管当局が知的財産権者から請求を受けた場合、まず当該請求が形式要件に準拠しているかどうかを調べる。準拠していることが確認された場合、所管当局は行政措置を開始する。行政措置が第2段階に入ったともいえる。

第2段階においては、知的財産権侵害に対して行政措置を進める権能を与えられた所管当局のみが稼働する。これらの当局には、(i)科学技術省(MOST)、(ii)商工省(MOIT)、(iii)文化スポーツ観光省(MOCST)、(iv)公安省(MPS)、(v)税関総局(GDC)などがあり、とりわけ、知的財産権侵害を処理する権限を以下の専門部門を通じて行使している。

- 産業財産権監査局－科学技術省下の部門
- 市場管理局(Market Control Bureau)－商工省(MOIT)下の部門
- 文化監査局－文化スポーツ観光省(MOCST)下の部門
- 経済警察－公安省下の部門
- 税関総局

請求を受けた所管当局は当該事案に対応するため下記の措置を取らなければならない。

所管当局による手続き

第1ステップ: 請求受理と行政上の処分(レイド)の準備

所管当局は、請求を受理した後、請求書、添付文書および証拠の内容を審査する。申請者が提出した文書および証拠が不十分であるか、または提出された請求書と不一致がある場合、所管当局は申請者に対して通告書を送付し、当該通告書の日付から30日以内に追加文書、証拠および/または説明書を提出するよう求める。

請求書に問題がなかった場合、該当局の担当者は請求を受理して30日以内に、申請者に対して、予定期日、手順、解決方法、侵害行為の審査、検査、検証における知的財産権者からの支援・援助の要求を通知する。

所管当局は、その裁量により、侵害の疑われる者に対し、関連文書の提出および侵害の疑いがある行為についての説明を要求することができる。

行政措置を求める請求の受理後に当該産業財産権の登録権、所有権、侵害解決請求権、保護条件、保護範囲について異議申立、告発または紛争がある場合、その事案を受理した所管当局は以下を行うことができる。

- i. 知的財産法に従い、異議申立、告発の解決、または所管当局における決定の手続を完了させるよう関係者に要求すること。

- ii. 知的財産権者に対し、説明、誓約を行うこと、または NOIP に当該知的財産権の法的地位を明らかにするよう要求すること。

侵害行為に多数の複雑な事項が含まれている場合、または複数の組織あるいは個人が関係する場合には、事件を受理した所管当局は当該事件の処理に関して他の所管当局の協力を要請することができる。すなわち、複雑な侵害行為である場合には当該事件に対処するため複数の所管当局が共同組織を形成する傾向がある。例えば、知的財産権者が特定の侵害行為の解決を警察に要請した場合、警察は、その裁量により、科学技術省監査局または市場管理部門と協力して当該事件に対処することができる。この段階では、所管当局は申立人に対し、侵害の疑いのある行為が知的財産権の侵害行為にあたるかに関する鑑定を取得するよう要求できる。

上記の実行後、所管当局はレイドを実施する決定を発行する。

第2ステップ：レイドの実施

レイドにおいて、当局担当者が侵害行為を確認した場合には行政上の違反行為の捜査記録書を作成しなければならない。捜査記録書の作成者は、違反した組織または個人に侵害行為に関する意見を述べるよう促さなければならない。

侵害品、模倣品および／または侵害手段は封印し、差し押さえる。所管当局は、その裁量で捜査対象となった個人/団体に対し、当該事案の更なる解決に向けて、その敷地内で商品に触れないよう命じるか、保管をすることを命じることができる。そして、本件の封印、押収、保管命令は記録されることとなる。

第3ステップ：疑われる侵害行為の査定および関係者への説明および補足文書提出の要求

事件の解決において、侵害の疑いがある者は、申立人の要求に同意できない場合は、行政違反の捜査記録書の作成日から 10 日以内に、その裁量によりまたは担当者からの要求により、情報、文書、証拠または説明を提出することがある。侵害の疑いがある者は、適法な理由に基づき、事件を受理した所管当局に対し、上記期間の延長を申請することができるが、行政違反の捜査記録書作成日から 30 日を超えてはならない。

捜査手続対象の方法の発明、方法の実用新案に対する権利の侵害がないことの証明に関しては、侵害の疑いがある者が立証責任を負わなければならない。従って、かかる者は疑義品が発明または実用新案の保護の対象となる方法を用いて製造されたものでないことを証明しなければならない。

前の段階で鑑定を取得できなかった場合、所管当局は、この段階で、その職権により、事件解決促進のため鑑定を求める。

第4ステップ：決定

侵害が認定された場合、当局は行政上の制裁に関する決定を発行する。制裁決定の期限は行政違反の捜査記録書の作成日から 10 日である。多くの複雑な事情のある行政違反の場合には、決定発行の期限は 30 日となる。検証、証拠収集にさらに時間を要する事件については、当局担当者はその旨を直属の上司に文書で通知して期間の延長を求める。延長は文書により行い、延長期間は 30 日を超えてはならない。所管当局は、当該事案の制裁の決定を含めて知的財産権者かその代理人によく連絡をしている。

侵害なしと認定された場合、当局は事件を棄却して差し押さえた商品がある場合はそれを返却する。知的財産権者は、虚偽申立を理由として、侵害の疑いをかけた者から民事訴訟を提起される可能性がある。

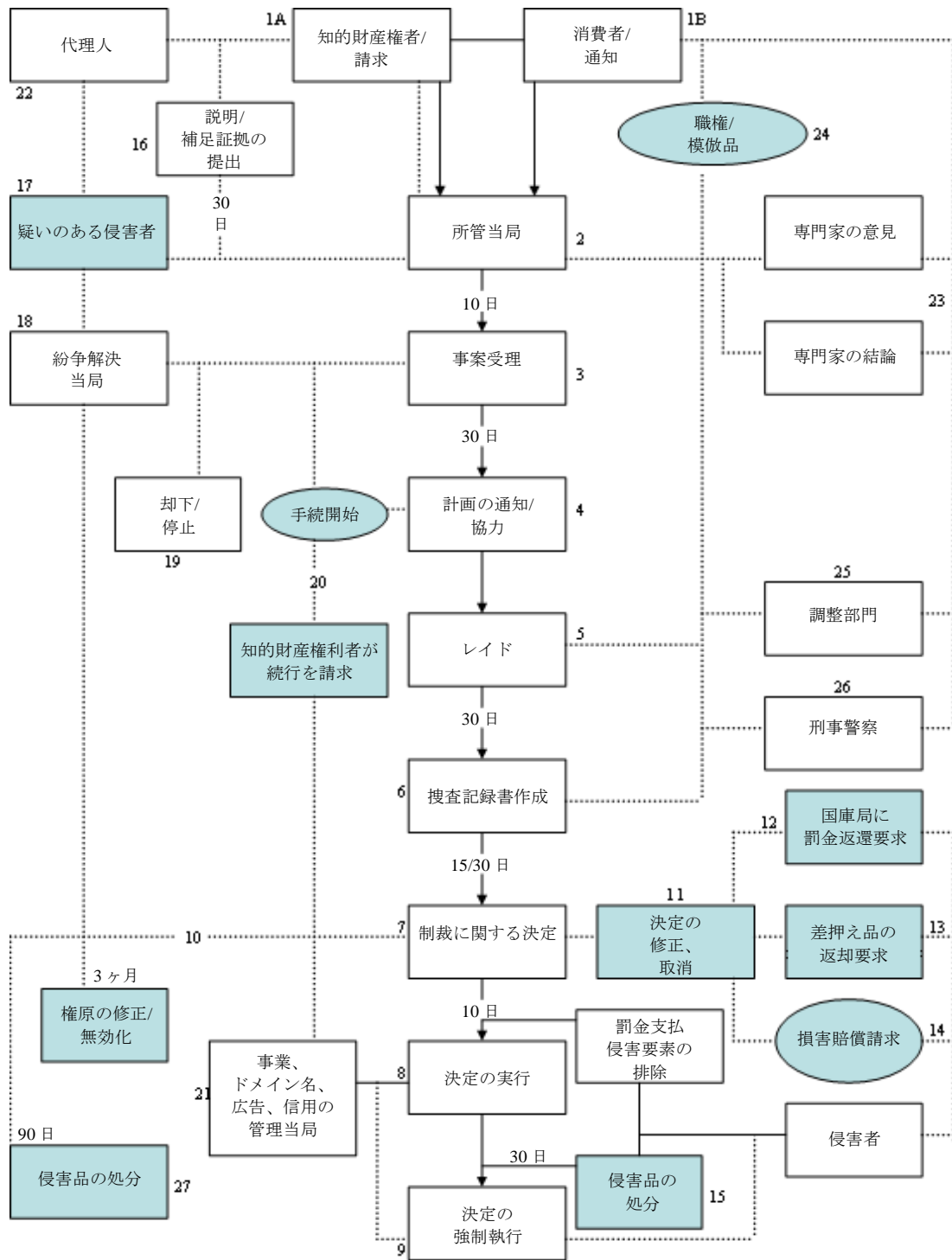
第5ステップ: : 制裁決定の実行

行政違反の制裁対象となった個人および組織は、制裁決定を受領してから 10 日以内に制裁決定を実行しなければならない。

上記の行政上の救済措置は侵害品および侵害手段に対処するため適用される。没収された侵害品、侵害の手段の処分は制裁決定に署名された日から 90 日以内に行わなければならない。かかる処分の方法、時期、場所は知的財産権者またはその代理人に通知する。

知的財産権者および/またはその代理人は、没収された侵害品および違反の手段の処分につき、立会および監督を行う権利を有し、所管当局を支援する義務を有する。

産業財産権のエンフォースメントにおける行政手続の詳細を下記に示す。



フローチャートの説明

1A	権利を侵害された知的財産権者は、所管当局に対して侵害解決を要求する権利を有する。
1B	知的財産権の侵害により消費者または社会に損失が生じていることを発見した者であれば誰でも可。
2	所管当局とは次をいう。i) 科学技術監察局、ii) 情報通信監察局、iii) 市場管理部、iv) 税関、v) 警察 vi) ベトナム競争管理局、vii) 省および県レベルの人民委員会
3	所管当局は、請求の受付から 10 日以内に、請求を正式に受理するか、（30 日以内に）補足文書の提出を求めるかを決定する必要がある。
4	所管当局は申立人に解決計画を通知する。
5	所管当局が侵害行為に対するレイドを実施する。
6	所管当局が侵害行為を認定した場合、侵害停止を命令し、捜査記録書を作成する。
7	行政上の制裁の決定は捜査記録書の作成日から 10 日（複雑な事件では 30 日）以内に発行しなければならない。
8	侵害行為にあたる場合、決定の受領日から 10 日以内に制裁を実行しなければならない。
9	所管当局は、決定の実行期限経過後、制裁の決定に記された行政措置を実行するよう侵害者に対して強制執行を行う。
10	紛争解決当局（国家知的財産庁（NOIP）など）が、制裁決定の日から 3 ヶ月以内に当該権原の（全部または一部の）有効性の修正、取消、無効化を行った場合、
11	制裁決定を発行した所管当局は、他の所管当局（国家知的財産庁（NOIP）など）による紛争解決決定に従い、当該決定の（全部または一部の）有効性の修正、取消、無効化を行わなければならない。
12	(11)に基づく制裁決定の修正、取消、無効化が行われた場合、侵害者は国庫局に罰金の返還を求めることができる。
13	(11)に基づく制裁決定の修正、取消、無効化が行われた場合、侵害者は差押品の返却を求めることができる。
14	(11)に基づく制裁決定の修正、取消、無効化が行われた場合、侵害者は知的財産権者に対して損害賠償を求めることができる。
15	侵害者は、制裁の通知から 30 日以内に、i) 侵害要素の排除、ii) 侵害要素の廃棄、iii) 非営利目的での流通または使用、iv) ベトナムからの撤去または排除、を行わなければならない。知的財産権者は侵害品の処理手続に参加する権利を有する。
16	所管当局は知的財産権者に対し、10 日以内（30 日以内に延長可能）に追加の文書および証拠を提出するよう要求することができる。
18	申立権、保護の範囲および／または権原の有効性に関する紛争／異議申立が存在する場合、所管当局は申立人に対し、他の所管当局（国家知的財産庁（NOIP）など）による紛争／異議申立の解決を要求することができる。所管当局は、知的財産権者の誓約または国家知的財産庁（NOIP）からの回答の受領から 15 日以内に、その裁量により、行政措置の申立の受理または却下を決定することができる。
19	所管当局は、下記の場合には行政措置の実行を却下しなければならない。i) 当該知的財産権に争いがある場合、ii) 申立人が請求内容の説明を行わずまたは文書の追加提出をしなかった場合、iii) 行政措置を制限する法律が適用される場合 iv) 侵害が認められない場合、v) 措置を継続する理由がない場合、vi) 疑われる行為が知的財産法第 125.2 条の定める例外にあたる場合。 所管当局は下記の場合には行政措置を停止しなければならない。i) 請求受理の後

	に紛争が生じた場合（他の所管当局が紛争を解決するまで）、ii) 申立人が請求を取り下げた場合、iii) 関係者が事件の解決に同意した場合。
20	紛争が生じた場合、知的財産権者は宣誓書を提出し、疑いがある侵害者に対して補償（存在する場合）を支払うことを誓約することにより、行政措置の継続を要請することができる。
21	事業登録、ドメイン名、広告、ラベル、信用を所管する当局は、下記に関連する制裁決定の要求を実行しなければならない。i) 侵害の強制終了、ii) ウェブサイトおよび広告手段からの侵害要素の強制排除、iii) 侵害品／サービスに関連する電子取引を含めた事業活動の一定期間の停止、iv) 侵害要素を含む商号またはドメイン名の変更または取消、v) 罰金の徴収
22	知的財産権者はそのベトナム事務所代表者または知的財産代理人に対し、行政措置の請求権限を付与することができる。
23	所管当局は、国家知的財産庁（NOIP）または知的財産権鑑定機関に対し、侵害が疑われる事件についての専門家の意見書の発行を求めることができる。 知的所有権者および侵害が疑われる者は知的財産権鑑定機関から専門家の結論を入手できる。
24	所管当局は職権で検査、査察、捜査を実施し、所有権者と協力して偽造の確認および対処を行う責任を負う。
25	下記については協力が必要である。i) 当該事件が複雑および／または各種の個人あるいは組織に関連している場合、ii) 侵害、侵害を受けた物品の価値、罰金、その他の措置についての合意形成、iii) 所管当局による当該事件への適切な対応を支援するための諮問委員会の設立。
26	侵害が犯罪を構成する場合、所管当局は事件を警察に送付して刑事措置を取る。
27	制裁決定から 90 日以内に、没収品について次の処置を行うものとする。i) 知的財産権者の知的財産権を妨げることなく、侵害要素を排除するかあるいは非営利の目的に使用する、ii) 侵害品を廃棄する。知的財産権者は侵害品の取り扱いについて所管当局への証言および支援を行うことができる。

3. 水際対策

3.1 適用の範囲と特徴

ここ数年、水際対策に対する知的財産権者の注目度が高まっている。その理由は水際対策による抑止効果が実証されているだけでなく、ベトナムの国境ゲートでの知的財産権侵害防止において有効に機能しているからである。

水際対策は、模倣品／侵害品がベトナム国境を越えて輸入／輸出されることを阻止するために必要な迅速な介入的措置とみなされている。水際対策には、下記のものがある。

- 知的財産権の侵害疑義品を発見するための監視／監督
- 知的財産権侵害疑義品の通関停止

a. 税関監視の申請

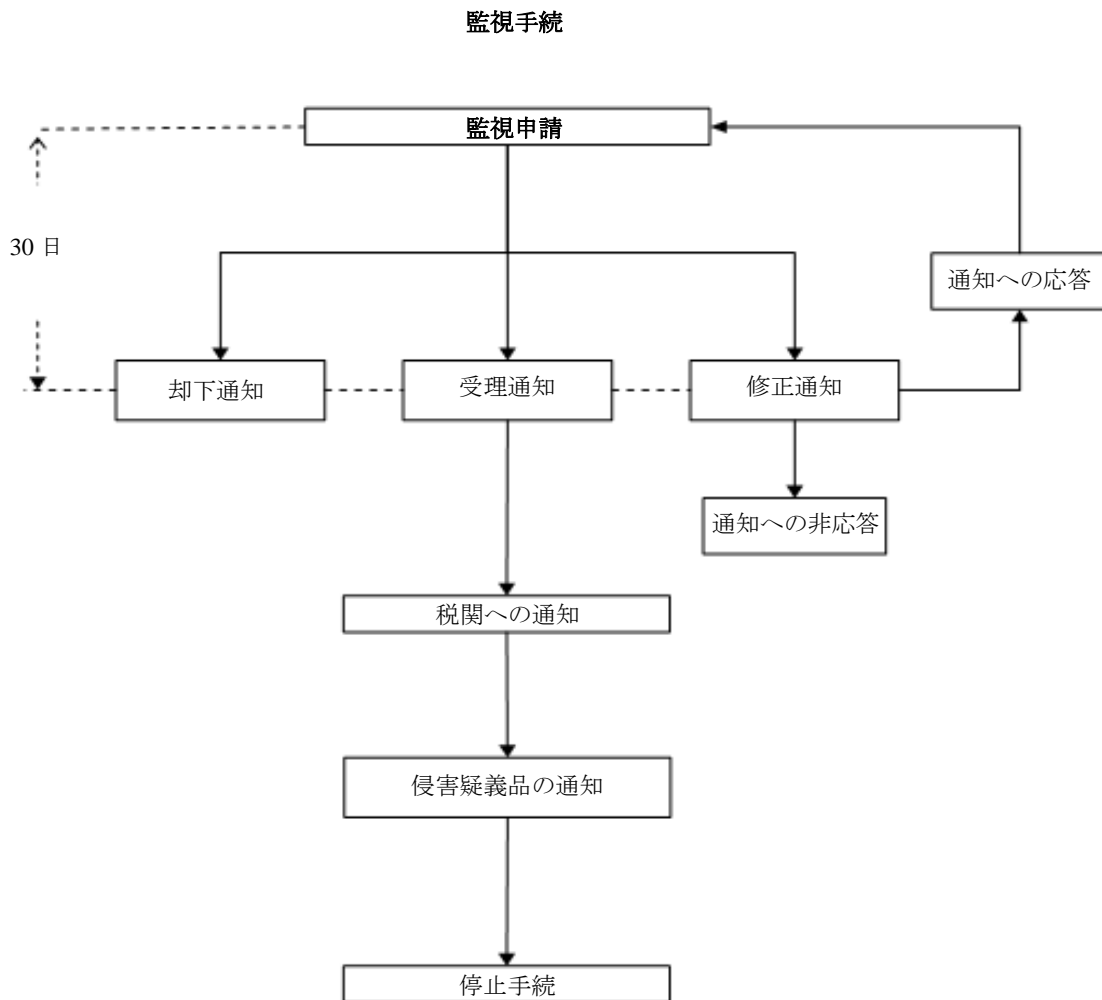
税関に対して水際対策の実施を要請するためには、知的財産権者が税関総局（GDC）の調査監督部（ISD）に申立書を提出し、ベトナム全国の税関向けとするか特定の省の税関（COP）向けとするかを指定する。申立書には下記を添付しなければならない。

- 監視申請書
- 委任状（現地代理人を通じて申請する場合）
- 申請者の権利を証明する文書
税関における模倣品および知的財産権侵害品の規制についての指示である通告 44／2011/TT-BC の 15.1a 条および政令 105/2006/ND-CP を改正した政令 119/2010/ND-CP の 4 条の規定により、これらの書類は次のいずれかのものでもよい。（i）発明、実用新案、工業意匠特許の証明、集積回路配置、商標、地理的表示の登録証明、（ii）国の産業財産権登録簿からの抜粋、著作権および関連する権利の国の登録簿からの抜粋、育成者権の国の登録簿からの抜粋であって、当該主題を登録する所管官庁により発行されたものであることを要する。
- 真正品および／または侵害品の識別方法に関する説明
- 侵害品の主な特徴の説明とその写真（ある場合）
- 知的財産権の侵害行為が疑われる輸出入者のリスト（ある場合）
- 侵害品および／または侵害疑義品に関するその他関連情報（ある場合）

税関は、申立書を受け取ってから 30 日以内に、申立を受理するか却下するかを申立者に通知しなければならない。受理された申立の有効期間は 1 年間であり、さらに 1 年間延長することができる。それ以後は、知的財産権者が監視の継続を希望する場合は再申立することになる。

税関監視制度では、発明、実用新案、工業意匠、集積回路配置、商標、地理的表示の各権利、著作権および著作隣接権、並びに品種育成者権をカバーし、不正競争制度で保護された利益は税関監視制度ではカバーされていない。

国境監視手続は下記の通りである。

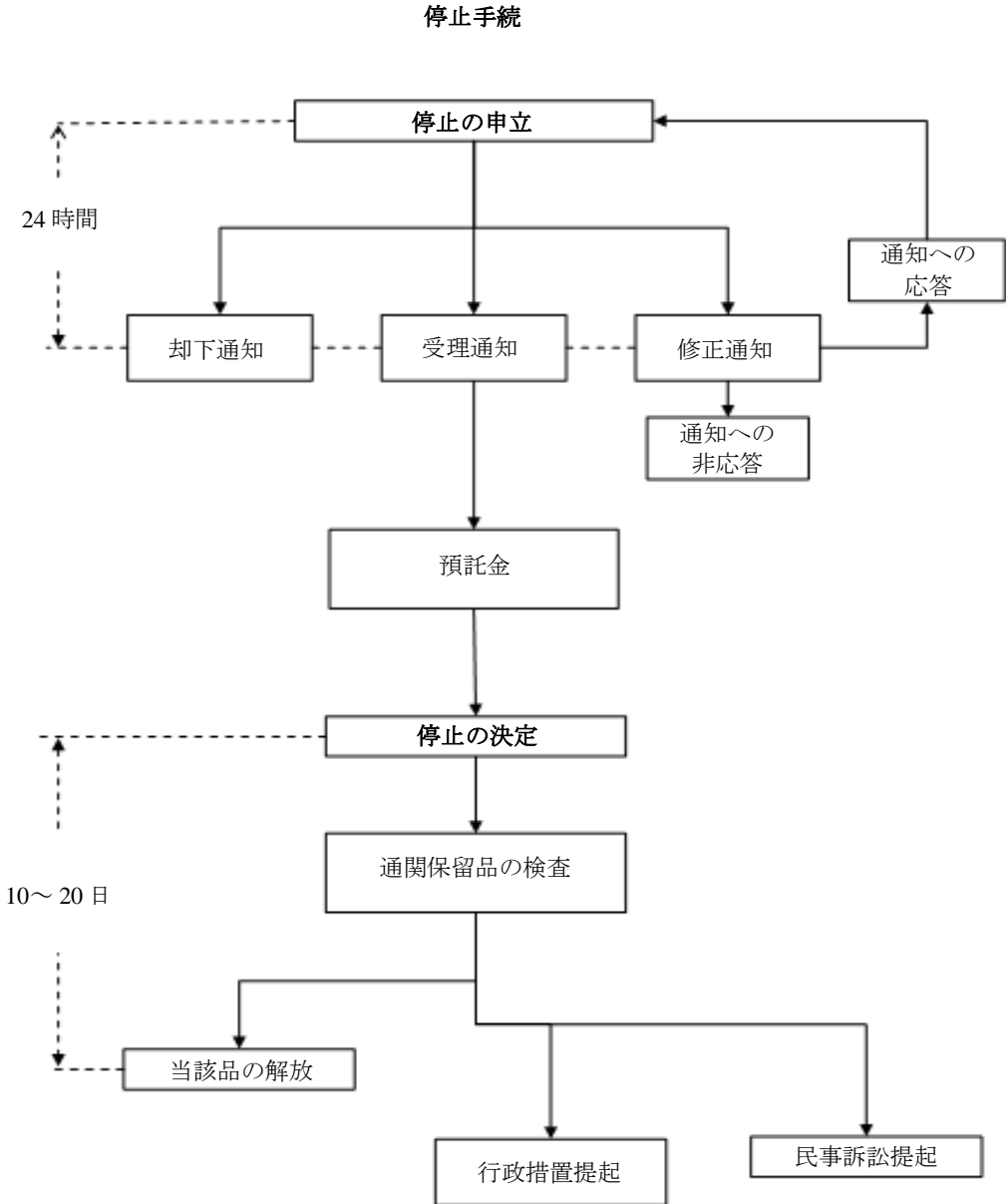


税関が知的財産権者の申立を受理した場合には、監視制度を運用する。税関が侵害疑義品を発見した場合には、当該品の通関を仮停止し、直ちに知的財産権者またはその代理人に通知する。知的財産権者またはその代理人は、通知から 3 営業日以内に、停止申立書を提出するとともに、停止当該品の価額の 20%か、当該品の価額合計が不明であればあいは 2000 万ドン（1,000 米ドル）の供託金または銀行保証を預託しなければならない。

税関は、申立があった物品につき 10 日間の通関停止を行うことができる（必要に応じてさらに 10 日間延長することができる）。知的財産権者は、定められた停止期限内に、保留品の所有者に対する民事訴訟の提起を含め、違反の主張を確固たるものとし可能な措置を取り、税関に対して保留品の所有者への行政措置を実施するよう要請するか、または保留品の所有者と合意に達するものとする。

上記のいずれかの措置を取る決定は、保留品の検査および収集した関連情報に基づいて行う。

通関停止手続を以下に示す。



水際対策は、その性質上、行政措置であると捉えることができる。これは税関が事件解決のための最終的な行政上の決定を行うことができるからである（侵害が認定された場合は行政上の制裁を決定し、侵害が認定されなかった場合は通関停止品の通関を行う）。その一方で、水際対策は侵害疑義品の通関停止およびその後の民事手続のための関連証拠の収集という中間措置の性質を持つ。以下はここ数年間の水際対策に関連するデータである。

- 2008年：13件、罰金総額 970,000,000 ドン
- 2009年：携帯電話部品 3,756 kg、携帯電話 800 台、化粧品 7,729 瓶、タバコ 93,820 箱、ワイン 300 本、潤滑油 3,940 瓶、パイアグラ 3,000 錠。上記の価額は 50,000,000,000 ドンである。
- 2010年：
 - * 「Nokita」の標識が付された携帯電話（「Nokia」標章を侵害）2,000 台、36,000 米ドル相当。Nokia 偽造携帯電話 338 台、約 150,000,000 ドン相当。
 - * Vinataba 偽造タバコ 2,500 箱、555 偽造タバコ 2,000 箱。
 - * Ballentines 偽造ワイン 969 瓶、Stolichnaya 偽造ワイン 14,400 瓶
 - * 各種化粧品、305,000,000 ドン相当。
 - * 自動車用 Vistra 偽造潤滑油 696 瓶。模倣品の疑いのある「Honda」または「Castrol」の標識が付された潤滑油 1,488 瓶。
 - * Louis Vuitton 偽造財布、バッグ、ベルトなど。
 - * Gucci 偽造メガネ 38 本
 - * コンピュータ用 AMP netconnect 偽造光ケーブル

3.2 水際対策の長所と短所

対象となる侵害	救済措置	所要期間	長所	短所
輸入および輸出	+ 通関停止 + 侵害行為への制裁 または所管当局（他の行政機関または裁判所）への事件の移送	事件の複雑さによって異なる（表を参照）	- 侵害品のベトナムへの輸入を阻止できる。 - 時間が節約でき、費用効率が高い。	- 知的財産権者は通関停止を要請する前に輸入品／輸出品の十分な情報を入手しておく必要がある。

水際対策の行政的側面は水際対策の申立の提出および疑われる侵害が起こったときの税関との協力のみであり、知的財産権者は水際対策の実効性向上のため幅広い措置を取る必要がある。特に、知的財産権者は、国境監視が実施されたときあるいは国境監視の申立の前においてさえ、税関と密接に協力しなければならない。その例として下記がある。i) 最新の侵害品およびその特徴、原産国などの情報を税関に提供すること、ii) 国境ゲートでの税関監視担当者による侵害品発見のための認識と知識の向上を目的とするワークショップおよびシンポジウムに積極的に参加すること。前記は間違いなく水際対策に成果をもたらすものであり、知的財産権者の権利保護強化に資するものである。

事例

- 2010年5月、Tan Son Nhat 国際空港税関は"GUCCI"の標識が付された多数の模倣品の疑いのある商品を発見した。
- 「GUCCI」標章の所有者である GUCCIO GUCCI S.P.A（以下 GUCCI という）が税関監視の申立を提出していたため、当該税関は GUCCI の代理人にかかる貨物について通知した。同社は、その代理人を通じて、上記品の通関停止を正式に申し立てた。

それと同時に GUCCI は 11,700,000 ドン（当該品の価額の 20%相当）の供託金を預託した。

- その後、税関は 2010 年 5 月 17 日付決定第 1790/TB-SB 号を発行して当該品の通関を停止し、その原産地を特定する目的で GUCCI に写真撮影およびサンプル取得の許可を与えた。
- 2010 年 6 月 10 日、GUCCI は通関停止の対象品が模倣品であることを確認し、行政措置により自己の知的財産権を保護するよう税関に申し立てた。
- 2010 年 8 月 31 日、ホーチミン市人民委員会は決定第 3348/QD-XPHC 号を発行し、当該品の輸入者である Sai Gon Glasses Co.Ltd.に 202,099,928 ドン（当該品の価額の 4 倍相当）の罰金を科し、模倣品の廃棄を命じた。

4. 民事措置

民事訴訟法 17 条により、裁判所は 2 つのレベルの裁定システム（二審制）をとっている。訴訟が、知的財産権訴訟であって渉外の要素を含むものであれば、当該訴訟は、第 1 審が省レベルの裁判所で解決がなされる。控訴の管轄は、最高人民裁判所となる。この二審制とは別に、ベトナム法は執行力のある決定/判決の見直しの特例の手続きを次のように定めている。

- 事案の処理の過程で重大な法律違反があったことを発見した場合に、破棄のための見直し（監督審）
- 裁判所の判決/決定の内容を基本的に変更するような新たな証拠の発見があつて、かつ、裁判所が当該判決/決定をした時には、当事者にも裁判所にとっても知りえなかったものである場合の新たな審査（再審）

フォーラム・ショッピング（裁判所の選択）

ベトナムでは、原告は次のような場合にのみ法廷地を選択する権利を有する（民事訴訟法 36 条）。

- 被告の住所が明らかでない場合には、原告は被告の最後の住所地あるいは財産の所在地を管轄する裁判所に提起できる。
- 紛争が組織（団体）の支店の事業運営から生じている場合は、当該組織の本店の住所地あるいは支店の住所地を管轄する裁判所に提起できる。
- 被告が住居、事業所、あるいは本店を有しない場合は、原告は自らの住居地あるいは事業所地を管轄する裁判所に提起できる。
- 紛争が契約上のものではない損害に関する補償金の支払に関するものである場合は、原告は、自らの住居地、事業所の住所地あるいは本店の住所地を管轄する裁判所か損害発生の事案のある住所地を管轄する裁判所に提起できる。
- 紛争が損害賠償の支払に関するもの、労働契約の終了に際しての手当の支払、社会保険、雇用にかかわる権利および利益、給与、所得および被用者に関するその他の労働条件に関するものである場合は、被用者たる原告は、自らの住居地あるいは職場の住所地を管轄する裁判所に提起できる。
- 紛争が下請業者あるいは仲介業者たる雇用者による雇用によって生じた場合は、実際の雇用者の住居地、事業所、あるいは本店の住所地を管轄する裁判所に、または下請業者あるいは仲介業者の居住地または事業所を管轄する裁判所に提起することができる。
- 紛争が契約関係から生じたものである場合は、原告は契約の履行の住所地を管轄する裁判所に提起できる。
- 被告には異なる住所地に住居、事業所あるいは本店がある場合は、被告の住居、事業所あるいは本店のうちの一つが所在する住所地を管轄する裁判所に提起できる。

- 紛争が、異なる場所にある不動産に関するものである場合には、原告はその不動産のうちの一つが所在する住所地を管轄する裁判所に提起できる。

民事訴訟法35条により、関係当事者は互いに原告の住所地を管轄する裁判所に提起することを合意する権利を有する。

審級および管轄裁判所に関して裁判所により決定されるときには、知的財産権に関する紛争には例外がないといえる。要するに、ベトナムにおける知的財産紛争を主体とする民事訴訟は、民事訴訟法に定められた2審および管轄裁判所の原則に、厳格に適合する必要がある。

4.1 適用の範囲と特徴

対象となる侵害	救済措置	所要期間	長所	短所
全ての侵害	+ 知的財産権侵害行為の強制的終了 + 公衆の面前での訂正および謝罪の強制 + 民事上の義務の履行の強制 + 損害の補償の強制 + 破棄または非営利目的での流通あるいは使用の強制	2年。事件の複雑さによってはさらに長い（フローチャートを参照）	- 最も厳しいエンフォースメント措置の1つ - 他の潜在的侵害者への見せしめとなる	- 時間がかかる - 小規模な場合に限定される

a. 裁判手続き概要

第1審裁判所

訴訟を提起するには、原告はその正当な権利および利益が侵害されたことを知った日から2年以内に、訴状と必要書類を管轄裁判所に提出しなければならない。

訴状の提出時ないし事件の解決中に仮処分の適用を請求することができ、裁判所は仮処分の請求を受けてから3営業日以内にこれを受理するか却下するかを決定し、請求者に通知しなければならない。裁判所は、事件の受理前でも仮処分について決定を出すことができる。仮処分を認める決定が出された場合、請求者は仮処分執行のための供託金を支払わなければならない。

裁判所は、当該事件がその管轄下となる場合に、訴状が届いた日から5営業日以内に事件受理手続きの実施を決定しなければならない。これが行われることが決定した場合、裁判所は速やかに申立人に対して訴訟費用供託金の支払手続きを行うよう速やかに通知する。申立人は、裁判所より通知を受領後、15日以内に訴訟費用を支払う。裁判所は、申立人より訴訟費用供託金の支払いを証する受領証の提示を受けた時点で、正式に事件を受理する。

事件受理後、裁判所の首席裁判官は事件を解決する裁判官を3営業日以内に指名しなければならない。指名を受けた裁判官は、記録を閲覧した上で、事件が受理されたことを関係当事者に通知し、必要があれば書類および証拠を裁判所に提出するよう請求する義務を負う。関係当事者は、裁判所からの通知の受領日から15日以内に、裁判所より請求を受けた意見書／証拠を提出する権利および義務を有する。期限の延長は可能であるが、法の規定により延

長期間は15日を越えてはならない。裁判所は、原告または被告の請求により関係する証拠を集め、あるいは関係当局にこれらを集めるよう請求することができる。

知的財産関連事件の弁論の準備期限は、状況により2か月から4か月である。裁判所は、弁論の準備期限を延長する決定を行うことができるが、いかなる場合においても6か月を越えてはならない。

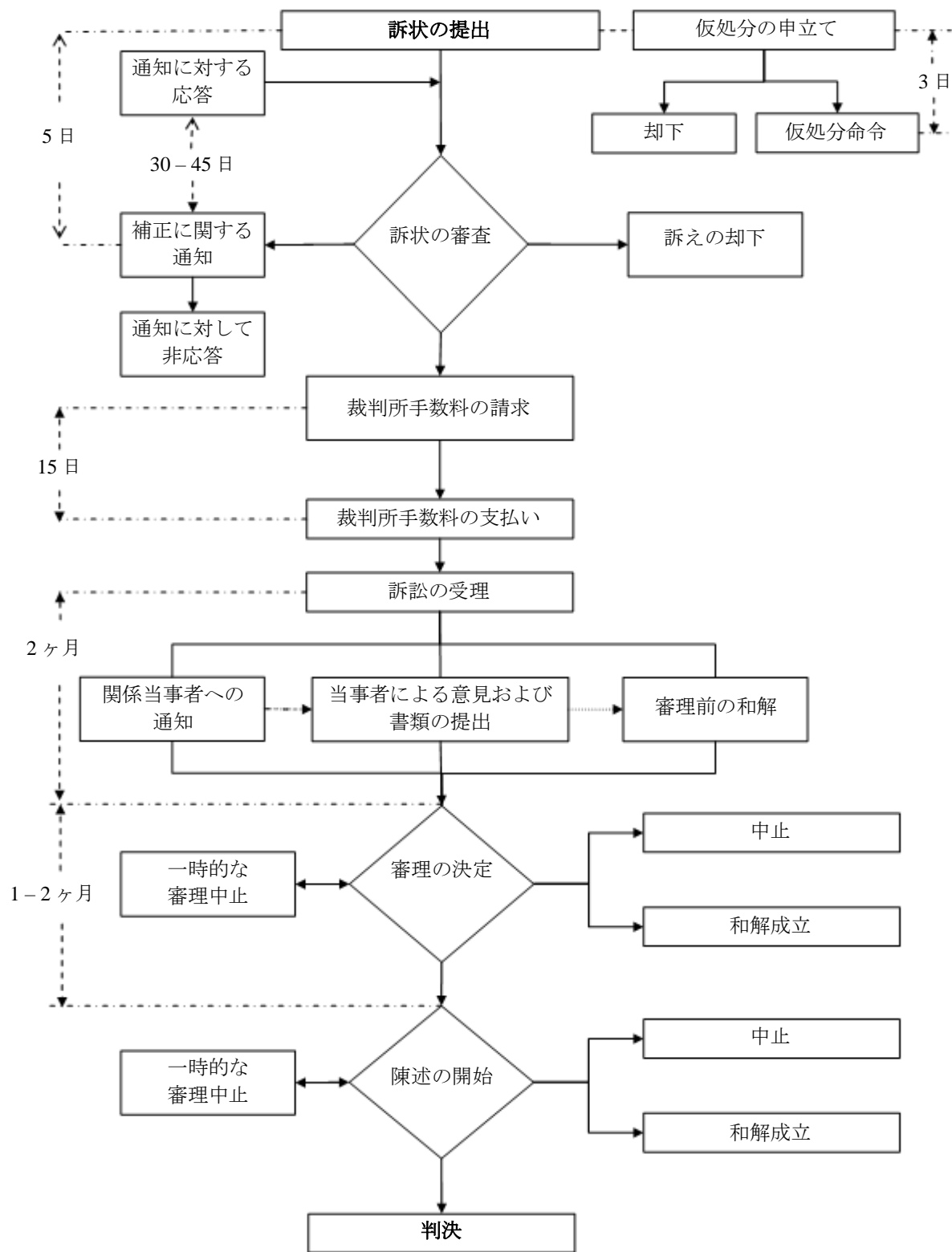
第1審の弁論の準備期間中、裁判所は、法律で規定されている特殊な事例を除いて、当事者が事件について和解することに合意できるよう調停する（裁判上の和解）。民事事件で処理しなければならない事項に関して当事者が和解に達したときは、裁判所はこれを記録して当事者の和解を承認する決定を出す。控訴ができない場合か、または控訴手続きに従って控訴されない場合は、決定は出されてすぐに効力を生じ、事案は民事訴訟法第192条に従って手続きは中止となる。当事者間の交渉が失敗した場合、裁判所は事件を審理に持ち込む決定を出す。

第1審の弁論は、事件を審理する決定が出されてから1か月以内に行わなければならない。審問および討議後、司法合議体の構成員は協議の上、多数決により特定の救済に関する決定／判決を行う。

第1審の弁論で、関係当事者は、民事訴訟を開始した訴状の内容の範囲内であれば、請求内容の変更を請求し、あるいは請求内容を追加する権利を有する。また、訴訟の関係当事者が裁判所の審理中に事件を友好的に解決することについて合意できる場合、合議体は両者の和解の合意を承認して、その決定を出す。これは裁判上の和解で、判決と同様の執行力を有する。

判決は審問の直後に言い渡されることが少なくない。裁判所は、判決を言い渡した日から10日以内に、判決書を関係者に交付しまたは送達する。

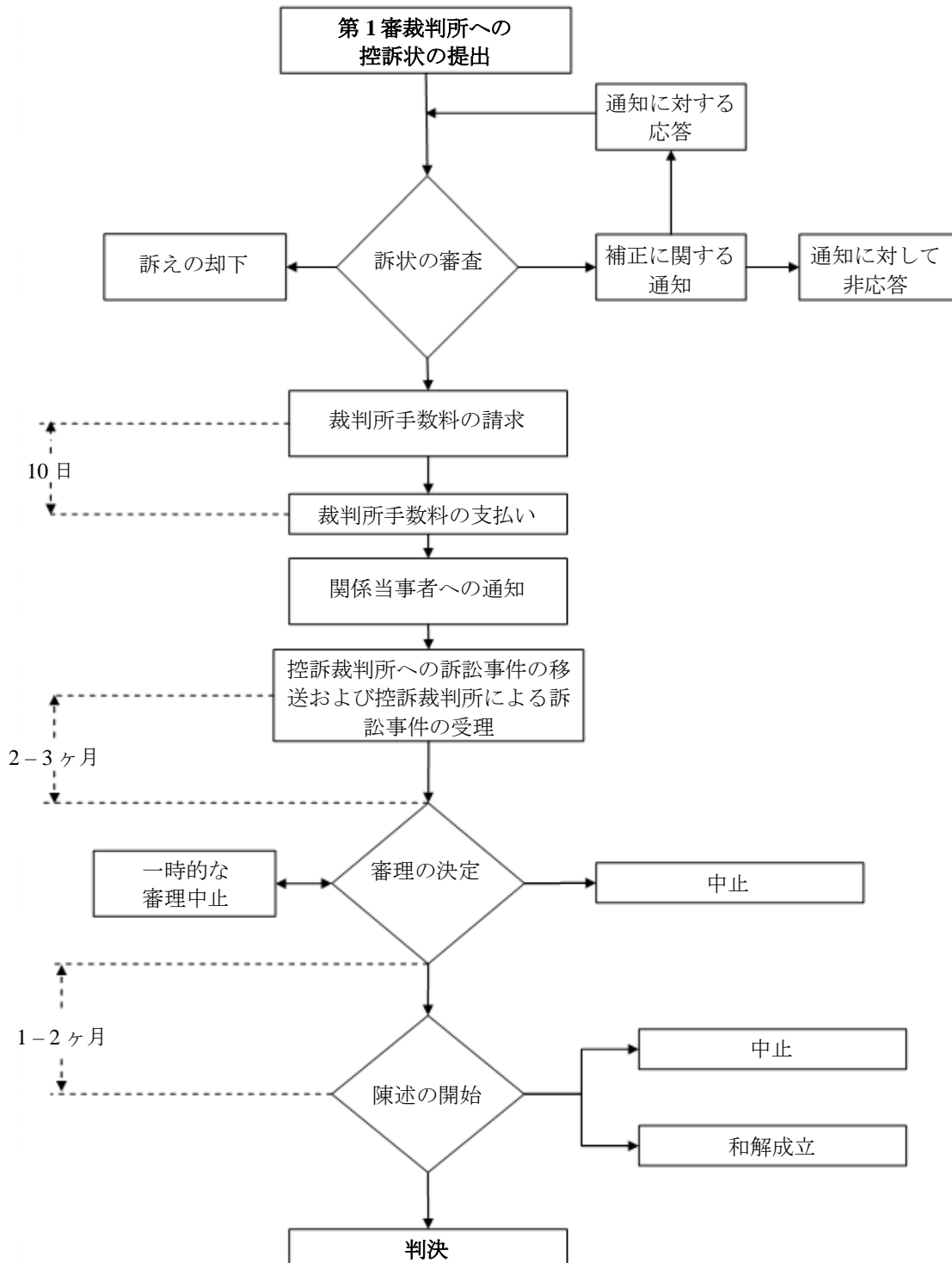
裁判第1審手続き



控訴裁判所：

第一審裁判所の判決または決定への控訴の申立は、判決の言い渡しから15日以内に行わなければならない。第一審裁判所は原告が裁判所手数料を納付した日から15日以内に上位の控訴裁判所に訴訟の記録を提出する義務がある。控訴裁判所は、控訴または異議申立てに従い、第一審裁判所の判決またはその一部を3～4ヶ月以内に再審理する。控訴裁判所の判決または決定が終局判決となる。

裁判控訴手続き



監督審制度

効力を生じた裁判所の決定／判決は、判決に誤りないし法律違反があった場合、または訴訟当事者が知らなかった事件の重要な新事実が発見された場合には、監督審および再審手続きの下で、最高人民裁判所長官または最高人民検察院長官がこれに異議申し立てをすることができる。

監督審の性格は、適法性を見出す手続きといえる。要するに、監督審は、当該事案の解決に際して重大な法律違反が発見されたために異議申立がなされた裁判所の適法な執行力ある判決あるいは決定を審査するものである。監督審の場合は、原告も被告も控訴裁判所の判決あるいは決定に対して訴えを提起することができない。上述の機関のみが既に効力を有する判決あるいは決定に対して異議を申立てる資格がある。

再審は、裁判所の判決/決定の内容を基本的に変更するような新たな証拠の発見があつて、かつ、裁判所が当該判決/決定をした時には当事者にも裁判所にとっても知りえなかったものである場合に、異議の申立がなされた適法に執行可能な判決あるいは決定の見直しである。

関係当事者あるいはその他の個人、団体、組織は事案の新たな証拠を見出す権利があり、そして、それを異議申立の権限を有する者に書面で告知する権利がある。

民事訴訟法 292 条および 310 条により、監督審および再審の審理には次の参加者が含まれる。

- (裁判所と) 同一管轄の人民検察院
- 裁判手続きに参加していた者および異議申立に関連するその他の者 (裁判所が必要だと判断した場合)

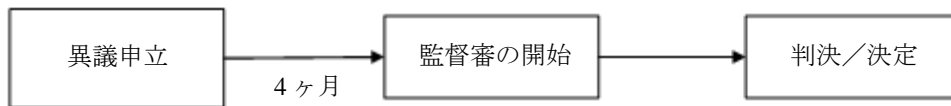
民事訴訟法 291 条および 310 条によると、監督審および再審の管轄は以下の裁判所となる。

- 地区裁判所の適法に執行できる判決あるいは決定を含む異議申立に対する監督審あるいは再審について、省 (レベルの) 裁判所の裁判所委員会が審理を行う。
- 人民最高裁判所の民事裁判所、経済裁判所あるいは労働裁判所は、省裁判所の適法に執行できる判決あるいは決定を含む異議申立に対する監督審あるいは再審について審理を行う。
- 人民最高裁判所の裁判官会議は、控訴裁判所、人民最高裁判所の民事裁判所、経済裁判所あるいは労働裁判所の適法に執行できる判決あるいは決定を含む異議申立に対する監督審あるいは再審について審理を行う。
- 同一の事案を含む適法に執行できる判決あるいは決定が異なる審級の裁判所の管轄にある場合に、上位の審級の管轄裁判所が事案全体について監督審あるいは再審の審理を行う。

再審に対する裁判官会議は以下の権限を有する：

- 異議申立を棄却し、適法に執行できる判決あるいは決定を維持すること。
- 新たな第 1 審を行うために、適法に執行できる判決あるいは決定を破棄すること。
- 適法に執行できる判決あるいは決定を破棄し、手続きを差止めること。

監督審請求手続き



*監督審手続きは以下の理由のうち、いずれかが判明した場合に行われる特別な手続きである。

- 判決あるいは決定における結論が当該訴訟事件の客観的要素に沿ったものでない。
- 訴訟手続きに重大な違反があったこと。
- 法律の適用に重大な誤りがあったこと。

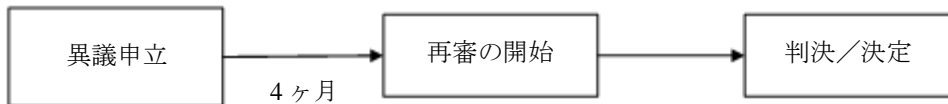
*監督審手続きにおける異議申立は判決あるいは決定が法的効力を有することになった日から3年以内になされる必要がある。

*次の国家機関のみが異議申立をする権限を有する。

-最高人民裁判所長官および最高人民検察院長官は、最高人民裁判所の司法評議会の監督審における決定を除き、すべての法廷の法的に執行力のある判決または決定に対して異議申立を行う権限を有する。

-省級人民裁判所所長および省級人民検察院院長は、地域（県）レベルの法的に執行力ある裁判所の判決あるいは決定に対する異議申立を行う権限がある。

再審の手続き



**再審の手続きは以下の理由のうち、いずれかが判明した場合に行われる特別な手続きである。

- 紛争当事者が知らなかった訴訟事件の具体的な詳細が判明したとき。
- 証人の証言、審査の結論、あるいは通訳の訳した言葉が真実ではないこと、または証拠が偽造されたものであることが確認されたとき。
- 裁判官、人民委員会により選任された裁判員、あるいは検察官が証拠書類に関して意図的に誤りを犯すか、意図的に誤った結論をだしたとき。
- 裁判所が訴訟事件を処理するために基づいた関係当局の刑事、民事に関する決定が取消されたとき。

**再審手続きのもとにおける異議申立のできる時間的制限は新たな詳細なことが判明した日から1年である。

**次の国家機関のみが異議申立をする権限を有する。

-最高人民裁判所長官および最高人民検察院長官は、最高人民裁判所の司法評議会の決定を除き、すべてのレベルの法廷の法的に執行力のある判決または決定に対して異議申立を行う権限を有する。

-省級人民裁判所所長または省級人民検察院院長は、地域（県）レベルの法的に執行力ある裁判所の判決あるいは決定に対する異議申立を行う権限がある。

裁判所手数料

2009年2月27日付の裁判所手数料に関する規則第10/2009/PL-UBTVQH12号は民事訴訟の裁判所手数料を2つに分類している。対象物の価額が確定している場合と対象物の価額が不確定の場合の2つである。訴訟物の価額が確定していない場合の裁判所手数料は200,000ドンである。確定している場合の裁判所手数料は以下の通りである。

民事訴訟第一審手続：

訴訟物の価額	裁判所手数料
4,000,000 ドン以下	200,000 ドン
4,000,000 ドン超 400,000,000 ドン以下	訴訟物の価額の 5%
400,000,000 ドン超 800,000,000 ドン以下	20,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 400,000,000 ドンを超えた部分の 4%
800,000,000 ドン超 2,000,000,000 ドン以下	36,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 800,000,000 ドンを超えた部分の 3%
2,000,000,000 ドン超 4,000,000,000 ドン以下	72,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 2,000,000,000 ドンを超えた部分の 2%
4,000,000,000 ドン超	112,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 4,000,000,000 ドンを超えた部分の 0.1%

商事紛争の第一審手続：

訴訟物の価額	裁判所手数料
40,000,000 ドン以下	2,000,000 ドン
40,000,000 ドン超 400,000,000 ドン以下	訴訟物の価額の 5%
400,000,000 ドン超 800,000,000 ドン以下	20,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 400,000,000 ドンを超えた部分の 4%
800,000,000 ドン超 2,000,000,000 ドン以下	36,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 800,000,000 ドンを超えた部分の 3%
2,000,000,000 ドン超 4,000,000,000 ドン以下	72,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 2,000,000,000 ドンを超えた部分の 2%
4,000,000,000 ドン超	112,000,000 ドン + 訴訟物の価額の 4,000,000,000 ドンを超えた部分の 0.1%

(注)

I. 上記の裁判所費用は、原告が訴えの提起をするときに預託しなければならない、この費用は敗訴側に負担させることになる。

II. 民事訴訟と商業紛争訴訟とでは裁判所費用に差がある。商業紛争訴訟は、取引活動から生じる紛争である。民事訴訟法の規定の実施を指示する決定 01/2005/ND-HDTP によれば、取引活動、すなわち取引の行為あるいは取引上のいくつかの行為は、事業ライセンスの規定された活動のみならず取引活動の効果を促進し高めるその他の活動も該当する。

b. 民事訴訟提起に必要な書類

知的財産権侵害行為を受けている知的財産保有者、組織、個人は、侵害者に対し訴訟を提起する権利を有する。訴訟を提起するには、原告は管轄裁判所に訴状を提出しなければならない。事件が「外国要素」を伴う場合、訴状は省レベルの人民裁判所に提出する必要がある。訴状には、以下を記載しなければならない。

- 申立日
- 受訴裁判所名
- 申立人の氏名および住所
- 保護されている権利および利益がある場合は、これらを有する者の氏名および住所
- 被告の氏名および住所
- 関連する権利義務がある場合はこれらを有する者の氏名および住所
- 被告および関連する権利義務を有する者に関して裁判所に解決を申し立てる具体的事項
- 証人がいる場合はその氏名および住所

申立人が個人である場合は訴状の末尾に署名または指印し、団体若しくは組織が提訴する場合は、当該団体または組織の法律上の代表者が署名の上、団体の印を押捺する。同封する書類または証拠は、訴訟に十分な根拠があり、正当なものであることを立証しなければならない。

ベトナム民事訴訟法では、訴訟の裏付けに必要な書類および証拠の範囲を特に規定していないが、第 164 条の趣旨からすると、知的財産関係の訴訟を裁判所で開始するために必要不可欠な書類／証拠は下記の通りとなる。

- 原告の権利を証明する文書（例えば、登録証や特許状のような保護権利証）
- 損害賠償請求を行う場合は、かかる請求の正当性を示す証拠
- 権利侵害の証拠、および可能であれば権利侵害を証明する専門家の意見書

訴状は、期限内に管轄裁判所に提出しなければならない。知的財産権関連事件のかかる出訴期限は、個人または組織がその正当な権利および利益が侵害されたことを知った日から 2 年までとされている。

c. 証拠と立証

関係当事者による証拠と立証は、民事事件において極めて重要な事項である。ベトナム民事訴訟法では、民事訴訟における基本原則が確認されており、当事者にはその請求の裏付けとなる証拠資料／証拠を提出し、反訴し、提出した／提出しなかった証拠資料／証拠の責任を負う、平等の権利および義務を与えられている。

審理において主張は口頭で合議体に提示する。司法合議体は審理において物証、写真、物証の確認記録を検討する。必要に応じて司法合議体は審理時に録音テープ・ディスクや録画テープ・ディスクの視聴を行う。

上記の原則に照らし、原告は訴状に記載した請求が合理的かつ正当であることを示す証拠を提出することを求められる。従って、立証責任は実質的に原告が負っている。しかし原告は、明らかに周知であって裁判所が認めた事実および事由、または被告が認めあるいは異議を唱えない事実および事由については、立証を要しない。

民事訴訟においては、原則として原告が管轄裁判所の面前で申立てを立証する責任を負わねばならない。実際、この責任のために原告側が大量の作業を行わなければならない場合が多く、時に達成が不可能と思われるほどである。

知的財産権紛争に関する民事訴訟の場合、どのように証拠を収集するかという問題は、常に知的財産権者の責任となる。証拠の出所にアクセスしたり、侵害者の障害を乗り越えて証拠品を探し出したりすることは、知的財産権者にとって非常に厄介である。

知的財産法では、民事訴訟で知的財産権者がこなさねばならない大量の作業が免除される道が開かれている。方法特許に関しては、次の特許保有者は次の場合において他人が特許の侵害行為を行ったと推定することが可能になった。

- 方法特許を用いて出来た製品が先駆製品である場合、または
- 先駆製品でなくとも、侵害製品が方法特許の応用により生じたものであるはずだと主張する場合。但し、この場合において特許保有者は、あらゆる方法を尽くしても侵害者とされる者が用いた方法を特定できなかったことを実証してその主張の正当性を示さなければならない。

明らかに、知的財産法は特許保有者にかかる負荷を大幅に減らしたものとなっている。立証責任が特許保有者から侵害者とされた者に転換したということは、特許保有者には侵害者とされた者が防御のために裁判所に提出しなければならない証拠品の全てを調査、検討する機会が与えられるということでもある。

民事訴訟法では、裁判所が認める証拠の種類および出所を具体的に定めている。これによると、証拠として認められるのは次のようなものである。

- 可読、可聴、可視書証
- 物証
- 証人の証言
- 訴訟人の証言
- 調査結果
- 現場検証の調査記録
- 確認済みの地方の慣行
- 第一人者や専門家による資産価額の評価結果
- その他法律の定める証拠

民事訴訟法では、原告が裁判所による事件解決に必要と認める情報／資料を提出することを認めているが、実際のところ風聞や被告の性格、習慣は証拠として認められていない。しかし、これらの情報／資料は裁判所が事件を解決するための参考に使用することができる。

外国語の証拠文書はベトナム語に翻訳しなければならない。証拠は裁判所に提出する前に公証人の認証を受けなければならない（ベトナム国外から取得した場合には、認証を受けなければならない）。

証拠は直接裁判所に提出するか、郵送することができる。裁判所は收受した証拠を記録する義務を負っている。

ベトナムの法律では、知的財産関連の紛争の証拠や証拠資料の具体的な基準は定めていないが、民事訴訟を進めるにおいて、原告は以下の要素に沿った証拠を収集するとよいと考えられる。

1. 知的財産権侵害を示す証拠。被告が原告の許可や承諾なしに知的財産権を使用して製造、頒布または販売した製品のサンプルを証拠として用いることができる。通常、侵害に関する専門家の鑑定書があれば、原告の主張の重みが増す。

侵害の立証責任は、当初は原告にある。しかし、特許された方法の侵害の場合、その特許の方法によって製造された製品に新規性があり、あるいは新規性がなくても被告の製品が特許方法によって製造されたものであると特許保有者が信じ、合理的な手段を講じても被告が使用した方法を特定できなかった場合、立証責任は被告に転換する。

2. 原告の損害を立証する証拠。原告が収集できる証拠の程度と請求の性質によっては、原告の損失や逸失利益の立証（権利侵害による売上や売上高の減少、または実現できなかった取引を示す年次報告書など）、あるいは被告の不法利益の立証（被告が発行した請求書または被告の年次報告書など）、あるいは被告が正規の実施許諾を受けていた場合に原告に支払ったはずの通常のロイヤリティ料率または合理的なロイヤリティ料金の証明（同様のケースで支払われる平均的なロイヤリティ料率を示した文書など）に重点を置いた証拠を用いることができる。

どの程度の証拠を要するかは、主張する内容と請求の状況に依存する。損害賠償請求を行うに当たって、原告にとって充分留意すべき次の 3 つの基本的要素がある。(i)当該知的財産権の侵害行為、(ii)権利侵害行為の結果として生じた損害、(iii)権利侵害行為および損害の関係。

証拠集めにおいては相手方当事者の支配が及ぶため、原告、被告のいずれも裁判所に対して相手方に当該証拠を提出させるよう請求する権利を有する。

事例：

不正競争の典型的な事例を以下に示す。

第一審

裁判所：ホーチミン市人民高等裁判所
事件番号：第 275/2006/DS-ST 号

(訴訟の目的：「Postinor」パッケージの不正使用に対する損害賠償請求)

原告：Gedeon Richter Ltd. (以下「Richter」)

代表者住所：28 Le Van Mien Street, Thao Dien ward, district No. 2,
Ho Chi Minh City.

被告：

- i) Trung Nam Pharmaceuticals Co., Ltd. (以下「Trung Nam Co.」)
住所：402 Xo Viet Nghe Tinh Road, Ward No. 28, Tan Binh district,
Ho Chi Minh City
- ii) Binh Duong Pharmaceuticals Joint-Stock Co. (以下「Binh Duong Co.」)
住所：228 Binh Duong Boulevard, Section 2, Phu Hoa ward,
Thu Dau Mot town, Dinh Duong province

事件の概要：

Richter は 1998 年から商標「POSTINOR」(国際登録番号第 R441291 号)を所有していた。2003 年、Richter はその「POSTINOR」医薬品をベトナムに輸出した。それ以降、POSTINOR 製品およびそのパッケージ・デザインはよく知られるようになり、ベトナム消費者から高い評価を得ている。

ベトナム企業、Trung Nam Co.と Binh Duong Co.は共同で POSINIGHT 製品の製造を開始し、その商標は Trung Nam Co.の名義で登録されていた。しかし、POSINIGHT のデザインは POSTINOR の製造者が以前から使用していた POSTINOR パッケージと酷似していた。

Richter は Trung Nam Co.と Binh Duong Co.を相手取って民事訴訟を提起し、次のとおり主張した。

- 両被告は連帯して Richter の次の損害を賠償する責任を負うこと。i) 実際の損害額 85,348,60 米ドル、ii) 弁護士費用 9,496,59 米ドル、iii) Richter の評判の毀損に対する賠償(平均給与の 10 倍相当額)。
- 両被告はすべての「POSINIGHT」製品を市場から回収すること。
- 両被告は「Thanh Nien (Youth) 紙」に 3 号連続して謝罪広告を掲載すること。

第一審：

両社が「POSINIGHT」標章を使用し、そのパッケージ・デザインの要素が一般公衆に Richter のパッケージと混同させるものであったため、裁判所はかかる使用が不正競争行為にあたりと認定した。

裁判所は原告の主張する実際の損害額について査定し、本件の状況に鑑みて Richter への相当額の賠償の支払いを決定した。Richter が裁判所に提出した証拠は価額が限られるものであったため、裁判所は以下のとおり判示した。

- Richter は、実際の損害の賠償額として 46,969.68 米ドルのみ認められる。
- Richter は弁護士費用を回収する目的で請求した 9,496.59 米ドルのうち 400,000 ドン(約 20 米ドル)の支払いを受けることができる。
- Richter は Richter の評判について損害賠償裁定は認められない。この金額についての Richter の主張には正当性がないと考えられる。

控訴審：

判決に不服の被告は、ホーチミン市の控訴裁判所、すなわち人民最高裁判所に控訴した。控訴裁判所は被告が行った不正競争行為についての第一審の判決は相当であると判断した。しかし控訴裁判所は第一審裁判所が定めた賠償額は十分な証拠に基づいていないとして賠償を認めなかった。第一審判決は破棄され、第一審裁判所に差し戻された。

差し戻し第一審：

ホーチミン市人民裁判所は判決第 1123/2010/DS-ST 号により判示したが、これに対しても人民最高裁判所への控訴が行われた。

2 回目の控訴審：

控訴裁判所、すなわちホーチミン市の人民最高裁判所での審理準備中に本件について下記の和解が成立した。

- 原告は賠償請求を取り下げる。
- 被告は不正競争行為を謝罪し、訴訟により生じた裁判所手数料を負担することに合意する。

ホーチミン市人民最高裁判所は両当事者による裁判上の和解を承認する終局判決第 54/2011/QDPT-DS 号を交付した。

d. 仮処分

訴状の提出または裁判所による事件の解決中、訴訟手続きの当事者は裁判所に仮処分の適用を請求する権利を有する。

仮処分の請求は、(i)知的財産権者に回復不能の損害が生じる恐れがあることが証明できる場合、または(ii)適時に保護されなければ知的財産権の侵害が疑われる商品、若しくは知的財産権侵害の当該証拠が撤去、または破棄される恐れがあることが証明できる場合に妥当と考えられる。

仮処分の請求を裁判所にする場合は、知的財産権の所有者は、上記のいずれの要件に該当するか、明確にしなければならない。

仮処分の適用を求める者は、以下の証拠および文書のいずれかを提出して仮処分適用の請求権を有することを証明する義務を負っている。

- 知的財産権が保護されていることを示す証明書の有効な写し
- 著作権、著作隣接権の登録証がない場合は、著作権、著作隣接権が成立している根拠を示すのに必要な証拠
- 登録証明書がない場合には、知的財産権が成立しているとの基礎を示す必要な証拠
- 営業秘密、商号または周知標章に係る権利を証する必要な証拠
- 産業財産物の実施（使用）許諾に関する産業財産実施（使用）許諾契約の写し

共同通告 No.2/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDC-BVHTT&DL-BKH & CN-BTP、これは、人民裁判所で知的財産権にかかる紛争解決に対する規定の適用を細かく指示したものであるが、この通告に従い、請求者は、求める仮処分の請求によって、上記の証拠およびその他の証拠を請求した仮処分の必要性を証明するために、裁判所に提出しなければならない。

仮処分の適用を請求するときは、仮処分の適用を受けようとする商品の価値の20%に相当する供託金を支払わなければならない。商品の価値が算定できない場合は、少なくとも2千万ドン（約1,000米ドル相当）以上の供託金を支払わなければならない。仮処分申請は、現金による保証金ではなく、信用機関や銀行業務を営むことを認められている組織が発行した信用保証状により確保することもできる。この〔供託金〕の規定は、仮処分を受けた者に知的財産権侵害がなかったと判断された場合に、請求者がその者に対して負うこととなる補償義務を担保することを目的としたものである。供託金は、差止請求撤回の場合には請求者に払い戻される。

仮処分請求に正当性があると認められた場合、審理前にあつては事件を取り扱う裁判官が、審理中に請求があつた場合には裁判所の審理の合議体が、請求から3日以内に仮処分命令を発令する。

請求者により提出された証拠に基づき、仮処分の請求に根拠があるか否かを裁判所が決定するという事は留意に値することであり、裁判所の認定についての何らの特定の要件はない。

知的財産権者は、次のうち一つ、または複数の仮処分の適用を裁判所に請求することができる。

- 差押え
- 目録作成
- 保全のための侵害品の封印／方法の封止、現状変更の禁止、撤去禁止
- 所有権の移転禁止
- 銀行、その他の信用機関および公庫の口座の凍結、寄託先の財産の凍結
- 債務者の財産の凍結
- 関係当事者の一定行為の禁止または強制

e. 救済措置

知的財産権者は、民事訴訟を提起することにより、その知的財産権の侵害行為を行っているとされる当事者に対する決定を出すよう管轄裁判所に請求することができる。侵害に対する救済措置には、次のようなものがある。

- 知的財産権侵害行為の停止
- 公衆の面前での訂正および謝罪
- 民事上の義務の履行
- 損害の補償
- 商品の破棄または非営利目的での処分

知的財産権の侵害行為を強制的にやめさせることは、たとえ当該当事者が裁判所の決定／判決に対して控訴した場合でも、直ちに執行できる救済措置である。侵害品に含まれている侵害要素が除去不能である場合、裁判所は侵害品破棄による救済を決定することが多い。侵害品の処分命令は、(i)侵害品に含まれる侵害要素が排除されており、且つ(ii)当該侵害品が処分されていることで、知的財産権者の利益が引き続き損なわれる可能性がない場合に限って行われる。

f. 損害賠償

損害は全額速やかに補償されなければならない。補償の金額、形式および方法については、当事者間で自由に合意することができる。

補償の交渉が成立しなかった場合、原告は、知的財産法第 204 条で規定する損害決定の原則に基づいて、管轄裁判所から知的財産権の侵害により生じた損害（物理的な損害および精神的な損害をもって構成される）賠償の裁定を得ることができる。

物理的な損害の補償は、原告が知的財産権の侵害行為によって損害を受けたことを証明できれば受けることができる。回復できる物理的な損害の金額は、知的財産権者が被った現実の損害であり、次の基準に従って計算する。

- 全物理的損害相当額に、被告が侵害行為によって得た利益を加算した金額（全物理的損害額に原告の減益額が算入されていない場合）
- 原告が使用許諾契約に基づき（侵害行為があった範囲内で）、知的財産物を使用する権利を被告に譲渡していたと仮定した場合の当該権利の譲渡価格。

上記の根拠に従って補償金額を確定できない場合、裁判所が補償金額を固定する。この固定金額は 5 億ドン（約 25,000 米ドル）が上限となる。

精神的損害の補償は、原告が知的財産権の侵害行為によって精神的な損害を受けたことを証明できれば受けることができる。回復できる精神的な損害の金額は、5 百万ドン（250 米ドル）から 5 千万ドン（2,500 米ドル）である。¹

上記の金額に加え、知的財産権者には合理的な金額の弁護士費用（の被告負担）が認められることがある。

「均等論」の適用

ベトナム裁判所では均等論の適用が認められている。知的財産法によれば侵害に当たるとされる対象の「均等物」には商品も方法も含まれる。特に、政令第 105/2006/ND-CP 号 8 条（知的財産法の一部条項の指針）の定義によれば、発明の侵害要素としては下記のいずれかの形態によるものが考えられる。

- 商品または商品の一部（要素）が、発明として保護される対象に含まれる商品またはその一部（要素）と同一または均等である。
- 当該方法が、発明として保護される方法と同一または均等である。
- 当該商品またはその一部（要素）が、発明として現在保護されている方法と同一または均等の方法によって製造されている。

ベトナム知的財産法には寄与侵害を含む間接侵害は規定されていない。ただし、民事訴訟手続法第 56.4 条に規定されている通り、民事訴訟において関連する権利義務を有する者（民事訴訟の提訴人でも民事訴訟の被告でもない者）は、自己または他の関係者の申立を裁判所が許可した場合には、関連する権利義務を有する者として民事訴訟手続に参加することができることになっている。ベトナムではこの規定が、先進国で広く認められている間接侵害に最も近い規定であろう。

g. 被告の防御策

訴訟が提起された場合、被告は訴訟手続きの中で原告に対する様々な防御策を取りうる。現実に被告がよく講じる対策は、次の通りである。

¹ 2011 年 8 月の為替レートで計算。

- 仮処分取消の請求
- 知的財産権者の保護されている権利証を無効にする訴訟の提起。被告の請求は、事件における原告の知的財産権が明らかに不法に付与されたものであること（例えば、当該知的財産権はかかる権利を得る資格のない者に付与されたものである、あるいは当該知的財産権はこれを付与する資格のない国家機関から付与されたものである、あるいは先使用权が失効していたなど）を理由にしたものとなる可能性がある。取消請求は、保護されている知的財産物が法律で規定されている使用要件を満たしていないことを理由に行われる場合もある。被告による取消請求は当初、国の所管管理当局（すなわち知的財産庁）に提出され、その場合において事件の審理は知的財産庁の決定が出されるまで停止する。
- 原告の行為によって生じた損害の回復請求。被告の原告に対する反訴は、次の状況のいずれかに該当する場合、裁判所により同一事件として処理することが認められる。(i)債務の反対請求によって原告の請求が相殺される場合、または(ii)反訴の受理によって原告の請求の全部または一部が排除される結果となる場合、または(iii)反訴と原告の請求に関連があり、同一事件として解決する方が正確かつ迅速に事件が解決できる場合。

4.2 裁判所の決定／判決の執行

a. 執行力ある決定／判決

民事訴訟判決の執行に関する法の定めに従い、次の決定／判決が執行可能となる。

- 第一審裁判所の判決および決定または判決および決定の一部であって、控訴裁判所の手続きに従って控訴または不服申し立てが行われなかったもの（これらの判決・決定あるいはその一部が控訴あるいは抗告されなかったもので、最終のものとなり執行可能なものとなっている）。
- 控訴裁判所の判決および決定
- 裁判所による再審の決定
- 外国の裁判所の民事訴訟判決および決定、外国の仲裁人の裁定であって、ベトナムの裁判所が承認し、ベトナムでの執行が認められたもの
- 不正競争事案を解決する競争評議会の決定であって、施行日から30日以内に関連当事者により実施されていないか、または不服を申し立てる民事訴訟が提起されていないもの
- ベトナムの商事仲裁人の裁定であって、執行が可能なもの

b. 民事訴訟判決のエンフォースメント機関

ベトナムの民事訴訟判決の執行機関には、省レベルの判決執行機関、県レベルの判決執行機関および軍事判決執行機関がある。これらは、裁判所に設置されたものではなく、独立した機関である。

軍事のもの以外の民事判決の執行機関には次のようなものが含まれる。

- 中央レベル：法務省の下にある民事判決執行総務局
- 省レベル：民事判決執行総務局の直接の管理下にある民事判決執行部
- 地区レベル：民事判決執行部の直接の管理下にある民事判決執行課

次の判決・決定は、地区レベルの民事判決執行機関の管轄となる。

- i. 民事判決執行機関が所在する住所地の地区レベルの裁判所の第一審判決・決定
- ii. 民事判決執行機関が所在する住所地の地区レベルの裁判所の第一審判決・決定に対する省レベルの裁判所の控訴審判決・決定
- iii. 地区レベルの民事判決執行機関が所在する住所地を管轄する地区レベルの裁判所の判決・決定であって、既に法的効力を有しているものに対する省レベルの裁判所の破棄または再審の決定
- iv. 他の住所地（省レベルで）の地区レベルの民事判決執行機関により委託された判決・決定

省レベルの民事判決執行機関は次の判決・決定の執行を管轄する。

- i. 同一住所地の省レベル裁判所の第一審判決・決定
- ii. 自らのところ（省レベルの民事判決執行機関）へ人民最高裁判所から移送された判決・決定
- iii. ベトナムで執行することをベトナムの裁判所が許可した外国の裁判所の判決・決定、外国の仲裁機関の裁定
- iv. 商業仲裁の裁定
- v. 競争事案処理会議より出された競争解決の決定
- vi. 他の住所地の民事判決執行機関から委託された判決・決定
- vii. 執行のために必要性を認めて省レベルの民事判決執行機関が選定した地区レベルの民事判決執行機関の執行管轄にある判決・決定
- viii. その当事者に外国に居住している者があるか資産が外国にあるような場合もしくは執行のために司法命令を要する判決・決定

ホーチミン市の執行官パイロット・スキームに関する規則 No.61/2009/ND-CPによると、執行官機関は関係当事者の要請に基づき次の判決または決定を執行する権限も与えられている。

- a. 執行官機関が所在する住所地を管轄する第一審裁判所の判決・決定
- b. 執行官機関が所在する住所地を管轄する地区レベル裁判所の第一審判決・決定であって、法的効力を生じているものに対してなされた省レベル裁判所の控訴審の判決・決定
- c. 執行官機関が所在する住所地を管轄する地区レベル裁判所の第一審判決・決定であって、法的効力を生じているものに対してなされた省レベル裁判所の破棄または再審の決定

執行官機関はホーチミン市でいまだパイロット・スキームの段階にあり、ベトナム全土に広がっているものではないことに留意する必要がある。

c. 決定／判決執行の申請

裁判所の判決を関係当事者が自主的に履行しない場合、管轄判決執行機関がこれを執行することができる。このために、関係当事者は裁判所の決定／判決が法的に執行可能となった日（または決定／判決で規定されている義務の履行期日）から5年以内に、管轄判決執行機関に判決の執行申請書を提出しなければならない。管轄判決執行機関は、申請書の受領から5日以内に決定／判決の執行に関する決定を出さなければならない。

外国の決定／判決の執行

民事訴訟法第VI部第XXVI章およびXXVII章に規定されているとおり、ベトナムでは外国の裁判所の民事判決および決定が下記の要件を充足している場合には当該の判決および決定を承認して執行することを検討する。i) ベトナムと当該の民事判決または決定を行った国が関連する国際条約の加盟国または締約国であること。ii) 当該民事判決および決定はベトナムの法律に従って承認され執行することが認められものである。またベトナム裁判所も、相互主義により、外国裁判所の民事判決および決定並びに外国での仲裁裁定を承認して、執行することを検討できる。この場合には、ベトナムと当該の民事判決または決定を行った国が関連する国際条約の加盟国または締約国であることは条件とされない。

4.3 代替的紛争解決方法

関係者は、裁判による紛争解決のほかに、代替的紛争解決方法として仲裁を選択することができる。ただし、仲裁の対象となる事項は商業活動により生じた紛争、または当事者の少なくとも1名が商業活動その他の法律が定める活動に従事している場合（仲裁の権限に関し法令の規定によることとされた事案）のみであることに注意しなければならない。

ベトナムは2005年から、外国での仲裁裁定の承認および執行に関するニューヨーク条約に加盟している。事実、ここ数年、ベトナムでは仲裁により解決される事件が増加している。現在ではベトナムでの知的財産関係契約の大半に仲裁による紛争解決の条件を定めた条項が含まれている。

当事者が仲裁契約を締結している場合には、紛争は仲裁で解決されることになる。仲裁契約は紛争発生の前でも後でも締結可能である。当事者は仲裁に関する独自の規則および手続を定めることもできれば、選択した仲裁機関が定める規則と手続に従うこともできる。ベトナムには多数の仲裁機関があり、その中で最もよく利用されているのがベトナム商事会議所のベトナム国際仲裁センター（VIAC）である。同センターの所在地は#9, Dao Duy Anh Str., Hanoi, Vietnam、ウェブサイトは<http://www.viac.org.vn>である。

知的財産権関連事案を取り扱う所管当局に関する情報については、以下5.2を参照。

4.4 著作権及び著作隣接権の侵害に対する民事訴訟に関する注

原告は著作権侵害訴訟において立証責任を負う。原告は、次の形式の証拠のいずれかを示すことにより、自己が著作権者であることを証明しなければならない。

- (a) 著作権登録証書、著作隣接権登録証書または著作権および著作隣接権の国家登録簿抄本の写し（日本の文部科学省の文化庁が発行する証明でも受付がされる。認証された翻訳の添付が必要。）
- (b) 著作権登録証書、著作隣接権登録証書がない場合は、著作権または著作隣接権成立の根拠を証明するために必要な証拠
- (c) 使用権が契約に従い許諾されている場合は、知的財産物のライセンス契約の写し

著作権により保護される著作物の並行輸入品に関する国際的な権利消尽を認めるか否かを定める法律または裁判所決定については承知していない。

5. 刑事措置

5.1 適用の範囲と特徴

知的財産権関連犯罪に対する刑事措置は 1999 年刑法（Criminal Code）およびその 2009 年改正法に規定されている。同法によれば、刑事責任能力を有する個人であれば、ベトナム人であると外国人であるとはかかわらず、知的財産権関連犯罪の刑事責任を負う。

刑事訴訟法（Code on Penal Proceedings）の規定によれば、著作権侵害罪（刑法第 131 条）および産業財産権侵害罪（刑法第 171 条）は被害者の申立がなければ起訴されない。すなわち、所管当局（警察、検察）は被害者（知的財産権者またはその適法な代理人）から申立があった事件についてのみ訴追を行う。

改正刑法では著作権侵害に関する新規条項（第 170a 条）が追加された一方で、2003 年刑事訴訟法はかかる新刑法での修正に対応した修正が行われていないことに注意が必要である。すなわち、法律上、第 170a 条が定義する犯罪について被害者の申立により起訴されるかどうか不明である。犯罪の性質を考慮すると、この犯罪についても被害者の申立を要件とするよう刑事訴訟法が改正されると考えられる。

刑事手続において、刑事手続を担当する機関はその裁量により、必要であればベトナム人外国人を問わず関係者の出頭を要求することができることになっている。しかし実際には、知的財産権者が外国の個人／組織である場合、手続においてはベトナムの弁護士その他の個人を代理人とすることができる。

5.2 長所と短所

刑事措置の主な長所と短所を以下に示す。

対象となる侵害行為	救済措置	所要期間	長所	短所
- 著作権の侵害行為 - 産業財産権の侵害行為（商標および地理的表示に関する権利に限定）	+ 主要な制裁：罰金および禁固 + 追加的な制裁	事件の複雑さにより異なる（フローチャートを参照）	- 侵害者に対する最も厳しい措置 -他の侵害者にとって最も強烈な教訓となる	- この措置は所管当局のみが実施できるものであり、知的財産権者の手続への参加は限定的である。

a. 知的財産権分野における犯罪

ベトナムでは、知的財産権の侵害行為は刑事罰の対象になりうる。刑法では、知的財産分野の犯罪については、第 131 条（著作権で保護された作品の侵害罪）、第 170a 条（著作権および著作隣接権の侵害罪）と第 171 条（産業財産権の侵害罪）の 3 つの条で規定されている。

3 つの条項から知的財産権者が引き出すことのできる極めて重要な概念は、著作権および産業財産権の双方（すなわち総称して知的財産権）に対する侵害行為が公共または消費者の利益に重大または有害な影響をもたらした場合には、刑事罰によって処罰されなければならないということである。

これら 3 つの条項で定義されている「重大または有害な影響」とは、やや抽象的に聞こえるが、学者の間でも今に至るまでこの語句の単純かつ正確な定義についてのコンセンサスは得られていない。法律制定者の見解においては、刑事罰による知的財産権の侵害の抑止が不可欠である場合、かつ一般化はできないが、一定の状況下において引き起こされる知的財産権の侵害行為が刑事罰で処罰しなければならないほど危険である場合とされる。

刑法に記載されている代表的な状況は次の通りである。

- 被疑者がそれまでも知的財産権の侵害行為により行政上の制裁措置をもって罰せられたことがある場合

または

- 知的財産権の侵害に対する判決を受け、判決後の保護観察期間の満了前において、知的財産権の侵害行為の再犯を行った場合

<注> 自然人が行った犯罪に限る。法人（組織や会社など）は、規定の全ての犯罪から除外される。

b. 刑事訴追手続きにおける知的財産権者の立場

知的財産権者の請求は、知的財産権侵害行為に対して刑事手続きを開始するための必要条件ではない。

現実には、知的財産権者は当局から支援や協力を求められることが多い。知的財産権者が当該知的財産権の侵害に関して、必要な情報を持っていることが多いためである。

c. 関連規定の内容

i. 第 131 条

第131条には、以下のいずれかの行為を行ったことにより重大または有害な影響を及ぼした者、または第131条に規定されている行為のいずれか一つを行ったことに対して行政上の制裁措置を受けたことがある者、またはかかる犯罪の有罪判決を受け、犯罪歴抹消の権利を得ないうちに違反を繰り返した者は、刑事罰で処罰される旨が規定されている。

- 他人の著作権の盗用
- 著者名の不正利用
- 保護されている著作物の内容の違法な改変
- 他人の著作物の違法な公表または頒布

刑罰は、最高2千万ドルの罰金か、拘留を伴わない3年の再教育となる場合がある。

発生した犯罪が、以下のいずれかに該当する場合、違反者は最高3年の禁固刑となり、さらに最高1億ドルの罰金が課される場合がある。

- 組織的に行われたものである場合
- 再犯である場合
- 非常に重大または極度に重大な影響をもたらした場合

ii. 第 170a 条

第 170a 条は、著作権または著作隣接権の所有権者の同意なく、商業規模で著作物、レコードまたは、録画の複製を行いまたは著作物、レコード、ビデオ録画の公衆への配布を行った者は刑事責任を負うと規定している。

この場合、違反者は 5000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金または最長 2 年間の拘留を伴わない矯正に処せられる。

非拘留の矯正は、安定した職場があるか、明確な居住場所があつて、社会から隔離する必要がないとみなされる受刑者に適用される。

裁判所は、非拘留矯正とする受刑者を監督および教育のため、こうした者が働いている機関・組織あるはこうした者が恒久的に居住をしている場所の当局に委託する。判決を受けた者の家族は、その者の監督および教育において機関・組織および地方の当局と調整を要する。

発生した犯罪が、以下に該当する場合、違反者は 4 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金が課されるか、または 6 ヶ月以上 3 年以下の禁固刑となる。

- 組織的に行われたものである場合

または／および

- 再犯である場合

また違反者には 2000 万ドンから 2 億ドンまでの追加罰金刑も科され、1 年以上 5 年以下の間、特定職業の特定の役職や業務への就業が禁止される。

iii. 第 171 条

第 171 条はベトナムで保護されている商標または地理的表示に関する産業財産権を侵害した者につき、侵害が「故意、かつ、商業規模」である場合は、犯罪にあたと規定している。

本条は、刑罰として(i) 5000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金および(ii) 最長 2 年間の拘留を伴わない再教育を定めている。本条ではまた、産業財産権の組織的な侵害行為および侵害の再犯に対して、最高 3 年の禁固刑というさらに厳しい刑事罰を規定している。

また第 171 条は産業財産権侵害に対する補足的刑罰を定めている。すなわち、有罪判決を受けた者に罰金刑が科されなかった場合は 2000 万ドンから 2 億ドンの罰金を科すことができ、あるいは 1 年以上 5 年以下の間、特定職業の特定の役職や業務への就業が禁止される。

d. 訴追手続き

所管当局は、知的財産権者の申立があつた場合にのみ知的財産権侵害関連の犯罪を訴追することができる。訴追の申立書には下記を添付しなければならない。

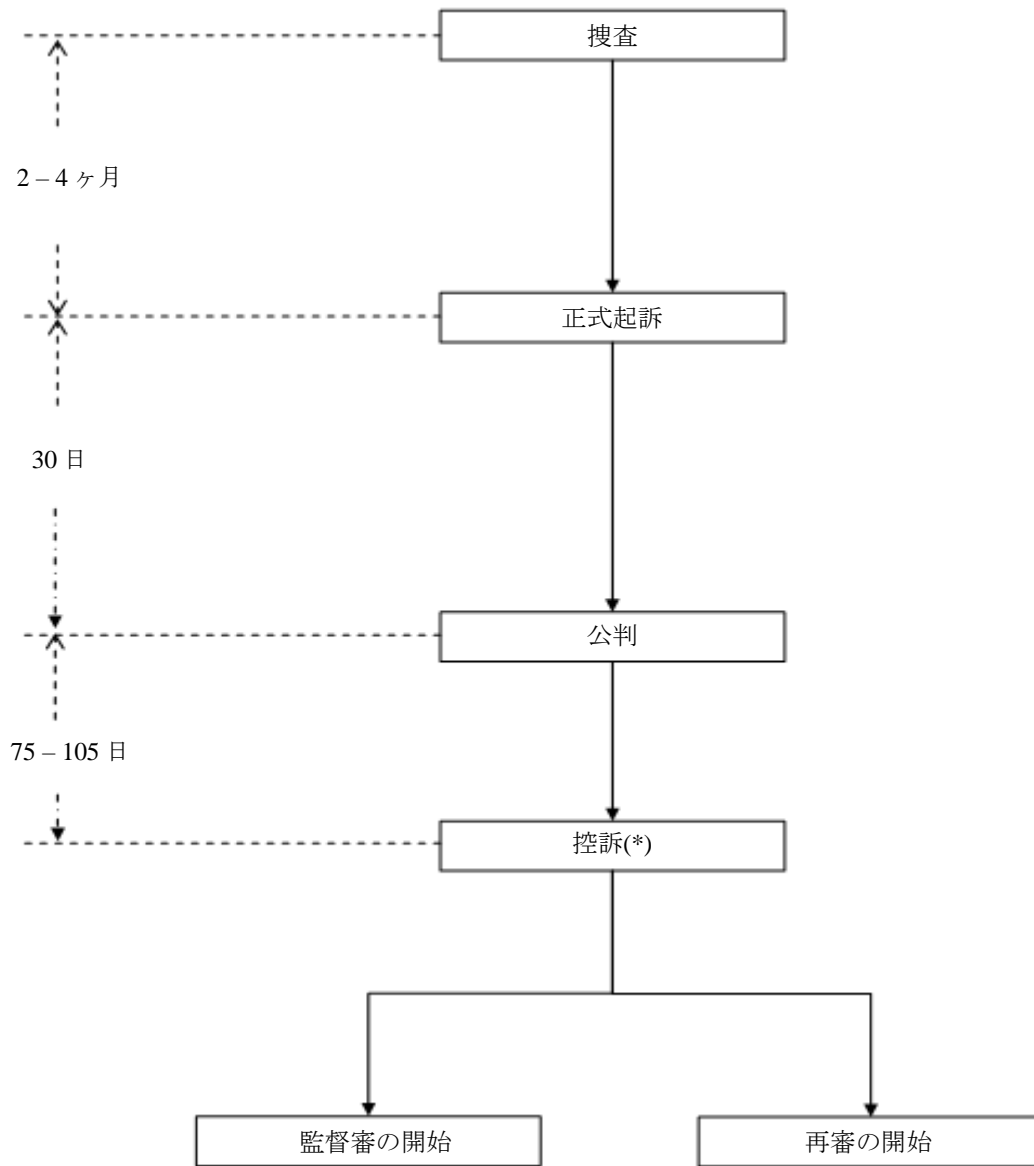
- 侵害行為または侵害品の出所に関する情報
- 知的財産権者の主張の根拠となる予備的証拠
- 当該知的財産権の登録証の写し

刑事訴訟法上、刑事事件は大きく分けて次の 3 つの段階を経る。

- i) 捜査—この段階では、捜査官が被疑者の有罪を証明するために必要なあらゆる証拠の発見と収集の責任を負う。

- ii) 正式起訴— この段階では、検察官が正式起訴を固め、被疑者に対する起訴状を作成する。
- iii) 公判— この段階では、管轄裁判所が検察の起訴状に基づいて事件を審理する公判を開始する。

訴追手続き



(*)注：控訴は、第1審判決が出された日から15日以内に裁判所に対して行う。

6. インターネット上での知的財産権保護

ベトナムではインターネット上での知的財産権保護は多大な困難と立ち向かっている。実際、インターネット上での知的財産権侵害の禁止は現在侵害行為が拡散している状況に見合っていない。

原則として、インターネット上で知的財産権侵害を行う個人／組織は法的責任を負わなければならない。ただし、一時的な保存が情報送信に役立てるためであり、情報が送信のために十分な期間保存されている場合、別の組織または個人のデジタル情報を送信するインターネットサービスプロバイダー（ISP）および個人は、技術的要件ゆえに自動的、中間的または一時的に保存される情報の内容に対して責任を負わないことに留意するべきである（情報技術法第2条及び第16.2条）。

近年、著作者は、特に歌曲の著作権の分野で、知的財産権保護の実効性を向上させるため、インターネット上での侵害行為の監視・処罰において関係国家機関との協力を強化している。この協力により、ある程度知的財産権の保護に一定の進展がみられるようになった。

ドメイン名紛争に関して、「.com」や「.org」などのトップレベルドメイン名の紛争にはベトナム法では言及されていない。ただし、情報技術法（法律第67/2006/QH11号）第76条、国内ドメイン名「.vn」に関する紛争の解決についての通達第10/2008/TT-BTTTT号およびベトナムインターネットネットワーク情報センターによる決定第73./QD-VNNIC号は、ベトナム国内ドメイン名（「.vn」）に関する紛争解決のための方針を定めている。それに応じて、紛争対象のドメイン名が以下の条件を満たす場合、

- i) そのドメイン名が商標、原告が正当な権利と利益を有する原告の名前と同一であるか、混同を生じさせるほど類似していること。
- ii) 被告がドメイン名に関して権利または正当な利益を有していないこと。
- iii) 紛争対象のドメイン名が登録されており、悪意で使用されていること。

紛争は下記のいずれかにより解決される。

- i) 調停
- ii) 仲裁
- iii) 民事裁判

事例

- 韓国企業のサムスン電子（以下、「サムスン」）は登録番号第9143号の標章「Sam Sung and device」の単独所有者である。サムスンはドメイン名「samsungmobile.com」も登録している。
- サムスンはベトナム人A氏がドメイン名「samsungmobile.com.vn」と「samsungmobile.vn」を登録しており、これらのドメイン名を8,000万ドンで販売しているとの通報を受けた。
- サムスンは当該ドメイン名を購入しようとA氏と交渉しようとしたが、A氏はこれらのドメイン名を2億1,820万4,000ドンでしか売却に合意しないといい、これはサムスンにとって受け入れがたい金額であった。
- サムスンはA氏をハノイ人民裁判所に訴えた。その主張によれば、i) 登録されているドメイン名はサムスンの登録商標と商号と混同を生じるほど類似している。ii) 被告

人はドメイン名に関する権利と利益を有していない。iii) 被告人は悪意でドメイン名を登録した。

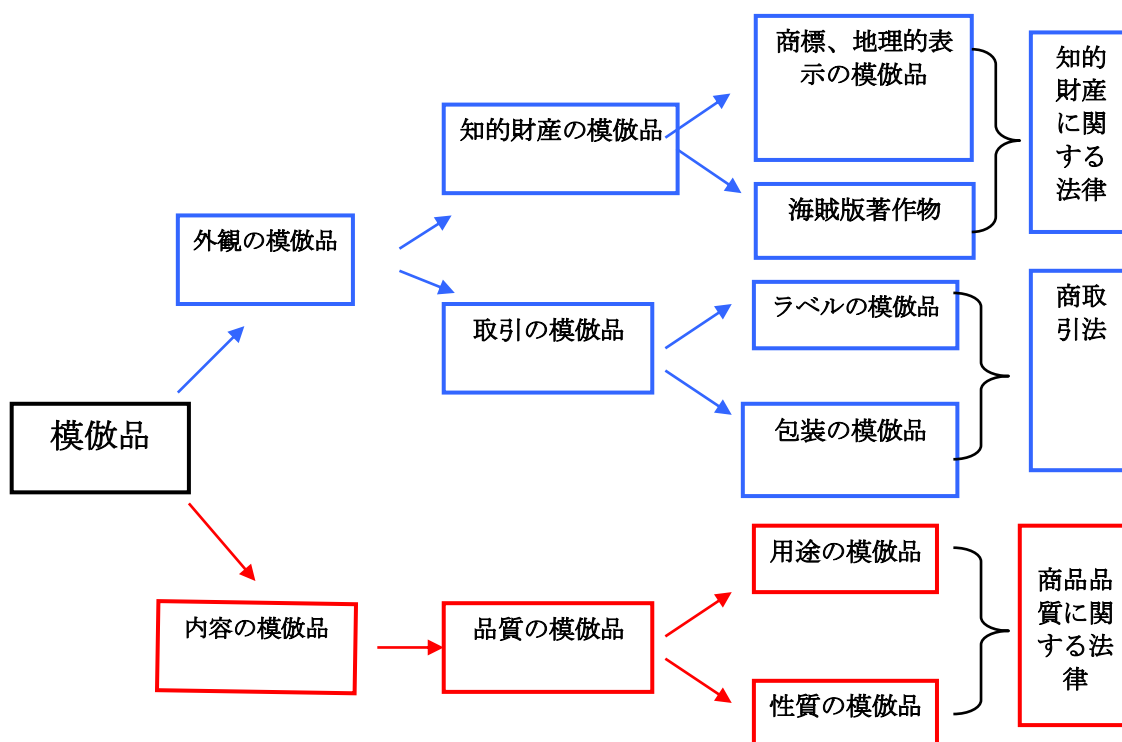
- ハノイ人民裁判所は、2010年6月2日付の判決第69/2010/KDTM-ST号で、原告の申立を一部受け入れる次の判決を言い渡した。i) ドメイン名「samsungmobile.com.vn」を回収し、当該ドメイン名を登録する優先権をサムスンに与える。ii) ドメイン名「samsungmobile.vn」を回収する請求を却下する。
- サムスンは判決の一部をハノイ人民最高裁判所に上訴した。
- 2011年3月29日、上訴審はサムスンの申立を認め、ドメイン名「samsungmobile.vn」を回収し、当該ドメイン名の登録優先権をサムスンに与える終局判決第52/2011/KDTM-PT号を言い渡した。

7. 模倣品対策

ベトナムの現行の法制度では、特定の分野のさまざまな法令に模倣品対策が規定されている。つまり、法律により分類されていないにもかかわらず、法学者は模倣品を内容の模倣品と外観の模倣品の2種類に分類している。

内容の模倣品は偽造成分及び要素から構成される模倣品である。例えば、品質の模倣品は真正品と同じ品質を有していない。外観の模倣品は海賊品および／または商品の外側に偽造標識が付された模倣品と認識することができる。かかる標識としては商品の商標、ラベル及びトレードドレスがある。

模倣品の種類を下記に示す。



模倣品は公共の利益と顧客の健康を著しく危険に晒すため、立法者は所管当局に偽造に対する厳しい制裁を提供している。他の分野での他の違反と同様に、模倣品の製造、取引及び

流通は行政措置、民事措置および刑事責任による処罰対象となり得る。偽造に対する罰則は他の侵害行為よりもはるかに厳しくなっている。

行政措置に関して、市場管理部門、経済警察および多様な分野の専門の監査官などの所管当局は、特に職権により模倣品全般および知的財産分野での模倣品対策業務を割り振られている。例えば、知的財産法第 213 条（商標、地理的表示の模倣品及び海賊品）に規定される模倣品に関して、所管当局は、知的財産権者からの告訴がなくとも、かかる模倣対策措置を講じている。同様に、模倣品が国境で発見された場合、税関はさらなる解決のために職権により模倣品を停止する（知的財産法第 215.4 条）。一方、商品が侵害品である場合、税関は知的財産権者が申立を行った場合にのみ侵害品を停止する。

刑事措置に関して、2009 年に改正された刑法は、模倣品全般を製造、取引する犯罪（第 156 条）、食品、食材および医薬品の模倣品を製造、取引する犯罪（第 157 条）、並びに動物飼料、肥料、家畜用医薬品、植物保護剤、植物品種及び動物の模倣品を製造、取引する犯罪（第 158 条）を規定している。そのうえ、刑法第 171 条は知的財産権侵害罪として説明されているものの、立法者は所管当局が知的財産分野での模倣品対策に重点を置くことを実際に望んでいる。この規定は知的財産権侵害罪の刑事訴追の指針に関する通達第 01/2008/TTLT-TANDTC-V-BCA-BTP 号によってさらに明確にされており、この通達では刑事訴追は知的財産分野での偽造罪だけに行われる。

知的財産権者は公衆の権利全般、特にその正当な権利及び利益を保護するため模倣品に対する民事措置で対抗することができる。民事措置の手続および内容は侵害事件での民事措置と同じである。

第5節 知的財産権侵害事件における所管当局

1. 行政措置の所管当局

運営原則

執行機関のシステムは複雑である。このシステムでは、各機関がそれぞれ縦の関係、すなわち同系統の上位機関と下位機関の関係で別の機関に従属している一方、他の機関とも横のつながり、すなわち、ある系統の構成機関と他系統の構成機関（省庁と省庁や（行政単位の）省と省）の関係を持っている。

このような関係の複雑さから、ベトナムの法律ではこれら機関からなるシステムの運用を円滑にするため、次のような基本原則を定めている。

a. 中央集権

ピラミッド型の原則と似たようなもので、システム全体の最高執行権限は政府が持ち、政府が MOST を知的財産分野における各執行機関の共同措置の統制および調整の担当機関に任命している。

システムの中の他の省庁や機関は、知的財産権のエンフォースメントのために MOST を支援する機関として機能している。MOST は政府の名のもとに、知的財産権侵害に対する対抗措置を開始するよう他の省庁や機関に指示ないし勧告をし、これによってシステム全体の共同措置が正しい方向へ導かれるようになっている。

b. 協力

その一方で、MOST と他の省庁／機関の関係には協力的な部分がある。基本的に、MOST と関係省庁とは同レベルにあり、いずれかが上位にあるということはない。しかし、省庁間の関係が協調的であるという意味において、知的財産権者が把握しておくべき側面がいくつかある。

- **独立の立場**：各省庁は、システムの中で独立の立場にあり、独自の権限を持っている。知的財産権のエンフォースメントのために、各省庁は独自の任務を与えられており、当該任務をその権限に基づいて独自に遂行している。
- **連携**：一方、各省庁は知的財産権のエンフォースメントにおいて他の省庁と協力する義務を負っている。しかし、協力に必要な措置や活動はそれぞれの省庁が法律により認められた権限内で行わなければならない。

実際に、権限委譲を受けた主たる機関である科学技術省（MOST）では、その任務の遂行に当たって以下の機関に協力を求めたり共同作業を行ったりすることが多く、その逆のケースもある。

- 商工省（MOIT）
- 文化スポーツ観光省（MOCST）
- 情報通信省（MIC）
- 農業農村開発省（MARD）
- 公安省およびベトナム税関総局

また、地方レベルの所管当局間で協力を求めることもある。

1.1 人民委員会

人民委員会は、専らその所轄する場所の一般事項について責任を負う。知的財産権分野で

は、人民委員会が省および県レベルの両方のレベルで扱える一般事項として次のようなものがある。

- 当該場所における知的財産権のエンフォースメントに関連する問題の取り扱い
- これらの問題に対応する部門および資源の動員
- 要請があれば、知的財産権エンフォースメント部門への支援の提供

地方レベルの人民委員会は個々の知的財産権侵害事件には関与しない。そのため、人民委員会が日々の知的財産権侵害事件の対応において果たす役割は、関連省庁（または当該省庁下の機関）に比べて重要ではない。

地方レベルの所管当局が、侵害者に対する罰金の決定など所管外となる行政上の制裁を同レベルの人民委員会に求めたり、付託したりしなければならない場合もあり、また他のケースとして、同じ侵害者が同時に別の違反も犯していた場合に（種類の異なる違反でも一つの行政当局で処理しなければならないため）事件を同レベルの人民委員会に付託することができる。

知的財産権侵害のいかなる場合でも、人民委員会の機能はその他の権限ある機関の請求により適切な制裁（命令）を発することにあることに留意する必要がある。例えば、市場管理部は同一レベルの人民委員会に対し課そうとする罰金が市場管理部の権限を超える場合に、制裁決定を発するよう請求することができるのである。

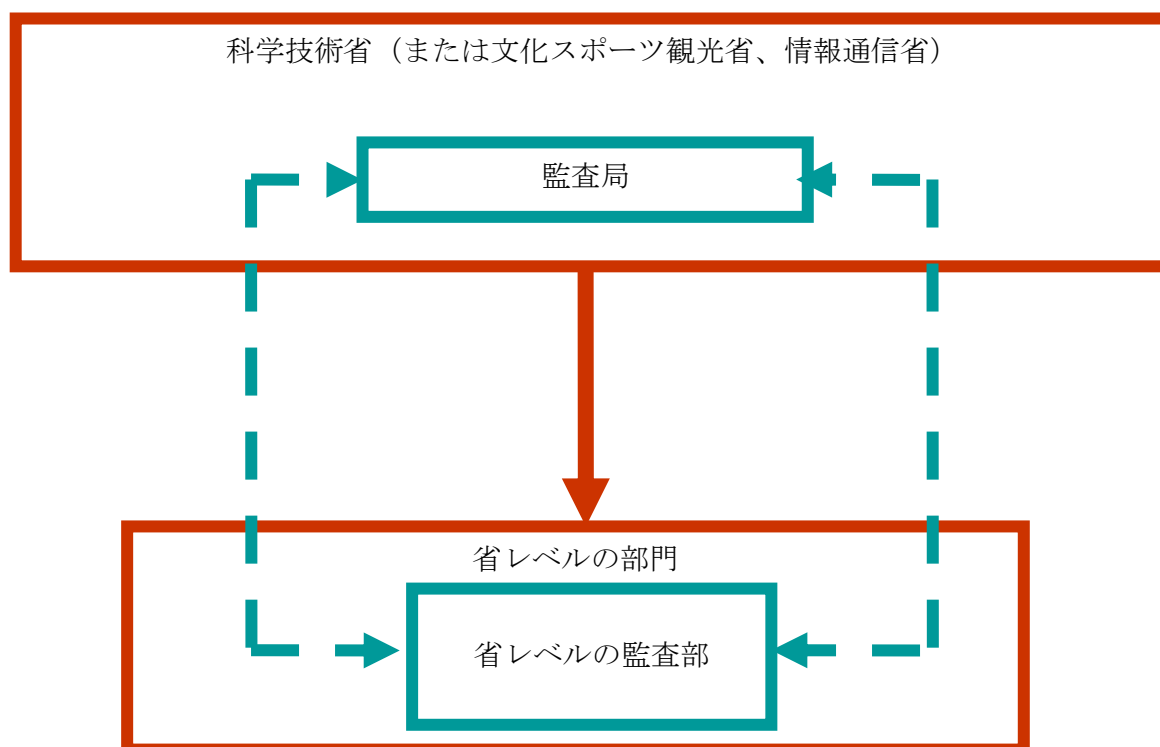
1.2 専門監査局

a. 専門監査局の組織と役割

専門監査局の権限に関する法令を下記に示す。

法令	内容
法律第 56/2010/QH12 号	検査に関する法律
規則第 44/2002/PL-UBTVQH10 号 (2008 年改正)	行政上の制裁を規定
政令第 87/2006/ND-CP 号	科学技術監査局の権限、業務および組織を規定
決定第 14/2008/QĐ-BTTTT 号	情報通信監査局の権限、業務および組織を規定
政令第 71/2009/ND-CP 号	文化スポーツ観光監査局の権限、業務および組織を規定

専門監査局の組織を下記に示す。



中央レベルの専門監査局は関係する省庁の直接管理下にある。一方、地方レベルの専門監査部は関連する部門の監督下にある。地方の監査部は中央監査局と同じレベルの人民委員会（特に、関連する部門）の両方の指導下にある。ただし、中央監査局は専門技能の面に関してのみ地方監査部の指導に当たる。

中央監査局はベトナム全土での行政違反を処罰する非常に強力な機関である。現実には、中央監査局は様々な省で発生している複雑な事件を扱うことが多い。中央レベルでは、産業財産権監査局はあらゆる形態の知的財産侵害に対して、最も厳しい制裁措置を適用する権限を持っており、例えば法律で定められている上限額まで罰金を課すことができる。

省レベルでは、知的財産監査部の権限は当該省内で発生した深刻ではない知的財産権の侵害行為に限定される。従って、知的財産権者は申立を行うのに適切な機関を選択するために、事件の複雑さと関係監査部の権限を適切に考慮しなければならない。

中央レベルの産業財産権監査官は、MOST 下の国家機関であり、全ての知的財産権侵害事件に対応する任務を割り当てられている。産業財産権監査官は、比較的独立した立場で割り当てられた任務を日常業務において遂行する。

MOST 下の産業財産権監査官は、MOST 内の部門で中央レベルの産業財産権監査局 (Inspectorate) と科学技術省傘下で省レベルの産業財産権監査官 (Inspector) の 2 層から成っている。

知的財産法では、産業財産権監査官に知的財産権侵害処理の広範な権限を与えており、あらゆる形態の知的財産権侵害を処理することができる。産業財産権監査官の所管外である唯一の侵害事案は、国境ゲートで発生した知的財産権侵害（輸出入）である。

科学技術省監査局が国家知的財産庁（NOIP）のバックアップを受けていること（現実には、国家知的財産庁（NOIP）と中央レベルの監査局は科学技術省の直接管理下にある）を考えると、知的財産権者は当該の監査局が事件を解決することを好む。

知的財産分野での専門監査局の権限は下記のとおりである。

侵害 監査局	産業財産権	著作権及び 著作隣接権	植物品種
科学技術省監査局	√		
情報通信省監査局	√ (ドメイン名のみ)		
文化スポーツ観光省 監査局		√	
農業省監査局			√

事例

2011年8月、Kimberly-Clarkは、某所にある女性用衛生ナプキンメーカーが登録番号第35768号及び第42928号で登録されている自社の保護商標を侵害する標識「Kotex」と「Koteir」を付した女性用衛生ナプキンを製造しているとの通報を受けた。

- Kimberly-Clarkはその代理人を通じて権利を保護するために事件に対処するよう科学技術省監査局に申立を行った。
- 2011年8月2日、監査局はメーカーを検査し、現場で女性用衛生ナプキン3,830パックを発見した。
- 2011年8月9日、科学技術省監査局長はこのメーカーに430万ドルの罰金を課し、侵害品の廃棄を強制する決定第52/QD-TTra号を出した。

b. 行政措置を申請するための手続き

産業財産権監査官に知的財産権侵害に対する行政措置を求めるためには、知的財産権者が書面で申請書を作成し、これを根拠となる証拠を添えて産業財産権監査官に提出する。この段階で、知的財産権者は準備作業及び提出に関連する留意事項も確認しておく必要がある。

提出の手続きは、知的財産権者自身か代理人弁護士が行うことができる。産業財産権監査官への提出は郵送でも手交でもかまわない。

また、おそらく提出要件を遵守していない場合は産業財産権監査官から受理を拒否されることから、知的財産権者はこの段階で提出要件に留意する必要がある。知的財産法では、知的財産権者が行政手続きを進めるよう監査官に請求するには以下を提出しなければならないとされている。

- i) 書面による申請書（所定の様式はない）
- ii) 申立人の権利を証明する証拠、すなわち当該知的財産権の登録証もしくは特許証の認証コピー、または申立人が当該知的財産権を保護する権利を得た知的財産権使用許諾契約の認証コピー
- iii) 当該知的財産権の侵害行為があったことを示す証拠。例えば、広告物、販促品、侵害要素を含んだ商品サンプル、または模倣品のサンプル
- iv) その他の必要書類および証拠

<注>

鑑定は絶対的に必要なものではない。場合によっては監査官にも独自の知識と経験があり、監査官自身で知的財産権侵害行為を鑑定できることがある。ただ、複雑な事案では監査官もやはり鑑定を求める必要がある（但し義務ではない）。

また、手続きを無事完了させるためには、知的財産権者が所管の監査官に対してどのように申し入れを行うのが適切であるかを知っておくことも価値がある。この点において、知的財産権者は以下を念頭に置くことが望ましい。

- i) ヒント 1 知的財産権の侵害が中央レベルの知的財産権監査官の所轄である場合、提出書類は以下に送付する。

科学技術省監査局

#39 Tran Hung Dao Street, Hanoi, the Socialist Republic of Vietnam

Inspectorate of the MOCST

#51 Ngo Quyen Str., Hoan Kiem District, Hanoi.

Tel: +84.4.3.9438231 Fax: +84.4.3.9439009

Inspectorate of Plant Protection Department (MARD 傘下)

#149 Ho Dac Di Str., Dong Da District, Hanoi

Tel: +84.4. 38 519 451 - Fax: +84.4. 35 330 043

Inspectorate of the MIC

#18 Nguyen Du Str., Hanoi

Tel: +84.4.35563851 - +84.4.35563852 Fax: +84.4.35563855

- ii) ヒント 2 知的財産権の侵害が省レベルの産業財産権監査部の所轄である場合、提出書類は以下に送付する。

侵害が発生しまたは発見された省／市の**産業財産権監査官**－現在のところ、産業財産権監査官の住所・電話番号を掲載された住所録は発行されておらず、インターネットにも記載されていない。

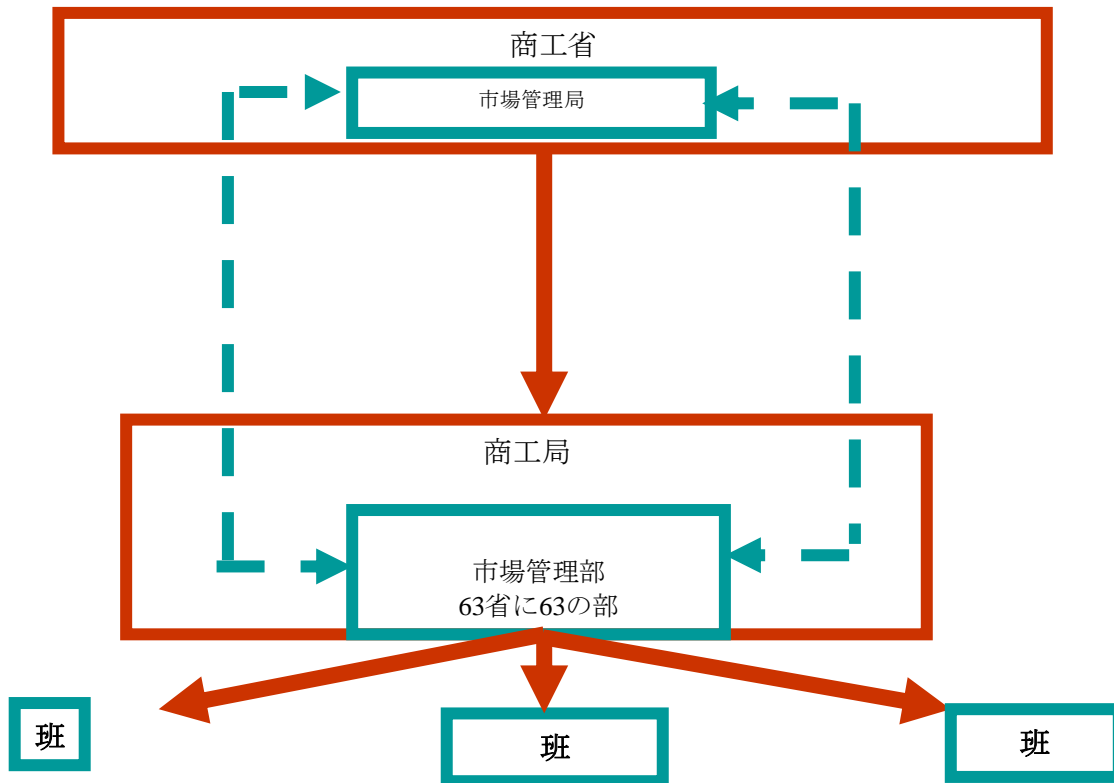
1.3 市場管理部門

a. 組織と役割

市場管理部門の権限を規定する主な法令を下記に示す。

法令	内容
----	----

市場管理部門の組織を下記に示す。



市場管理部門は商工省（「MOIT」）の職能監督下で組織されており、商取引において発生した模倣品および知的財産侵害行為対策の任務を割り当てられている。

市場管理部門は、MOIT 内の部門で中央レベルの市場管理局（MCB）と、MCB および当該省の人民委員会の両方の監督下にある省レベルの市場管理部（MCD）の 2 層から成っている。

市場管理部門は、中央レベル、省レベルを問わず、市場を監視する任務を割り当てられており、商取引において発生する知的財産権の侵害行為を処理する権限のみを与えられている。商取引において発生する可能性のある知的財産権侵害行為には、次のようなものがある。

- 侵害品を市場に出回らせる行為
- 侵害品を販売目的で保管する行為
- 侵害品の販売を申し入れる行為
- 侵害品を販売目的で宣伝する行為
- 侵害品を販売する行為

実際に、どのような知的財産権侵害行為であっても、商取引において発生したものであれば全て市場管理局によって制裁が下されるが、市場管理局に与えられている権限はそのレベル毎に異なる点に注意すべきである。

知的財産法では、各レベルの市場管理部門が、知的財産権侵害の形態および性質に応じて用いる様々な制裁の枠を定めている。

中央レベルの市場管理局は、特許侵害を除く、あらゆる形態の知的財産権侵害に対応する権限を与えられている。一方、省レベルの市場管理部に認められているのは、i)商標、地理的表示の侵害行為、および、ii)模倣品を取引する行為への対応のみである。

b. 請求提出手続

市場管理部門に行政措置の開始を請求するには、知的財産権者は以下の書類を提出しなければならない。

- i) 行政措置の請求書。その内容については、政令第 97/2010/ND-CP 号第 26 条に規定されている。
- ii) 事業免許（請求者がベトナムで事業を行う法人である場合）
- iii) 申立人の権利を証明する証拠、すなわち当該知的財産権の登録証若しくは特許証の認証コピー、または申立人が当該知的財産権を保護する権利を得た知的財産権使用許諾契約の認証コピー
- iv) 侵害行為があったことを示す証拠（例えば、広告物、販促品、侵害要素を含んだ商品サンプル、または模倣品のサンプル、侵害行為が行われた場所及び時期等）
- v) （ある場合は）専門家の意見書

知的財産権の侵害が中央レベルの知的財産権監査官の所轄である場合、提出書類は以下に送付する。

Market Control Bureau

#91 Dinh Tien Hoang Street, Hanoi, Socialist Republic of Vietnam

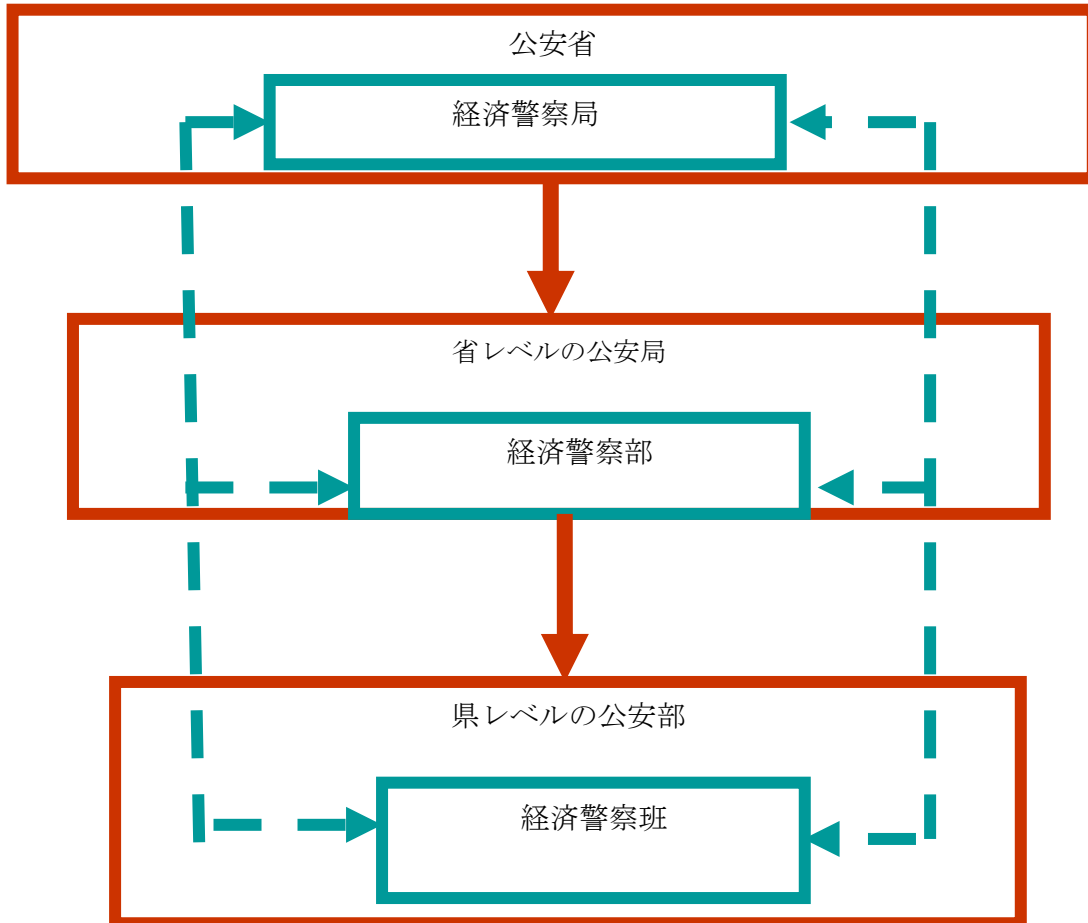
Tel: +84-04-8255868 - Fax: +84-04- 8264696

知的財産権の侵害が省レベルの市場管理部の所轄である場合、提出書類は、侵害が発生しまたは発見された省／市の市場管理部に送付する。

1.4 経済警察

a. 組織と役割

ベトナムの経済警察の組織を以下に示す。



経済警察は、模倣品対策や知的財産権侵害行為対策における他機関との協力を任されている。専門の職員を擁し、模倣品や偽造証票／ラベルに関する事件に対応する権限を与えられている。この部門は、公安省傘下で中央レベルの経済警察局（EPB）、省レベルの経済警察部および県レベルの経済警察グループの3層から成っている。すべてのレベルの経済警察が、EPB及び同レベルの人民委員会の両方の監督下に置かれている。

経済警察は、経済犯罪の調査と対策を職務とする部門であることから、知的財産権のエンフォースメントにおいて極めて重要かつ顕著な役割を果たしている。実際に知的財産法規則でも、知的財産権侵害行為の調査、証拠集め、および侵害行為に対する制裁措置の他の所管当局への勧告について、その権限の大部分を経済警察に与えている。

警察には模倣品対策のみの権限が与えられているが、他の所管当局は侵害事件に対処するために警察と協力する傾向にある。人々が警察に大いに敬意を持っていることが多いことを考えれば、知的財産権侵害の解決は警察の参加によって促進される。現実には、警察はあらゆる種類の知的財産権の侵害行為を解決するためにあらゆるレベルの知的財産監査局及び市場管理部門と協力することが多い。

県・省レベルの経済警察は、知的財産権侵害行為を調査し、証拠保全のための措置を適用する権限を与えられているが、知的財産権侵害者に罰金を科すことについては制限を受けている。科すことのできる罰金額が 500 万ドンと 1,000 万ドンまでに制限されている県・省レベルの経済警察は、制裁措置前の段階を中心に扱い、他の当局に協力し、知的財産権侵害行為の判断を適任の者または所管当局に移管する傾向がある。

一方、中央レベルの経済警察²は、模倣品に対するあらゆる行政の制裁・処分を適用する完全な権限を認められている。しかし、このレベルの経済警察でも、他の所管当局ほど模倣品対策のために広範に資源を投入しておらず、模倣行為が組織的にまたは多くの県で発生した場合など、複雑な知的財産権侵害事件への対応に力を注ぐのみとなっている。

知的財産権の侵害行為に対処するに際しての経済警察と市場管理部門との主な相違点：

	経済警察	市場管理部門
侵害行為の種類	商標および地理的表示の偽造の みを罰する	模倣品およびほとんどの知的財産権の侵害行為を罰する（発明、実用新案及び回路配置に対する権利の侵害行為を除く。）
捜査権限	あらゆる侵害行為の捜査権あり	侵害行為の捜査権なし
侵害行為地	模倣品製造に対処する権利あり	模倣品および侵害品の製造に対処する権利なし。市場で侵害行為に対する権限を行使するのみ。

事例：

- 2011 年 5 月、アディダスグループは、某所の店舗が大量のアディダスの模倣品を卸売りしていると通報を受けた。
- 2011 年 5 月 6 日、アディダスグループはその代理人を通じてその権利を保護するために事件に対処するようハノイ経済警察に申し立てた。
- 2011 年 5 月 17 日、ハノイ経済警察はハノイ市場管理部第 5 班と協力して店舗を検査し、アディダス模倣品 350 点を差し押さえた。

b. 行政措置請求手続

基本的に、経済警察と市場管理部門に関して規定されている知的財産権者が遵守すべき請求手続と手順に違いは存在しない。ただし、以下のヒントを考慮すべきである。

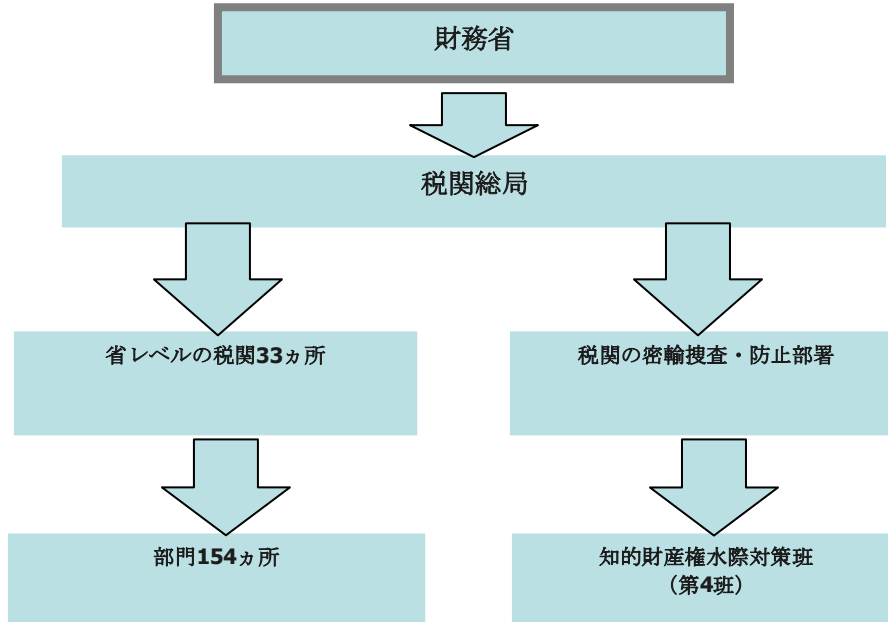
- ヒント 1：知的財産権の侵害が中央レベルの経済警察の所轄である場合、提出書類は以下に送付する。
Economic Police Bureau of the MPS - #40 Hang Bai Street, Hanoi, the Socialist Republic of Vietnam
- ヒント 2：知的財産権の侵害が省レベルの経済警察の所轄である場合、提出書類は以下に送付する。

² 公安省直轄の経済警察局

侵害が発生しまたは発見された省／市の経済警察部

1.5 税関

ベトナムの税関の組織を以下の表に示す。



財務省下の税関は、国境を越える物品を知的財産権者の請求により、かつ職権で取り締まり、監視する権限を与えられている。

財務省の監督下にある税関総局は税関の中央機関で、地方レベルの 33 の税関局を直接監督している。各地方税関局は 1 または複数の省の税関を担当する。地方税関局の下には 154 の税関部門があり、国境ゲート、空港、海港などの一定の地域を所管している。

地方レベルの税関以外に、税関総局は、知的財産権侵害行為の抑止など、特定の業務を行うためにその直接監督下に部局（密輸防止部門、及び知的財産権国境管理班－特に第 4 班）を設けている。

税関は、輸出入のいずれを問わず、ベトナムの国境を越える物品を監視し、取り締まる任務を負っている。任務の遂行に当たり、税関は不正品の流出入を阻止しなければならない一方、国際貿易の物品の流れが滞らないようにしなければならない。

税関総局の住所：

#162 - Nguyen Van Cu street, Long Bien district, Hanoi, Vietnam

2. 民事的措置の管轄当局

2.1 人民裁判所

a. ベトナム裁判制度の概要

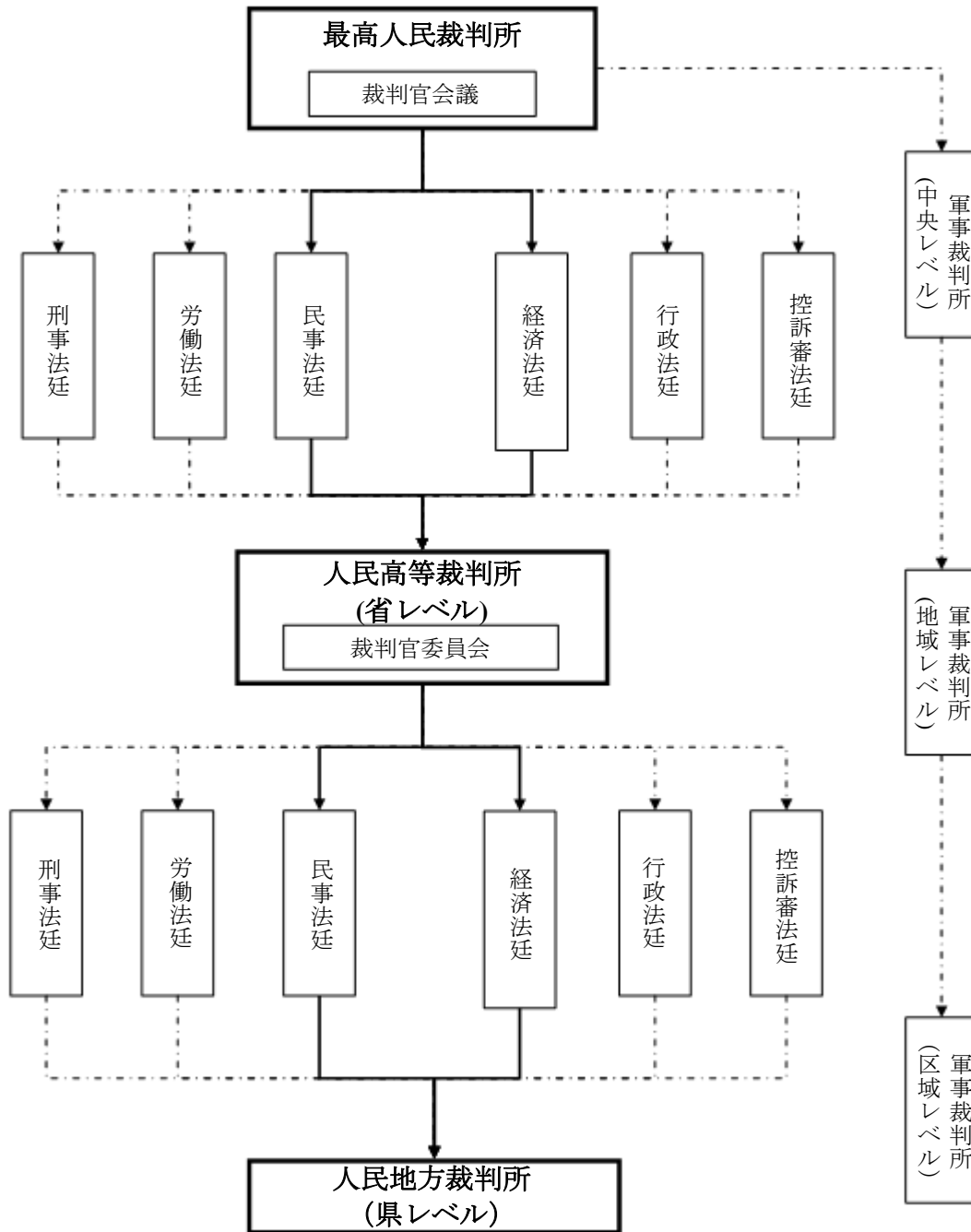
ベトナムの裁判制度は、最高人民裁判所、省・中央直轄市の人民裁判所（省レベル人民裁判所）、県または省直轄市の人民裁判所（県レベル人民裁判所）、および軍事裁判所からなる。

最高人民裁判所はベトナム最高位の管轄裁判所であり、裁判官会議、中央レベルの軍事裁判所および専門裁判所（刑事裁判所、民事裁判所、経済裁判所、労務裁判所、行政裁判所、控訴裁判所など）が含まれる。

省レベルの人民裁判所には、裁判官委員会および専門裁判所（刑事裁判所、民事裁判所、経済裁判所、労務裁判所、行政裁判所など）が含まれる。

県レベルの地方人民裁判所には専門裁判所はない。

ベトナムの裁判制度概要図



ベトナムの裁判制度では、第一審と上訴審の二審制を採っている。営利を目的としない知的財産権の侵害行為に関して、第一審は県レベルの人民裁判所の権限に属する。この場合の上訴裁判所の管轄権は省レベルの人民裁判所に付与される。

営利を目的とする知的財産権の侵害行為に関して、第一審は省レベルの人民裁判所によって処理され、上訴裁判所は人民最高裁判所でなければならない。

省レベルの人民裁判所

民事訴訟法に従い、県レベルの地方人民裁判所も知的財産権関連事件の第一審を取り扱う権利を有している。しかしながら、知的財産権関連紛争の複雑さから、省レベル人民裁判所が事件の一審を取り扱うのが通例となっている。また、省レベル人民裁判所は、「外国要素」を伴う事件の第一審を取り扱う権能を与えられている。

原則として、民事訴訟法第 35 条に規定されているように、管轄権は、被告が個人である場合には被告の居住地もしくは職場の土地の裁判所に付与され、被告が企業である場合には被告の本社が本拠を置く土地の裁判所に付与される。ただし、一部の場合、原告は、民事訴訟法第 36.1 条 d に規定する契約以外の損害賠償に関係する場合など、要請書を提出する裁判所を選択する権利を有する（「紛争が契約以外の損害の賠償に関係する場合、原告は居住地、職場または本社が所在するか、損害を引き起こした事件が発生した土地の裁判所に本案を審理するよう請求することができる。」）。

ベトナムの裁判所による民事事件の処理との関連で、「外国要素」とは、(i)民事事件の当事者の少なくとも一方が外国人（外国にいるベトナム人を含む）である場合、または、(ii)取引の成立、変更または終了の根拠が外国の法律に準拠している場合、または、(iii)取引に関する資産が外国に所在する場合と定義されている。「外国要素」を伴う知的財産関連事件は、省レベルの人民裁判所によって処理されることが多い。

最高人民裁判所

最高人民裁判所は、省人民裁判所によって判示された決定／判決に対する、訴訟当事者による控訴審につき事件を解決する権限を有する。最高人民裁判所は、審査中・再審中の事件を取り扱う権利を有する。最高人民裁判所の決定／判決は最終のものとなる。

b. 人民裁判所が処理をする知的財産関連紛争

人民裁判所で処理されている知的財産権関連紛争には、次のようなものがある。

- 知的財産権保護のための、出願する権利に関する紛争
- 知的財産権保護のための、出願の優先権に関する紛争
- 発明特許、工業意匠、半導体回路の回路配置の原権(authorship)に関する紛争
- 特許、工業意匠および回路配置出願中の対象物に関して、知的財産権の出願者とユーザーの間で発生した暫定的権利および支払われるべき報酬に関する紛争
- 実施許諾、権利者の承諾なく使用できる範囲および能力限度の拡大の場合に、知的財産権者と先使用者の間で発生した特許、工業意匠および回路配置の先使用权に関する紛争
- 特許、工業意匠および回路配置の権利者と対象物のユーザーの間で発生した公開日から登録日までの間に支払われるべき報酬に関する紛争
- 知的財産権侵害紛争
- 知的財産の著作者に支払われるべきロイヤリティに関する紛争
- 知的財産ライセンス契約、譲渡契約または知的財産役務の提供に関する契約に関連する紛争
- 知的財産権の相続に関する紛争
- 不正競争行為により生じた紛争

上記の紛争は、「営利を目的としない」紛争か「営利を目的とする」紛争かによって、民事裁判所または経済裁判所のいずれかで処理される。原則として、民事紛争は民事裁判所が

処理し、商事紛争は経済裁判所が処理する。訴訟において特定の民事裁判所または経済裁判所を指定する必要はない。管轄裁判所は、事件の性質によって該当する裁判所に事件を移送することができる。さらに、民事訴訟に規定されているように、営利を目的としない知的財産権関連紛争は県レベルの人民裁判所の管轄権に属し、営利を目的とする紛争は省レベルの人民裁判所によって審理される。

民事訴訟法の規定の指示に関する決定 No.01/2005/NQ-HDTP によれば、事業活動における「利益の目的」とは、実際に期待した利益が当該事業活動で得られたかどうかにかかわらず、当該個人・団体が利益を得ようとする事としてしている。

ベトナムの裁判制度の詳細については、ウェブサイト <http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/ebb> を参照のこと。

2.2 仲裁機関

仲裁機関には、特別仲裁と常設仲裁の2つの形態がある。

a. 特別仲裁

特別仲裁は関係者の合意に基づいて形成され、紛争が解決した際に解消される。特別仲裁には登録本部、運営委員会、及び登録仲裁人の名簿はない。

仲裁人は関係者によって選択されるか、裁判所によって任命される。選択された仲裁人が仲裁機関に所属している必要はない。関係者は仲裁に関して独自の手続規則を制定するか、外国仲裁機関であるか国内仲裁機関であるかにかかわらず、著名な仲裁機関の手続規則を選択することができる。

b. 常設仲裁

ベトナム法に基づき、常設仲裁は仲裁機関の形式をとる。仲裁機関は登録本部を持つ法人として設立される。ベトナムでは、仲裁機関は非政府機関であるが、その業務は、特に仲裁人の任命と変更、仲裁審判裁定の見直し、暫定救済の適用、仲裁裁定の取消および仲裁裁定のエンフォースメントなど、国の所管当局の援助を今なお必要としている。2010年商事仲裁法に規定されているように、仲裁センターは団体仲裁による紛争解決活動の編成および調整、ならびに仲裁調整過程の際に管理施設およびオフィス施設を提供することによる仲裁人の補佐の機能を有する。

各仲裁機関は自らの手続規則を制定しなければならない。手続規則は仲裁審判による紛争解決の際に厳格に遵守されなければならない。

仲裁機関での紛争解決の場合、原告は要請書を作成し、これを仲裁機関に送付する。特別仲裁による紛争解決の場合、原告は要請書を作成し、これを被告に送付する。

現在ベトナムにある仲裁機関を以下に示す。

1. Vietnam International Arbitration Center

- Address: International Trade Center, #9, Dao Duy Anh Str., Hanoi, Vietnam
- Tel: 84.4.3574 2021/3574 4001
- Fax: 84.4.3574 3001
- Email: viac-vcci@hn.vnn.vn

2. Hanoi Economic Arbitration Center

- Address : #30 Phan Boi Chau Str., Hoan Kiem Distr., Hanoi, Vietnam
- Tel : 84.4.3822 0602
- Fax : 84.4.3628 0590

3. Thang Long Economic Arbitration Center

- Address : #47 Le Hong Phong Str., Ba Dinh Distr., Hanoi, Vietnam
- Tel: 84.4.3823 1949
- Fax: 84.4.3843 5801

4. Bac Giang Economic Arbitration Center

- Address: #65 Nguyen Van Cu Str., Bac Giang City, Vietnam
- Tel: 84.240.773 2740

5. Sai Gon Economic Arbitration Center

- Address: #460 Cach Mang Thang Tam Str., ward 4, Tan Binh Distr., Hochiminh City, Vietnam
- Tel: 84.8.3844 6975
- Fax: 84.8.3811 58 20

6. Can Tho Economic Arbitration Center

- Address: @116 Nguyen An Ninh Str., Can Tho City, Vietnam
- Tel: 84.71.825296
- Fax: 84.71.810328
-

7. ASEAN International Commercial Arbitration Center (ACIAC)

Address:

#246 Nguyen Van Cu Str., Long Bien District, Hanoi, Vietnam
Tel/ Fax: (84.4) 8.732676

Or:

#89 Nguyen Du Str., District 1, Hochiminh City, Vietnam
Tel: (84.8) 8.234.114 – (84.8) 8.257.988 – Fax: (84.8) 8.235.325

3. 刑事措置に関与する所管当局

3.1 警察

(第5節 1.4 P63を参照)

3.2 人民検察院

ある程度、ベトナムの人民検察院は他の国の検察庁と同じ機能を有している。ベトナム憲法に従い、人民検察院は政府組織内において独立している。

人民検察院の組織は、以下の3つのレベルで編制されている。

- 最高人民検察院
- 省および中央直轄市の人民検察院（現在、63の省級人民検察院がある）
- 省当局の監督下にある県および市の人民検察院（現在、691の県および市に691の県級人民検察院がある）

人民検察院のほか、以下の軍検察院がある。

- 中央軍検察院
- 地域軍検察院
- 地方軍検察院

人民検察院と軍検察院の制度全体は、国会から選出される検察長官を長とする最高人民検察院の管理・指導下にある。

人民検察院は、憲法と法律に従って訴追を行い、司法活動を監督する機能を持つ。

最高人民検察院は訴追を行い、司法活動を監督し、厳格かつ統一的な法律遵守の確保に寄与する。

地方人民検察院はそれぞれの地域で訴追を行い、司法活動を監督する。

軍検察院は法律に従って訴追を行い、司法活動を監督する。

その職務の範囲内で、人民検察院は法の原則の保護、市民の自主管理権の保護、国家資産の保護、並びに市民の生命、健康、財産、自由、名誉および尊厳の保護に資する義務を有し、国家および集団農場の利益、ならびに市民の法的権利および利益のあらゆる侵害に対して法律に基づく措置を講じるよう確保する。

3.3 人民裁判所

(第5節 2.1 P66を参照。)

4. 知的財産権エンフォースメントにおける専門家の役割

鑑定（専門家の意見）は、知的財産権侵害行為の画定に役立つ一種の証拠とみなされている。限られた知識と経験しか持たない多くの所管当局は、鑑定がなければどのような知的財産権侵害であるのか迷うことが多く、そのため鑑定は、今なお知的財産権のエンフォースメントのシステムにおいて不可欠となっている。

産業財産権の分野での鑑定には2種類あり、そらは以下のように呼ばれている。

- i. 国家知的財産庁（NOIP）の鑑定。随時、業務量に基づき、国家知的財産庁（NOIP）は知的財産権侵害事件を処理する所管当局に対してのみ鑑定を出すことを決定することができる。
- ii. 「知的財産権専門助言機関（IPR Expertise-Counseling Organizations）」と呼ばれる独立の公認専門家機関からの専門家の結論。これまでのところ、ベトナム知的財産調査研究所（Vietnam I.P Research Institute（VIPRI））と呼ばれる知的財産権専門助言機関が唯一、ベトナム国内で起こり得る知的財産権の侵害行為に関して専門家の結論を出す権限を付与されている。専門家の結論に指定料金を支払えば、誰もが関心ある問題に関する専門家の結論を取得することができる（VIPRIのウェブサイトは<http://english.vipri.gov.vn/>である）。

現実には、明白な侵害事件以外のほとんどの侵害事件では、所管当局は事件を解決する根拠を、または知的財産権者による解決の請求を公式に受理する根拠を鑑定とする場合が多い。

したがって、侵害事件の解決を促進するために、知的財産権者は、行政措置、民事措置又は刑事措置他を請求する前に鑑定を取得すべきである。

第Ⅱ章

知的財産権の取得および譲渡

A. 知的財産権の取得

I. 概況

1. ベトナム法において保護される知的財産権

2005年11月19日、ベトナム国会は知的財産法（IP Law 2005）を可決し、同法は2006年7月1日に施行された。2005年知的財産法の制定以前には³、知的財産の保護とエンフォースメントの法令の基本は1996年民法で規定されていた。その施行規則は政令、通達、および指令の形で様々な法令に分散していた。2005年知的財産法はそのように分散した法令を1つの法律に集約、改正、法典化しており、高い法的効力を持ち、TRIPS協定の要件を満たし、国際基準に沿った統合され、完全、十分かつ強化された知的財産法の枠組を生み出した。2005年知的財産法は、著作権、著作隣接権、産業財産権、植物品種育成者権並びにこれらの権利の保護およびエンフォースメントについて規定している。従って、ベトナムの現行の知的財産法は以下の知的財産を保護対象としており、これらについて本章の各節で詳細に検討する。

1.1. 著作権

1.2. 著作隣接権

保護される著作隣接権には次のものがある。

実演家の権利

録音の製作者の権利

放送事業者の権利

1.3. 産業財産権

保護される産業財産権は、次のものに係る権利を含む。

発明

意匠

半導体集積回路の回路配置

商標

商号

地理的表示

営業秘密

不正競争に対する保護

1.4. 植物品種育成者権

³ 知的財産法の制定前における知的財産権の取得および保護に適用される主な規則には、民法、産業財産に関する詳細規則についての1996年10月24日政令63/CP（2001年2月1日政令No.06/2001/ND-CPにより改正）（以下「政令63」）、政令63の実施について定める1996年12月31日省令3055/TT-SHCN、並びに商号、営業秘密、地理的表示の保護および産業財産権に関する不正競争からの保護についての政令54がある。

植物品種の保護は、次のものに適用される。

創作した新品種
発見して育成した新品種

2. 商標、地理的表示、発明および意匠に係る権利取得に関する 2005 年知的財産法 (2009 年改正) と旧法との比較

先進国の知的財産法令と調和し、国際規範と基準を満たす近代的な知的財産法制を発展させる上で、2005 年知的財産法の制定はベトナムにとって重要な里程碑であった。

既存の知的財産法令の改善過程で、ベトナム国会は 2009 年 6 月 19 日、2005 年知的財産法を改正することを可決した。しかし、施行後 4 年経過すると欠点が明らかになった。欠点を修正し、不一致を明らかにするため、既存の知的財産法には多数の変更および改正が取り入れられ、特に 2007 年 1 月 11 日の WTO 加盟以降、TRIPS 協定および米越二国間貿易協定に基づくベトナムの義務の履行状況の改善が図られた。

「2009 年改正知的財産法」は 2010 年 1 月 1 日に施行された。最も重要な変更点をいくつか以下にまとめる。

	2009 年改正知的財産法に取り入れられた 変更及び改正
著作権	
保護期間	映画著作物、写真著作物、応用美術著作物、及び作者不明の著作物の著作権保護期間は最初の公開の日から 50 年であったものが、75 年に延長されている。著作物が固定された日から 25 年以内に公開されない場合、保護期間は 100 年とする (第 27 条 b)。
許可を要しないが、ロイヤルティを支払う公開済み作品の使用	使用が営利によるものであるか非営利によるものであるかを問わず、ロイヤルティは支払われなければならない。営利用途の場合、ロイヤルティは当事者間で合意することができ、合意がない場合、支払代金は政府の法令に基づくか、民事訴訟により定めるものとする。非営利用途の場合、ロイヤルティは政府の法令に基づくものとする (第 26 条)。
発明特許	
審査期間	発明特許出願の実体審査の期限は、実体審査の請求が公開日以前に提出されている場合には公開日から起算して 12 ヶ月から 18 ヶ月に延長され、請求が公開日以降に提出された場合には実体審査請求の受領日から起算して 12 ヶ月から 18 ヶ月に延長される (第 119.2 条 a)。
先願主義	これは、相互に同一であるか類似している 1 以上の出願がある場合に、特許は最も早い優先日または出願日を有する有効な出願のみに付与されることを明らかにしている (第 90.1 条)。
工業意匠	

審査期間	工業意匠出願の実体審査の期限はその公開日から起算して6ヶ月から7か月に延長される（第119.2条a）。
先願主義	この原則は、相互に同一であるか実体的に異なる複数の出願が提出された場合、工業意匠特許は最も早い優先日又は提出日を有する有効な出願だけに付与されることを明らかにしている（第90.1条）。
商標	
審査期間	商標出願の実体審査の期限は公開日から起算して6ヶ月から9ヶ月に延長される（第119条b）。
先願主義	この原則は、相互に同一であるか類似している物品もしくはサービスについて、相互に同一であるか混同を生じるほど類似している商標に関して複数の者が複数の出願を行っている場合、または同一の者が相互に同一であるか類似している物品もしくはサービスに関して複数の出願を提出している場合、商標登録証は最も早い優先日又は提出日を有する有効な出願だけに付与されることを明らかにしている（第90条）。
植物品種権	
権利の対象	植物品種権（第3.3条）の対象は(i) 種苗、および(ii) 収穫物を対象とするよう改正された。その定義（第4.26条&第4.27条）では、種苗とは、植物の増殖もしくは産出を意図された新たな植物に生育、進化する能力がある植物またはその一部を言い、収穫物とは、種苗から取得された植物またはその一部をいう。
植物品種の保護権原の保有者の権利	植物品種の保護権原の保有者の権利は保護対象の植物品種の種苗の違法使用から得られた収穫物に拡大された（第186.2条）。この保護権原保有者の権利拡大はベトナムの知的財産法をベトナムが加盟国である植物新品種保護国際同盟（UPOV）第14.2条と調和させ、権利保有者がその権利を行使する適切な機会を与えられる場合に限定される。
産業財産権の制限	
発明及び工業意匠に対する先使用权	<p>発明、工業意匠の登録申請書が出願日前に、他人がその申請書に記載されている発明、工業意匠と同一又は類似であるが独立して創作されたものを既に利用しているか、又は利用に必要な準備を整えていた場合、その者（以下、「先使用权者」という）は、保護証書が発行された後も、その発明、工業意匠の所有者の許可なく賠償金を支払わずに引き続きその発明、工業意匠を出願日前に実施または準備の範囲及び数量で実施することができる。先使用权者の権利の実施は、発明、工業意匠の所有者の権利を侵害するものとはみなされない。</p> <p>発明、工業意匠の先使用权者は、その権利を他人に譲渡することができない。ただし、発明、工業意匠が、それを実施する又はそれを実施する予定がある生産・事業施設とともに譲渡される場合を除く。先使用权者は、発明、工業意匠の所有</p>

	者の許可なしでは、実施の範囲と数量を拡大することができない。(第134条)
知的財産代理サービス	
産業財産代理サービスの実施条件	第 154.1 条は外国法律事務所がベトナム国内で知的財産代理サービスを提供することを禁止している。この改正は国際実務に一致するものであるが、弁護士法と矛盾している。
知的財産権のエンフォースメント	
行政上の救済措置	侵害行為が知的財産保有者、消費者または社会に損失をもたらす場合、行政上の救済措置が課される(第 211.1 条 a)。知的財産侵害者に対する警告状はもはや、これらの侵害に関して行政措置を講じるための前提条件ではない。
罰金	罰金(第 214 条)は、行政侵害解決に関して適用される法律に従って変更され、これによると最高罰金額を 5 億ドルに引き上げている。改正前は、たゞ、知的財産権侵害を行った侵害者に課される罰金が発見された侵害品の価値に等しい額からその 5 倍までと定めていた。その規定は知的財産法から削除された。
知的財産評価	ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、以下の要件を満たす企業、合作社、事業家、法律事務所は、知的所有権の査定を実施することができる。(i) 法律の諸規定に従って、当該査定に必要する要求を満たせる人材、設備と技術を有すること、(ii) 経営登録証明書、事業登録証明書に記述された知的所有権の査定を実施する機能を有すること、(iii) 組織の所長又は当該所長により授権された者は知的所有権の査定員証を持っていること(第201条)。かかる評価、結論はは事件解決のための証拠(決定ではなく)として使うことができる。こうした専門技能は紛争を解決するに際しての知的財産エンフォースメント当局と正当な権利と利益の保護をする知的財産権者の双方に大いに役立つ。

3. 2009 年に改正された 2005 年知的財産法第 220 条の経過措置の説明

第 220 条第 1 項は次の通りである。「この法律の施行日前に適用される法令により保護された著作権および関連する権は、当該日において保護期間内にある場合には、この法律により引き続き保護される。」

2009 年知的財産法の施行日は 2010 年 1 月 1 日であるので、法 220 条 1 項により、旧法で保護された著作権および関連する権は、2010 年 1 月 1 日までに保護期間が満了していない場合には 2009 年改正知的財産法により保護される。

例えば、旧法では、著作者が映画作品、写真作品、応用美術の作品及び匿名の作品を公表あるは他人が公表することを許可する権利としての著作者人格権は、その最初の公表の日から 50 年の保護期間がある。2010 年 1 月 1 日施行の 2009 年改正知的財産法では、この保護期間が最初の公表の日から 70 年へと延長されている。上記の著作者保護の 50 年の期間が

例えば 2010 年 12 月 31 日に満了すると仮定するなら、第 1 項の下で、この著作者人格権等は改正知的財産法の規定に従い、2035 年 12 月 31 日まで保護が継続することになる。

第 220 条第 2 項は次の通りである。「この法律の施行日前に所管当局になされた著作権、著作隣接権、発明、実用新案、意匠、商標、原産地名称、回路配置、植物品種に係るいかなる出願も、出願時に適用される法令および規則に従って引き続き処理される。」

本項により、科学技術省の NOIP（産業財産を所管）、文化スポーツ観光省の著作権局（copyright office）（著作権および著作隣接権を所管）、農業農村開発省の作物生産部（植物新品種を所管）等所管当局の審査官は、2010 年 1 月 1 日前に適用された旧法規の関連規定を、出願日が 2010 年 1 月 1 日前の係属中の出願の処理および審査に適用できる。

例えば、ある商標出願が 2009 年 6 月 30 日に出願された。この出願は、2005 年知的財産法等 2009 年 6 月 30 日における適用法規に定める手続に従って処理され、審査される。従って、当該商標出願については、例えば、出願が公開された日から 6 カ月以内に実体審査が行われる。

第 220 条第 3 項は次の通りである。「この法律の施行日前に適用される法令および規則に基づき付与された保護証書により与えられた全ての権利義務、並びに当該保護証書に関する維持、更新、修正、ライセンス、譲渡および紛争解決の手続きは、保護証書の無効理由を除き、この法律に従う。保護証書の無効理由は、保護証書付与時に適用される法令および規則に従う。産業財産権を管理する国家当局は、物品の原産地名称に係る地理的表示の登録証を付与する手続きを実施する。」

本項によれば、2006 年 7 月 1 日前に適用される旧法に従って付与され、現在も有効な証書または特許により与えられた知的財産権の保有者の全ての権利義務は、知的財産法の関連規定に従って解釈され、それらの規定が適用される。例えば、ある保有者が政令 63 および省令 3055 に基づき 2005 年 7 月 1 日に商標登録証を付与された。この商標保有者は、2006 年 7 月 1 日以降、知的財産法の規定に従ってその商標に係る権利義務を行使する。従って、この保有者が知的財産法に基づいてその商標の使用ライセンスを付与するとすれば、ライセンス契約においてライセンサーはライセンシーより通知を受けた場合は商標侵害の解決に責任を負うと定める必要はない。今や当事者は、ライセンス契約における侵害解決の義務について自由に交渉し、合意することができる。

本項により、所管当局は、維持、更新、修正、ライセンス契約および譲渡契約の登録並びにエンフォースメントに関する知的財産法の規定を旧法に従って付与された証書または特許により与えられた知的財産権に適用できることにもなった。例えば、以前に付与された商標登録の更新は、知的財産法の規定に従って行われる。

但し、本項は 1 つの例外を認めている。すなわち、旧法に基づいて付与された証書または特許の無効に関しては旧法に定める理由が用いられることである。

第 220 条第 4 項は次の通りである。「営業秘密、地理的表示、商号に係る産業財産権の保護および産業財産に関する不正競争から保護される権利についての 2000 年 10 月 3 日政令 54/2000/ND-CP に基づいて存在し、保護されている営業秘密または商号は、この法律により引き続き保護される。」

本項により、2000 年 10 月 3 日政令 54/2000/ND-CP（以下「政令 54」）により保護された営業秘密および商号は、登録なしで知的財産法により引き続き保護される。

第 220 条第 5 項は次の通りである。「この法律の施行日以降、地理的表示は、第 4 項にいう政令により保護されているものを含め、この法律に従って登録された場合に限り保護される。」

これまで旧法では、原産地名称（名称でなければならない）である地理的表示は、1996 年 10 月 24 日政令 63/CP および 1996 年 12 月 31 日省令 3055/TT-SHCN に定める手続に従い NOIP への登録に基づき保護されている。それと同時に、2000 年 10 月 3 日政令 54/2000/ND-CP（以下「政令 54」）は、登録によらない地理的表示（名称および記号を含む）の保護について定めている。従って旧法では、地理的表示の保護には 2 つの制度があった。すなわち、地理的表示は、政令 63 に従い登録に基づき保護されるか、政令 54 により登録なしで保護される。

知的財産法は、地理的表示について新たな定義と保護条件を定めており、地理的表示に関する一元化された保護制度を設けている。この制度では、地理的表示（名称および記号を含む）は NOIP への登録に基づき保護される。「原産地名称」という概念はもはや存在しない。

従って、第 5 項は、2006 年 7 月 1 日以降、政令 54 により保護されていたものを含め、全ての地理的表示は、ベトナムで保護されるには知的財産法の関連規定に従い NOIP に登録しなければならないと定めている。

4. ベトナムでビジネスを保護するための知的財産権取得の必要性

知的財産権は地域的なものである。つまり、知的財産権は、通常、保護が求められ、取得された本国または地域でのみ保護される。従って、国内市場で享受される保護の利益と同一の利益を外国で享受するために、ベトナムのような輸出市場において知的財産を保護することが極めて重要である。外国企業は、近い将来自社の製品やサービスを輸出しまたはライセンスする可能性が高いベトナムにおいて、適時に知的財産の保護を求めることを慎重に検討すべきである。

一方で、企業は、ベトナムでどのような製品を作るか、あるいはどのようなサービスを提供するかに関係なく、多くの知的財産を常時使用し、生み出していると思われる。そうした状況であれば、企業は、その所有権から考え得る最善の商業上の成果を得るために、その知的財産の保護、管理、行使に必要な措置を体系的に検討すべきである。企業が他者の知的財産を使用しているのであれば、紛争やその後の費用のかかる訴訟を回避するために、それを購入するか、ライセンス取得によりその使用权を得ることを検討すべきである。

ほぼ全ての企業は商号や 1 つ以上の商標を有しており、それらの保護を検討するはずである。大半の企業は、顧客リストから販売戦略に至るまで、保護したい業務上の貴重な秘密情報を有するだろう。数多くの企業が独創的な独自のデザインを開発しているだろう。多くの企業が著作権のある著作物を作り出し、あるいはそのような著作物の公表、普及、流通を支援しているだろう。一部の企業は製品やサービスを発明したり改良したりしているかもしれない。こうした全てのケースにおいて、企業は、自らの利益のためにベトナムの知的財産制度の最適な利用法を検討すべきである。製品の開発からデザインまで、サービスの提供からマーケティングまで、資金調達から輸出またはライセンスやフランチャイズによるベトナムあるいは外国での事業拡大まで、企業の事業展開や競争戦略のほぼ全ての側面において、適切な知的財産の登録は企業にとって有益である。

最後に、WTO 加盟を可能にするために、ベトナム政府はこの 10 年間、ベトナムにおける知的財産法制度と知的財産権保護を改善するべく多大な努力を行ってきた。その結果、知的財産法が 2005 年に制定され、2007 年 1 月 11 日にベトナムは WTO の 150 番目の加盟国とな

り、2009年には初めての知的財産法改正が行われた。しかし、他のアジアの発展途上国の多くと同様に、エンフォースメント当局職員の知的財産の知識および専門技能が限られており、かつ、知的財産全般、特に産業財産権の概念がベトナム国民の大多数には今なお目新しいものであるために、ベトナムにおける知的財産侵害は警戒すべき状態にあり、複雑で深刻なものとなっている。知的財産の侵害は、ほぼ全ての製品において発生している。侵害の一般的な形態は、一流企業や有名企業の製品の商標、意匠、製品ラベルの模倣、地理的表示の不正使用、CDや文芸著作物の不正コピー、海賊版である。知的財産権の保護を取得することにより、企業はより効果的に侵害と戦えるようになるだろう。

以上のことから、ベトナムで事業を行う企業は、その事業を保護し、拡大するために、ベトナムにおいて知的財産権の保護を取得することが必要であり、得策である。

5. ベトナムの知的財産権政策

知的財産に関するベトナムの国家政策は、以下の通り、知的財産法に明記されている。

国は、

- 知的財産権者の利益と公共の利益の調和を図ることを基本として、組織または個人の知的財産権を認め、保護し、公序良俗に反するもの、国防、治安を害するものを知的財産として保護しない。
- 社会経済の発展に寄与し、国民の物質的、精神的な生活を高めるために創作活動、知的財産の利用を奨励し、促進する。
- 公共の利益のために知的財産権の取得、利用に財政的支援を行い、国内外の組織、個人による創作活動および知的財産権の保護に対する援助を奨励する。
- 知的財産保護の分野および科学技術の研究とその知的財産保護への応用に従事する職員、公務員その他関係者の育成および研修に対する投資を優先する。

ベトナムにおける知的財産権保護のための出願状況および知的財産庁（NOIP）における出願傾向

2005年から2010年までの6年間で、NOIPは、発明出願16,917件（9.3%）、実用新案出願1,538件（0.9%）、工業意匠出願10,200件（5.6%）及び商標登録出願152,499件（84.1%）と合計で181,135件の知的財産保護の出願を受理し、処理した。

付与された保護権原の総数は108,047件で、その内訳は発明特許4,256件（3.9%）、実用新案特許426件（0.4%）、意匠特許6,344件（5.9%）、商標登録証97,000件（89.7%）である。

下記の表 1 は、2005 年から 2010 年までのベトナムでの産業財産権取得状況を示している。

表 1. 2005 年から 2010 年までのベトナムでの産業財産権取得状況

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
A. 発明							
出願	1,947	2,166	2,860	3,483	2,879	3,582	16,917
- 非居住者	1,767	1,970	2,641	3,163	2,621	3,276	15,438
- 居住者	180	196	219	320	258	306	1,479
特許取得	668	669	725	666	706	822	4,256
- 非居住者	641	625	691	627	677	793	4,054
- 居住者	27	44	34	39	29	29	202
B. 実用新案							
出願	248	236	220	284	251	299	1,538
- 非居住者	66	76	100	169	118	84	613
- 居住者	82	160	120	115	133	125	925
特許取得	74	70	85	75	64	58	426
- 非居住者	33	25	36	27	19	23	163
- 居住者	41	45	49	48	45	35	263
C. 意匠							
出願	1,335	1,595	1,905	1,736	1,899	1,730	10,200
- 非居住者	446	490	567	645	469	523	3,140
- 居住者	889	1,105	1,338	1,091	1,430	1,207	7,060
特許取得	74	1,175	1,370	1,337	1,236	1,152	6,344
- 非居住者	33	497	474	429	489	320	2,242
- 居住者	41	678	896	908	747	832	4,102
D. 商標							
出願	18,018	23,058	27,110	27,713	28,677	27,923	152,499
- 非居住者	5,134	6,987	7,457	6,879	6,299	6,719	39,475
- 居住者	12,884	16,071	19,653	20,834	22,378	21,204	113,024
登録証の交付	9,760	8,840	15,860	23,290	22,730	16,520	97,000
- 非居住者	3,333	2,505	5,200	7,464	6,499	4,207	29,208
- 居住者	6,427	6,335	10,660	15,826	16,231	12,313	67,792
A+B+C+D							
出願	21,548	27,055	32,095	33,216	33,687	33,534	181,135
- 非居住者	7,413	9,523	10,765	10,856	9,488	10,602	58,647
- 居住者	14,135	17,532	21,330	22,360	24,199	22,932	122,488
特許取得&登録証の交付	10,576	10,754	18,040	25,368	24,757	18,552	108,047
- 非居住者	4,040	3,652	6,401	8,547	7,705	5,343	35,688
- 居住者	6,536	7,102	11,639	16,821	17,052	13,209	72,359

(出所：国家知的財産庁 (NOIP))

出願件数に占める外国人とベトナム人の比率

この期間に出願を行ったベトナム人と外国人の比率には大きな差があった。発明に関して、外国人出願人の比率は、合計で 15,438/1,479 とベトナム人の約 10 倍であった。この比率は毎年あてはまると思われる。しかしながら、商標、実用新案および意匠に関しては、この比率

は逆となっており、ベトナム人の比率は外国人よりもそれぞれ 2.86 倍（113,024/39,475）、1.5 倍（925/613）、2.25 倍（7,060/3,140）となっていた。

商標登録出願に関して、下記の表 2 はより詳細に、NOIP に直接提出された出願と WIPO 国際事務局を経由して提出された出願の両方を含む、ベトナムに提出された商標登録出願の上位 15 ヶ国／地域を示している。

表 2. 2005 年から 2010 年までのベトナムでの商標登録出願の上位 15 ヶ国

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	小計	計
ベトナム	12884 0	16071 0	19653 0	20930 0	22378 0	21204 0	113120 0	113120
米国	1127 6	1268 0	0 0	1112 1156	954 253	1235 244	5702 1653	7355
韓国	597 6	31(6)	1247 0	1051 85	1083 47	1071 72	5080 982	6062
インド	604 0	0 0	906 0	991 764	858 0	870 0	3729 764	4493
日本	462 30	361 38	490 192	616 649	508 182	622 227	3059 1318	4377
中国	182 339	2 392	355 393	341 491	309 369	323 457	1512 2441	3953
フランス	118 361	0 463	142 506	143 359	91 320	120 369	614 2378	2992
ドイツ	42 415	58 568	64 656	65 299	43 350	54 323	326 2611	2937
スイス	41 268	270 424	77 446	94 295	116 324	76 299	674 2056	2730
シンガポール	331 4	0 8	388 45	430 417	286 75	379 56	1814 605	2419
イタリア	40 174	2 336	51 400	25 123	52 128	63 161	233 1322	1555
タイ	225 0	0 0	307 0	241 209	241 0	188 0	1202 209	1411
英国	191 4	12 1)	179 106	165 188	101 101	159 61	807 479	1286
マレーシア	147 0	1 0	195 0	192 161	238 0	174 0	947 161	1108
オランダ	106 89	89 0	150 0	94 135	110 0	110 0	659 224	883

(出所：国家知的財産庁 (NOIP))

注：各国の下の行の数字は WIPO 国際事務局を経由して提出された商標登録出願の件数である。

NOIP の統計によれば、次の 8 分類は、2010 年に NOIP に直接出願された商標出願件数をもとにしたベトナムで最も一般的な商品・サービス分類である。

第 5 類：8,302 件

第 35 類：4,940 件

第 30 類：1,759 件

第 09 類：1,663 件

第 37 類：1,538 件

第43類：1,467件
 第25類：1,427件
 第36類：1,326件

表3. 2000年から2010年までの各国／地域のNOIPに直接提出された特許と実用新案の出願

	年							計
	2000-4	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
米国	1697	523	564	738	692	595	832	5641
日本	1264	376	357	425	632	632	823	4509
ベトナム	643	362	196	339	320	391	521	2772
ドイツ	563	165	185	215	235	195	216	1774
中国	158	19	27	63	87	117	139	1540
韓国	209	67	112	174	175	195	191	1117
台湾	318	142	137	247	321	192	202	1606
スイス	269	93	56	107	135	118	153	931
フランス	298	74	79	92	120	107	140	910
オランダ	293	66	68	117	113	107	98	862
英国	231	61	70	83	98	59	71	671
ベルギー	90	28	46	84	80	58	53	444
オーストラリア	104	31	31	39	61	36	41	343
イタリア	66	23	30	34	35	44	41	273
デンマーク	78	17	33	30	45	33	35	271
カナダ	61	14	13	16	18	8	17	148
スウェーデン	38	9	11	10	19	13	51	151
ノルウェー	38	7	16	9	14	13	10	107
その他	498	116	371	763	283	230	247	2507
計	1715	2195	2402	3585	3483	3143	3881	25604

(出所：国家知的財産庁 (NOIP))

産業財産権に関する上訴解決

表4. 保護権利証の付与に対する不服申し立て (NOIP だけに提出された請求を含む)

	年							計
	2000-4	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
発明&実用新案	7		11	7	10	15	16	66
意匠	157	7	12	10	3	13	11	213
商標	2003	428	367	363	409	882	884	5336
計	2167	435	390	380	422	910	911	5615

(出所：国家知的財産庁 (NOIP))

表 5. NOIP が所管官庁の求めに応じて提供した書面による見解（知的財産権紛争および侵害の解決のため）

	年							計
	2000-4	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
発明&実用 新案	68	41	17	7	5	7	4	149
意匠	377	210	264	92	244	99	90	1378
商標	1183	324	320	67	84	82	89	2229
計	1630	596	601	166	333	188	183	3766

（出所：国家知的財産庁（NOIP））

産業財産権の取得に関する詳細については、国家知的財産庁（NOIP）のウェブサイト www.noip.gov.vn を閲覧のこと。

II. 産業財産権の取得

第1節 商標

いずれの国でも事業を行う際にすることができる最も重要な投資の1つは貴社の商標を保護することである。貴社が商標を出願し、登録が受けられた場合、貴社は商標の所有者とみなされる。貴社の善意は登録を取得した際に確定する。

登録商標は、登録している製品またはサービスに関係する当該標章の独占使用権や商標侵害に関して所管当局および裁判所を利用する権利など、登録所有者に一連の排他的権利を付与する。また、ベトナムを含むほとんどの法域の法律は、登録商標の所有者が「登録」製品またはサービスと同一であるか類似している製品またはサービスに関係した標章の無断使用を防止し、一定の場合には、完全に異なる製品またはサービスに関係した使用を防止することを認めている。判断基準は常に商品又はサービスの消費者が出所の同一性に関して混乱するか否かである。この例として、ソニーが権利を有しない種類の商品であるにもかかわらず、サングラスなどの非電子製品が日本のソニー製であると推定され得る場合の「ソニー」など、非常に巨大な多国籍ブランドを挙げることができる。

ベトナムでの商標権の取得は、ベトナムで合法的に事業を立ち上げ、拡大したいと望む全ての者にとって必須である。貴社は商標を悪用する侵害者を差止め、処罰するよう所管当局に請求し、提訴する侵害訴訟の非常に初期段階で差止命令による救済を得る権利を有する。まず、裁判所がある者を有利と見る一応の証拠は、登録を持たない者又は法人に対する商標登録である。特にベトナムなどのアジア諸国のように模倣品の製造および取引が現在では洗練して行われている諸国で、商標登録を怠った場合、事業に対して起こり得る負の結果は多数ある。

近年、ベトナムの輸出入貿易は急激に増加しており、2010年には約1,500億米ドルに達している。2009年には世界経済危機や他の域内諸国との激しい競争にもかかわらず、約210億米ドルの外国直接投資がベトナムに流入した。日本は常にベトナムの貿易相手国上位5位以内に入っている。さらに、ベトナムは2009年4月21日に日本との包括的自由貿易協定に批准しており、この協定は物およびサービス、事業環境改善、投資、労働力移動ならびに技術基準協力など、いくつかの重要な分野を網羅している。この協定に基づき、ベトナムと日本との間で貿易される物の92%が今後10年以内に関税率ゼロになると予想されている。

ベトナムは労働力市場と原材料費用が安く、日本を含む世界の企業を惹きつけており、こうした企業はベトナムで製造された製品を輸出のために発注している。OEMまたは委託生産はベトナムで一般的になっている。しかしながら、OEM生産の増加に伴い、知的財産侵害は無視できない真の問題となっている。商標権の主な特徴は領域的に厳格であること、すなわち、商標権は付与された国または地域のみで有効であるため、外部の国または地域は拘束されない。また、ベトナム知的財産法の下では、先願主義が適用されている。したがって、日本企業がベトナムで生産委託を行う場合、第三者が同じ製品を指定して同じ商標を先行登録し得る状況に備えて、可能な限り速やかにベトナムで商標を登録することが望ましい。

不正競争とみなされる不正登録の防止に関して、ベトナム知的財産法は、不正競争行為には「使用者が標章所有者の代理人又は代理店であり、かつ、使用が標章所有者の同意を得ていないか正当化されない場合の、ベトナム社会主義共和国が締結国である国際条約の加盟国である国において保護されている標章の、国際条約の規定に基づいて標章所有者の代

理人又は代理店が標章の使用を禁じられている場合の、使用」(第130.1条c)を含む。この規定はパリ条約第6条の7(所有権者の許可を得ない所有権者の代理店または代理人の名義での登録)に合致しており、ベトナム国内の第三者が特定の日本企業が使用しており、日本と世界のどこかで登録している商標を使用することを禁じている。

1. 権利取得の基本と先願主義

1.1 権利取得の基本

商標についての商標権は、科学技術省下の NOIP への適切な登録に基づいて取得される。更に、1891年～1967年の標章の国際登録に関するマドリッド協定およびマドリッド議定書の利益を享受する権利を有する自然人および法人は、マドリッド協定または議定書に基づくベトナムを指定国とした国際商標登録により、ベトナムにおいて商標の保護を取得することができる。

1.2 登録により付与される権利

登録により、商標権者は次の権利を有する。(a) 商標を使用する権利、または他人に商標の使用を認める権利、(b) 他人に商標の使用を禁止する権利、および(c) 商標権を譲渡しおよび/またはライセンスする権利(第123条)。

標章の使用とは、次の行為を実施することをいう。(i) 事業活動において保護される標章を商品、商品パッケージ、事業またはサービス提供の手段、および通信用書類に添付すること、(ii) 保護される標章の付された商品を流通、または販売のための申し出、宣伝もしくは保管すること、(iii) 保護される標章の付された商品またはサービスを輸入すること(第124.5条)。

知的財産法129条で規定されている他人が登録商標を使用することを禁ずる権利には、当該商標の所有者の許諾なしにされた以下の行為が含まれる。(i) 保護された標章と同一の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一の商品又はサービスについて使用すること、(ii) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似の又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする、(iii) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする、(iv) 周知標章と同一若しくは類似の標識、又は周知標章の翻訳若しくは翻字の形態による標識を、当該周知標章を有する商品若しくはサービスと非類似若しくは無関係のものを含む何らかの商品若しくはサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品若しくはサービスの出所について混同を生じる虞、又は当該標識の使用と周知標章所有者との間の関係について誤った印象を生じる虞があることを条件とする。

ただし、「禁止」権には制限がある。ベトナム知的財産法の下では、商標所有権者は、標章所有権者またはそのライセンシー以外の者が外国市場に投入した商品を除き、外国市場を含む市場に合法的に投入された商品の流通、輸入、利用または使用を他者に禁ずる権利を有しない(第125.2条b)。つまり、ベトナムがその知的財産法により並行輸入と権利の国際消尽制度を認めているということである。また、商標所有権者は、地理的表示の登録出願申請日以前に標章が誠実な方法で保護を取得している場合、

他者が保護される地理的表示と同一か類似した標章を使用することを禁止する権利を有しない（第125.2条g）。

1.3 未登録標章の地位

非登録標章は、ベトナムにおいて広く知られているとみなされない限り、保護されない（以下の（11）の「周知標章」を参照）。

1.4 先願主義

ベトナムは、商標規定において先願主義を採っている。NOIP に対して商標登録の出願を最初に行う者または団体が当該商標の保有者とみなされる。従って、商標保有者にとってはできるだけ早くベトナムで商標を登録することが重要である。

2 以上の出願人が同一の商品またはサービスについて同一の標章の登録を出願した場合、最初の出願人が登録の権利を有する。2 以上の者が同一または類似の商品またはサービスについて同一の標章の登録を出願し、それらの出願が同一の優先日を有する場合、出願人は、以後いずれの出願が処理されるか、取り下げられる出願はいずれか、について合意するよう求められる。そのような場合において出願人が合意に至らないときは、全ての出願が拒絶される。（編者注：執筆者によるとすべての出願が拒絶された後で、再び出願人の一人あるいは第三者が同一の出願をした場合については規定がないため、NOIP はこれを通常の出願として扱うことになるとみている。）

出願がなされている商標が周知商標と認められている他の者の登録商標と同一であるか紛らわしく類似している場合、先願主義の例外が存在する。この場合、標章は、標章が登録に適格であるために満たすべき要件たる識別性のあるものとはみなされず、出願は却下される。というのは、第 74.2 条は、「標章が以下のいずれかの場合に該当する標識である場合、標章は識別性があるとはみなされないものとする。...(i) 標章の使用が周知商標の識別性を損なうか、そのような標識の登録が周知商標の顧客吸引力を利用することを目的としている場合、周知商標が付いたものと同一か類似の物もしくはサービスに関して、または類似していない物もしくはサービスに関して、周知と認められている他の者の登録商標と同一であるか紛らわしく類似している標章...」と規定しているからである。

ベトナムの知的財産法制には、商標に関して先使用者権は存在しない。

2. 保護対象の標章の形態と商標の定義

2.1 登録可能な標章の形態

ベトナムでは、商標、サービス標章、連合標章、証明標章および団体標章の登録を出願することができる。

2.2 商標および登録可能な標章の定義

商標とは、異なる組織および個人の商品またはサービスを識別するために用いられる標識をいう。

登録可能な標章は、1以上の色彩で表された文字、単語、絵、図形（立体図形を含む）またはそれらを結合した形で、目に見える標識でなければならず、かつ商標保有者の商品またはサービスを他者の商品またはサービスと識別できるものでなければならない。

スローガンはベトナムで商標として登録することができる。但し、本質的に識別性を有するか、識別性を獲得した証拠に基づいて識別性を有する場合とする。

2.3 サービス標章の定義

上記2.2を参照。

2.4 連合標章の定義

連合商標とは、同一保有者により登録された相互に同一または類似の商標であって、同一または類似または関連する商品およびサービスのために用いられる商標をいう。

2.5 証明標章の定義

当該標章を付した商品またはサービスの原産地、原材料、商品の製造方法、サービスの提供方法、品質、精度、安全性に関する特徴またはその他の明確な特徴を証明するために、保有者が他の組織または個人に自己の商品またはサービスに使用することを許可するもの。

2.6 団体標章の定義

当該標章の保有者である組織の構成員の商品またはサービスを構成員以外の団体、または個人の商品またはサービスと識別するために用いられる標章。

3. 登録出願の基本

3.1 出願人適格

- (1) 生産あるは供給に携わる団体、個人は、自己の商品または役務に使用する標章の登録を出願することができる。
- (2) 第三者によって生産された商品の取引に携わる団体、個人は、当該他者が出願に異議を申し立てず、関連の製品に当該標章を使用しない場合に、他その製品に使用する標章の登録を出願することができる。とする。
- (3) 適法に設立された団体は、団体商標の使用規則に従ってその構成員により使用される団体商標の登録を出願することができる。商品あるは役務の地理的出所を表示する標識に関しては、その登録の権利を有する団体は、関連する地域の商品あるいは役務の生産あるいは取引に従事している団体あるいは個人の集積体である必要がある。
- (4) 商品あるいは役務の品質、特徴、出所、その他の関連する基準を管理し証明する機能を有する団体は、当該商品あるいは役務の生産あるいは取引に従事していない場合には、証明標章の登録を出願することができる。

- (5) 以上の団体または個人は共同で商標の登録をして、その共有者となることができる。ただし、以下に掲げる要件を満たすことが必要である。(i) 当該商標の使用が、共有者全員の代理で行われ、又は共有者全員が当該生産若しくは取引に従事している商品若しくはサービスについて行われること、(ii) 当該商標の使用により、商品又はサービスの出所について消費者に何らの混同も生じさせないこと。
- (6) 上記(1)から(5)により登録を受ける権利を有する者は、登録出願後であっても、書面による契約、法に従った遺贈あるいは相続により他の組織又は個人に当該権利を譲渡することができる。ただし、譲受人が登録を受ける権利を有する者に適用される各基準を満たすことを条件とする。
- (7) 商標所有者の代表者又は代理人に当該標章の登録を禁止しており、かつ、ベトナム社会主義共和国もまたその締約国である国際条約の締約国において保護されている標章に関しては、当該代表者又は代理人は、合法的理由を援用可能な場合を除き、当該商標所有者が合意しない限り、当該商標を登録することを許可されないものとする。

3.2 出願人の代理人

ベトナムに常居所、駐在員事務所または実際の事業所を有する外国出願人は、商標の登録をNOIPに直接出願するか、ベトナムの適法な代理人を通じて出願することができる。

ベトナムに常居所、本社または駐在員事務所を有しないが、ベトナムでの商標登録を希望する外国出願人は、ベトナムの適法な代理人を通じて保護を求める出願をしなければならない。

ここで、ベトナムにおける適法な代理人とは、以下の要件を満たすことで、産業財産権代理業務をすることを所管官庁により認められた「産業財産権代理人」として理解すべきである。(1) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、適法に設立され、運営されている企業、合作社、又は科学技術サービス組織であること。(2) 工業所有権代理業務を遂行する機能を有し、それが事業登録証明書又は事業経営登録証明書(以下「事業登録証明書」という)に記録されていること。(3) 当該組織の所長であるか又は当該所長により授権された者の場合は、産業財産権代理人の実務証明書の付与を受けていること。

3.3 出願に利用可能な基礎

標章の登録に関しては当該標章が使用されていることは要求されないが、標章が取り消し請求の前5年間にわたり正当な理由なく使用されていないときは、当該標章の登録は取り消される。

4. 出願準備

4.1 委任状

現地代理人の選任は委任状により行わねばならない。委任状には出願人の氏名およ

び住所、選任された代理人の氏名および住所、委任の範囲、委任期間、委任日、出願人の署名および捺印（印鑑を有する場合）を明記しなければならない。公証および認証（legalization）は不要である。

包括委任状が認められている。

4.2 分類方式

出願人は、商品およびサービスの国際分類に従って商品またはサービスを関連する区分に分類しなければならない。ベトナムは、第42類を第42類、第43類、第44類、第45類の4分類に分割するニース分類の変更も承認している。この変更採択の効力発生日は2001年11月25日であった。ベトナムは2007年1月1日から商品およびサービスの国際分類第9版を適用している。

4.3 複数区分にまたがる出願

出願人は、ベトナムにおいて複数区分にまたがる出願を行うことができる。但し、商品またはサービスの各追加区分につき追加手数料を納付する場合とする。（13の「料金」を参照）

4.4 商品指定の幅

NOIPは、関連する区分中の「全商品」であるとの主張に関しては登録を認めないが、出願および審査の手数料の計算上、出願には商品またはサービスの特定品目を明記しなければならない。（13の「料金」を参照）

5. 出願に必要な書類

5.1 出願の方式要件

商標の登録出願（以下「出願」という）は、下記の通り統一性を確保しなければならない。

- (1) 各出願は、1商標に対する出願とする。
- (2) 書類は、ベトナム語で作成しなければならない。出願は現地代理人が行う。商品またはサービスの一覧、委任状、優先権主張の基礎となる出願の写し（優先権が主張される場合）等、外国語による作成が認められる書類については、選任された代理人がベトナム語翻訳文を提出する。出願書類がベトナム語以外の言語により作成されている場合は、当該書類をベトナム語に翻訳しなければならない。
- (3) 書類は、A4版（210mm × 279mm）白紙の片面に20mmの余白を設けて縦長で作成する。図形、図面および図表（もしあれば）は、横長で作成することができる。
- (4) 書類は、抹消または訂正なく、退色しないインクにより明瞭かつきれいにタイプするか印刷しなければならない。

5.2 出願の内容要件

出願は、以下の書類および情報を含まなければならない。

- (1) 代理人が記入し、署名した所定のフォーム04-NHによる出願書類。以下を記載すること。出願人の氏名および住所、代理人の氏名、住所および電話番号。関係する標章の種類（商標、サービス標章、証明標章、団体商章、連合商標）およびその関連する国際分類。標章に色彩を付している場合は、関係する色彩の表示。標章の図形的および特徴的な要素並びに標章の全体的な構成に関する簡単な説明。優先権が主張される場合は、それに基づいて優先権を主張する条約または協定並びに優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願国および出願日の表示。登録を希望する商品またはサービスおよびそれらの商品またはサービスが属する国際分類の区分の表示。ベトナム語または英語以外の言語による単語を含む場合は、当該単語を音訳または英訳しなければならない。標章が連合商標の場合は、標章の関連する要素を表示しなければならない。標章が証明標章の場合は、証明の目的、内容、方法を記載しなければならない。
- (2) 出願人が署名し、捺印した（印鑑を有する場合）委任状。委任状が外国語で作成されている場合は、そのベトナム語翻訳文を提出しなければならない。翻訳文は、代理人が作成する。委任状は、本人および選任された代理人の氏名および住所、委任の範囲、作成日並びに作成者の署名を記載しなければならない。
- (3) 最大寸法8cm×8cmの滑らかで耐久性のある紙に印刷した標章の見本16部（文字標章の場合も必要）。色彩も主張されている場合は、関係する色彩を印刷に顕わさなければならない。標章が立体標章の場合は、標章の透視・投影図を提出しなければならない。
- (4) 優先権（主張される場合）は、それに基づいて優先権が主張される条約または協定、並びに優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願国および出願日を記載して、出願時に主張しなければならない。
- (5) 団体商標または証明標章の登録出願の場合は、標章、標章保有者、標章を付す商品またはサービス、標章の使用となるための条件、標章使用者の義務、標章保有者の権利、ライセンス付与方法、標章の使用および標章を付す商品またはサービスの品質の管理の方法、並びに紛争解決法に関する簡潔な情報を示す標章使用規則を提出しなければならない。
- (6) 主張される各分類区分および優先権主張（該当する場合）に必要な手数料の納付証。

5.3 時間的制限

- (1) 出願書類 2 部：出願時に必要。
- (2) 委任状：出願時には委任状のファクシミリによる写しが認められる。原本は、出願日から 1 カ月以内に提出しなければならない。
- (3) 標章の見本：出願時に必要
- (4) 優先権主張の基礎となる出願（該当する場合）：出願時には優先権主張の基礎となる出願の写しが認められる。NOIP の要求により、当該出願が出願され

た当局による当該出願の認証コピーおよびそのベトナム語翻訳文を NOIP が要求した日から 1 カ月以内に提出しなければならない。

- (5) 団体商標または証明標章の使用規則（該当する場合）：出願時に必要。
- (6) 所定の手数料の納付証：出願時に必要。

委任状の原本や優先権主張の基礎となる出願の認証コピー等、一部の書類の提出については、1 カ月の延長を 1 回請求することができる。但し、所定の期限の終了前に延長の請求を提出し、所定の延長手数料を納付することを条件とする。

6. 優先権

6.1 パリ条約上の優先権

優先権は、パリ条約加盟国または優先権に関する二国間協定をベトナムと締結している国において行われた出願に基づいてベトナムで主張することができる。条約による優先期間は、最初の出願から 6 カ月である。その他の場合の優先期間は、関係する二国間協定により決定される。

6.2 国内優先権

更に、知的財産法は、出願人がベトナムでの後の出願においてベトナムでの最初の出願に基づく優先権を主張することを認めている。優先期間は、ベトナムでの最初の出願の出願日から 6 カ月である。

6.3 複合優先権

1 の商標出願において、出願人は、複数の先の出願に基づく複合優先権を主張することができる。

7. 手続き概要

商標出願の手続きは、以下の順で行われる。

7.1 出願

商標出願書類は、NOIP 本庁（No. 384-386, Nguyen Trai Road, Thanh Xuan District, Hanoi, Vietnam）または NOIP の代表事務所（representative office）（9B Tu Xuong Road, District 3, Ho Chi Minh City）に直接提出することができる。出願人は、出願書類を NOIP の本庁または代表事務所に書留郵便により送付して提出することもできる。オンライン出願は今のところ利用できない。

7.2 出願の受理

出願日を取得するためには、上記 5.2 の「時間的制限」で述べた最小限の書類を出願に含めねばならない。必要最小限の書類が受理されると、出願日および出願番号が直ちに付与され、出願書類に表示され、その写しが出願人に渡されるか、返送される。これは、出願書類受領証の代わりである。

国際商標出願については、出願日は国際出願日として決定される。

7.3 出願の方式審査

出願は、自動的に方式審査に回される。この審査の期限は、出願日から1カ月である。

出願書類の必要部数の不足、標章に関する情報の不足、出願が正しく提出されていない、標章に関する説明がない、商品またはサービスの分類の誤り、書類中の出願人に関する情報が不正確、出願および公開に係る手数料を全額納付していない等、出願が方式要件を満たさない場合、NOIPは、出願人が完全なものとするために1カ月間出願を保留とする。

次の場合には、NOIPは出願拒絶の公式通知を発する。(1) 出願がベトナム語以外の言語により行われた場合、(2) 出願が出願人および/または代理人(該当する場合)に関する情報を欠く、出願人またはその代理人の署名がない、商品またはサービスが特定されていない場合、(3) 出願人が当該標章の登録出願権を有しないことを裏付ける根拠がある場合、(4) ベトナムに実際の事業所を有しない外国出願人がNOIPに直接出願した場合、(5) 当該標章が禁止されている標章の場合(次項(8)の「登録要件」を参照)、(6) 出願人が指摘された出願の欠陥を所定の期限内に再補正しなかった場合。

出願が所定の方式に従っている場合には、NOIPは、出願受理の公式通知を発する。当該通知には、出願人の氏名・住所、代理人の氏名・住所(該当する場合)および出願書類に記載のその他の情報並びに出願日、出願番号および優先日を記載する。

7.4 適法な出願の公開

所定の方式に従っている出願は、NOIPの出願受理通知の日から2カ月以内にNOIPが発行する産業財産公報に公開される。

7.5 出願の実体審査

出願は、次に、標章の登録可能性および競合する標章に関する審査のために審査官に回される。実体審査の期限は、産業財産権公報における出願の公開から9カ月である。実体審査中および拒絶または証書付与の決定が発せられる前であればいつでも、出願人は出願を補正、補充、分割または譲渡することができる。

標章は、例えば、識別性がない、あるいはベトナムで既に保護されている商号、既に登録されている標章もしくは広く認識されている周知標章、または既に登録されている意匠と混同を生じさせるほど類似しているか、それらと同一である、または地理的表示と同一であるか、地理的表示から成ると判断される場合、登録を拒絶される(詳細は8の「登録要件」を参照)。

標章が登録要件を満たさない場合、NOIP は、拒絶理由を記載した拒絶理由通知を発する。出願人は、NOIP の通知に応答するために通知日から 2 カ月を認められる。NOIP の通知への応答のために更に 2 カ月の期間延長が与えられる。出願人が指摘された欠陥を補正もしくは適切に補正しない場合、または所定の期限内に NOIP の通知に応答しなかった場合、NOIP は、所定の期限の終了から 15 日以内に拒絶通知を発する。

出願人は、NOIP のかかる拒絶通知の日から 90 日以内に、拒絶の決定について NOIP に審判を請求することができる。出願人は、NOIP の更なる拒絶について、科学技術省（以下「MOST」）に審判請求するか、行政裁判所に提訴することができる。出願人は、MOST への審判請求を選択した場合において MOST の決定に満足しないときは、行政裁判所に提訴する権利を依然として有する。管轄権を有する上訴裁判所に更に上訴することは可能である。

商標出願が実体審査を通過すると、NOIP は、当該商標に関する登録証付与の通知を発する。出願人は、登録証の付与および公告に係る所定の手数料を納付するために、通知日から 1 カ月を与えられる。付与および公告に係る所定の手数料を受領した場合、NOIP は、所定の手数料を全額受領した日から 10 日以内に標章の登録証を交付する。登録標章は、国家登録簿に登録され、NOIP の産業財産公報に公告される。

8. 登録要件

前記 2 項で述べたように、登録可能な標章は、1 または複数の色彩で表された文字、単語、絵、図形（立体図形を含む）またはそれらを結合した形で、目に見える標識でなければならない。かつ商標保有者の商品またはサービスを他者の商品またはサービスと識別できるものでなければならない。

知的財産法には、商標としての匂いや香り、音の登録について定めた規定はない。

8.1 標章として登録できない標識

(1) 色彩

文字要素や図形要素と結合されていないか、文字要素や図形要素に含まれていない色彩は、標章として登録できない。

(2) 国旗、国章

ベトナムまたは外国の国旗または国章を表す標識は、商標として登録できない。

(3) 組織の名称、旗、記号

ベトナムの国家機関、政治組織、社会政治組織、社会政治・職業組織、社会組織もしくは社会・職業組織または国際組織の名称、紋章、旗、略語または正式名称を表す標識は、承認を得ていない限り、登録を禁止される。

(4) 実名、別名、筆名または肖像

ベトナムまたは外国の国家的指導者、国民的英雄または著名人の実名、別名、筆名または肖像を表す標識は、登録を禁止される。

(5) その他の禁止される標章

ベトナム、外国または国際組織の管理、品質および保証を示す公印と同一または類似の標識は、登録を禁止される。但し、当該組織の名で証明標章として登録されているものを除く。

商品またはサービスの出所、性質、用途、品質、価値その他の特徴について消費者に誤認混同を生じさせたり、消費者を欺く恐れがある標識、または社会秩序に反するか、治安を害する標識も登録を禁止される。

8.2 識別性のないもの

商標は、識別性のない場合は登録されない。審査官は、出願された標章の文字要素および図形要素の評価に基づいて標章の識別性を審査する。以下は、審査官が標章の識別性を評価する際の原則である。

(1) 文字要素の評価

以下の文字要素は、審査官により顕著性がないとみなされる。

- アラビア語、スラブ語、中国語、日本語、韓国語、タイ語等、ラテン文字以外の文字のように、常識あるベトナムの消費者が認識し（読み、理解する）、記憶することができない言語の文字。但し、商標として二次的意義を獲得しているものを除く。
- 1つの文字（例えば、A、B、C等）もしくは数字（例えば、1、2、3等）から成る標識、または2文字から成るが単語を構成しない標識は、特別な形または図形に含まれていない限り、識別性がないとみなされる。
- 認識し、記憶することができない極めて多くの文字や単語が結合したものは、それらが商標として二次的意義を獲得していない限り、識別性がないとみなされる
- その言葉の文字通りの意味がベトナムにおいて関連分野で広く使用されていて識別性を欠く、意味のあるラテン語の単語は、識別性があるとみなされない。
- 関連する商品またはサービスの一般名としてベトナムで使用されている単語や語句、例えば時期、地理的表示、製造方法、品質、数量、特徴等を示す標識等、商品またはサービスの説明となる単語や語句、あるいは標章保有者の法的形態または事業分野の説明となる単語や語句も、それらが商標として二次的意義を獲得していない限り、識別性がないとみなされる。
- 消費者に誤認混同を生じさせるもしくは消費者を欺く恐れがある文字要素、またはベトナムもしくは外国の国家的指導者、国民的英雄もしくは著名人の実名、別名、筆名もしくは肖像を表す文字要素は、識別性がないとみなされる。

標章の適法な使用による識別性獲得の証拠：登録の目的上、顕著性を備えていることを求める NOIP が要求する事項には以下が含まれる。

- (a) ベトナムにおける商標の使用期間
- (b) 商標が用いられる商品またはサービス
- (c) 商標の使用地域

- (d) 商標による売上げ
- (e) 例えば広告による等、商標を認知させるための費用の額
- (f) 包装見本、カタログ、広告パンフレット等の形での商標の使用例

証拠は、商標としての標章の使用を示さねばならず、かつ、ベトナムにおける標章の使用についての法定宣言書に添付しなければならない。

(2) 図形要素の評価

以下の図形要素は、審査官により識別性がないとみなされる。

- 円、楕円、長方形、四角形等の幾何学的図形、簡単な図案、製品やラベルの装飾的な線、背景の図形やイメージの図形要素は、それらが商標として二次的意義を獲得していない限り、識別性がないとみなされる。
- 複雑な図形またはイメージであって、消費者に認識されにくい、記憶されにくいもの、一般的なシンボルや広く使用されているもの、あるいは標章を付した商品またはサービスの場所、製造方法、地理的表示、種類、品質、数量、特徴等を示す図形等、商品またはサービスの説明となるものは、それらが商標として二次的意義を獲得していない限り、識別性がないとみなされる。
- 保護されている意匠を表す、またはかかる意匠と実質的に異なる図形要素は、それらが商標として二次的意義を獲得していない限り、識別性がないとみなされる。
- ベトナムまたは外国の国家的指導者、国民的英雄または著名人の肖像または絵を表すか、それらと混同を生じさせるほど類似している図形要素、あるいは広く知られている、著作権で保護されたイメージまたはキャラクターを表すか、それらと混同を生じさせるほど類似している図形要素は、著作権者が別途許可しない限り、登録できない。

(3) 文字と図形の結合標識の評価

文字と図形の結合標識は、全体としての当該標識に識別性がある場合は識別性があるとみなされ、商標として登録できる。法は、識別性があるとみなされる文字と図形の結合形式として以下のものを明示している。

- 標章の文字要素と図形要素のそれぞれに識別性があり、その結合により全体として顕著性のある標識が生じている場合の結合。
- 消費者に強いインパクトを与えるか消費者の感覚に訴える標章の主要素は、顕著性のある文字要素または図形要素であるが、他方これ以外の要素は顕著性を欠くか顕著性がないものとなる。
- 文字要素と図形要素のそれぞれはそれ自体に顕著性がないか顕著性の低いものであるが、それらの独特または特別な結合により印象的な標章が生じている場合の結合。このような結合は顕著性があるとみなされる。

- 文字要素と図形要素のそれぞれはそれ自体に顕著性がないか顕著性の低いものであるが、全体としてのそれらの結合が相当の使用により顕著性を獲得している場合の結合。

8.3 先行権利の引用

(1) 先行権利を有する標章に抵触する標章：以下のものは登録することができない。

- 登録されている他の標章と同一もしくは混同を生じさせるほど類似している標章、またはベトナムにおける、もしくは国際条約により保護されている、同一もしくは類似の商品またはサービスについて登録が出願されている標章。
- 周知標章と同一または混同を生じさせるほど類似している標章。
- 登録意匠または先の出願日をもとに優先権主張を伴う出願が行われている意匠と同一または混同を生じさせるほど類似している標章。
- 保護されている商号もしくは地理的表示と同一もしくは混同を生じさせるほど類似している標章、または広く知られていて著作権で保護された著作物のキャラクターのイメージと同一または混同を生じさせるほど類似している標章。但し、著作権者により別途許可された場合を除く。
- 登録が満了したか、登録者が更新しなかったか、権利放棄を申請したために登録簿から削除された標章については、または商標保有者が死亡しているかその事業を停止しているか、あるいは権利承継人がいないため商標登録が無効とされ、登録簿から削除された標章と同一、または混同を生じさせるほど類似している標章については、削除の日から5年間、第三者がこれを登録することはできない。

(2) NOIP による調査

NOIP は、ベトナムを指定国とする国際登録を含む登録標章と係属中の出願を調査し、先の出願日または優先日を有する類似標章を出願に対して引用する。

NOIP は、他者の登録標章であって、その登録が5年以内に満了したか取り消された標章を調査し、類似標章を出願に対して引用する。

NOIP は、ベトナムで保護されている地理的表示を調査し、類似の地理的表示を出願に対して引用する。

NOIP は、NOIP で利用可能な、商品またはサービスの地理的原産地表示、地理的名称、品質標章、管理標章、保証標章、国旗、国章、ベトナムおよび外国の国家的指導者や国民的英雄等の氏名および肖像も調査し、類似標識を出願に対して引用する。

(3) NOIP および施行当局による標識の類似性の評価

出願標章と引用標章の類似性を評価するために、審査官は、構成、発音、意味、外觀について出願標章全体と引用標章を比較する。関係する標章を付した商品およびサービスについても、審査官は評価の際に考慮する。

出願商標が構成および／または発音、意味および／または外観に関して引用商標と似ているために、消費者が2つの標章は同一であるまたは出願標章は引用標章の一種であるか同一の出所を有すると誤認する場合は、当該出願標章は引用商標と混同を生じさせるほど類似しているとみなされる。

標章の構成が引用標章の全てのまたは主要な要素（特徴を与える要素）を含んでおり、かつ、そのような構成に含まれる全てのまたは主要な要素が標章の主な要素を生み出している（すなわち、標章が、引用標章にとって副次的であるか引用標章の主要な要素にとって副次的である新たな要素を加えることによって、または引用標章から副次的な要素を除くことによって、または引用標章の副次的要素を変更することによって、生み出されている）場合、標章は構成および／または発音に関して引用標章と混同を生じさせるほど類似しているとみなされる。表示が異なる様式の文字で書かれているが、ベトナムで一般的な言語の1つによると発音が類似している場合（例えば、SUNSEATとSUNSITE; SERCUIとSERKIT）、類似しているとみなされる、またはベトナムの主要地域で人々が発音する方法に関して（例えば、THÀNH LIÊMとTHÀNH LIM; MINH NHẬTとMINH NHẬT）、類似しているとみなされる（商標出願審査に関する規則20.2.2、国家知的財産庁（NOIP）発行）。標章の発音の類似性を判断する際、商標の声調、音量、抑揚および音節が類似性に関して審査される。

標章と引用標章または標章の主要要素と引用標章が同じ意味／観念を有し、および／または同じ対象（物、現象、概念…）を表し、および／または2つの類似した対象を表す場合、標章は意味／観念に関して引用標章と混同を招くほど類似しているとみなされる。例えば、ORIENT（英語）とBOCTOK（ロシア語）とPHƯƠNG ĐÔNG（ベトナム語）は同じ「東洋」という意味である。（商標出願審査に関する規則20.2.3、国家知的財産庁（NOIP）発行）

標章の全てのまたは主要な要素と引用標章の全てのまたは主要な要素が同じ様式で示されている場合、標章は体裁（外観）に関して混同を招くほど類似しているとみなされる。この場合、標章／引用標章の色彩は主要な様式とみなされる（商標出願審査規則20.2.4、国家知的財産庁（NOIP）発行）。

商標の類似性は、同一のまたは類似する商品への2つの商標の使用が出所の同一性に関して混乱をもたらす可能性が高いかを検討することにより決定すべきである。当該標章の外観、観念及び発音が商人にもたらす印象、記憶および連想に配慮して、その標章を全体として考察することが重要である。決定に至る際には、こうした要素を、取引を巡る市場要素に関して入手可能なできるだけ多くの情報と合わせて包括的に観察するよう配慮する必要がある。

引用標章が周知標章である場合において、出願標章が当該周知標章の音訳または翻訳であるときは、当該出願標章は当該周知標章と混同を生じさせるほど類似しているとみなされる。

出願標章を付した商品と引用標章を付した商品は、（1）それらが同一の性質、機能または用途を有し、（2）同一の取引経路により市場に出される（例えば、同じ流通方法、同じデパートでの販売、同じ棚での展示等）場合には、相互に類似するとみなされる。

(4) インターネットを通じたNOIPデータベースの調査

NOIPの産業財産権デジタルライブラリ（IP-Lib）に蓄積されているNOIPによる公開知的財産権の出願、ならびに特許、工業意匠および商標の権利証取得に関する情報

は、以下のウェブサイトで調査することができる。
<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php>

9. 異議申し立て手続き

9.1 異議申立人適格

利害関係を有する第三者は、係属中の出願に対して NOIP に異議を申し立てることができる。

9.2 異議申し立て期間

異議は、商標出願が産業財産公報に公開された日から商標登録証の付与決定日前の日までの期間内に申し立てなければならない。

9.3 異議申し立ての基本

(1) 異議申し立ての最も一般的な理由は、次のものが考えられる。

- (a) 出願人の標章が、登録に必要な識別性を欠いていること。
- (b) 出願商標が先の権利に抵触するため、公衆に混同を生じさせる恐れがあること。

(2) 典型的な異議申し立て理由の例

知的財産法に基づく異議申し立ての典型的な理由は次の通り。

- (a) 出願商標が顕著な特徴を欠いている、および／または出願商標は取引において商品もしくはサービスの種類、品質その他の特徴を示すための標識もしくは表示のみから成る、および／または出願商標は商品もしくはサービスの普通名称となっている標識もしくは表示のみから成る。
- (b) 当該標章が社会秩序に反する、または当該標章は、例えば、関連する商品もしくはサービスの性質、品質もしくは地理的原産地に関して、公衆を欺くようなものである。
- (c) 当該商標が悪意で出願された。
- (d) 当該標章が先の標章と同一であり、当該出願標章の商品またはサービスは先の標章が保護されている商品またはサービスと同一である。
- (e) 当該標章が先の標章と同一であり、商品もしくはサービスが先の標章が保護されている商品またはサービスに類似している、または当該商標は先の標章と混同を生じさせるほど類似しており、商品もしくはサービスが先の標章が保護されている商品もしくはサービスと同一もしくは混同を生じさせるほど類似している。

- (f) 当該標章が、周知標章と認識されているものと同一または混同を生じさせるほど類似している。
- (g) 当該標章が、保護されている地理的表示と同一または混同を生じさせるほど類似している。
- (h) 出願人が、当該標章の登録出願権を有しない。

9.4 書類

異議申し立ては書面で行う。異議申立人は、異議申し立ての理由についての詳細な記述を含め、当該理由を裏付ける関連資料または参考文献を添付しなければならない。

9.5 異議申し立ての審理

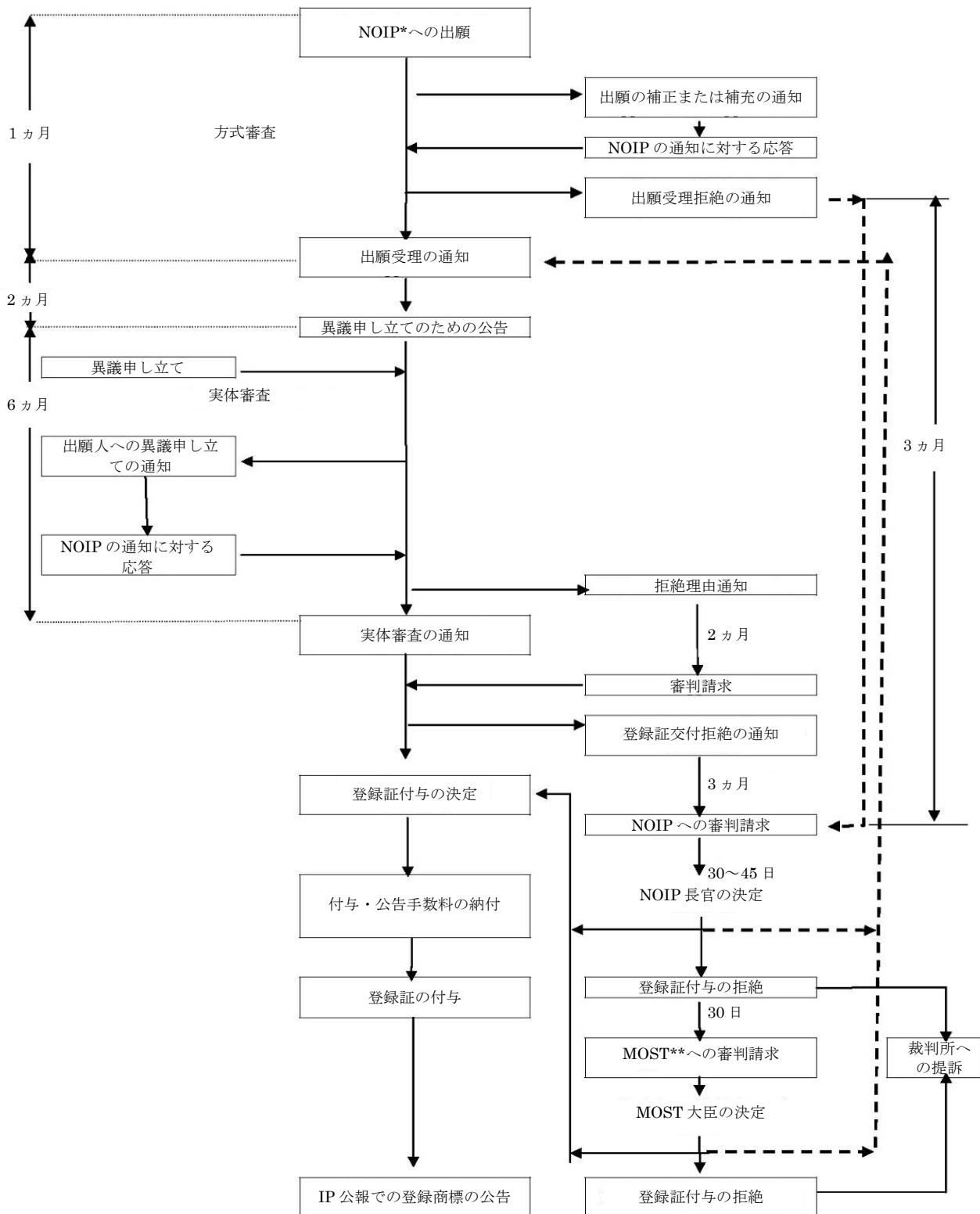
NOIP は、異議申し立てを受理し、異議申し立ての理由があると判断した場合、異議申し立てを受理した日から 1 カ月以内に出願人に異議申し立てについて通知し、出願人は、異議申し立てについて NOIP に書面で応答するために、当該通知の日から 1 カ月を与えられる。その後、NOIP は、出願人の意見について知らせる通知を異議申立人に送付する。異議申立人は、NOIP に書面で応答するために、NOIP の通知の日から 1 カ月を与えられる。NOIP は、関係当事者の意見書および提出証拠に基づいて異議申し立てを処理する。NOIP は、必要に応じて、異議申し立てに関して関係当事者の意見を直接聞く会合を設けることができる。

NOIP は、異議申し立てに理由がないと判断した場合、異議申し立ての処理を拒絶する旨を異議申立人に通知する。この場合には、NOIP は異議申し立てについて出願人には通知しない。異議申し立ての理由が標章の登録出願権に関する場合において、NOIP が異議申立人の意見について決定できないと判断したときは、NOIP は当該事案に関して裁判所に訴えるよう異議申立人に通知・助言する。NOIP の通知の日から 1 カ月以内に異議申立人が裁判所への申し立てについて NOIP に通知した場合、NOIP は裁判所の決定あるまで当該出願の審査を中止する。NOIP の通知の日から 1 カ月以内に裁判所への申し立てについて NOIP に通知しなかった場合、NOIP は異議申立人が異議申し立てを取り下げたとみなす。

10. 登録の存続期間と権利の有効性

登録は、商標出願日から 10 年間有効で、継続的に 10 年間毎に無限に更新することができる。商標の法的保護は、登録日から開始する。

商標登録出願の審査手続



11. 周知商標

11.1 定義

周知商標とは、ベトナムの領土内で消費者（関連する消費者）に広く知られている商標をいう。

11.2 権利取得の基本

パリ条約第6条の2の意味での周知商標の保護は、下記11.3記載の周知商標評価の基準を満たす当該商標の実際の使用に基づいて取得することができ、登録手続を条件としない。

11.3 周知商標評価の基準

所管当局は、商標の周知性を判断するに当たっては、以下の基準を考慮する。

- 当該商標を付した商品またはサービスの購入もしくは使用を通じて、または宣伝を通じて当該商標を知る関連する消費者の数。
- 当該商標を付した商品またはサービスが流通または供給されている地域。
- 当該商標を付した商品またはサービスの売上げまたは販売数。
- 当該商標の継続使用期間。
- 当該商標を付した商品またはサービスの広範囲に及ぶ営業上の信用。
- 当該商標が保護されている国の数。
- 当該商標が周知であると認められている国の数。
- 当該商標の譲渡価格、ライセンス価格、投資額。

11.4 周知商標の保護の拡大

周知商標と同一もしくは類似の商標、または周知商標を翻訳もしくは音訳した商標を、あらゆる商品またはサービス（周知商標を付した商品およびサービスと同種または類似でないか関連しないものを含む）について不正に使用することは、それにより商品の出所につき混同を生じさせるか、その使用者と広く認識されている周知商標の保有者との関係について、誤った印象を与える場合には商標侵害とみなされるという意味では、周知商標の保護は拡大されている。

12. 審判制度

上記のとおり拒絶査定あるいは登録査定がなされる前の不服申し立てについては説明した。NOIPの拒絶査定に対する不服申し立てやNOIPの決定に対する不服の審判は、知的財産

法のあちこちに散らばって規定がされている。この件に対するより詳しい説明/手続きは政令あるいは知的財産法の実施を指示する科学技術省の通達でみることができる。

NOIPの査定前にする不服申し立ては知的財産法112条に規定されている。工業所有権出願が工業所有権公報に公開された日から保護証書付与に関する決定の日までは、如何なる第三者も、当該出願に関する保護証書の付与又は拒絶に関してNOIPに意見を提示する権利を有する、としている。このような意見は、書面でおよび資料ととも提出するか、あるいは証拠となる情報源を特定してすることが必要である。そして、同117条3項で保護証書付与の拒絶は、(a)号 保護証書付与の意図された拒絶の通知を送達し、当該通知にはその理由を、出願人が当該意図された拒絶に異議を唱えるための期限を付して、明記することとしている。

政令No. 103/2006/ND-CP OF SEPTEMBER 22, 2006の14条は、産業財産権に関して知的財産法の多数の条項の実施について詳細を定め指示している。

上記政令14条 産業財産権登録に関する審判請求及びその解決

1. 産業財産に関する国家管理機関により発行された産業財産権登録申請書処理に関する決定又は通知に直接的に関連する権利及び利益を有する申請者、組織及び個人の全ては、知的財産法及び関連法律の規定に従い、産業財産に関する国家管理機関に審判を請求し、又は裁判所に訴えを提起することができる。審判請求の解決期間は本条第5項による。2. 産業財産に関し、直接的に決定及び通知を発出した機関による審判請求（第一回審判請求）の解決期間満了時において、審判請求が解決されず、又は請求人がその機関の解決決定に賛成しないときは、請求人又はその決定に直接的に関連する権利及び利益を有する者は、科学技術省大臣にさらに審判を請求し（第二回審判請求）、又は裁判所に訴えを提起することができる。本条の第5項に規定する第二回審判請求の解決期間が満了した場合、又は科学技術省大臣の決定に賛成しない場合、請求人又はその決定に直接的に関連する権利及び利益を有する者は、裁判所に訴えを提起することができる。3. 請求内容は、書面で提示し、以下の事項を明記しなければならない。請求人の氏名及び住所；審判の請求された通知又は決定の番号、署名日付、及び内容；請求内容、請求理由、及び請求を基礎づける証拠；関連する通知又は決定の変更又は廃止の請求。4. 審判請求の権利は、下記の期間内に行使されなければならない。ただし、客観的な障害により請求人が審判請求の権利を行使することができなかった期間を除く。1) 第一回審判請求の期間は、請求の権利保有者が産業財産権登録申請書処理に関する通知又は決定を受け取り、又はこれを知った日から90日間である。2) 第二回審判請求の期間は、本条の第5項に規定する第一回審判請求の解決期限満了日までに解決しない場合には、当該期限の満了日から30日間、又は請求権利保有者が第一回審判請求の解決決定を受領し、もしくはこれを知った日から30日間である。5. 審判請求解決の権限を有する機関は、保護証書の発行、補正、終了、廃止、及び更新に関する審判請求を受け取った時から10日間以内に、審判請求の受理通知、又は拒絶理由明記を伴う受理拒絶通知を発する。

審判請求の解決期間は、審判請求に関する法律の規定に従う。

審判請求書類の補正及び追加の期間は、審判請求の解決期間に算入しないものとする。

6. 審判請求解決の手順及び手続は、審判請求に関する法律の規定に従う。

続いて、政令No. 103/2006/ND-CP OF SEPTEMBER 22, 2006の実施指示のためとして、通達No.01/2007/TT-BKKCN of 14 February 2007が発せられた。これによると以下の通りである。

22.7 審決

a) 申立人及び関連する者の論義（主張・反論）及び証拠に基づき、審判を行う権限を有する者は、審判に関して法により定められた審判による解決の時間的制限内に審決をしなければならない。

b) 審決を発する前に、審判を行う権限を有する者は、申立人及び関連する者に対して審判の解決のために用いられた相手方の反論および証拠、並びに審判の結論を伝えなければならない。

c) 審決には審判に関して法により規定された内容を含めなければならない。

22.8 審決は、署名の日から2ヶ月以内に産業財産公報で公告される。

22.9 審決の効力

審判請求に係る産業財産権の確定の手続きは、いずれの場合も、以下の原則によるものとする。

- a) 第1回目の審判に係る審決。それが第2回目の申立の制限条項の期間を超えているときに、その申立人は2回目の申立をすることができない場合、あるいは、行政訴訟の提起の制限条項の期間を超えているときに、その申立人は行政訴訟を提起することができない場合。
- b) 第2回目の審判に係る審決。その申立人が規定の時間的制限内に行政訴訟を申立てそこなった場合、あるいはその申立人が行政訴訟を申立てて既に効力を有する判決となっている場合。

13. 商標権と商号権の抵触

企業は、事業活動で自らを名乗り、取引文書、店舗看板、製品、商品、商品パッケージ、サービス手段及び広告で表示するために商号を使うことができ、この商号はベトナム知的財産法で保護される（第124.6条）。商号の知的財産権は、事業の領域および現場に応じてかかる商号の実際の使用に基づき、登録することなく確立される。標章の使用は「事業活動における商品、商品パッケージ、事業手段、サービス提供手段および連絡文書への保護標章の添付…（第124.5条）」も含むため、少なからぬ小規模企業が商号権と商標権を混同する場合があります、一定の状況下で商標権と商号権との潜在的抵触が発生し得る。

企業がその製品またはサービスを明らかにするために商号を使用している場合、商号は商標として機能しており、商標法が検討されなければならない。企業は既存の商標を侵害しない（または周知商標を希薄化しない）限りにおいてのみ、商号を商標として使用する法的権利を有する。ベトナム知的財産法の下では、標章および商号に対する権利の侵害は、同一か類似の商品またはサービスに関して以前から使われていた他の者の商号と同一か類似の商業的表示を使用する行為を含み、事業法人、事業場所、または事業活動に関して混同を生じさせる商号の使用は商号権の侵害とみなされる（第129.2条）。ここに言う商業的表示とは、標章、商号、事業シンボル、事業スローガン、地理的表示、パッケージ意匠、ラベル意匠などの商品およびサービスの取引の目安として役立つ記号や情報をいい（第130.2条）、商業的表示の使用は商品、パッケージ、サービス手段、取引文書および宣伝手段へのかかる商業的表示を添付する行為、ならびにかかる商業的表示を添付した商品の販売、販売のための宣伝および輸入を含む（第130.3条）。商標に対する商号侵害、商号に対する商標侵害、及び商標権と商号権との抵触は、必ずしも常に明白ではない。企業の名称が登録商標に十分に類似しており、「顧客の混同の可能性」を引き起こす場合、当該企業は厄介なことになり得る。当該企業は最終的にその名称を変更し、訂正広告に金銭を支払い、とりわけ登録標章の所有者に逸失利益を賠償しなければならない可能性がある。

13. 料金（付属資料 B を参照）

B

14. その他フォーム（付属資料 A-フォーム 1 を参照。）

第 2 節 特許発明

1. 保護対象の発明（客体的要件）

1.1 定義

知的財産法第 4(12)条において、「発明」とは、自然法則の利用によって特定の問題を解決する、物または方法の形式の技術的解決手段をいう。この定義によれば、発明が物または方法に関するものであることは明らかである。

1.2 特許の種類

知的財産法第 58 条は、発明特許と実用新案特許（utility solution patent）という 2 種類の特許を認めている。本条では、発明は、それが新規であり、進歩性を有し、産業上利用できる場合は「発明特許により保護される」。一方、発明は、それが通常の知識（common knowledge）によらないものであり、新規であり、産業上利用できる場合は「実用新案特許により保護される」。

従って、「実用新案」は、「通常の知識によらない」発明の一種とみなされ、それが新規であり、産業上利用できる場合は実用新案特許の付与により保護される。実用新案特許により保護される発明に関する「通常の知識によらない」という要件は、従来の発明に対する厳しい進歩性の基準と比べて低いレベルの進歩性あるいは中程度の進歩性として定められている。

1.3 特許できないもの

知的財産法第 59 条によれば、次のものは特許を受けることができない。

- (1) 発見、科学理論、数学的方法
- (2) 精神的な行為、家畜の調教、遊戯または業務の遂行のための計画、法則および方法、並びにコンピュータ・プログラム
- (3) 情報の提示
- (4) 美的創造物
- (5) 植物品種、動物品種
- (6) 微生物的方法以外の植物および動物の生産のための本質的に生物学的な方法
- (7) 人体または動物のための病気予防法、診断方法、治療方法

上記の一部、例えば、発見、科学理論、動植物の品種等は、技術的解決手段という条件を欠くために特許できるものから除外されることが分かる。一方、病気の治療方法は、産業上利用できないことから特許を受けることができない。

1.4 社会道徳・公共秩序に反するもの

第 8 条では、知的財産法は、その公開または利用が「社会道徳、公の秩序に反し、国防、治安を害する」発明を保護対象から除外している。発明は、その利用が法律または規則によって禁止されているという理由のみで社会道徳、公共秩序に反しているとみなされるのではないことに注意すべきである。従って、例えば、当該分野におけ

る国家独占のために、発明の保有者が利用を認められない発明に特許が付与されることがある。このような場合、特許は、それ自体では特許権者に発明の利用を認めるものではないが、他者が特許発明を利用するのを防ぐ権利を保有者に与える。

1.5 秘密発明

知的財産法施行の詳細な指針を規定する 2010 年 12 月 21 日に改正された 2006 年 9 月 22 日にベトナム政府が公布した政令第 103/2006/ND-CP 号 第 3a 章は、「秘密発明」の概念を含んでいる。同政令第 23a 条 1 に従い、所管当局が国防及び国家安全保障に係る「国家機密」に指定する発明は「秘密発明」と呼ばれる。秘密に指定された発明は秘密を保持されるものとし、秘密特許だけを付与される。秘密発明の特許出願と付与される特許は公開されない。第 23b.2 条は、発明がベトナム法人又は個人に所有されているか、ベトナムで創作された場合、出願人は、国家安全保障に関して発明を適切に検討することを可能にするために、ベトナムでの出願後 6 ヶ月間外国で発明を出願してはならない。所管当局が秘密命令を出した場合、出願は外国特許出願を許可されない。この要件の遵守を怠る場合、出願人は特許出願権を失う。

2. 主体的要件

2.1 発明者および譲受人

自らの努力と費用によって発明を創作した発明者またはその権利承継人（例えば、譲受人）、共同発明者またはその権利承継人は、特許を出願し、これを受けることができる。発明者とは、自らの創造的努力によって直接に発明の創作に関与した者とみなされていることから、発明者に技術的、物的または財政的な援助および支援を提供したが、自らは創造的な方法で発明の創作に関与していない者は発明者とみなされない。

法律の定めるところにより特許を出願することができる者は、出願中であっても、法律に従って譲渡契約書または相続により、他の法人または自然人に出願権を譲渡することができる。

2.2 職務発明

従業員が職務遂行の際に業務上行った発明、または従業員が主に使用者の資金もしくは設備・施設を利用して行った発明の場合、発明特許を受ける権利は、（別段の合意がない限り）使用者に帰属する。同様に、特別に委託された業務中に行われた発明について特許を受ける権利は、当該業務を委託した者に帰属する。このような場合、発明者は報酬を受ける権利を有する。当事者が別段に合意する場合を除き、この報酬の最低額は、当該発明の利用により毎年得られる利益の 10% となる。ライセンス（契約または強制による）が付与されている場合、この報酬の最低額は、別段の合意がない限り、ライセンスの付与に基づき特許権者が受け取る総額の 15% となる。法令では、特許取得時の固定額や特許技術を使用した製品の売上高の何割などというような支払の何らかの基準となるものを規定してはいない。

発明者は、出願書類にその名が記載されるものとし、特許証、登録簿およびそれらに関連して公開される全ての書類に発明者としてその名が記載される権利を有する。出願人は、特許を受ける権利並びに出願人および発明者に関する情報が正しいことを保証しなければならない。

2以上の者が共同で発明の創作に出資し、または発明を創作した場合、これらの者は共同で出願する権利を有し、この権利はこれらの者が合意する場合に限り行使することができる。

2.3 国有発明

発明に関する使用者と従業員の関係の特別な場合としては、公務員が行った、または国の全面的な資金、物的・技術的投資に基づいて行われた発明がある。知的財産法の規定の実施に関する指針を定める2006年9月22日政令第103/2006/ND-CP（以下「政令103」）第9条によれば、このような発明の特許を受ける権利は、国に帰属する。出資者として政府より指定された政府機関は、国に代わって特許出願権を行使する責任を負う。

国の出資（資金または設備・施設として）を伴って行われた発明の場合、当該共同発明における持分は、出資率に応じて国に帰属する。国の出資分の保有者として行為する政府機関は、国に代わって上記発明の国の持分権を行使する責任を負う。

発明が政府機関と他の団体との間の研究開発協力に基づいて行われた場合、当該研究開発協力協定に別段の合意がない限り、当該発明の持分は、当該政府機関の出資率に応じて国に帰属する。当該研究開発協力に参加する政府機関は、国に代わって上記発明の国の持分権を行使する責任を負う。

上記発明の特許を受ける権利を行使する政府機関は、国に代わって特許権者として指定され、当該特許に係る排他的権利を管理するものとし、当該特許権を他の団体に譲渡する権利を有する。但し、譲受人は、国に一定額の金銭を支払うか、当該発明の商業化の可能性に照らして決定される他の合理的な取引条件を満たさなければならない。

2.4 外国出願人

外国出願人は、パリ条約の利益を享受する権利を有する自然人もしくは法人である場合、または産業財産の相互保護に関する協定をベトナムとの間で締結している国に属している場合、または相互主義に関する協定によりベトナムからの出願人に対して産業財産に関して相互主義を認める国に属している場合には、ベトナムにおいて特許出願し、取得することができる。ベトナムに居住していないか、または工業上もしくは商業上の営業所を有しない当事者は、ベトナムにおいて資格を有する弁理士（すなわち、弁理士証を交付されており、弁理士リストに記載されている弁理士）を代理人に選任しなければならない。

2.5 先願主義

ベトナムは「先願」主義を採っている。従って、2以上の出願人が同一の発明について発明特許の付与を出願した場合、最初に出願した出願人またはその出願が最先の優先日を有する出願人が特許を受ける権利を有する。2以上の者が同一の発明について発明特許の付与を出願し、それらの出願が同一の優先日を有する場合、NOIPは、出願人に1の出願を行うよう求める。その場合、当該発明について付与される特許は共同保有者として出願人全員に帰属する。この場合において出願人が合意できないときは、特許は付与されない。先行出願または先行特許があるかを知るため、出願人はNOIPのオンラインデータベースで特許調査を行うことができる。

(データベース : <http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchPAT.php>)

2.6 優先権

知的財産法第 91 条では、優先権は、ベトナムにおいてまたはパリ条約加盟国において、当該国の国民もしくは居住者、または当該国に現実かつ真正の工業上もしくは商業上の営業所を有する者が出願した、先の出願に基づいて主張することができる。更に、優先権は、優先権に関する二国間協定をベトナムと締結している国において出願された、先の出願に基づいて主張することができる。

優先権は、それに基づいて優先権を主張する条約または協定並びに優先権主張の基礎となる出願の出願国、出願日および出願番号を記載して、出願時に主張しなければならない。手数料は、主張される各優先権につき納付する。条約ルートによる特許出願については、優先権書類すなわち、優先権主張の基礎となる出願が出願された当局による、当該出願の認証コピーをベトナムでの出願日から 3 カ月以内に提出しなければならない。この間に提出されない場合、優先権を失う。NOIP は、優先権書類のベトナム語への認証翻訳文の提出を要求することができる。

条約上の優先権とは別に、知的財産法は、後で行われたベトナムでの出願の出願人が先に正規に行われたベトナムでの出願に基づいて優先権を主張することも認めている（国内優先権）。これは出願人に対し、発明が行われた後できるだけ早く出願する機会を与えるもので、開示した主題について確保されている出願日をもとにすることができるからである。出願人は、新規性を失うことなく保護範囲を拡張するために、当初の発明を後で補正する場合、当該補正について追加出願を行い、開示された主題に関して最初の出願に基づく優先権を主張することができる。これによって、出願人は、追加した主題については後の出願日を受けながら、最初の出願において開示された主題については当初の出願日を維持することができる。

出願人は、1 の特許出願において複数の優先権を主張することもできる（複合優先権）。但し、出願人は対象とする出願の内容に対応する先の出願の内容を示さねばならない。つまり、後の出願の各クレームは、当該クレームをサポートするのに必要な主題事項を最初に開示した対応する出願の出願日の利益を享受する。この複合優先権主張の手続は、できるだけ最先の出願日を希望するものの、自己の発明の別の実施例の作成過程にある一部の出願人に、魅力的な解決策を提供するものである。2 以上の優先日主張されている場合、優先日からの期限は、最先の優先日からとする。

パリ条約による優先期間は最先の優先日から 12 カ月である。二国間協定に基づく優先権の場合の優先期間は、関係する協定の規定による。国内優先期間は、条約上の優先権の場合と同じである。

3. 出願の方式要件

3.1 方式上必要な一般要件

知的財産法第 100 条および第 102 条は、特許出願の一般的要件について定めている。それによれば、特許出願には以下の書類が要求される。

- a) 所定のフォームで作成された願書

- b) 保護を求める発明を特定する書類。特に、発明の明細書（説明、クレーム、図面、ダイアグラム、計算等を含む）および要約書。
- c) 代理人を通じて出願する場合は、委任状
- d) 出願人が他者から出願権を取得した場合は、出願権を証明する書類
- e) 優先権が主張される場合は、優先権を証明する書類。特に、先の出願の写しであることを証明する受理官庁による証明書、優先権を他人から取得した場合における優先権譲渡証書等。
- f) 所定の手数料および料金の納付証

特許出願および出願人と行政当局との間の通信は、ベトナム語で作成しなければならない。他の言語による書類は、以下の書類を除き、確認のための参考資料としてのみ用いられる。以下の書類は他の言語により作成することができるが、当局が要求する場合はベトナム語に翻訳しなければならない。

- a) 委任状
- b) 出願権を証明する書類
- c) 優先権を証明する書類
- d) 出願を裏付けるその他の書類

下位の規則である政令 103 および省令は、特許出願に課される出願要件についてより詳細に定めている。

i) **願書**：願書は、代理人を通じて出願する場合は代理人が記入し、出願人の氏名および住所、代理人の氏名、住所および電話番号、発明の名称および国際特許分類（IPC）、発明者の氏名、国籍、住所、優先権が主張される場合は、それに基づいて優先権を主張する条約並びに優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願国および出願日の表示、出願時に請求する場合は実体審査の請求（早期審査の請求を含む）から成る。

ii) **保護を求める発明を特定する書類**：この書類には、ベトナム語による明細書（クレームを含む）および要約書が含まれる。通常、明細書とクレームは英語で代理人に送付され、ベトナム語に翻訳される。明細書、クレーム、図面および要約書の英語版は出願時に必要であるが、ベトナム語翻訳文は出願日から 3 カ月以内に提出することができる。

明細書は、(i) 発明の名称、(ii) 発明の技術分野、(iii) 先行技術文献、(iv) 発明の概要、(v) 図面の簡単な説明（ある場合）(vi) 発明の実施態様の詳細な説明および実施例（ある場合）、(vii) 発明の効果を含まなければならない。明細書は、その分野における通常の知識を有する者が実施するのに十分な程度に発明を開示しなければならない。発明の新規性、進歩性および利用可能性が明示されていなければならない。

図面がある場合はそれが必要である。図面の説明もベトナム語に翻訳しなければならない。

発明の保護範囲は、クレームの形で示される。クレームは、発明に係る権利の範囲を特定するのに必要かつ十分な発明の技術的特徴を記載するもので、発明の明細書および図面によりサポートされねばならない。

要約書は、明細書およびクレームにおいて開示された発明の基本的な特徴を簡単に説明するものである（150語以内）。

iii) **委任状**：代理人を通じて特許出願する場合は、ベトナムにおける代理人を選任する出願人の委任状が必要である。この書類は出願時に提出しなければならないが、ファクシミリによる写しも認められる。但し、出願日から3カ月以内に原本を提出しなければならない。同一出願人の複数の出願について有効な包括委任状が認められる。知的財産法第107条では、委任状には以下の必須項目を含めねばならない。

- a) 本人および代理人の氏名および住所
- b) 委任の範囲
- c) 委任状の有効期限
- d) 委任状の日付
- e) 委任状作成者の署名および捺印（印鑑を有する場合）

有効期限の記載のない委任状は無期限に有効とみなされ、本人が委任の終了を宣言した場合に限り終了する。

iv) **出願権を証明する書類**：出願人が発明者でない場合、発明者および譲受人（出願人）が署名した譲渡証書または雇用契約書の写しを担当官庁より要求される。この書類は、NOIPが出願人の出願権および特許を受ける権利を疑う合理的な理由を有する場合に限り、同庁の求めに応じて提出しなければならない。

v) **優先権を証明する書類**：パリ条約による場合、優先権主張の基礎となる出願の認証コピーを、ベトナムでの出願時または出願後3カ月以内に提出しなければならない。NOIPは、優先権主張の基礎となる出願のベトナム語への認証翻訳文の提出を要求することができる。ベトナムでの出願人が優先権主張の基礎となる出願の出願人と同一でない場合、譲渡人および譲受人が署名した優先権譲渡証書が必要である。

委任状や譲渡証書等の書類は、出願人が自然人の場合は出願人が署名し、出願人が法人の場合は出願人を代表する資格を有する役員が署名し、当該法人の社印（ある場合）を押印しなければならないことに注意されたい。公証および／または認証は不要である。

3.2 国内段階に入るための国際出願に要求される特定要件

NOIPは、ベトナムの国民および居住者が出願する国際出願に関するPCTの受理官庁となる。NOIPへの国際出願は、英語により3部提出しなければならない。PCTに基づき納付すべき手数料とは別に、送付手数料を納付しなければならない。

ベトナムはPCT第II章に拘束されているため、ベトナムを指定国および／または選択国とすることができる。PCT出願については、ベトナムの国内段階に入るための期間は、第I章（ベトナムを指定国とする場合）によるか第II章（ベトナムを選択国とする場合）によるかに拘わらず、優先日から31カ月である。PCT国際出願がベトナムの国内段階に入るための要件は以下の通り。

1. 優先日から31カ月以内に国内出願手数料、5頁を超える出願の1頁ごとの追加手数料、主張される各優先権（ある場合）ごとの手数料を納付しなければならない。この要件を期限内に満たさない場合、出願はベトナムに関する限り無効となる。

2. 出願人がベトナムに居住していない場合、ベトナムにおける代理人（資格を有する特許弁護士）を選任し、関連する委任状を優先日から 34 カ月以内に提出しなければならない。

3. 国内段階に入る出願人が国際出願を行った出願人と異なる場合、ベトナム語によるまたはベトナム語翻訳文を付した譲渡証書を優先日から 34 カ月以内に提出しなければならない。

出願人が発明者ではなく、出願人の出願権を疑う合理的な理由がある場合、発明者および譲受人が署名した譲渡証書を担当官庁の求めに応じて、その求めに定める期間内に提出しなければならない。

4. 出願人が優先権主張（ある場合）の基礎となる出願の出願人と同一でない場合において、担当官庁が提出を要求したときは、優先権譲渡証書を提出しなければならない。

優先権書類のベトナム語翻訳文の提出は、一定の場合に限り要求される。かかる翻訳文が優先日から31カ月以内に提出されず、その提出が要求されている場合、担当官庁は、求めに定める期間内に当該翻訳文を提出するよう求める。

5. 出願人が国際公開日前にベトナムの国内段階に入ることにつき明示の請求を行った場合には、国内段階に入る際に国際出願の写しが必要である。

6. 優先日から 31 カ月以内に、国際出願のベトナム語翻訳文を 3 部提出しなければならない。翻訳文は、明細書、クレーム、図面の説明および要約書を含まなければならない。クレームが補正されている場合、翻訳文は、当初出願のクレームおよび補正後のクレーム並びに PCT 第 19 条における説明書または第 34 条における国際予備審査報告の付属書類を含まなければならない。必要とされる翻訳文が期限内に提出されない場合、出願はベトナムに関する限り無効となる。通常、国際出願が英語によらない場合、ベトナム語への翻訳のために国際出願の英語版を代理人に送付しなければならない。

7. 国際出願の願書部分に発明者の氏名、住所、国籍の記載がない場合、これらの情報を優先日から 31 カ月以内に提供しなければならない。

委任状および譲渡証書は、出願人が自然人の場合は出願人が署名し、出願人が法人の場合は出願人を代表する資格を有する役員が署名し、当該法人の社印（ある場合）を押印しなければならないことに注意されたい。公証および／または認証は不要である。

PCT 国際出願において、発明特許ではなく実用新案特許をベトナムで出願することもできる。実用新案特許を受けたい場合、国際願書の No. V の欄にその旨表示しなければならない。ベトナムにおける国際特許出願から実用新案特許出願への変更は、発明特許付与拒絶の通知が発せられる前であれば、所定の手数料の納付により請求することができる。拒絶通知が発せられた後は出願変更が認められず、出願人は、発明の原特許出願の優先日を主張する新たな実用新案特許出願を行わねばならない。

4. 担当官庁の手続き

知的財産法第 108 条によれば、特許出願は、少なくとも以下の書類および情報が含まれていれば、NOIP により受理される。

- i) 出願人を特定するに足る情報を含む、発明の登録願書
- ii) 明細書およびクレーム
- iii) 所定の手数料および料金の納付証

4.1 方式審査

ベトナム特許法（知的財産法第 109 条）では、PCT 出願を含む全ての特許出願は、出願が適法に行われたか否かを判断するために NOIP により自動的に審査される。方式要件を満たすには、出願は、「方式上必要な一般要件」に記載されている情報および書類を含む所定の形式により行われなければならない。特許出願は、以下の場合には適法でないといみなされる。

- i) 出願が方式要件を満たしていない。
- ii) 出願の主題が保護対象から除外されている。
- iii) 出願人が特許出願権を有していない、または出願権が 2 以上の者に帰属する場合において 1 名もしくは数名が出願に同意していない。
- iv) 出願が知的財産法第 89 条に反して行われた、すなわち、出願人がベトナム居住者でない場合において適法な代理人を通じて出願が行われなかった。
- v) 出願人が所定の手数料および料金を納付していない。

方式要件についての審査は、出願日から1カ月以内に完了しなければならない。「方式上必要な一般要件」に記載した何れかの情報または書類が期限内に提出されない場合、出願人は、当該情報または書類を提出するよう求められる。特許出願が方式要件を満たす場合には、出願日が付与される。出願日は、次の何れかである。

- i) 出願が適法に行われた場合または出願人が欠陥の補正の求めに応じた場合は、NOIPが出願を受理した日
- ii) PCT出願の場合は、PCT出願の出願日

これに関して、NOIPは、出願人に対し「方式要件に適合しているとの受理通知」を発する。出願が方式要件を満たさない場合、NOIPは、「出願受理拒絶通知」により出願を拒絶するか、通知記載の期間内に訂正または補正を行うよう出願人に通知し、要求することができる。通常、この期間は1カ月で、出願日には影響しない。

発明の単一性

特許出願は、単一性の要件を満たさなければならない。具体的には、発明または実用新案の出願は、それが1の発明のみについて、または単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明について行われる場合に、この要件を満たすとみなされる。審査中の特許出願が発明の単一性の要件を満たさない場合、出願人は、出願を補正するか、出願を分割し、それぞれの出願が1の発明のみについて行われるよう求められる。分割出願は、担当官庁の求めに応じて、または出願人自らの判断により、審査期間中に行うことができる。

NOIP が PCT の受理官庁となる場合は以下のようなことがある。

- i) NOIP への国際出願は、英語により 3 部提出しなければならない。
- ii) PCT に基づき納付すべき手数料とは別に、送付手数料を納付しなければならない。

ベトナムの担当官庁への国際出願を管轄する国際調査機関および国際予備審査機関は、オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、スウェーデン特許庁、韓国特許庁、欧州特許庁またはロシア特許庁である。ただし欧州特許庁は、欧州特許庁自体か、またはオーストリア特許庁もしくはスウェーデン特許庁が国際調査報告を作成した出願のみに関する国際予備審査機関であることに注意すべきである。

4.2 出願公開

知的財産法では、NOIP が適法として受理した特許出願は産業財産公報に公開される。一定の要件を満たす場合、公開により仮保護を受けられる。特に、公開日から特許付与日までの間に何れかの者が出願に記載されている発明と同一の発明の実施を開始した場合、出願人は、当該発明または実用新案の特許出願が、出願人より NOIP に対して行われていることを当該実施者に通知する権利を有する。通知がなされたのにも拘わらずその発明または実用新案の実施を続けた場合、特許付与後に、特許権保有者は当該実施者に対し、同様の期間に他者への当該発明の使用権の移転（実施許諾）に対して支払われる金額に相当する額の補償金を請求する権利を有する。

1997 年 5 月以降、産業財産公報は NOIP から毎月 2 分冊で発行されている。A 巻には、発明特許、実用新案特許、意匠特許の出願および知的財産に関する現行法についての情報が掲載される。B 巻には、付与された特許、商標登録証、商品の原産地名称の使用権証明書に関する情報、並びに保護証書の修正、更新、効力停止、取り消しおよび知的財産の譲渡に関する情報が掲載される。

全ての国内特許出願は、異議申し立てのために、出願日からまたは優先権が主張されている場合は優先日から起算して 19 カ月目に公開される。但し、以下の場合を除く。

- i. 早期公開の請求が提出された場合。この場合、特許出願は当該請求の提出日または方式に関する特許出願受理日の何れか、遅い方の日から 2 カ月以内に公開される。
- ii. 実体審査の請求が方式に関する特許出願受理日より前に提出された場合。この場合、特許出願は当該受理日から 2 カ月以内に公開される。
- iii. 実体審査の請求が方式に関する特許出願受理日後かつ出願日からまたは該当する場合には優先日から 19 カ月目となる前に提出された場合。この場合、特許出願は当該請求の提出日から 2 カ月以内に公開される。

全ての PCT 出願は、方式に関する受理日から 2 カ月以内に公開される。

4.3 実体審査

特許出願は、保護要件に照らしてクレームの特許性を判断し、保護範囲を決定するために、実体審査を受けなければならない。ベトナムには繰り延べ審査制度がある。

つまり、特許出願の方式審査は自動的に行われるが、実体審査は、それについて明示の請求がなされた場合に限り行われる。出願人または第三者による実体審査の請求および審査手数料の納付は、発明特許出願の場合は優先日から42カ月以内、実用新案特許出願の場合は優先日から36カ月以内に行わねばならない。期限内に実体審査の請求（または審査手数料の納付）が行われない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。公式手続の詳細は以下の通りである。

審査請求が行われた場合において、当該請求が特許出願の公開日後に提出されたときは請求受理の日から2カ月以内に、または当該請求が特許出願の公開前に提出されたときは特許出願と併せて、請求の公告が公報に掲載される。これは、利害関係人が特許付与に対して異議申し立てできるようにするための公告である。

実体審査は、(i) 請求が特許出願の公開日後に提出されたときは審査請求日から18カ月以内に、または(ii) 請求が特許出願の公開前に提出されたときは公開日から18カ月以内に完了しなければならない。

この段階で、審査官は、特許出願が保護要件（新規性、進歩性、利用可能性）を満たすか否かを確認する。法は、担当官庁は関係分野の専門機関や専門家の意見を求めることができると定めている。

4.3.1 新規性

知的財産法第60条によれば、発明は、特許出願の出願日または優先権が主張されている場合は優先日より前に、その分野における通常の知識を有する者が当該発明を実施できる程度に国内外で使用、文書での説明またはその他の方法により世界のいかなる地域においても開示されていなければ、新規なものであるとみなされる。次のような情報源における開示は、新規性にとっての障害となる。外国における発明または実用新案に関する情報源での説明（公表の日の時点で）。印刷物、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等その他の情報源での説明（当該情報源が最初に出回った日の時点で）。ラジオ、テレビ等マスメディア情報源での説明（公表日の時点で）。何らかの手段で記録された科学報告、講演等での説明（報告または講演の日の時点で）。博覧会での展示（博覧会の開催日の時点で）（博覧会に関する猶予期間については以下を参照）。ただし、後の出願で主張される発明の新規性は、先の優先日または出願日を有する公開前の出願によって脅かされることはない。以上のことからわかるように、絶対の世界的な新規性が要求される。同法は、情報が秘密保持義務を有するごく限られた者だけに知られているときは、当該情報は公開されたとみなされないと定めている。

発明が以下の状況で公開されたときは、特許出願がその公開の日から6カ月以内に行われれば、新規性を失わないものとみなされる。

- i) 出願権を有する者の許可なく第三者により公開された場合
- ii) 出願権を有する者が学術発表の形式で公開した場合
- iii) 出願権を有する者がベトナムの国内博覧会、または公式もしくは公式と認定される国際博覧会で展示した場合

4.3.2 進歩性

進歩性は発明のみの特許要件であり、実用新案の要件ではない。これは、基本的には非自明性の要件である。知的財産法第 61 条は、発明は、特許出願の出願日または優先権が主張されている場合は優先日より前に国内外で使用、文書での説明またはその他の方法により公開されたあらゆる技術的解決手段を考慮して、独創的な進歩（inventive progress）を構成し、その分野における通常の知識を有する者が容易に創作できないものであるときは、進歩性があるものとみなされると定めている。

4.3.3 産業上の利用可能性

旧法に定められていた「社会経済分野での利用可能性」という文言は、「産業上利用することができる」という文言に変わった。これは、各国の特許法で多用されている用語である。この要件は知的財産法第 62 条に規定されている。同条によれば、発明は、製品の大量生産もしくは製造に利用できるとき、または発明の内容である方法を繰り返し利用し、安定した結果を得ることができるとき、産業上利用することができるものとみなされる。

特許出願の審査後、審査官は、実体審査の結果に関する通知を出願人に送付する。

- i) 特許出願に補正または訂正が必要な場合、出願人は補正または訂正のために2カ月を与えられる。
- ii) 特許出願が保護要件を満たさないために拒絶される場合、出願人は、拒絶理由通知に応答するために2カ月を与えられる。
- iii) 発明が特許を受けられるものである場合、特許権者は、公告・付与手数料を納付しなければならない。

実体審査中、出願人は、その裁量により、出願書類に補正または追加を行うことができるが、保護の範囲を拡張したり、保護を求める発明や実用新案の性質を変更したりすることはできない。その他の場合は新たな出願が必要となる。

NOIP の査定に対する審判請求は、当該査定が発せられた日から 3 カ月以内（この期間は延長できない）に同庁に提起することができる。出願拒絶または特許付与拒絶に対する審判請求は、出願人が提起できる。特許付与に対する審判請求は、第三者が提起できる。審判請求の根拠となる理由および意見を記載し、審判請求人が望む当該査定の変更または取り消しについても的確に記載しなければならない。審判請求についての決定に対して、科学技術省に更に審判請求するか、行政訴訟を提起することができる。

特許付与拒絶の通知が発せられるまでは、出願人は、所定の手数料を納付した上で、当該出願の実用新案特許出願への変更を請求することができる。出願人は、特許付与拒絶の通知が発せられるまでに特許出願を変更しなかった場合、実用新案についての新たな特許出願を行わねばならない。この出願は、元の発明特許出願の出願日および優先日（保持される）を継承する。発明特許の出願に関して納付された出願・審査手数料は返還されない。今のところ、実用新案特許の付与は、発明特許の付与に加えてではなく、発明特許の付与に代える場合に限り出願することができる。

出願人は、出願の係属中いつでも、出願取り下げ書を提出することにより、特許出願を取り下げることができる。ベトナムの代理人による出願取り下げ書の提出については、当該代理人に対する取り下げの委任が明示されている委任状が必要である。特許出願がその公開前に取り下げられた場合、当該出願は NOIP に出願されなかったものとみなされる。

審査により発明が特許を受けられると判断された場合、出願人は、付与・公告に係る手数料および最初の年金を納付しなければならず、その後、特許が付与され、登録簿に登録される。特許証交付の通知および特許の要約は産業財産公報に公告され、特許証が交付される。特許証には、出願番号、出願日、優先日、特許弁護士の氏名、発明者の氏名、発明の名称、特許証番号、保護の範囲および期間が記載される。

4.4 異議申し立て

現行法は、出願公開日から特許付与日までの間であればいつでも、第三者は担当官庁に対し、公開された出願に記載されている発明の特許性に関して意見書を提出することができる」と定めている。第三者が特許を付与すべきでないという意見であれば、当該第三者はその理由を記載し、その裏付けとなる関連書類および情報を提出しなければならない。

4.5 料金

出願時に、出願手数料並びに 5 頁を超える出願の 1 頁ごとの追加手数料および 1 個を超える対象ごと (each object) の追加手数料を納付しなければならない。基本の公開手数料および 1 枚を超える各図面の公開に係る追加手数料から成る公開手数料を納付しなければならない。更に、優先権主張の 1 の主張ごとに手数料を納付しなければならない。

実体審査については、出願日または優先権が主張されている場合は優先日から 42 カ月以内に審査手数料の納付 (および審査請求の提出) を行わねばならない。ベトナムを指定国とする PCT 国際特許出願の国内段階の場合も、優先日から 42 カ月以内に審査手数料の納付 (および審査請求の提出) を行わねばならない。特許を付与し得ると判断された場合、付与・公告に係る手数料および最初の年金を納付しなければならない。

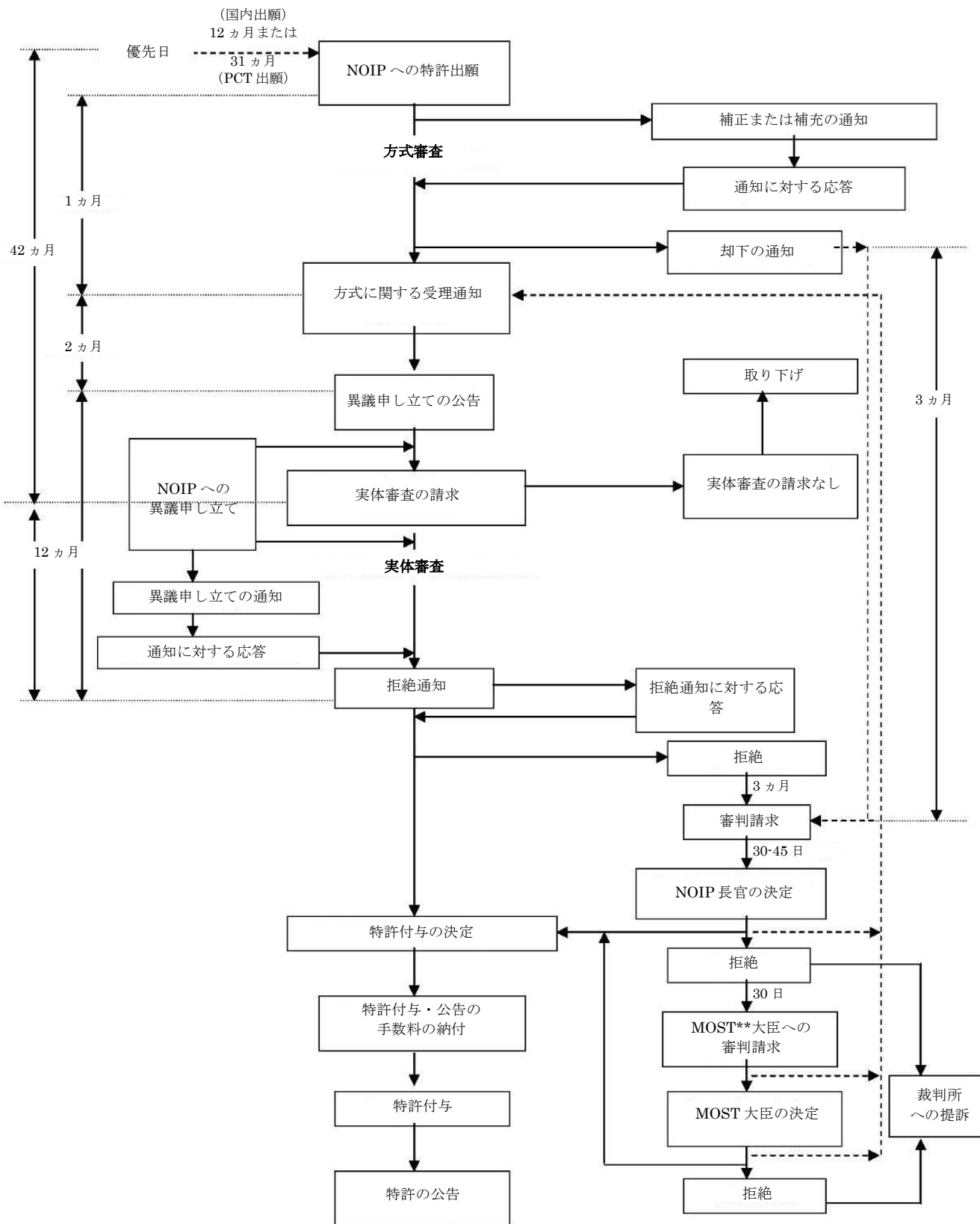
5. 存続期間

知的財産法第 93 条では、発明特許は、ベトナムの領土内で有効で、年金の納付を条件として、特許付与日から効力を有し、出願日から起算して 20 年が経過したときに満了し、これを延長することはできない。実用新案特許は、特許付与日から効力を有し、出願日から起算して 10 年が経過したときに満了する。

発明特許登録審査手続

*国家知的財産権庁

**科学技術省



5.1 特許権の消滅

知的財産法第 95 条によれば、特許は次の場合に効力を失う。

- i) 特許保有者が所定の維持料を納付しない場合
- ii) 特許保有者が特許権を放棄する場合
- iii) 特許保有者がもはや存在せず、正当な承継人がいない場合

特許保有者が所定の期限までに維持料を納付せず、当該期限が満了したときは、職権により、維持料が納付されなかった年の最初の日から当該特許の効力を終了させる。NOIP は、産業財産登録簿に特許権の消滅を記録し、産業財産公報にその旨公告する。

特許保有者が特許権の放棄を宣言した場合、NOIP は、当該保有者の宣言を受理した日から当該特許の効力を終了させる。

第三者は、所定の手数料の納付を条件として、法に定める場合における特許の効力の終了を NOIP に請求することができる。NOIP は、終了の請求において第三者が提示した意見を審査した上で、当該特許の効力終了の決定または終了請求拒絶の通知をしなければならない。

5.2 特許の無効

特許は、次の場合に完全に無効とされる。

- i) 出願人が発明の出願権を有しないか、または出願権を譲渡されていなかった場合
- (ii) 発明が特許付与日において保護要件を満たしていなかった場合

特許は、保護対象の一部が保護要件を満たしていないときは、一部無効とされる。

特許の有効期間中、第三者は、所定の手数料の納付を条件として、上記の場合における特許の無効を NOIP に請求することができる。NOIP は、特許無効の請求および第三者の意見を審査した上で、当該特許の全部もしくは一部無効の決定または全部もしくは一部無効拒絶の通知を行わなければならない。

5.3 特許内容の訂正

第 97 条では、知的財産法は、所定の手数料の納付を条件として、特許保有者が発明者または保有者の氏名および住所の変更または訂正のために特許内容の訂正を NOIP に請求することを認めている。特許保有者は、1 以上の独立クレームまたは従属クレームの取り消しにより特許権の範囲を減縮する請求をすることもできる。この場合、担当官庁は再審査を行わねばならず、特許保有者はその手数料を納付しなければならない。

6. 年金の支払い

特許出願の係属中は、維持料は不要である。年金は、特許付与時から各年について前納により納付しなければならない。最初の年金は特許付与時に納付しなければならない。以後の年金は、各年が開始する特許付与日の応当日の前6カ月の間に納付しなければならない。法は6カ月の猶予期間を定めており、期限経過後の各月につき10%の割増料金が課される。年金が期限内に納付されず、割増料金が課された6カ月の猶予期間内にも納付されなかった場合、特許は、年金が未納付の年の当初から失効する。

7. 権利の制限

特許保有者は、法に定める保護の範囲および期間内でのみ自己の権利を行使することができる。知的財産法第7条の定めるところにより、特許権の行使は、国家や公共の利益、第三者の合法的な権利および利益を害してはならず、他の関連法に違反してはならない。

国防、治安、公共の福祉およびその他の国家・社会の利益の目的のために、国は特許保有者に対し、その権利の行使を禁止もしくは制限し、または適切な条件に従って特許保有者の1以上の権利の実施許諾を他者に付与させることを強制する権利を有する。

知的財産法第125(b)条は、「特許権の消尽」の原則を採っている。同条は、「特許保有者（中略）は、他者に対して、（中略）海外市場を含む市場で適法に販売されている製品の流通、輸入、利用を禁止する権利を有しない。但し、商標保有者またはその許諾を受けた者以外の者により海外市場で販売されている製品を除く」と定めている。

7.1 非商業的实施

知的財産法は、特許発明の非商業的实施となる行為に関する、特許権者の権利の制限を認めている。このような行為の定義は「個人的利用や非商業目的として、または評価、分析、研究、教育、試験、試験生産を目的として、または製造ライセンス、輸入、製品販売の許可を得る手続きを行うための情報収集を目的として、発明を実施すること」として第125(a)条に定められている。

7.2 先使用权

知的財産法は「先使用权」を認めている。これは同法第134条に明記されている。同条により、出願日または、該当する場合は、優先日前に出願人とは関係なく発明を実施しまたは実施を実質的に準備していた者は、当該発明の特許付与後もその実施を続けることができる。但し、出願公開日における実施の範囲を拡大することはできない。この先使用权は、当該発明が利用される事業と共に譲渡される場合を除き、これを譲渡することはできない。

7.3 輸送手段に関する制限

パリ条約（第5条の3）の要件に従い、知的財産法は、特許権者の権利に更に制限を加えている。これは、外国船舶の航行を目的として、または一般的な外国輸送手段の構造および機能において、第三者に特許発明の使用を認めることに関するものである。但し、外国船舶その他の輸送手段が一時的に国内に入った場合とする。

7.4 強制実施許諾

知的財産法では、以下の場合に強制実施許諾が付与される。

- (i) 特許発明の実施が国防、治安、病気の予防と治療、国民の栄養摂取その他緊急の社会的需要を満たすための非商業目的の場合。
- (ii) 特許権者が、特許出願日から 4 年または特許付与日から 3 年の満了前に、国防、治安、病気の予防と治療、国民の栄養摂取その他緊急の社会的需要を満たすために発明を実施しない場合。
- (iii) 発明の実施を希望する者が、合理的な対価と取引条件に関する交渉のために合理的な期間内に努力したにも拘わらず、発明の専用使用権者と特許実施許諾契約の締結について合意できない場合。
- (iv) 特許権者が、競争に関する法令および規則によって禁止されている競争制限行為を行っているものと認められる場合。

知的財産法は、従属発明の保有者が、基本発明の保有者に合理的な対価と取引条件で、その発明の使用許諾の付与を要請できることを初めて認めている。強制実施許諾は、基本発明の保有者が正当な理由なしに上記要請を拒絶する場合に付与される。

利害関係人は、特許に基づく強制実施許諾の付与を科学技術省に申請することができる。強制実施許諾付与の申請が行われた場合、特許保有者またはその専用実施権者（いる場合）に通知される。科学技術省は、契約による実施許諾の付与について交渉するよう当事者に要求することができ、その場合において当事者が合意できず、特許保有者が実施許諾をしない理由が不当と判断されたときは、強制実施許諾が付与される。強制実施許諾は非独占的なものとなる。特許保有者は、強制実施許諾付与の決定に定める報酬を受け取ることができる。

8. 権利譲渡と実施許諾

発明特許およびその係属中の出願は、譲渡することができる。譲渡は書面でなされるものとし、効力発生のためには NOIP に登録しなければならない。譲渡契約はベトナム語によるか、ベトナム語翻訳文を添付するものとし、譲渡人と譲受人が署名しなければならない。但し、公証および認証は不要である。

特許に基づく実施許諾契約は書面でなされるものとし、第三者に対して法的強制力を有するためには NOIP に登録しなければならない。ライセンスの変更を含む実施許諾契約の変更も登録しなければならない。

実施許諾特許の侵害がライセンスに不利益となる場合において、ライセンサーがライセンスより侵害の通知を受け、措置を講じるよう依頼された日から 3 カ月後に適切な措置を講じていないときは、ライセンスは、所管当局に措置を講じるよう求めることができる。

実施許諾されている特許の保有者は、ライセンスが同意する場合に限り、当該特許を放棄することができる。但し、特許の共同保有者は、残りの共同保有者のためにその持分をいつでも放棄することができる。

9. フォーム（付属資料 A- フォーム 4 - 発明特許出願書を参照。）

10. 料金（付属資料 B を参照。）

第3節 意匠（工業意匠）

1. 権利取得の基本

工業意匠に係る権利は、科学技術省所管の知的財産庁（NOIP）に適切に登録することにより取得される。

2. 定義及び保護対象の意匠

2.1 定義

「工業意匠」とは、形状・線・色彩またはこれらの結合で表わされた物品の外観をいう⁴。

2.2 保護対象の意匠

意匠が保護を受けるためには、次の条件を満たさなければならない。

(i) 新規である（新規性）：

その分野の平均的技術者が工業意匠を作成できるように、出願日または優先日の前に世界のいずれかの場所で、使用、明細書その他の方法により公開されている工業意匠と実質的に相違していなければならない。認識・記憶が困難であって、2つの工業意匠を全体として識別するために使用できない形状または特徴のみによりその2つの工業意匠を識別できる場合、それらの意匠は、実質的に相違しているとみなされない。すなわち、ベトナムにおいては、工業意匠の保護を受けるためには、絶対的なまたは世界的な新規性が要求される。

(ii) 創作的である：

工業意匠の出願日または優先権を主張する場合は、優先日の前に国内外で公開されているすべての工業意匠を考慮した上で、その分野の通常の技術者がその意匠を容易に創作できないことをいう。

(iii) 工業上利用可能である：

工業意匠を施した外観を有する製品を工業的または手工業的な方法により大量生産するための型として使用できることをいう。

2.3 保護されない意匠

次の意匠は、工業意匠として保護を受けることができない^{2,3}。

- (i) その分野の熟練した技術者が容易に創作できる物品の外観、すなわち、次のもの。

⁴ 知財法第 4.13 条。

² 知的財産法第 64 条。

³ 通達 1/2007, 第 35.8 条

- 既に公開または開示されており、場所を変えるか、様々な数量を減らすなどによって組み合わせられている既知の意匠の特徴の単純な組み合わせである意匠
 - 植物相や動物相などの自然の外観の部分的または完全な模造／模倣であるか、周知の幾何学的図形（円、楕円、三角形、正方形、長方形、または断面図で現れる上記の図形の変化に富む形体など）の外観である意匠
 - ベトナムまたは海外の著名であるか周知の商品または建造物の外観の単純な模倣である意匠
 - 模倣が実際に周知である場合の他分野の工業意匠の模倣である意匠（おもちゃの自動車や二輪車など）
- (ii) 物品の技術的特徴に起因するか、技術的機能のみを備えた外観
- (iii) 土木または工業建築物の外観
- (iv) 物品の使用中は視認できない物品の意匠
- (v) 社会の利益、公序または人道主義に反する意匠

3. 登録出願の基本

3.1 出願人適格

創作者またはその権利承継人（譲受人など）、および共同創作者またはその権利承継人。創作者とは、自己の創作活動において工業意匠の創作に直接関わった者をいう。業務委託または雇用の形態で創作者に技術的、物質的または財務的な援助・支援を提供した者は、両当事者が別段の合意をしない限り、出願することができる。

複数の組織・個人が工業意匠の創作に共同で投資したか、工業意匠を共同で創作した場合、その組織・個人は共同で出願する権利を有し、その権利は総意に基づく場合にのみ行使するものとする。

外国人は、パリ条約その他ベトナムが締約国となっている産業財産権保護に係る条約の利益を享受できる自然人または法人である場合、工業意匠特許を出願し、取得することができる。

従業員の意匠：

従業員が雇用期間中に職務遂行過程で作成したか、従業員が主に雇用者の資金または重要な設備を使用して作成した工業意匠の場合、その意匠について特許を取得する権利は雇用者に帰属する（別段の合意がある場合を除く）。同様に、特別に委託された業務の遂行中に作成された工業意匠の特許を取得する権利も、その業務を委託した者に帰属する。その場合、創作者は報酬を受け取る権利を有する。この報酬の最低額は、両当事者が別段の合意をしない限り、工業意匠の使用により毎年得られる利益の10%とする。ライセンス供与がなされている場合、この報酬の額は、別段の合意のな

い限り、意匠特許権者がライセンス供与に基づき受け取った総額の15%とする⁵。

3.2 先願主義

同一の意匠または実質的に相違していない複数の意匠の登録が出願された場合、最初の出願に特許が付与される。複数の者が同一の意匠または実質的に相違していない複数の意匠の登録を出願した場合において、それらの出願が同一の優先日を有するときは、出願人は、いずれの出願の手続きを進めていずれの出願を取り下げるかについて合意するよう要請される。出願人が合意できない場合は、すべての出願が拒絶される。

3.3 出願人の代理人

ベトナムに現在の常居所、駐在員事務所または実際の営業所を有する出願人は、NOIP に直接またはベトナム国内の適格な代理人を通じて、意匠登録を出願することができる。ベトナムに常居所、本社または駐在員事務所を有しておらず、ベトナムで工業意匠登録を希望する出願人は、ベトナム国内の適格な弁理士を自己の代理人に指名し、その指名代理人を通じて保護申請をしなければならない。

4. 出願の準備

4.1 委任状

上記の現地代理人の指名は、委任状を用いて行わなければならない。委任状には、出願人の氏名・住所、指名代理人の氏名・住所、委任の範囲、委任の期間、委任日、作成地、出願人を代理する作成者の署名、氏名・肩書き、および会社の捺印（印鑑がある場合）を明記する。公証および認証は要求されていない。

包括委任状の使用が認められている。

4.2 分類方式

出願人は、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定に従い、該当の分類・副分類に意匠を分類すべきである。

4.3 必要な書類

(1) 出願の一般方式要件

工業意匠登録の願書（以下「願書」という）においては、次に詳記する統一性を確保しなければならない。

- 各願書には下記のみを記載する。
 - (i) 単一の意匠
 - (ii) 組物の複数意匠、または
 - (iii) 単一の意匠に利用される変形

⁵知財法第 135.2 条。

- 願書はベトナム語で作成しなければならない。願書は現地代理人が作成する。外国語による作成が認められる委任状、優先権の願書謄本（優先権を主張する場合は、その委任状および特許庁の優先権証明書のベトナム語の翻訳を指名代理人が提出する。優先権願書のベトナム語翻訳文は、国家知的財産庁（NOIP）が要供した場合にのみ提出しなければならない。願書を補強する外国語で作成された他の文書は受理可能であり、国家知的財産庁（NOIP）が要求した場合にのみベトナム語翻訳文が必要とされる。
- 書類は A4 サイズ（210mm×279mm）の白紙片面を縦方向に用いて（幅 20 ミリの余白を空ける）提出しなければならない。図、図面およびチャート（該当する場合は、用紙を横方向にして提出することができる。
- 書類は永久インクを用いて明瞭かつ綺麗にタイプまたは印刷し、抹消・修正箇所があってはならない。書類が複数ページに亘る場合は、ページ番号を記入する。

(2) 出願の実質要件

出願に際し、次の書類を提出し、情報を提供することが要求される。

- (i) 代理人が記入し、署名した所定様式03-KDCN（付属資料Aフォーム2を参照）による願書2部（出願時に必要）。出願人の氏名・住所、創作者と出願人が異なる場合は創作者の氏名・住所・国籍、指名代理人の氏名・住所・電話番号、出願意匠の名称およびその正確な該当国際分類を記載する。優先権を主張する場合は、出願時に主張しなければならない。優先権が主張される出願の日付、国名および番号を示して、優先権が主張される出願の認証謄本を出願から3か月以内に提出しなければならない。
- (ii) 出願人が署名し、捺印した（印鑑がある場合）委任状。出願日から 1 か月以内に原本を提出することを条件として、出願時には委任状の写しが認められる。委任状が外国語で作成されている場合、そのベトナム語の翻訳を提出しなければならない。翻訳は代理人が作成する。委任状には、出願人の氏名・住所、指名代理人名、委任の範囲、作成日、作成地および作成者の署名・氏名・役職を記載しなければならない。
- (iii) 意匠の表示（図面または写真）5組。サイズは最小9cm×12cm、最大19cm×27.7cmとし、意匠をあらゆる側面から表示し、意匠の透視図を含める（出願時に必要）。蓋付きまたは折り畳み可能な物品など、使用形態が異なる物品については、異なる状態の物品を表示しなければならない。
- (iv) 意匠の仕様書1部（出願時に必要）。出願意匠の名称、意匠の使用分野または用途を記載し、出願意匠と最も相違性の少ない既知の工業意匠を特定する。さらに仕様書は、次の情報を含む出願意匠の明細書および保護範囲で構成する。
 - 明細書：意匠の明細書は、工業意匠の性質を表わす特徴を十分に開示しなければならない。使用形態が異なる物品（蓋付きまたは折り畳み可能な物品など）については、異なる状態の物品の特徴を記載しなければならない。さらに明細書は、新規であり、最も相違性の少ない既知の工業意匠と異なる特徴を記載し、写真または図面と一致しなければならない。工業意

匠に変形がある場合、変形について十分に明記し、主要な変形と他の変形との区別を明確に定義する。出願工業意匠が組物である場合、その組物を構成する各物品の特徴について十分に明記する。

- 保護範囲：意匠の保護範囲には、新規であり、類似の既知の工業意匠と異なる特徴など、保護を求める特徴を明記しなければならない。

(v) 必要な手数料の支払い

5. 優先権

優先権は、ベトナム（国内優先権）、パリ条約締約国またはベトナムとの優先権に関する二国間協定を締結した国でなされた先願に基づき主張することができる。優先権は出願時に主張しなければならない。ベトナムにおける出願から3カ月以内に、優先権が主張される出願の謄本にその出願先の当局の認証を付してNOIPに提出しなければならない。これを怠った場合はその優先権は失われる。最初の出願の認証謄本を提出する期限を延長することはできない。パリ条約に基づく優先期間は、最初の優先日から6カ月間である。ベトナムでなされた先願に基づく優先期間も、最初の優先日から6カ月間である。二国間協定に基づく優先期間は、その協定に従い判断する。

出願人が出願候補の内容に対応する先願の内容を示すことを条件として、出願人が単一の意匠出願で複数の優先権（複合優先権）を主張することも可能である。

6. 担当官庁の手続き

工業意匠特許の付与を求める出願は、国家知的財産権庁に提出しなければならない。出願の審査は、まず方式要件の遵守について行われる。方式要件を遵守していると判断された場合、その出願は受理され、出願日と優先日（該当する場合）が確定し、出願番号が割り当てられる。出願は受理された後に産業財産権公報で公開される。さらに特許性（新規性、創作性、工業上の利用可能性）に関する審査が行われるが、この審査は自動的に実施される。出願の審査中および公開後に、第三者は意匠の登録権および特許性について異議を申し立てることができる。意匠に特許性があると判断された場合、工業意匠特許が付与され、意匠特許証が発行され、公報で特許の公開がなされる。特許付与の拒絶に対しては、その決定が下された日から3カ月以内に、NOIPに不服を申し立てることができる。

7. 特許性の審査

上記の通り、特許化されるためには出願意匠は、本節 2.3 に記載の保護されない意匠であってはならず、新規性、創作性および工業上の利用可能性を有していなければならない。

7.1 新規性の審査

工業意匠が保護適格であるためには、新規性を有していなければならない。すなわち、世界的な新規性が要求される（本節 2 の（2）「保護されるべき意匠」を参照）。

意匠の新規性を評価するために、NOIPの審査官は、次の最低限かつ必須の情報源

の範囲内で調査を行い、出願意匠と同一であるか、実質的に相違していない先登録の工業意匠があるか否かを明らかにする。

- (i) NOIPに出願された意匠特許の付与を求める公開済みの出願であって、優先日の先行するもの
- (ii) 出願日または優先日の前25年間に国際機関または他国の特許庁により公開された出願および特許であって、NOIPで情報を入手できるもの
- (iii) NOIPが収集・保管している他の情報源。必要であれば、国立科学技術情報文献センターで公開・保管されている学術研究報告書、研究プログラム報告書または同一技術分野の研究題材など、上記の必須の情報源以外の参照情報源を使用することができる。
- (iv) NOIP が受理した意匠特許の付与を求めるその他の出願であって、最先の出願日または優先日のもの（本章 3.2 にいう先願主義を参照）。
- (v) 必要であり、可能であれば、必須かつ最低限の情報源以外についても調査を行う。

出願工業意匠は、次の場合に新規性があるとみなされる。

- (i) 上記の情報源で同一または類似の意匠が見当たらない場合。2つの工業意匠は、同一物品の意匠であり、基本的か否かを問わず同一の造形的特徴を有する場合は同一とみなされる。2つの工業意匠は、同一種類の物品の意匠であり、基本的な造形的特徴をいくつか有し、それが同一である場合は互いに類似しているとみなされる。
- (ii) 引用意匠が判明した場合でも、出願意匠の主な造形的特徴の中に、引用意匠の主な造形的特徴の中に存在しない特徴が少なくとも1つあるとき。
- (iii) 引用意匠が判明し、それが出願意匠そのものである場合においても、秘密保持義務を負っている限定された数の者のみに知られているか、出願意匠の出願日の前6カ月間に、無権限で公開／開示されたか、所有権者により学術発表の形式で開示されたか、ベトナムの国家展示会または公式もしくは公式に認められた国際展示会において所有権者により展示されたとき⁶。

7.2 創作性の審査

工業意匠が保護適格であるためには、創作性を有していなければならない（本節2の(2)「保護されるべき意匠」を参照）。すなわち、その意匠は、その分野の通常の技術者が容易に創作できるものであってはならない。その分野の通常の技術者とみなされる者とは、特定の分野における実践・知識上の標準的スキルを有する者である。

出願意匠の創作性を評価するために、審査官は、出願意匠と引用意匠の主な造形的特徴を比較する。出願意匠は、次の場合に創作性を有しないとみなされる。

⁶知財法第 65.3 条および第 65.4 条

- 既に公開または開示されており、場所を変えるか様々な数量を減らすことなどによって組み合わせている既知の意匠の特徴の単純な組み合わせ
- 植物相や動物相などの自然の外観の部分的なもしくは全面的な模倣／模造、または周知の幾何学的図形（円、楕円、三角形、正方形、長方形、多角形、又は断面で表れる上記の図形の多彩な形態など）の外観の部分的なもしくは全面的な模倣／模造
- ベトナム国内または海外の著名なもしくは周知の商品または建造物の外観の模倣
- 模倣が実際に周知されている場合の別の分野での工業意匠の模倣（おもちゃの自動車や二輪車など）

7.3 工業上の利用可能性の審査

工業意匠が保護適格であるためには、工業上の利用可能性を有していなければならない（本節 2.2「保護される意匠」を参照）。これは、願書に記載された意匠に関する情報に基づき、その分野の通常の技術者がその工業意匠と同一の外観を持つ物品を工業的または手工業的な方法により大量生産するための型として使用できることをいう。

工業意匠は、次の場合に工業上の利用可能性を有しないとみなされる。

- 存在が不安定な物品の意匠である場合（ガス状または液体状のもの等）
- 特殊技術を用いるか、非反復的な方法で作成される場合。

7.4 意匠の実質的相違に関する評価

出願意匠が引用意匠と実質的に相違しているか否かを評価するために、審査官は、認識・記憶が困難であり、2つの工業意匠を全体として識別するために使用できない特徴のみが相違している場合は、それらの工業意匠を実質的に相違しているとみなさないという原則を基準とする⁷。

8. 異議申し立て

8.1 異議申し立ての期間

異議申し立ては、工業意匠出願が産業財産権公報で公開された日から、意匠特許付与の決定がなされる日の前日までに提出しなければならない。

8.2 異議申し立ての適格者

利害関係を有するいずれの第三者も、出願公開日から NOIP が特許付与の決定を下す日の前日までの期間中、出願中の意匠に対する異議申し立てを NOIP に提出することができる。

⁷ 知財法、第 65.2 条

8.3 異議申し立ての理由

(1) **最も一般的な異議申立理由は、おそらく次の通りである。**

- (a) 出願人の意匠が登録可能となるための必要条件を満たしていない。
- (b) 出願意匠が先行権利に抵触している。
- (c) 出願人が意匠登録の出願権を有さない。

(2) **典型的な異議申立理由の例**

典型的な異議申立理由は、次の通りである。

- (a) 意匠に新規性がない。
- (b) 意匠に創作性がない。
- (c) 意匠に工業上の利用可能性がない。
- (d) 意匠が物品の技術的特徴に起因するか、技術的機能のみを有している。
- (e) 意匠が登録商標、著作権による保護の対象物と抵触している。
- (f) 出願人が意匠登録の出願権を有さない。

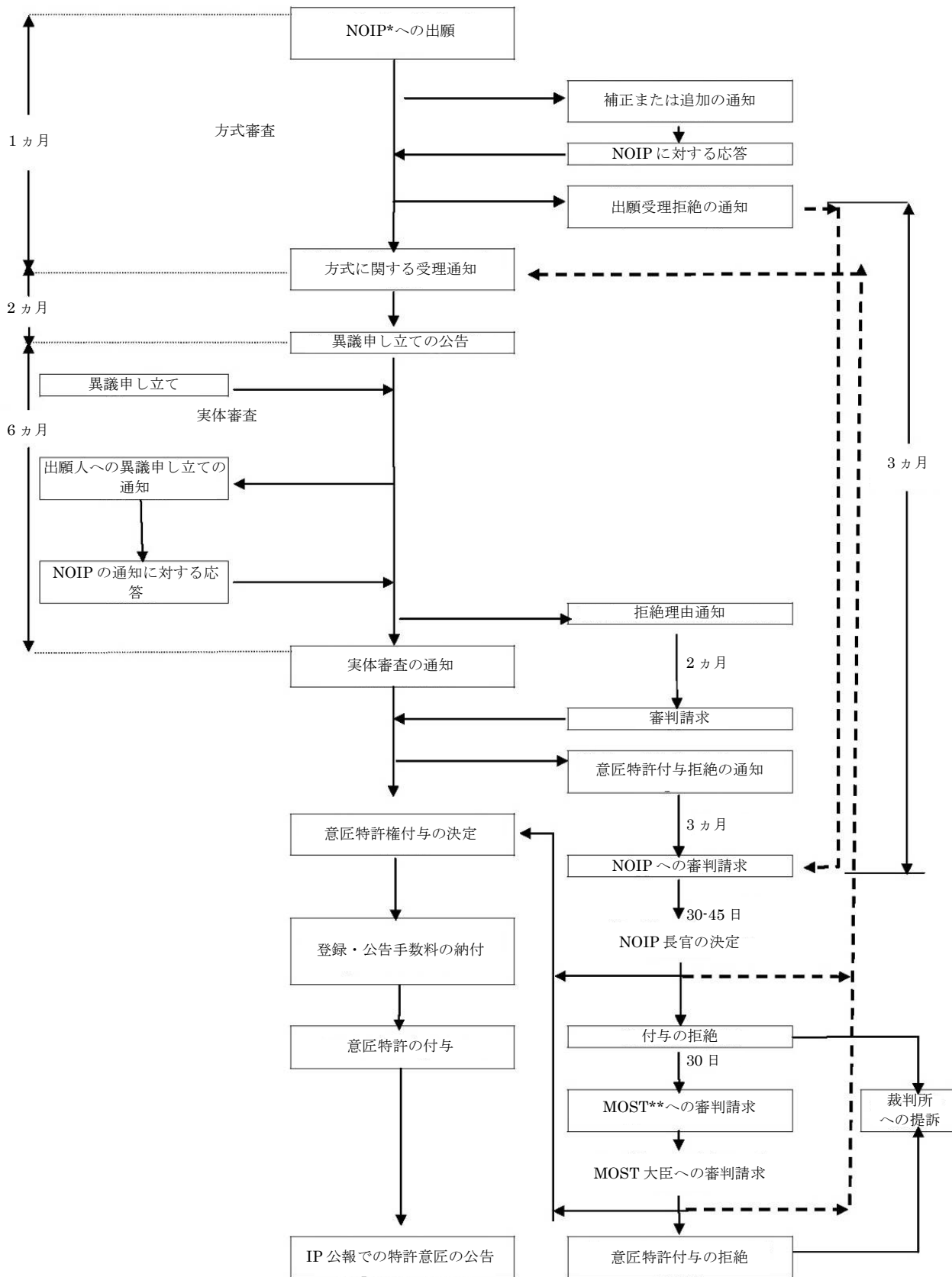
8.4 異議申し立ての審理

NOIP が異議申し立てを受け、その理由があると判断した場合、NOIP は、異議申し立ての受領日から 1 カ月以内に、その申し立てについて出願人に通知し、出願人は、通知日から 1 カ月以内に、その申し立てについて NOIP に書面で回答する。次に NOIP は必要と考えるときは異議申立人に対し、出願人の意見を知らせる通知を送付する。異議申立人は、NOIP の通知日から 1 カ月以内に、NOIP に書面で回答する。NOIP は、関係当事者の意見書および提出証拠に基づき異議申し立てを処理する。必要であれば、NOIP は会議を開催して、異議申し立てに関する関係当事者の意見を直接聴取することができる。

異議申し立ての理由がないと NOIP が判断した場合、NOIP は、その申し立ての処理を拒絶する旨を異議申立人に通知する。その場合 NOIP は、その申し立てについて出願人に通知しない。

異議申し立ての理由が意匠登録の出願権にかかわる場合において、異議申立人の意見について判断できないと NOIP がみなしたときは、NOIP は、その問題を裁判所に持ち込むよう異議申立人に通知し、助言する。NOIP の通知日から 1 カ月以内に、異議申立人が NOIP に対し裁判所に申立書を提出した旨を通知した場合、NOIP は、裁判所の決定が下されるまでその出願の審査を停止する。NOIP の通知日から 1 カ月以内に、裁判所に申立書を提出した旨が NOIP に通知されなかった場合、NOIP は、異議申立人がその申し立てを取り下げたものとみなす。

意匠特許出願の審査手続



9. 登録の条件

9.1 期間

出願日から5年間、5年間ずつ2回更新可能である。従って、意匠特許の最長期間は出願日から15年間である。

9.2 効力発生日

特許化された意匠の法的保護は、特許の付与日に開始し、登録期間の満了日に終了する。

9.3 意匠特許により付与される権利

意匠特許により、その保有者に次の権利が付与される⁸。

- (i) 特許化された意匠を使用し、他者によるその使用を認める。本号における使用には、保護された意匠を組み込んだ外観を有する製品を製造することを含む。
- (ii) 他者による特許化された意匠の使用を禁止する。
- (iii) 特許化された意匠を他者に譲渡する。

9.4 仮保護の権利

知財法によると、工業意匠が先使用权を有しない者により商業目的で使用されていることをその意匠の出願人が知っている場合、出願人は、その使用者が使用の停止または継続を決定できるように、出願日と工業意匠が産業財産権公報で公開された日を明記した自己の出願に関する通知を、書面でその使用者に送る権利有する。特許が付与された時点でその使用者が工業意匠の使用を継続している場合、特許化された意匠の保有者は、その使用の範囲・期間内でその工業意匠をライセンス供与した場合のロイヤリティに相当する賠償金を支払うよう、その意匠の使用者に請求することができる⁹。

9.5 権利の制限（第132条）

意匠特許権者は、先使用权を有する者、非商業目的の者またはベトナム領域を移動中であるか、ベトナム領域に一時的に立ち入るだけの外国の輸送手段の運行を維持する目的の者による保護意匠の使用を禁止することは認められていない。

さらに意匠特許権者は、意匠の創作者に報酬を支払わなければならない（本節 3.1 「出願適格者」を参照）。

⁸ 知財法第 123 条

⁹ 知財法第 131 条

10. 料金（付属資料 B を参照。）

11. その他フォーム（付属資料 A フォーム 2-工業意匠特許付与の出願）

第4節 著作権および著作隣接権の保護

1. 著作物の分類

次の分類の著作物は、著作権により保護される¹⁰。

- 言語の著作物、学術上の著作物、教科書、教育課程その他記述言語その他の記号を用いて表現される著作物
- 講演、挨拶その他の演説
- 新聞の著作物
- 音楽の著作物
- 舞台の著作物
- 映画の著作物および映画に類似する方法で創作される著作物（以下総称して映画の著作物という）
- 造形美術の著作物および応用美術の著作物
- 写真の著作物
- 建築の著作物
- 地形または学術上の著作物に関連するスケッチ、図面、地図および図表
- 民間伝承および民衆芸術の著作物
- コンピュータ・プログラムおよびデータ収集物

旧法との比較では、「民間伝承および民衆芸術の著作物」が保護される著作物として追加され、「コンピュータ・ソフトウェア」が「コンピュータ・プログラムおよびデータ収集物」に変更された。

加えて、現行法は「二次的著作物は、それを保護することにより、その二次的著作物を創作するために使用する著作物の著作権を害さない場合に限り保護される」と規定している。

2. 方式要件

著作権は、著作物が有形の表現形式に固定された時点から自動的に¹¹発生する。登録、複製物の預託または手数料の支払いなどの方式を満たすことは、保護の条件ではない。

著作権保護を受けるためには、著作物は「独創的」であり、有形の表現媒体に「固定」されていなければならない。一部種類の著作物は著作権の対象外である。

(i) 独創性

独創性の要件は厳格ではない。著作物の出所が著作者にあり、既存の著作物から複製したものではない場合、その著作物は、著作権上は独創的である。著作物は新規または唯一のものでない場合でも独創的となりうる。

(ii) 固定物

¹⁰ 知財法第14条

¹¹ 2005年民法第739条(1)、知財法第49条(2)

固定物の定義¹²が導入されている。固定物とは「文字もしくは記号、線もしくは立法体、配置、色彩、音声・画像による表現、または固定された材料に収めた音声・画像の再生であって、認識可能であり、複製もしくは転送可能なもの」をいう。

3. 保護される著作物¹³

- 著作者がベトナム国民である著作物
- ベトナムの国民・組織が所有する著作物
- 外国の国民・組織の著作物であって、ベトナムで創作され、有形の表現媒体に固定されたもの
- 外国の国民・組織の著作物であって、ベトナムで最初に公表されるか、他国で最初に公表された後 30 日以内にベトナムで公表されるもの
- 外国の国民・組織の著作物であって、ベトナムが締約国である国際条約に基づき保護されるもの

4. 著作権により保護されない著作物

一般に著作権保護を受けられない分類の資料がいくつかある¹⁴。これには下記を含む。

- 情報記事に過ぎない時事ニュース
- 法律文書、行政文書その他司法分野に属する文書およびその公定訳
- プロセス、システム、操作方法、概念、原理およびデータ

5. 著作権によりカバーされる権利

著作権による保護は、人的権利（著作者人格権）と財産的権利（経済権）の 2 種類の権利で構成される。

(i) 人的権利には次の権利が含まれる¹⁵。

- 著作物に名称を付けること。
- 著作物に実名または変名を表示すること、著作物の公表・使用時にその実名または変名を認識させること。
- 著作物を公表し、または他者による著作物の公表を認めること。
- 著作物の同一性を保持すること、その形式を問わず、著作者の名誉・評判を害するような著作物の変更、編集または歪曲を他者にさせないこと。

(ii) 財産的権利は次の権利で構成される¹⁶。

- 二次的著作物を作成すること。
- 公衆に対し著作物を展示すること。
- 著作物を複製すること。
- 著作物の原本または複製物を頒布または輸入すること。

¹² 政令第 100/2006/ND-CP 号、第 4 条 (5)

¹³ 知財法第 13 条 (2)、政令第 100/2006/ND-CP 号、第 8 条

¹⁴ 知財法第 15 条

¹⁵ 知財法第 19 条

¹⁶ 知財法第 20 条

- 無線または陸上通信線、電子情報ネットワークその他の技術手段を用いて、公衆に著作物を伝達すること。
- 映画の著作物およびコンピュータ・プログラムの原本または複製物を貸与すること。

さらに、民間伝承の著作権保護が知財法に追加されている。民間伝承および民衆芸術の著作物は、民話、詩および謎謎、民謡および旋律、民族舞踊、演劇、儀式および遊戯で構成される。民衆芸術品には、図画、絵画、彫刻、楽器、建築模型その他何らかの素材を用いた芸術表現などがある。

民間伝承の使用がロイヤリティ支払いの対象であるか否かについて知財法に明示されていないが、この問題は同法に基づく文書に記載されており¹⁷、それによると、民間伝承の使用はロイヤリティ支払いの対象である。ただし、この種のロイヤリティを回収するためには、ロイヤリティ回収の手続きと回収の権限を有する所管当局を明らかにした詳細なガイドラインが必要である。

6. 保護期間

2009年6月19日、ベトナム国会は知的財産権法の多数の条項を改正、補足する新法（「改正知的財産法」）を可決した。改正知的財産法は2010年1月1日に施行されたが、著作権に関する改正知的財産法の顕著な改正の1つは様々な著作物の保護期間の延長であった。

著作権の保護期間は最初の公開から50年であったものが75年となるよう延長され、映画著作物、写真著作物、応用芸術著作物及び作者不明の著作物に適用される。完成日から25年以内に公開されなかった映画著作物、写真著作物及び応用芸術著作物に関して、保護期間は著作物の固定された日から100年に延長される¹⁸。

演劇著作物の保護期間は、旧知的財産法が規定していた50年に代わり、著作者の死後50年とされている。

著作者人格権は、著作物を公表又は他者に公表することを許可する権利を除き、無期限に保護される。

7. 公正使用

著作権により保護される公表済み著作物の使用が、著作権者の許諾もロイヤリティの支払いも必要としない場合がある¹⁹。これには下記を含む。

- 学術研究または教育を目的として、著作者の著作物を1部複製すること
- 自己の著作物を解説または例証するために、著作者の見解を誤りなく伝えるようにして著作物から合理的に引用すること
- 新聞・定期刊行物、ラジオ・テレビ放送または記録映画で公表する記事を書くために、著作者の見解を誤りなく伝えるようにして著作物から引用すること
- 著作者の見解を誤りなく伝えるように講義を目的とし、非商業目的で、学校または大学において著作物から引用すること
- 保管・研究を目的として図書館が著作物を複製すること

¹⁷ 政令第100/ND-CP号、第20条

¹⁸ 改正知財法第1.8条

¹⁹ 知財法第25条

- その形式を問わず料金を徴収することなく、文化集会、情報交換または動員活動において、舞台その他の芸術の著作物を実演すること
- 時事報道または教育を目的として、実演を録音・録画すること
- 公共の場に展示されている造形、建築、写真または応用美術の著作物を紹介する目的で、それを撮影またはテレビ放映すること
- 著作物を点字その他の盲人用言語の記号に書き換えること
- 私的使用のために他者の著作物の複製物を輸入すること

上記の使用が公正とみなされるためには、著作物を使用する組織・個人は、その著作物の通常の利用に影響を及ぼしたり、著作者または著作権者の権利を害したりしてはならず、著作者の氏名および著作物の提供元・出所情報を明らかにしなければならない。

<注>

知的財産法に基づき、個人の教育または個人の科学研究のために著作物の複製 1 つを作成することは公正使用とみなされる。ただし、この公正使用はコンピュータ・プログラムには適用されず²⁰、したがって、コンピュータ・プログラムのコピー作成には「公正使用の抗弁」は存在しない。エンドユーザーがバックアップ目的でコンピュータ・プログラムのコピーを作成するのを助力するため、情報技術法は、著作権で保護されるコンピュータ・ソフトウェアのユーザーは事前の許可を取ることなく、かつ、著作権者に支払を行うことなく、バックアップコピーを取る権利を有すると規定している²¹。

知的財産法に基づき、著作物の複製は「電子形式での著作物の恒久的または一時的保存」を含む。改正知的財産法に基づき、この規定は、「電子形式での著作物の恒久的または一時的保存」という語句が複製の定義から削除される一方で、「電子形式での著作物の複製の作成」を含むよう改正された²²。

8. 著作隣接権

ベトナムの著作権法は、次の著作者人格権と経済権を実演家、オーディオテープ、レコード、ビデオテープおよびディスクの製作者、ラジオ・テレビ放送事業者に付与している。

(i) 実演家の権利

- 実演時に紹介されること
- 自己のイメージを保護すること
- 実演の放送・放映について許諾または拒否すること
- 実演の音声・画像の録音・録画およびその複製物の作成を許諾または拒否すること
- 実演の使用から生じる利益の分配を受けること
- 自己の権利の侵害に起因する損害の救済を求めること

(ii) 録音、オーディオテープおよびディスクの製作者の権利

- 成果物の複製・公表を許諾または拒否すること
- 成果物の使用から生じる利益を得ること

(iii) ラジオ・テレビ放送事業者の権利

²⁰ 知財法第 25.3 条

²¹ 情報技術に関する法律第 69 条(2)

²² 改正知財法第 1.2 条

- 自己の番組の使用を許諾または拒否すること
- 商業目的で番組を複製することを許諾または拒否すること

9. 著作権および著作隣接権の譲渡およびライセンス

(i) 著作権および著作隣接権の譲渡

著作権または著作隣接権を譲渡する契約は、書面により締結し、次の主要条項を含めなければならない。

- 譲渡人および譲受人の名称・住所
- 譲渡理由
- 価格および支払方法
- 両当事者の権利・義務
- 契約違反に対する賠償責任

(ii) 著作権および著作隣接権のライセンス

著作権および著作隣接権のライセンス供与とは、著作権者または著作隣接権者が他の組織・個人に対し、知財法第 19.3 条、第 20 条、第 29.3 条、第 30 条および第 31 条に定める権利のいずれか、複数または全部を一定期間行使することを許諾することをいう。

著作者は、公表権を除き、知財法第 19 条に定める著作者人格権をライセンス供与することは認められない。実演家は、知財法第 29.2 条に定める著作者人格権をライセンス供与することは認められない。

+ 著作権のライセンス契約には、次の必須条項を含めるものとする。

- ライセンサーおよびライセンシーの正式名称・住所
- ライセンス供与の理由
- ライセンスの範囲
- 価格および支払方法
- 両当事者の権利・義務
- 契約違反に対する賠償責任

(iii) ベトナムの著作権管理協会（Copyright Management Societies）

ベトナム音楽著作権保護センター（VCPMC）、ベトナム複製権団体（VIETRO）、ベトナムレコード産業協会（RIAV）、ベトナム文学著作権センター（VLCC）など、ベトナムにはいくつかの著作権共同管理協会がある。中でも、VCPMC はベトナムで最も活動的で強力な著作権管理協会とみなされている。

VCPMC はベトナムの非政府非営利著作権管理協会である。同センターは、エンドユーザーとの交渉と著作権ライセンス付与の際に、国内外の著作権者を含む会員の代理人を務めている。同センターの主要な活動はベトナム内外での音楽著作物の使用から著作権料を収集すること、および管理経費を差し引いた後に対応する著作権者に収集した著作権料を分配することである。

2010 年、同センターは約 320 億ドン（約 150 万米ドル）の音楽著作権料を収集したが、これは 2009 年に比較して 40% の増加であった。

10. 関連条約

ベトナムは現在、次の条約を含む様々な二国間・多国間条約の締約国である。

- + 著作権関係の確立に関するベトナム・アメリカ合衆国間協定、1998年12月23日付
- + 貿易関係に関するベトナム・アメリカ合衆国間協定、2001年12月
- + 知的財産保護に関するベトナム・スイス間協定、2000年6月8日
- + ジュネーブ条約（音楽レコード条約）、2005年7月6日付
- + ベルヌ条約、2004年1月26日付
- + 衛星により送信される番組伝送信号に関するブラッセル条約、2006年12月1日付

ベトナムは、2006年に150番目のWTO加盟国になり、そのためにTRIPS協定の拘束を受けている。

11. 著作権の登録

ベトナムでは著作権登録をするのが賢明である。著作権登録証書は著作権の有効性および証書に記載された事実の一応の証拠になるので、権利の対立が生じた場合、著作権登録者には、所管当局または裁判所において登録著作物に対する自己の権利を証明する義務がない。

著作権登録の申請に際し、次の書類を提出し、情報を提供するように要求される²³。

(i) 著作権または著作隣接権の登録申請書

申請書は、ベトナム語で作成し、著作者、著作権者、著作隣接権者または申請を委任されている者が署名し、申請者、著作者、著作権者または著作隣接権者の十分な情報、著作物、実演、音声・画像の固定物または放送の内容要約、著作者の氏名、登録される著作物が二次的著作物である場合は二次的著作物を作成するために使用した著作物の名称、公表の年月日、場所および形式を記載した上で、申請書に記載の情報について責任を負う旨を保証しなければならない。

(ii) 著作権登録を求める著作物の複製2部または著作隣接権登録を求める固定物の複製2部

(iii) 申請者または保有者からの公証付き委任状

(iv) 申請者と著作者が異なる場合は、著作者から申請者に対する公証付き譲渡証書

(v) 共同著作権に基づく著作物の場合は、共同著作者の承諾書

(vi) 著作権または著作隣接権が共同所有されている場合は、共同保有者の承諾書

上記iii)、iv)、v) およびvi) で言及した書類は、ベトナム語で作成しなければならない。外国語による書類は、ベトナムに翻訳しなければならない。

このほかに、著作者の氏名、変名、生年月日、住所、国籍および著作物の名称、種類、公表時期などの情報も要求される。

²³ 知財法第50条

著作権登録証書を取得するまで 15 営業日を要する。付属資料 A-フォーム 11-著作権登録出願書を参照。

著名キャラクターを付した海賊版

ベトナムの著作権法は、キャラクターの外観のみを保護し、キャラクターの名称を保護していない。すなわち、著作権法が保護するのはキャラクターの具体的な各表現形式であって、キャラクターの名称自体ではない。この保護はベルヌ条約の該当条項²⁴に基づくものであり、それによると「言語または美術の著作物の翻訳、翻案、編曲その他の改変は、原著作物の著作権を害することなく、原著作物として保護される」。

ベトナム著作権局は著作権登録の所管当局である。著作権局は著作権出願を受理し、著作権登録証を発行することに責を負う政府機関である。著作権局はコンピュータ・プログラムの著作権登録も扱っている。

アニメーション、J-pop などのデータファイルの違法なインターネット・アップロード

原則として、著作権者から同意を得ずにアニメーション、J-pop などのデータファイルをインターネットにアップロードすることは、著作権の侵害とみなされる。著作権者は、権利侵害を停止させ、自己の権利を保護し、権利侵害の再発生を抑止するために必要な措置を講じるよう所管当局に要請することができる。講じられる措置は、行政制裁金および罰則に関する法令その他関連の法律・規則に規定されている。政令第 56/ND-CP 号も、印刷物をインターネットに違法にアップロードする行為に対し、10 百万 VND 以下の罰金を規定している。

個人である権利侵害者に対する調査と権利行使が非常に困難な作業であることから、インターネット・サービス事業者およびインターネット仲介業者は、インターネット事業において重要な役割を担っており、違法なデータファイルをインターネットにアップロードする過程で著作権侵害の生じる可能性に対する ISP およびインターネット仲介業者の責任に目を向ける必要がある。

この点に関連して、デジタル情報の一般送信に関するセーフハーバー条項があり、それによると、デジタル形式で情報を送信する組織・個人は、次の場合を除き、その情報の内容については責任を負わない²⁵。

- a) 情報の送信がその組織・個人により開始された場合。
- b) その組織・個人が情報の受領者を選択した場合。
- c) その組織・個人が送信された情報の内容を変更した場合

加えて、組織・個人は、自己が次の事項を行わない限り、デジタル形式の情報の保管について責任を負わない²⁶。

- + その情報の内容を変更する。
- + 一時的ストレージを介して違法に情報を収集する。
- + 違法に情報を開示する。

²⁴ ベルヌ条約第 2 条(3)。

²⁵ 情報技術に関する法律、第 16 条

²⁶ 情報技術に関する法律、第 17 条

情報技術に関する法律が 2007 年 1 月 1 日付で発効したが、現在まで、上記のセーフハーバー一条項が解釈され、関連状況に適用された事例は記録されていない。

上記のセーフハーバー一条項が 2007 年から現在までに解釈され、適用された事例の記録があるとは当方は承知していない。

知的財産権の貿易関連の側面に関する協定

第 11 条

貸与権

少なくともコンピュータ・プログラムおよび映画の著作物に関し、加盟国は著作者およびその権利承継人に対し、その著作物の原本または複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾または禁止する権利を付与する。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者およびその権利承継人に付与される排他的複製権を著しく侵害するようなその著作物の広範な複製をもたらすものでない限り、この権利を付与する義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、そのプログラム自体が貸与の本質的対象でない場合には、この権利を付与する義務は、適用されない。

第 14 条

実演家、レコード（録音物）製作者および放送事業者の保護

1. レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定およびその固定物の複製がその実演家の許諾を得ずに行われる場合は、それらの行為を防止することができる。実演家はさらに、現に行っている実演の無線による放送および公衆への伝達がその実演家の許諾を得ずに行われる場合は、それらの行為を防止することができる。
2. レコード製作者は、そのレコードを直接または間接に複製することを許諾または禁止する権利を享受する。
3. 放送事業者は、放送の固定、放送の固定物の複製および放送の無線による再放送ならびにテレビジョン放送の公衆への伝達がその放送事業者の許諾を得ずに行われる場合は、それらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送事業者に付与しない場合は、ベルヌ条約（1971 年）の規定に従い、放送の対象物の著作権者が上記の行為を防止することができるようにする。
4. コンピュータ・プログラムに関する第 11 条の規定は、レコード製作者その他加盟国の法律に定めるレコードに関する権利者について準用する。加盟国は、1994 年 4 月 15 日において、レコードの貸与に関し権利者の衡平な報酬制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、その制度を維持することができる。

5. 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも 50 年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも 20 年とする。

6. (1)、(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第 18 条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

第5節 営業秘密の保護

1. 定義および営業秘密保護の根拠法

a. 定義

営業秘密は大きな価値のある知的財産である。というのは、営業秘密は所有者に他の競争相手に対する優位を与えるからである。ベトナムでは、営業秘密は2000年10月3日付の政令第54/2000/ND-CP号（失効）に初めて盛り込まれた。その後、営業秘密は2005年民法（第750.1条）、2004年12月3日付の競争法（第3.10条、第41条他）に規定され、2005年知的財産法では産業財産権の対象とみなされている。

知的財産法第4.23条の定義によれば、営業秘密とは、財務または知的投資活動から得られる情報であって、開示されておらず、事業に適用可能なものをいう。

制定法上は、前述の簡単な定義の説明や明確化は他の法律文書にはない。よって、機密情報に係る取引の参加者は、それぞれのやり方で自らの営業秘密の定義に関する合意に達することが多い。当方の承知している限りでは、営業秘密は事業上の全ての情報、文書、秘密および価値ある技能で、所有者が秘密にしているものとみなすことができる。

ただし、必ずしも全ての機密情報が営業秘密の名の下に保護されるわけではない。知的財産法第85条は以下の機密情報を営業秘密から除外している。

- a) 個人識別の秘密
- b) 国家運営の秘密
- c) 国防及び安全保障の秘密
- d) 事業とは無関係のその他の機密情報

注目すべきは、営業秘密に係る事件が提訴されたり、公衆の面前で和解したりすることがないため、営業秘密に関する制定法上の規定は、その長所と短所を見出すには、現実によって試されていないということである。

b. 保護の根拠法

知的財産法第84条によれば、営業秘密は、次に該当する条件を満たす場合に保護される。

1. 周知の事実でもないし、容易に取得できるものでもない。
2. 営業に使用した場合に、その営業秘密を保有または使用しない者に対して、その保有者が競争優位性を得られる。
3. 開示されたり、容易にアクセスされたりしないように、その保有者が必要な保護手段を用いて秘密に保持している。

また、知的財産法第8条（1）に基づき、国は公序良俗に反するもの、治安、国防、安全保障を害するものについては営業秘密の保護を認めない。

2. 営業秘密に係る権利の取得および終了の時期

他の知的財産の対象とは異なり、営業秘密に係る権利は登録によってではなく、自動的に取得される。知的財産法第 6 条 (3) (c) によれば、「営業秘密に係る産業財産権は、営業秘密の適法な取得および秘密保持に基づいて確立される。」この原理は営業秘密の性質とも、ベトナムが加盟している国際条約の規定とも適合している。

3. 営業秘密の保有者の権利および義務

a. 営業秘密の保有者の権利

知的財産法第 123 条第 1 項によれば、営業秘密の保有者は、以下の権利を有する。

- i. 営業秘密を使用しまたは他人に使用させること。営業秘密は特許または登録の形で保護されないが、営業秘密は使用に関して他の知的財産の対象と違いはない。特に、営業秘密は所有権者に事業上の優位を与えるという点で不法利用の対象となり得る。知的財産法の第 124 条第 4 項によれば、営業秘密の使用とは、次の行為をいう。物の生産、サービスの提供または商品の取引をするための営業秘密の使用、並びに営業秘密を使用して生産された物の販売、販売のための広告、保管および輸入。
- ii. 他人に営業秘密の使用を禁止すること。しかしながら、知的財産法第 125 条第 3 項の定めにより、営業秘密の所有者は、他人に以下の行為を禁止することはできない。
 - 他人により不法な手段で取得された営業秘密であることを知らないか、または知り得る合理的理由を有さないで、その営業秘密を開示または使用すること
 - 第 128 条第 1 項の規定により、公衆保護のために秘密データを開示すること。知的財産法第 128 条の定める医薬品もしくは農薬の流通に関連する試験結果その他の営業秘密データの開示がこれに該当する。
 - 医薬品または農薬に関連する秘密データを非商業的に使用すること
 - 独立して創作した営業秘密を開示または使用すること
 - 商品の分析または評価をする者と営業秘密の所有者または販売者との合意がない場合に、適法に販売されている製品を分析、評価した結果得られた営業秘密を開示または使用すること
- iii. 知的財産権の譲渡に関する知的財産法第 X 章に従って営業秘密を処分すること。営業秘密は他の知的財産の対象と同様に他の者に譲渡またはライセンスすることができる。つまり、知的財産法には営業秘密権の譲渡に関する具体的な規定がない。

b. 営業秘密の保有者の義務

知的財産法第 128 条第 1 項に基づき、法律の規定により求められる場合は、医薬品もしくは農薬の事業免許または流通許可を申請している者は、相当の努力と資金を投資して獲得した試験結果その他の営業秘密データを提供しなければならない。この場合、申請者は、かかるデータが不正な商業目的に使用または開示されないように、所管当局に必要な措置を取る

よう求める権利を有する。ただし、営業秘密の開示が公衆保護に必要な場合は、所管当局は当該義務を負わない。

4. 営業秘密の保護措置

他の産業財産権とは異なり、営業秘密の保護は登録、情報公開または試験を必要としない。営業秘密は知的財産法第 84 条に規定する条件を満たせば、保護されるものとする。ただし、現実には、条件が適切に満たされ、したがって営業秘密の保護を認める権原を付与されることは誰も証言できない。営業秘密の所有者は、紛争が生じた場合にのみ、自らの営業秘密が条件を満たすことを所管当局（裁判所、不正競争当局、科学技術調査部）に対して証明しなければならない。

したがって、営業秘密を保護する措置はどのようなものであろうか。営業秘密を保護する制定法上の措置は存在しないため、その保護は営業秘密の所有者の創造性と先見性に大きく依存している。ただし、営業秘密の所有者は以下の一般的方法を採用している。

- 望まない対象が営業秘密にアクセスすることを阻止する措置を適用すること
- 取引契約、労働契約などを締結する前、締結中、または締結後に営業秘密の保護に関して取引相手または従業員と契約を結ぶこと
- 営業秘密から生じた紛争を処理する際に、営業秘密を秘密にしておくことを所管当局に積極的に要求すること
- 営業秘密を保護する義務を会社の就業規則、労働協約などに盛り込むこと

第6節 不正競争の防止

1. 不正競争防止の定義およびその法的根拠

不正競争とは、「営業過程における企業の競争慣行であって、商道德の一般基準に反し、国家の利益または他社もしくは消費者の正当な権利・利益を損なうか、損なうおそれのあるもの」（2004年12月3日付の競争法第3条第4項）と一般に認識されている。不正競争の定義を具体化するために、競争法第39条は、以下のように不正競争のいくつかの行為を示している。

- 誤認させる説明
- 営業秘密の侵害
- 営業上の強制
- 他社の中傷
- 他社の営業活動の妨害
- 不正競争を目的とする広告宣伝
- 不正競争を目的とする販売促進
- 団体による差別
- 違法なマルチ商法
- 本法第3条第4項に規定されている基準に従って定められる政府が規定するその他の不正競争慣行

前述の行為が全ての種類の不正競争を網羅している訳ではないことに留意すべきである。つまり、以下に該当する場合、他の行為も不正競争とみなすことができる。

- i. 2004年12月3日付の競争法第3.4条に規定する基準を満たす場合
- ii. 政府法令によって指定されている場合

知的財産分野では、不正競争は不正競争からの保護の権利という形式を採っている（知的財産法第4.4条）。したがって、知的財産の側面での不正競争行為には、次のものがある（知的財産法第130.1条）。

- a. 事業者、営業活動または商品・サービスの商業上の出所について、混同を生じる商業上の表示を使用する。
- b. 商品・サービスの原産地、生産方法、機能、品質、数量その他の特徴または商品・サービスの提供条件について、混同を生じる商業上の表示を使用する。
- c. ベトナム社会主義共和国も締約国となっている条約であって、標章の使用者が標章所有者の代理人または代表者であり、その使用が標章所有者の許諾を得ておらず、正当な理由もない場合に、その代理人または代表者による標章の使用を禁止する国際条約の締約国で保護されている標章を使用する。
- d. 他者の保護された商号・標章または使用权を有していない地理的表示と同一または混同するほど類似しているドメインネームについて、そのドメインネームを占有し、その標章、商号または地理的表示の名声および評判利用するか、害することを目的として、そのドメインネームを登録し、その使用权を占有し、またはそれを使用する。

競争法と比較して、知的財産の分野で不正競争とみなされる行為のリストは拡大している。競争に関する法律（Law on Competition）第39.1条に明記されており、知的財産に関しては知的財産法第130.1条a及びbに明記されている誤解を招く表示を使用する行為に加え、第130.1条c及びdの規定は競争法からの発展である。

2. 不正競争からの保護措置

不正競争に対して保護する権利がある種の知的財産権であることを考えると、不正競争全般、そして特に知的財産の分野での不正競争に対して保護する措置は第 1 章に述べられている。しかしながら、この点に関して使用される措置および所管当局は限られている。行政措置が採用される場合、不正競争事件は科学技術省の監督下の科学技術調査局およびベトナム不正競争当局に申し立てられなければならない。関係者が民事訴訟を提起する場合、裁判所も不正競争にその管轄権を有する。

第7節 その他の知的財産

1. 植物品種

1.1 植物新品種の保護に関するベトナム政府の政策および UPOV 条約加盟

植物品種の保護は、植物新品種保護国際同盟（一般に UPOV 条約と呼ばれている）を通じて世界的に認められるようになったが、ベトナムにおいては「植物育成者権または植物品種権」ともいう植物品種の保護は、きわめて新しい問題である。あらゆる学術研究活動（育成など）が政府によって全面的に助成されていたかつての中央計画経済の下では、植物品種権などの知的財産権に対する関心が欠如していた。新品種は公共の財産であり、その育成者は創出の証明書を交付されていた。新品種がひとたび公表されると、多くの場合は他者によって再生産され、その育成者は創造的な努力から利益を得る機会を奪われていた。その結果、育成者は、新品種を安定に保つことにも、改良品種を開発することにも関わらなくなった。

現在、社会主義市場経済を目指して段階的に移行する中、農業生産は依然として、ベトナム経済において非常に重要視されている。植付材料の改良品種の生産は、以前は主に公共部門が行っていたが、食用穀物、野菜、果物、花などの種子・種苗を扱う国内外の投資家など、民間企業がますます従事するようになってきた。植物育成分野への民間部門の参入拡大により、農業における知的財産保護制度を発展させるために開始されたプロセスに勢いがもたらされた。これは主に、これらの企業が「統合パッケージ」（植付材料の改良品種は不可欠な構成要素である）として農業技術を提供することを目指したためである。植物新品種の知的財産を効果的に保護する制度は、この事業に対する投資のリターンを得るために企業の利益にとって必須条件とみなされている。

さらに、米、トウモロコシ、ジャガイモ、野菜の種子および多数多様な品種の種苗など、農業生産用の種子・種苗の年間需要が高まっている。知的財産保護をこの多様で国際競争の激しい分野に拡大すれば、植物育成者が保護された植物品種の使用に対する支配権を行使できるので、農業者・育成者の従来の慣行に重要な影響を及ぼすであろう。

国際的・地域的な統合および育成者のニーズに対処して、植物品種保護に関する法制化が 1996 年に開始し、農業農村開発省（MARD）とハノイの UPOV 事務所との効果的な協力という問題に取り組むようになった。ベトナム政府の努力および UPOV との効果的な協力の結果、2001 年 4 月 20 日に 2001 年 5 月 5 日発効の植物新品種保護に関する政令第 13/2001ND-CP 号（「政令第 13 号」）がベトナムで正式に発布され、その実施規則（政令第 13 号の実施を指導する 2001 年 12 月 21 日付通達第 119 号）もそれに続いた。

ベトナムでの植物新品種の保護は、2006 年 7 月 1 日に公布され、2010 年 1 月 1 日に改正された知的財産法、および知的財産法における植物新品種の保護に関する規定の施行の指針となる 2010 年 10 月 1 日交付の政令第 88/2010/ND-CP 号に準拠して行わ

れる（政令第 88 号は 2006 年 9 月 22 日付の政令第 104/2006/ND-CP 号に規定されていた植物新品種の保護に関する旧規定に代わるものである）。

植物新品種の保護に関する法制化を完了させるために払った努力に加えて、ベトナム政府は、次のような植物品種関連の活動の開発・保護のために良好な状況を創り出すよう努力した。

1. 植物品種開発の方向を植物品種の戦略的かつ計画的な開発に基づく産業化・近代化に向ける。
2. 植物新品種の研究、選択および創出、繁殖用種子の保存、親植物、原植物、種苗園および品種栽培園の保護、価値の高い稀少植物の遺伝子資源の調査、収集および保護に対する投資に優先権を与える。
3. 収穫高が多く、品質が良好で、害虫および困難な生産条件に対する耐性がある植物新品種を使用し、市場の需要を満たしている農業、林業または水産養殖業に従事する組織・個人を奨励し、支援する。
4. 遺伝子資源の収集・保護、植物品種の研究、選択、創出、テスト、検査、実験、生産および商業化に投資する組織・個人のために良好な環境を促進し、創出する。
5. 植物品種に関する先進的な技法・技術の移転を加速させるために農業、林業および水産業の振興を促進し、研究を生産に応用する。
6. 森林植物品種の原原種、原種、親植物、原植物、種苗園の再生および保護を支援する。

さらに、植物新品種は食料生産を持続的に強化し、農業部門の収入を高め、開発全般に貢献する非常に力強い手段であることを認識した上で、ベトナムにおける植物新品種のより効果的な保護制度を制定し、ベトナムの育成者による植物新品種の創出・開発を奨励し、明確に定義された知的財産権の原則に基づきベトナムで植物新品種に投資し、それを創出する外国人を奨励するために、ベトナム政府は UPOV 条約に加盟することを決定した。ベトナムは 2006 年 12 月 24 日に 63 番目の UPOV 条約加盟国になった。

現在、農業農村開発省発行の保護対象となっている植物品種のリストには 68 の植物属・種が収録されている。UPOV 条約第 3.2 条(ii)により、全ての植物属・種は遅くとも 2016 年にベトナムで保護の対象とする。

1.2 植物育成者権に関するベトナム法制度の検討

1.2.1 権利取得の基本

植物新品種の保護は、ベトナム領域内で植物新品種を選択し、創出し、またはそれを相続する正当な権利を有する組織・個人の権利を保護すること、植物新品種を選択、創出および使用に投資して、農業・農村の発展に貢献するあらゆる経済分野の組織・個人を奨励することを目的としている。

植物品種は、ベトナムの特許法規の下では特許の対象外であるため²⁷、特別な保護制度により保護される。

現行の保護制度において、植物品種の権利（PVR）は、MARD に適切に登録することにより取得される。登録後、保護証書が交付される。

1.2.2 植物品種の保護期間

ベトナムにおける PVR 期間は、樹木とぶどうについては権利付与日から 25 年間、その他の新品種については 20 年間である。知財法には、ベトナムで PVR 期間を延長可能であるかという問題について規定されていない。

1.2.3 出願人適格

知財法においては、次の者が植物新品種の登録を出願することができる。

- a. 自己の努力と費用を用いて、その品種を直接育成し、または発見・開発した育成者
- b. 別段の合意のない限り、契約により植物品種を育成し、または発見・開発するために育成者に投資した組織・個人
- c. 植物品種保護を出願する権利を譲渡されたか、相続した組織・個人

外国の組織・個人も植物新品種の保護を求めることができる。ただし、外国の組織・個人は、その国籍国がベトナムも締約国または加盟国である植物新品種の保護に関する国際協定の締約国または加盟国である者に限定される。ベトナムが UPOV 条約に加盟したことから、UPOV 加盟国の出願人がベトナムで植物新品種の保護を申請できることは明らかである。加えて、植物新品種の保護についてベトナムと締約した国に国籍を有しないが、ベトナムまたは植物新品種の保護についてベトナムと締約した国に永住住所、登記住所または植物品種の実際の営業・生産場所を有する外国の組織・個人も、ベトナムで植物新品種の登録を出願することができる。

1.2.4 出願代理人

ベトナムに現実の居所、駐在員事務所または植物品種の実際の営業・生産場所を有する出願人は、MARD に直接又はベトナム国内の適格な代理人を通じて、植物新品種の登録を出願することができる。ベトナムに居所、本社もしくは駐在員事務所または植物品種の実際の営業・生産場所を有しておらず、ベトナムで植物新品種の登録を希望する出願人は、ベトナム国内の適格な弁

²⁷ 新知的財産法第 59 条 5 項を参照。

理士を自己の代理人に指名し、その指名代理人を通じて保護申請をしなければならない。

1.2.5 先願主義

複数の出願人が同一の植物新品種の登録を別の日に独立して出願した場合、最初の出願人が登録の権利を有する。複数の者が同一の植物品種の登録を出願した場合において、それらの出願が同一の優先日を有するときは、出願人は、いずれの出願の手続きを進めていずれの出願を取り下げるかについて合意するよう要請される。出願人が合意できない場合、植物品種保護証書は、その品種を育成し、または発見・開発した最初の子育成者に交付される。

1.2.6 優先権

ベトナムの出願人も外国の出願人も、UPOV 加盟国で行った最初の出願による優先権を主張することができる。ただし、最初の出願と同一の植物品種について、最初の出願後 12 カ月以内に、ベトナムでの出願がなされることを条件とする²⁸。

1.2.7 ベトナムで保護される植物新品種の条件

植物新品種は、次の条件をすべて満たしている場合に保護を受けることができる。具体的には²⁹、

- (i) MARD 発行の植物属種の保護対象リストに記載されている。
- (ii) 区別できる。
- (iii) 均一である。
- (iv) 安定している。
- (v) その品種を特定し、同一の植物種の一般に知られている品種を指定する各名称と識別できる名称を用いて指定されている。これに関連して、知財法は、数字で構成される名称（数字が品種の特徴または組成に関連する場合を除く）、社会道徳に反するか、育成者の身元について混同を生じるか、従前に保護された商標、商号、地理的表示またはその品種の収穫物の名称と同一または混同を生じるほど類似しているか、他の組織・個人の先行権利に影響を及ぼす名称など、認められない名称も明示している。

1.2.8 ベトナムにおける保護された植物品種の保有者（PVR 保有者）の権利

PVR 保有者は一般に、次の基本的権利を有する³⁰。

- (i) 保護された植物品種の繁殖材料に対する権利、すなわち生産または増殖、繁殖目的の加工、販売申し込み、販売その他のマーケティング活

²⁸ 知財法第 167 条

²⁹ 知財法第 158 条、第 159 条、第 160 条、第 161 条、第 162 条、第 163 条

³⁰ 知財法第 186 条、第 187 条、第 188 条

動、輸出、輸入および上記のいずれかの目的のための保管の権利を行使するか、他者による行使を認める。

- (ii) いずれかの者が権利保有者に付与された上記の権利を利用・行使すること、同一または類似の種に属する保護された植物品種の名称と同一または類似の品種名称を使用すること、対価を支払わずに保護された植物品種を使用することを禁止する。
- (iii) 他の組織・個人に対し、その者による保護された植物品種の無権限使用により生じた損害の賠償金を支払うよう求める。
- (iv) 所有権を他者に相続または譲渡する。
- (v) 所管当局に対し、自己の権利の侵害を処理するよう要請する。

i) で言及した権利は、本質的に保護された品種に由来し、その保護された品種自体は本質的に他の保護された品種に由来していない品種、その反復生産が保護された品種を反復して使用することを必要とする品種（すなわち雑種）、または保護された品種と相違しない品種にも適用される³¹。また PVR 保有者は、種苗に関して育種家が自己の権利を行使する合理的な機会がない限りは、保護される品種の種苗を無断で使用して取得した収穫物に関して(i)と同じ権利を有する。

1.2.9 仮保護の権利

植物品種に係る仮保護の権利は、植物新品種の保護を求める出願の公開日から保護証書の交付日まで有効である。自己の植物新品種が他者により商業目的で使用されていることを出願人が知っている場合、出願人は、その使用者が使用の停止または継続を決定できるように、出願日と植物新品種の公開日を明記した自己の出願に関する通知を書面でその使用者に通達することができる。保護証書が交付された時点でその者が植物新品種の使用を継続している場合、証書の保有者は、その使用の範囲・期間内でその植物新品種をライセンス供与した場合のロイヤリティに相当する賠償金を支払うよう、その使用者に請求することができる³²。

1.2.10 PVR 保有者の権利の制限

PVR 保有者は、植物品種が私的かつ非商業目的で使用される場合、農業者が自己の農地で引き続き収穫するための系統として収穫物を使用する場合、保護された植物品種と異なる他の植物新品種を育成する目的で使用される場合は、保護された権利を享受することはできない³³。

³¹ 知財法第 187 条

³² 知財法第 189 条

³³ 知財法第 190 条

国家または公共の利益のために、PVR 保有者が保護された植物品種を利用する強制的ライセンスを供与するよう所管当局から要請される場合がある³⁴。

1.3 登録手続き

1.3.1 出願

MARD はベトナムの植物品種保護を管理している。具体的には、MARD は保護を求める出願を受け、保護を与えると同時に、品種の技術検査も実施している（区別性・均一性・安定性の DUS テスト）。

1.3.2 出願要件

植物新品種保護の登録出願に際し、下記のことを提出しなければならない。

- (i) 所定の様式で作成した願書原本 3 部
- (ii) 所定の様式で作成した植物品種の技術明細書 3 部およびその品種の見本写真 3 枚（サイズは 12cm×18cm）
- (iii) 委任状（該当する場合）
- (iv) 正当な出願権を証明する書類（出願人がその権利を譲渡されている場合）
- (v) 優先権証明書（優先権を主張する場合）：出願時には、優先権が主張される願書の写しが認められる。出願先の当局による願書の認証謄本を出願日から 3 カ月以内に提出しなければならない。
- (vi) 必要な手数料の支払い

次の書類を除き、願書および出願人と MARD との間の連絡文書は、ベトナム語で作成しなければならない。次の書類は、他言語で作成することができるが、MARD の要請があった場合はベトナム語に翻訳しなければならない。

- a) 委任状
- b) 出願権を証明する書類
- c) 優先権証明書
- d) その他の裏付け書類

1.3.3 出願の審査

³⁴ 知財法第 195 条

申請された出願は、その有効性を判断するために、出願日から 15 日以内に方式に関する審査が行われる。出願が方式審査に合格した場合、MARD は、出願の受理通知を発行し、DUS テストを受けるためにその植物新品種の見本をテスト部門に送付するよう出願人に要請する。

出願は次に、実体審査に移行する。実体審査には下記を含む。

- 植物品種の新規性および名称の適切性の審査
- DUS テストの結果審査。この審査の期間は、テスト部門から DUS テストの結果を受領した日から 90 日間である。

出願された植物新品種が登録条件をすべて満たしている場合、MARD は、その新品種の保護証書を交付する決定を下し、保護された植物品種を国家登録簿に登録する。

2. 商号

2.1 権利取得の基準

商号に係る法的保護は、関連地域（営業地域）および営業分野において商号を適法に使用することにより取得され、登録手続きを行う必要はない。

2.2 定義及び保護される商号

2.2.1 定義

商号とは、その名称を付した事業者を同一の営業分野・地域の他の事業者と識別するために営業活動上使用される、組織・個人の名称をいう³⁵。

2.2.2 保護される商号

知財法は一般に、商号が保護を受けるためには、その商号を付した事業者と同一の営業分野・地域の他の事業者とを識別できるものであることを要求している³⁶。

商号は、次の場合に識別性があるとみなされる。

- 使用の結果として幅広く知られている場合を除き、固有の名称で構成されている。
- 同一の営業分野・地域において先に使用された他者の商号と同一または混同を生じるほど類似していない。
- その商号が使用される日の前に保護されていた、他者の商標または地理的表示と同一または混同を生じるほど類似していない。

2.2.3 商号の保護

³⁵ 知財法第 4 条 21 項を参照。

³⁶ 知財法第 76 条を参照。

商号の保護は、同種または類似の商品・サービスに先に使用された他者の保護された商号と同一または混同を生じるほど類似している商業上の表示（情報、商標、企業シンボル、企業スローガンなど）であって、その他者の商号の下にある営業対象、営業施設または営業活動について混同を生じるような表示の使用を禁止することにまで及ぶ。

2.2.4 商号保有者に付与される権利

商号保有者は、その商号の下で営業活動を行う組織・個人である。商号保有者は、次の事項を行うことができる³⁷。

- (i) 営業活動において自己を紹介するために商号を使用し、または取引書類、看板、製品、商品包装、サービス提供手段および広告宣伝に商号を表示することにより、営業目的で商号を使用する。
- (ii) 他者に対し、商号の所有権を契約に基づき譲渡するか、遺贈する。ただし、譲渡は、その商号の下にある営業施設および営業活動の一切と共にしなければならない。
- (iii) 国の管轄当局に対し第三者による商号の権利侵害を停止させるよう要請し、損害賠償を請求する。

商号の使用権をライセンス供与してはならないことに留意すべきである。

2.3 商号として保護されない名称

次の名称は、ベトナムにおいて商号として保護されない。

- (i) 国家機関、政治組織、社会政治組織、社会組織、社会専門組織の名称は、商号として保護されない。
- (ii) 営業活動に従事していない団体等の名称
- (iii) 同一の営業地域および同一の営業分野における他者の先に使用された商号と混同を生じるか、その商号が使用される日の前に保護された他者の商標または地理的表示と混同を生じる商号

2.4 周知商標対商号

ベトナム会社法では、他の知的財産権³⁸を侵害するおそれのある商号またはその一部を用いた会社登記は認められない。さらに、知的財産法では、保護された商標を他の者が商号またはその一部として不正に使用することは、不正競争行為に該当することがある³⁹。

ベトナムでは、周知商標は広範な保護を受ける⁴⁰。従って周知商標の所有者は、不

³⁷知財法第 124.6 条を参照。

³⁸ 事業ライセンスに関する 2006 年 8 月 29 日付命令第 88 号 / 2006 年 / ND-CP 第 11 条を参照。

³⁹新知的財産法第 130 条を参照。

⁴⁰新知的財産法第 129 条を参照。

正使用により商品またはサービスの出所に関する混乱を招き、若しくは関連性を誤解させるおそれがある場合、または周知商標の独自性を希釈するおそれがある場合には、同一のまたは他の分野で事業を行う企業が当該商標を商号またはその一部として不正に使用することを禁止することができる。

こうした事態に対処するために、法令に定める通り、周知商標の所有者は下記を行う権利を有する。

- 不正な使用者にその企業名の変更を求めるよう関係当局に要求すること⁴¹
- 不正な使用者に不正な使用の中止を求めるよう関係する所管当局（例えば、商業省（Ministry of Trade）の不正競争局（Unfair Competition Department）または人民裁判所（People's Courts））に要求すること。

周知商標の所有者がかかる不正使用の脅威にさらされた場合、下記の措置を取ることが望ましい。

- 不正使用の疑惑のある会社の事業活動を調査し、特に関係商標の使用に関する証拠を収集すること、
- ベトナムにおいて周知商標の地位を確立すること⁴²、
- 認可され正式な権限を有する専門家から、周知商標が不正に使用され、またはその評価が希釈されたことを確認する判断を入手すること、
- 要求書を提出することにより、問題の商号の変更を求めるよう関係当局を説得すること、および
- 要求書を提出することにより、不正競争局に不正競争の事例を提出し、または民事訴訟を開始すること。

3. 地理的表示

3.1 権利取得の基本

地理的表示に係る権利の法的認識およびその保護は、NOIP に適切に登録することによる⁴³。

3.2 定義および保護される地理的表示

3.2.1 定義

「地理的表示」とは、特定の区域、地域、地方または国から産出する商品の表示に使用される標識をいう⁴⁴。地理的表示は、シンボルでも名称でもよい。

⁴¹計画投資省（Ministry of Planning and Investment）または地方計画投資局（Departments of Planning and Investment of Provinces）

⁴²周知商標の認定に関する決定については、知的財産権訴訟の和解の間に国家知的財産権庁（NOIP）または人民裁判所が発することがある。

周知商標の定義およびその評価に関する基準については、第II章第1節第11項を参照）

⁴³知財法第6.3条(a)

3.2.2 保護される地理的表示

地理的表示は、次の場合に保護を受けることができる⁴⁵。

- (i) 地理的表示を付した商品がその地理的表示に示される区域、地域または国から産出している。
- (ii) 地理的表示を付した商品の評判または特性が本質的にその地理的表示に示される区域、地域または国の地理的環境によるものである。

3.2.3 保護されない地理的表示

次の表示は、地理的表示として保護されない⁴⁶。

- (i) ベトナムにおいて商品の普通名称となっている呼称、表示
- (ii) 現在保護されていないか、以後保護も使用もされない外国の地理的表示
- (iii) 保護された商標と同一または混同を生じるほど類似しており、その使用により商品の原産地について、混同を生じるおそれのある地理的表示
- (iv) 地理的表示を付した商品の実際の地理的原産地について、消費者を誤認させる地理的表示

3.3 登録出願の基本

3.3.1 出願人適格

(1) ベトナムの地理的表示

ベトナムの地理的表示（GI）を出願する権利は、国に帰属する⁴⁷。国は、次の者による地理的表示出願権の行使を認めることができる。その権利を行使する者は、地理的表示の保有者にはならない。

- 地理的表示を付した商品を製造する組織・個人
- 上記の組織・個人を代表する団体
- 地理的表示に示される地域の行政当局

(2) 外国の地理的表示

外国の地理的表示は、ベトナムで適切に登録されることを条件として、ベトナムで保護を受けることが出来る。原産国の法律に基づく地理的表示の権利者である外国の組織・個人は、その地理的表示をベトナムで登録することができる。

⁴⁴ 知財法第 4.22 条

⁴⁵ 知財法第 79 条

⁴⁶ 知財法第 80 条

⁴⁷ 知財法第 88 条

3.3.2 出願要件

(1) 出願の方式要件

地理的表示の登録願書（以下「GI 願書」という）においては、次に詳記する統一性を確保しなければならない。

- 各 GI 願書で 1 件の地理的表示を出願する。
- 書類はベトナム語で作成しなければならない。商品の特性説明書などの出願書類がベトナム語以外の言語で作成された場合、その書類をベトナム語に翻訳しなければならない。
- 書類は A4 サイズ（210mm×279mm）の白紙片面を縦方向に用いて（幅 20 ミリの余白を空ける）提出しなければならない。
- 書類は永久インクを用いて明瞭かつ綺麗にタイプまたは印刷し、抹消・修正箇所があってはならない。

(2) GI 願書の実質要件

地理的表示の登録出願に際し、次の書類を提出し、情報を提供する。

- (i) 代理人が記入し、署名した所定様式 05-CDDL による願書（2 部、出願時に必要）。出願人の氏名・住所、代理人の氏名・住所・電話番号、出願人の事業種別、出願する地理的表示の表現、地理的表示を付す商品の名称を記載する。
 - (ii) 出願人が署名し、捺印した（印鑑を有する場合）委任状。出願日から 1 カ月以内に原本を提出することを条件として、出願時には委任状の写しが認められる。委任状が外国語で作成されている場合、そのベトナム語の翻訳文を提出しなければならない。翻訳文は代理人が作成する。委任状には、本人の氏名・住所、指名代理人名、委任の範囲、委任状の有効期間、作成日、委任状作成者の署名および捺印（印鑑を有する場合）を記載しなければならない。
 - (iii) 商品で使用される形態による、出願する地理的表示の見本 10 部。地理的表示がシンボルである場合は、最大 8cm×8cm、最小 2cm×2cm とする（出願時に必要）。
 - (iv) 地理的表示を付す商品の特性説明書（2 部、出願時に必要）
 - (v) 地理的表示により示される地理的地域の地図（2 部、出願時に必要）
 - (vi) 外国に原産地がある場合は、地理的表示が原産国で保護を受けていることを証明する書類
- (3) GI 願書に添付する書類作成のガイドライン

- (i) 商品の特性説明書

説明書には下記を記載しなければならない。

- 原材料など（必要な場合）の関連物品の詳細、物理的・化学的・微生物学的特徴および技術的手段または専門家が適切なテスト方法を用いて検証できる商品についての認識水準
- 地理的表示に示される地理的地域の画定方法
- 商品が地理的地域から産出することを証明する証拠、その地方特有の安定した生産・加工方法
- 商品の特徴、品質または評判と地理的条件との関係
- 商品の特徴または品質の自己管理体制
- 消費者が商品認識・選択する範囲を反映した、商品に対する消費者の信頼度
- 地理的条件には、気候、水路、地質、地形、生態系その他の自然条件、生産者の技能・専門性および地域の伝統的生産方法など、地理的表示を付す商品の評判、品質および特徴に帰せられる自然・人的要因を含む。

(ii) 地図

地図は、説明書に記載の商品固有の特性が本質的にその地域の地理的環境によるものである場合、その地理的地域を正確に示さなければならない。地理的表示により指定された商品が製造される出願人の工場の場所など、地理的表示に示される地理的地域を説明する書類を地図に添付するとよい。

3.4 登録審査

GI 願書が提出された後、NOIP による方式審査と実体審査が行われる。方式審査は通常、GI 願書の提出日から 1 カ月間継続する。GI 願書に不備がないことが判明した場合、NOIP は出願の受理通知を発行し、産業財産権公報でその出願を公開する。出願は次に、実体審査の承認がなされる。実体審査は通常、出願の公開日から 6 カ月以内に完了する。

実体審査の期間中、審査官は、上記の登録基準に照らして出願を審査する。地理的表示がベトナムにおける商品の一般的名称であるか、先に保護された商標と混同するほど類似しているか、地理的表示を付す商品の地理的原産地について消費者を誤認させると判断された場合、または出願された地理的表示の原産地が外国である場合は、その原産国でもはや保護も使用もされていないとき、その地理的表示は登録を拒絶される。

出願が規定の登録要件をすべて満たしている場合、NOIP は、地理的表示の登録証書交付の決定通知を発行する。証書には、地理的表示の共同管理団体、地理的表示の使用権を有する組織・個人、保護された地理的表示、地理的表示を付す商品の名称および特性、特定の地理的条件および地理的表示に示される各地域が記載される⁴⁸。保護された地理的表示は、国家登録簿に登録され、産業財産権公報で公開される。

⁴⁸ 知財法第 92.2 条

3.5 異議申し立て

3.5.1 異議申し立ての期間

異議申し立ては、地理的表示の出願が産業財産権公報で公開された日から、地理的表示の登録証書交付の決定がなされる日の前日までに提出することができる。

3.5.2 異議申し立て人適格

利害関係を有するいずれの第三者も、出願中の地理的表示登録に対する異議申し立てを NOIP に提出することができる。

3.5.3 異議申し立ての理由

知財法に基づく典型的な異議申立理由は、次の通りである。

出願された地理的表示がベトナムにおいて商品の一般的名称になっている。

出願された地理的表示がベトナムにおいて先に保護された商標と混同するほど類似している。

出願された地理的表示が地理的表示を付す商品の地理的原産地について消費者を誤認させる。

出願された地理的表示がもはや原産国で保護も使用もされていない（原産地が外国の地理的表示に適用される）。

3.6 登録の存続期間

3.6.1 登録の有効性

地理的表示の登録証書は、登録日から無期限に有効となる。

地理的表示を付した商品の評判・特性に帰せられる地理的条件が変化した結果、商品の評判・特性が失われた場合、地理的表示の登録証書は無効となる。

3.6.2 地理的表示の使用者に付与される権利

地理的表示の使用権を付与された組織・個人は、登録された地理的表示を使用し、他者によるその地理的表示の使用を禁止することができる。

地理的表示の使用とは次の行為をいう。

- a) 保護された地理的表示を商品または商品包装、業務遂行の手段、営業活動で用いる取引書類に付す。

- b) 保護された地理的表示を付した商品の流通、販売申し込み、販売のための広告宣伝、販売のための保管を行う。
- c) 保護された地理的表示を付した商品を輸入する。

3.6.3 権利の制限

地理的表示の権利は、譲渡もライセンス供与もしてはならない⁴⁹

3.7 その他フォーム（付属資料 A-フォーム 3「地理的表示の登録出願書」を参照。）

4. 半導体集積回路の回路配置（「回路配置」）

4.1 適用法

上記の通り、回路配置の保護は知財法に規定されている。

ベトナムは、1989年にワシントン DC で締結された、集積回路についての知的所有権に関する条約に加盟していない。ただし、この国際条約は TRIPS 協定第 35 条に組み込まれており、ベトナムは WTO 加盟国として、TRIPS 協定を実行しなければならない。

4.2 定義

「半導体集積回路の回路配置」（以下「回路配置」という）とは、半導体集積回路における素子とその相互接続の立体的配置をいう⁵⁰

「半導体集積回路」とは、素子（少なくともそのうち 1 つは能動素子である）と相互接続の一部または全部が 1 つの材料の内部または表面で一体的に生成され、電子的機能の発揮を意図した最終形態または中間形態の製品をいう。

「集積回路」は、「IC」「チップ」および「マイクロ電子回路」と同義である⁵¹。

4.3 登録要件

知財法に基づき保護を受けるためには、回路配置は独創的であり、商業的新規性を有していなければならない⁵²。

4.3.1 独創性

回路配置は、それが創作者自身の創作的努力の結果であり、創作の時点で回路配置の創作者または半導体集積回路の製造業者の間で広く知られていない場合、独創性があるとみなされる⁵³。一般的な素子と相互接続の結合で構成

⁴⁹ 知財法第 139.2 条および第 142.1 条

⁵⁰ 知財法第 4.15 条

⁵¹ 知財法第 4.14 条

⁵² 知財法第 68 条

⁵³ 知財法第 70.1 条

される回路配置は、その結合全体が独創的である場合に限り、独創性があるとみなされる⁵⁴。

4.3.2 商業的新規性

回路配置は、その出願日の前に世界のいずれの場所においても商業利用されていない場合は、商業的新規性があるとみなされる。回路配置は、それがその出願権を有する者またはそのライセンシーにより世界のいずれかの場所で最初に商業利用された日から 2 年以内に出願された場合は、商業的新規性を失ったものとはみなされない。回路配置の商業利用とは、回路配置を組み込んで生産した半導体集積回路またはその半導体集積回路を組み込んだ製品を商業目的で頒布する行為をいう（第 70.2 条）⁵⁵。

4.3.3 保護されない回路配置

半導体集積回路により実行される原則、プロセス、システムまたは方法および半導体集積回路に組み込まれた情報またはソフトウェアは、回路配置として保護されない⁵⁶。

4.4 創作者および出願人

登録は回路配置の保護を受ける前提条件である。回路配置の登録を出願し、その保有者になる権利は、自己の努力と費用でその回路配置を創作した創作者に帰属する⁵⁷。回路配置の創作者は、関連の回路配置登録証書と回路配置に関する文書で創作者として記名される権利を有する⁵⁸。

組織・個人が投資した業務委託または雇用の業務を履行する過程で回路配置が創作された場合、登録・所有の権利は、業務委託契約または雇用契約に別段の定めのない限り、その組織・個人に帰属する⁵⁹。その場合、回路配置の創作者は報酬を受け取る権利を有する⁶⁰。両当事者が別段に合意する場合を除き、報酬の最低額は、保有者が回路配置の使用から得られる収益の 10%または回路配置をライセンス供与に基づく各支払時に保有者が受け取る総額の 15%である⁶¹。

複数の組織・個人が回路配置の創作に共同で投資したか、回路配置を共同で創作した場合、その組織・個人は共同で出願する権利を有し、その権利は総意に基づく場合にのみ行使するものとする⁶²。

出願権を有する組織・個人は、出願がなされている場合でも、書面による契約または相続という形で、その権利を他の組織・個人に譲渡することができる⁶³。

⁵⁴ 知財法第 70.2 条

⁵⁵ 知財法第 70.1 条および第 70.2 条

⁵⁶ 知財法第 69 条

⁵⁷ 知財法第 86.1 条(a).

⁵⁸ 知財法第 122.2 条

⁵⁹ 知財法第 86.1 条(b)

⁶⁰ 知財法第 122.3 条

⁶¹ 知財法第 135.1 条

⁶² 知財法第 86.3 条

4.5 登録手続き

回路配置の登録出願に際し、次の書類を提出する⁶⁴。

- (i) 回路配置の図面、写真
- (ii) 回路配置を組み込んで生産する半導体集積回路の機能・構造に関する情報
- (iii) 回路配置が商業利用されている場合は、回路配置を組み込んで生産した半導体集積回路の見本

出願は方式上の有効性を検証するために方式審査を受ける（第 109.1 条）。

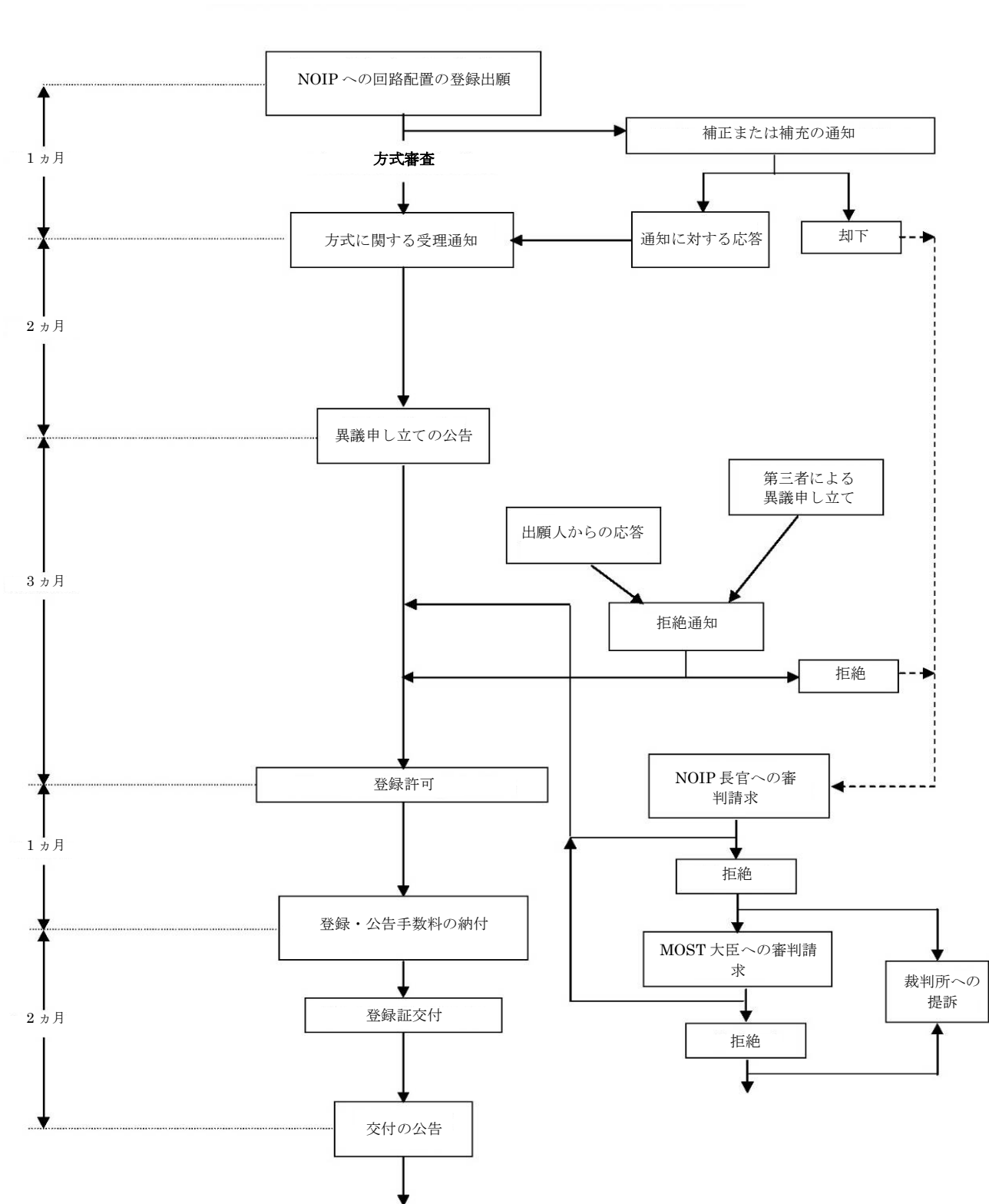
方式上有効であると認められた回路配置の出願はすべて、異議申し立てを受けるために産業財産権公報で公開される（第 110.1 条）。回路配置の出願は、産業財産に係る国の管理当局において直接検索することを認めるものとして（複写はできない）公開される。出願に含まれる秘密情報の検索は、管轄当局および回路配置登録の無効化手続きまたは権利侵害を処理する手続きに関与している第三者のみに認められる（第 110.4 条）。

回路配置の登録出願は、実体については審査されない（第 114.2 条）。よって、回路配置の出願登録に対し異議申し立てがなされなかった場合、NOIP は、回路配置登録証書を交付し、産業財産権国家登録簿に登録し（第 109.4 条）、産業財産権公報で回路配置登録に関する文献情報を公開する。（第 110.1 条）。

⁶³知財法第 86.3 条

⁶⁴知財法第 104 条

回路配置登録手続フローチャート



4.6 仮保護の権利

回路配置登録証書の交付日の前に登録権者またはそのライセンシーにより商業利用されている回路配置については、その回路配置が他者により商業目的で使用されていることを登録権者が知っている場合、登録権者は、その使用者が使用を停止または継続するように、自己の登録権に関する通知をその使用者に書面で送ることができる（第 131.2 条）。回路配置登録証書の発行後に、通知を受けた者が回路配置の使用を継続している場合、回路配置の保有者は、その使用の範囲・期間内でその回路配置をライセンス供与した場合の料金に相当する対価を支払うよう、その回路配置の使用者に請求することができる（第 131.3 条）。

4.7 保護期間

回路配置の保護期間は、出願日もしくは世界のいずれかの場所における回路配置の最初の商業利用の日から 10 年間、または回路配置の創出日から 15 年間のいずれか早い方である（第 93.5 条）。

4.8 回路配置権保有者の権利

権利保有者は、無権限の第三者による自己の回路配置の使用を禁止することができる（第 125.1 条）。

回路配置の使用には次の行為を含む。

- i) 回路配置を複製する。保護された回路配置を組み込んで半導体集積回路を製造する。
- ii) 保護された回路配置の複製物、保護された回路配置を組み込んで製造した半導体集積回路またはそのような半導体集積回路を組み込んだ製品の販売、リリース、広告宣伝、販売申し込み、保管を行う。
- iii) 保護された回路配置の複製物、保護された回路配置を組み込んで製造した半導体集積回路またはそのような半導体集積回路を組み込んだ製品を輸入する（第 124.3 条）。

ただし、権利保有者は、他者による次の行為を禁止することはできない（第 125.2 条）。

- i) 私的ニーズもしくは非商業目的のため、評価、分析、研究、教育、テスト、試験生産のため、または製造免許、輸入許可もしくは製品販売許可を取得する手続きを行う情報収集の目的で、回路配置を使用する。
- ii) 市場（海外市場を含む）に適法に投入されている製品を流通させ、輸入し、利用する。ただし、商標権者またはそのライセンシー以外の者により海外市場に投入された製品を除く。

- iii) ベトナム領域を移動中であるか、ベトナム領域に一時的に立ち入るだけの外国の輸送手段の運行を維持する目的に限り、回路配置を使用する。
- iv) 保護された回路配置であることを使用者が知らないか、知るだけの合理的な理由を有しない場合に回路配置を使用する。

保護された回路配置の権利侵害が生じた場合、その保護された回路配置の保有者は、その侵害により生じた損害の賠償請求を行い、回路配置の違法な複製・使用の停止および以後の侵害の防止を求めることができる。

4.9 フォーム（付属資料 A-フォーム 5「回路配置の登録出願書」、を参照。）

B. 知的財産権の譲渡

第1節 技術移転

I. 政府の政策

ベトナム政府は、ここ数年あらゆる側面において急速に国の発展を促進することに成功している。今後数年間、政府は、引き続き経済発展政策を遂行することになるが、社会経済の発展を持続できるかどうかがこの政策の焦点になる。

このような発展の原動力の1つは、先進技術の応用を継続してきたことだった。ベトナムは WTO の正加盟国であり、他の WTO 加盟国からさらに高度な技術を得る機会を捉えられれば、発展を持続することができるということを十分に承知している。

政府は、技術の流入を拡大することに加えて、ベトナム国内にかかる技術を普及させる政策を実行する。技術の供給源にかかわらず、ベトナム経済のすべてのセクターにこれを普及させることができなければ、技術という資本をベトナムに築き上げることはできないだろう。

政府の技術開発政策において、中小規模の企業の役割が欠かせないことには変わりはない。ここ数十年間、ベトナムの経済発展において中小企業（SME）が決定的な役割を果たしてきたし、将来もそうあり続けるだろう。中小企業は、発展の原動力の1つであり、政府から強力な支援を受けてきた。たとえば、政府は、中小企業に技術移転に関連して優先的融資および財務支援を提供する『技術革新国家基金（the National Fund for Technology Renovation）』を設立している。

政府はまた、ベトナム独自の技術供給源を創出することを目的として、数多くの『研究開発（R&D）』奨励政策を採用してきた。

さらに政府は、先進的もしくは先駆的技術の移転および普及を優先してきた。そして引き続き、ベトナムが外国からの先駆的先進技術を吸収することを重視することは確かである。重点的に優先されるのは、以下のような先進技術である。⁶⁵

- 強い競争力を備えた新製品をもたらすもの
- 新産業に道を開くもの
- 原料節約もしくは省エネルギーを実現するもの
- 新しいタイプのエネルギー、再生エネルギーを消費するもの
- 人の健康を保護するもの
- 自然災害および流行病を予防し、対処するもの
- クリーン・テクノロジーと考えられ、クリーン・プロダクションまたは環境に優しいものとなるもの
- 伝統的な工芸品および産業を発展させるもの

奨励対策技術の導入者もしくは考案者に対しては、以下のような優遇措置が与えら

⁶⁵技術移転法第9条を参照。

れる可能性がある。⁶⁶

- 連続4年間の所得税免税
- その後7年間の所得税の50%減税
- 優遇融資
- 融資金利の補助
- 発明特許ライセンスおよび／または技術ライセンスにより資本拠出する法人または個人について、所得税の免除
- 科学技術開発研究または科学革新に直接使用するために輸入する商品について、輸入関税の免除

政府の政策は、以下のような、技術移転に関するより包括的な法体系を構成する多数の重要な法令に採り入れられてきた。

- 科学技術法－2001年1月1日施行
- 民法典－2006年1月1日施行
- 商業法－2006年1月1日施行
- 知的財産法－2006年1月1日施行
- 技術移転法－2007年7月1日施行、など

II. 法令

2007年7月1日施行の技術移転法（Law on Technology Transfer）は、次の事項を規定している。国内での、ベトナムから海外へ、海外からベトナムへの技術移転活動。技術移転活動に参加する団体および個人（法人）の権利義務。政府行政機関の権限。技術移転活動の奨励・振興措置。この法律はベトナム人と外国人に同様に適用される。

2008年12月31日付の政令第133/2008/ND-CP号は技術移転法の施行について詳述し、指針を示している。

III. 概観 (Review)

1. 概念

本質的に、技術とは、特許に基づいて保護されるか否かにかかわらず、資源を製品に変換するために利用される解決法、プロセスの系統的知識および技術ノウハウの集合体を意味する。

技術移転法における技術の定義⁶⁷は、むしろ抽象的に思える。しかし、技術という言葉の単純かつ正確な定義を特定すること、もしくはかかる定義に辿り着くことは困難である。そのため、「法」でも、技術を技術的解決法もしくは完全なプロセスと定義するほか、TTCにより通常移転される技術の内容をより明確に定めている。つまり、

- 技術ノウハウ
- 技術的計画、技術的解決法、技術的プロセス、技術的設計、方式、技術仕様書、もしくはコンピュータ・ソフトウェアの形をとる技術的知識及び経験、またはそ

⁶⁶技術移転法第44条を参照。

⁶⁷技術移転法第3.2条を参照。

- のいずれか一方
- 製造の改善のための技術的解決法

この意味において、TTC は通常、知的財産権のライセンスを組み込んでいるか否かにかかわらず、上記の内容の 1 以上もしくはすべての移転に関するものである。

一定の TTC に基づく技術移転⁶⁸は、通常以下の方式のうちの 1 つをとる。

- i) 技術文書の発送
- ii) 移転先従業員への研修
- iii) 技術援助の提供

2 要点

2.1 形式

TTC は、書面で締結されなければならない。この要件を遵守しない場合、TTC は無効とされることになる。新法における『書面による TTC』の概念は、従来の認識より広義であり、特に TTC の書面の形式は、もはや物理的に書かれる紙として理解されず、電報、テレックス、ファクス、もしくは電子メッセージにも拡大される。

TTC になんらかの知的財産権のライセンスが含まれる場合、その当事者双方は、かかるライセンスを TTC の別の部分に配置しなければならないことにも注意する必要がある。ライセンスの条項および条件のすべてではなく、ライセンスの範囲および種類、ならびにライセンスの対価など主要なもののみを、別の部分に分割しなければならない。

2.2 対価

契約当事者双方は、特定の TTC の価格について自由に合意することができる。TTC の対価もしくは約因に関する明示的制限は、技術移転法になんら明記されていない。しかし、かかる対価もしくは約因を過度につり上げることは許されない。

TTC は双務的關係とみなされるため、当事者自身が双方にとって公正かつ合理的な価格を交渉し、合意する立場にある必要がある。

注意すべき例外も存在する。移転先が国有会社であるか、国からの資本拠出を受けている場合には、TTC の価格は、その上部団体の支配によって間接的に制限を受けている。

2.3 有効期間

技術移転法では、TTC の期間に関する制限が全く設けられていない。それにもかかわらず TTC は際限なく存続することができない。TTC の有効期間は、当事者間で合意された日または後の当事者が合意に署名した日をもって効力を生じ、また有効となる日の規定がない場合は、制限対象となる技術（政令 133 の附属書 II）を除き、有効期間は所管当局が認可した日をもって効力を生じる。

⁶⁸技術移転法第 18 条を参照。

TTC に基づき外国のライセンサーにロイヤリティを送金する場合、所管局への TTC の登録は不要である。

2.4 準拠法

少なくとも TTC の当事者の一方が外国の当事者である場合、当事者双方は、ベトナム法の原則に反しないことを条件として、TTC に適用する準拠法を選択することができる。したがって、外国との技術移転の場合、当事者双方は準拠法を選択する権利を利用することができる。

2.5 仲裁

TTC の当事者双方はまた、紛争を解決する方法を自由に決定することができる。管轄裁判所で争うか、選択した仲裁によって紛争を解決することができる。

2.6 言語

TTC がベトナムで履行される場合、TTC は、これに添付される付属文書を含めて、ベトナム語で作成しなければならない。

TTC に基づいてベトナムから外国へ技術を移転する場合には、当事者双方は、TTC について適切な言語を完全に自由に選択することができる。

TTC の当事者の一方が外国の当事者である場合、TTC は、同時にベトナム語でも作成することを条件として、外国語で記述することが許される⁶⁹。かかる TTC の単なるベトナム語翻訳では容認されない。

2.7 登録／承認手続

技術移転法の下では、TTC により移転される技術が制限カテゴリーに該当する場合に、TTC に対して承認手続が適用される。⁷⁰

a. 登録：

TTC の登録は多くの場合強制ではないが、契約当事者が自主的に実行することができる。

奨励される分類の TTC⁷¹については、契約当事者は、この手続を開始すると、課税上の優遇措置などの恩恵を受ける。

次の手続きが行われる。

(b1) 契約締結の日から 90 日以内に、ベトナム側当事者は所管当局に書類一式を提出し、TTC の登録証の交付を受ける。書類一式には、下記のものが含まれる。

- (i) 付属資料 A のフォーム 6 に従った TTC 登録申請書
- (ii) ベトナム語および外国語版の TTC の原本または認証謄本一通。契約書には契

⁶⁹政令 2008 年第 133 号第 7.1 条を参照。

⁷⁰政令 2008 年第 133 号別表 II を参照。

⁷¹政令 2008 年第 133 号別表 I を参照。

約当事者が署名・捺印し、見開き頁毎にイニシャルを記し、捺印する。

(iii) TTC の写し二部。

(b2)正式な申請書を受領した日から 15 営業日以内に、所管科学技術当局は TTC 登録について検討し、登録証の発行に関する決定を出す。登録が受理されない場合、所管当局は拒絶の理由を申請者に伝えなければならない。

b. 承認：

特定技術がかかるカテゴリーに従って制限を受ける場合、当該技術の取得もしくは移転を望む法主体は、取引を締結する前に、所管官庁から事前の同意を得なければならない。その後、当該取引（もしくは TTC）を締結すると、当該取引は、引き続き当該所管官庁の承認の対象となる。

要するに、かかる場合には、TTC の当事者双方は以下の 2 つの連続した手順を踏まなければならない。

【最初の手順—事前同意の申請】

この手順において、特定技術の取得もしくは移転を望む法主体は、以下のものを用意し、提出しなければならない。

- 所管当局の事前同意を求める申請書（政令第 133 号附属書 VII のフォーム）
- 申請者の法的地位を認証する文書（申請者の事業免許の認証謄本など）
- 問題の技術を正当化もしくは説明する FS 調査（政令第 133 号附属書 VIII のフォーム）

<注>

科学技術省が申請を審査する所管当局であり、申請を受領した日から 30 日以内に同意を与えるか否かを決定する。

事前の同意の受領後に、契約当事者は TTC を締結する。

【第 2 の手順—承認の獲得】

この手順では、TTC のベトナム側当事者は以下のものを作成し、提出しなければならない。

- 所管当局の承認を得るための申請書（政令第 133 号附属書 IX のフォーム）
- 所管当局の事前の同意
- 当事者双方の法的地位を認証する文書
- TTC の原本一通および簡易コピー二通
- 当該技術と併用する機器もしくは装置がある場合には、そのリスト

<注>

所管当局は、事前の同意に従って当該技術の審査および評価を行い、申請が正式なものである場合は、申請受理日から 10 日以内に TTC を承認する決定を行う。承認されない場合、申請者は 60 日以内に必要な文書を修正／補足するよう求められる。この期限を過ぎた場合は、申請を取り下げたものと見なす。

科学技術省（MOST）は、制限対象技術の移転に関連する取引の評価および承認に責任を負う。TTC 当事者双方の連絡すべき MOST の連絡先情報を以下に示す。

科学技術省（Ministry of Science and Technology (MOST)）

39 Tran Hung Dao Street,
Hanoi City, Viet Nam
Tel: 84-4 39439731
Fax: 84-4 39439733
Website: www.most.gov.vn

2.8 その他一般条項

一般に、TTC にはそれがベトナムの法律に反しない限りにおいて、不可抗力条項、不可争条項、完全条項、可分条項など、一般条項を含めることができる。

IV. 制限

技術移転法も、技術移転に関する制限を設けている。技術移転の奨励と統制は、等しく重要であると考えられている。

従来は、TTC の条項および条件に除外されるものがあつた。現在は技術移転法および現行規制でも、このような旧来の統制システムからは離れたものとなっている。技術移転法では、TTC に具体的制約を課すのではなく、承認手続により、技術の流入および流出の両方を間接的に統制する。

技術移転法は、統制下に置く 2つのカテゴリーの技術を定めている。

i) 禁止される技術のカテゴリー

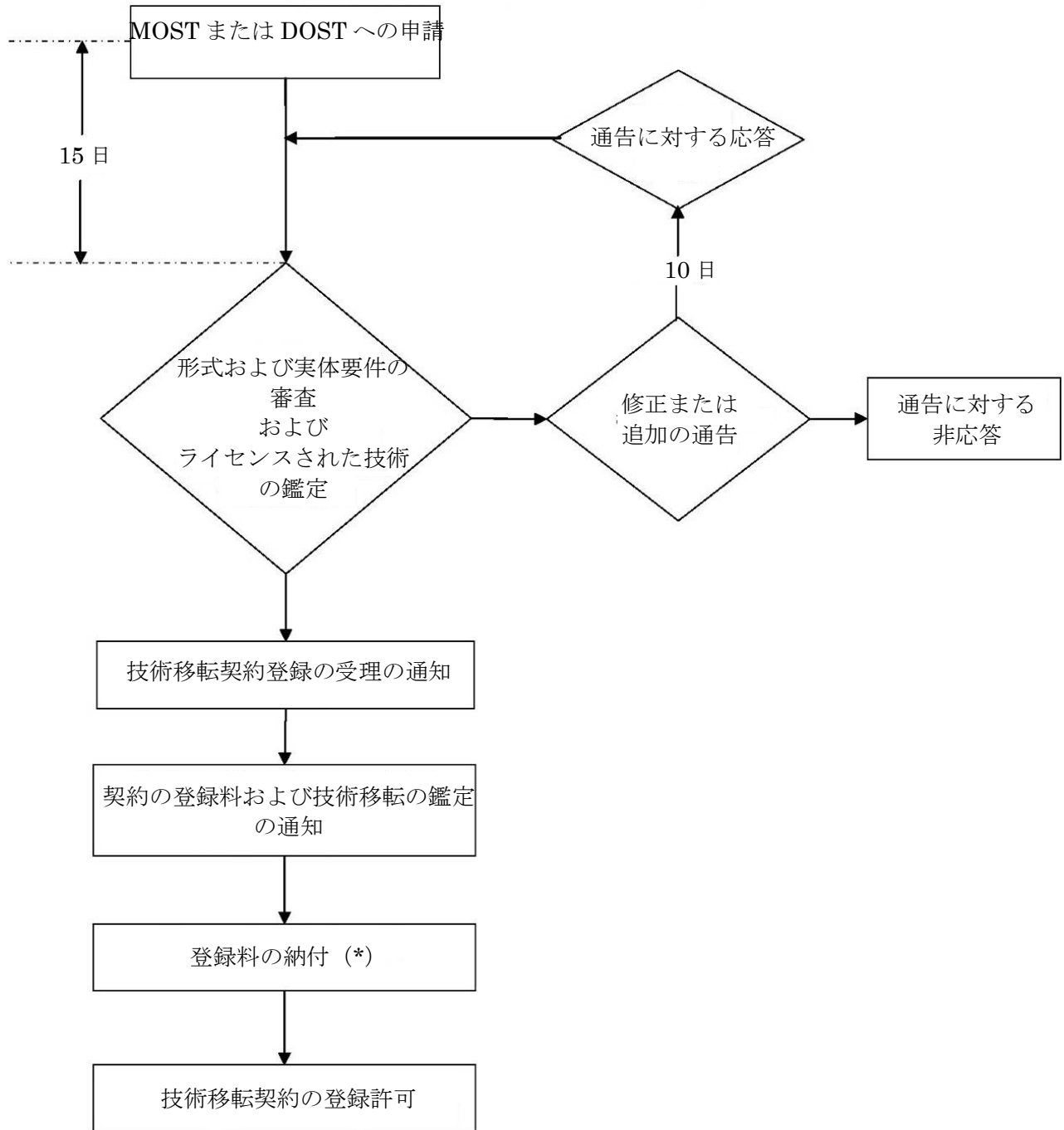
このカテゴリーには以下の技術が含まれる。

- 労働の安全、衛生、もしくは環境保護に関する法的要件を満たさないもの
- 社会経済の発展に悪影響を及ぼすもの、または国防、文化、安全保障、もしくは社会の安全に悪影響を及ぼすもの
- ベトナムが国際条約に参加していることによって、移転が許されないもの
- 国の極秘技術リストに含まれるもの

ii) 制限を受ける技術のカテゴリー

このカテゴリーには、国、人の健康、文化的品位、もしくは環境保護の利益となるように制約される技術が含まれる。上記の 2.7 も参照。

ベトナムにおける技術移転契約の登録手続



(*) 注：納付は次の口座宛に行う。

State Treasure
 受取人：the Office of the MOST
 口座：920.01.014

第2節 知的財産権のライセンスング

I. 法令

2006年7月1日に施行された知的財産法は、以下のように i) 産業財産権および ii) 著作権のライセンスングに関する規制をいくつか定めている。

- 第141条から第150条まで - 産業財産権に関する規定、政令103/2006第24条から第26条まで、通達01/2007 TT-BKH CN 第47.2条、第48条、第49条
- 第19.3条、第20条、第29.3条、第30条、第31条 - 著作権のライセンスングに関する規定

II. 概観

1. 産業財産権のライセンスング

1.1 概念

産業財産権のライセンスングは、産業財産権を使用する、もしくは利用するライセンスを供与することと理解することができる。かかるライセンスは、産業財産権の所有者（「ライセンサー」）が他者（「ライセンシー」）に対して付与するものである。

ライセンス可能な産業財産権には、以下のものが含まれる。

- 発明
- 工業意匠
- 半導体閉回路の設計
- 営業秘密
- 商標

<注>

ライセンス可能な産業財産権は、すでに保護されている、もしくは登録済みのもののみである。

商号は、ライセンス対象から除外される⁷²。より厳密には、地理的表示も同様に、ライセンスおよび譲渡が許されない。

産業財産権のライセンスは、以下のタイプの1つをとることができる⁷³。

- 独占的ライセンス
- 非独占的ライセンス

知的財産法はまた、ライセンスの1種として産業財産権のサブライセンスについても説明している。「サブライセンス」は、独占的ライセンシーが他社に供与するライセ

⁷²知財法第142条

⁷³知財法第143条

ンスと定義される。

1.2 要点

1.2.1 形式

知的財産法に基づいて、産業財産権ライセンス契約は書面で締結しなければならない。当事者がこの要件を遵守しない場合、ライセンス契約は無効とされることになる。

産業財産権ライセンスに関する当事者双方の合意が技術移転契約の一部を構成する場合、当事者双方は形式要件に拘束される。またかかる合意は別の部分に分割しなければならない。

さらに、産業財産権ライセンス契約は、以下の条項および情報を含まなければならない。

- ライセンサーおよびライセンシーの正式名称および所在地
- ライセンシングの理由
- ライセンシングの種類（独占的・非独占的／サブライセンス）
- 使用権の制限および地域制限を含むライセンスの範囲
- 合意期間
- ライセンス料
- ライセンサーおよびライセンシーの権利義務

1.2.2 ロイヤリティ

産業財産権ライセンス契約に基づいて支払われるロイヤリティは、当事者双方の裁量に委ねられる。知的財産法に基づいて、契約当事者は、ロイヤリティ料率（もしくは料金）に関する制限に直面することはなくなった。

1.2.3 期間

産業財産権ライセンス契約の期間は、対応する産業財産権の保護期間を超えることが許されない。

工業意匠もしくは商標など保護期間の更新の可能な産業財産権については、当事者双方は、まず関連性のある産業財産権の登録もしくは特許を更新することを条件として、ライセンス契約の期間を延長する権利を与えられる。

1.2.4 準拠法

少なくともライセンス契約の当事者の一方が外国の当事者である場合、当事者双方は、ベトナム法の原則に反しないことを条件として、当該契約に適用する準拠法を選択することができる。

当事者双方が契約の準拠法として外国法を選択する場合、1つ例外が存在することに注意が必要である。すなわち、ライセンスされる産業財産権の有効性に関する問題については、ベトナム法によって解決しなければならない。

1.2.5 仲裁

産業財産権ライセンス契約の当事者双方はまた、紛争を解決する方法を自由に決定することができる。管轄裁判所で争うか、選択した仲裁によって紛争を解決することができる。

1.2.6 言語

産業財産権ライセンス契約の当事者の一方が外国の当事者である場合、当事者双方は、当該契約を外国語で記述することが許される。登録のためには、当事者双方は、外国語で作成した契約とともに、ベトナム語翻訳版を提出する必要がある。

1.2.7 登録

産業財産権ライセンスの登録は無条件に強制されるものではなく、当該契約が当事者双方を法的に拘束するための前提要件ではない⁷⁴。

契約当事者双方は、登録手続を履行するか否かにかかわらず、産業財産権ライセンス契約の発行する時点を自由に決定することができる。ただし、産業財産権ライセンス契約が登録されていない場合、当事者は第三者に対して契約上の権利を強制することができない。たとえば、ライセンサーは、侵害者に対してなんら措置を講じる資格を有さないことになる。

ライセンサーとして登録されていない受益者による産業財産権の使用は、当該産業財産権に適用される使用要件を満たすために十分とはいえない。

当事者双方が産業財産権ライセンス契約の登録を希望する場合、以下において登録手続を履行する必要がある。

国家知的財産権庁 (The National Office of Intellectual Property)

384-386, Nguyen Trai road, Thanh Xuan district

Hanoi City, Viet Nam

Tel: 844 8356793; Fax: 844 8588449; Website: www.noip.gov.vn

または **Branch 1 of the NOIP in Ho Chi Minh City** of No. 9B, Tu Xuong Road, Ward 7, District 3, HCM City (Tel: 848 39322715; Fax: 848 39322716),

または **Office 3 of the NOIP** of No. 40, Nguyen Du Ward, Hai Chau District, Da Nang City (Tel: 84511 3889955 ; Fax: 84511 3889977).

産業財産権ライセンス契約を登録するには、当事者双方は、以下のものを提出する必要がある。

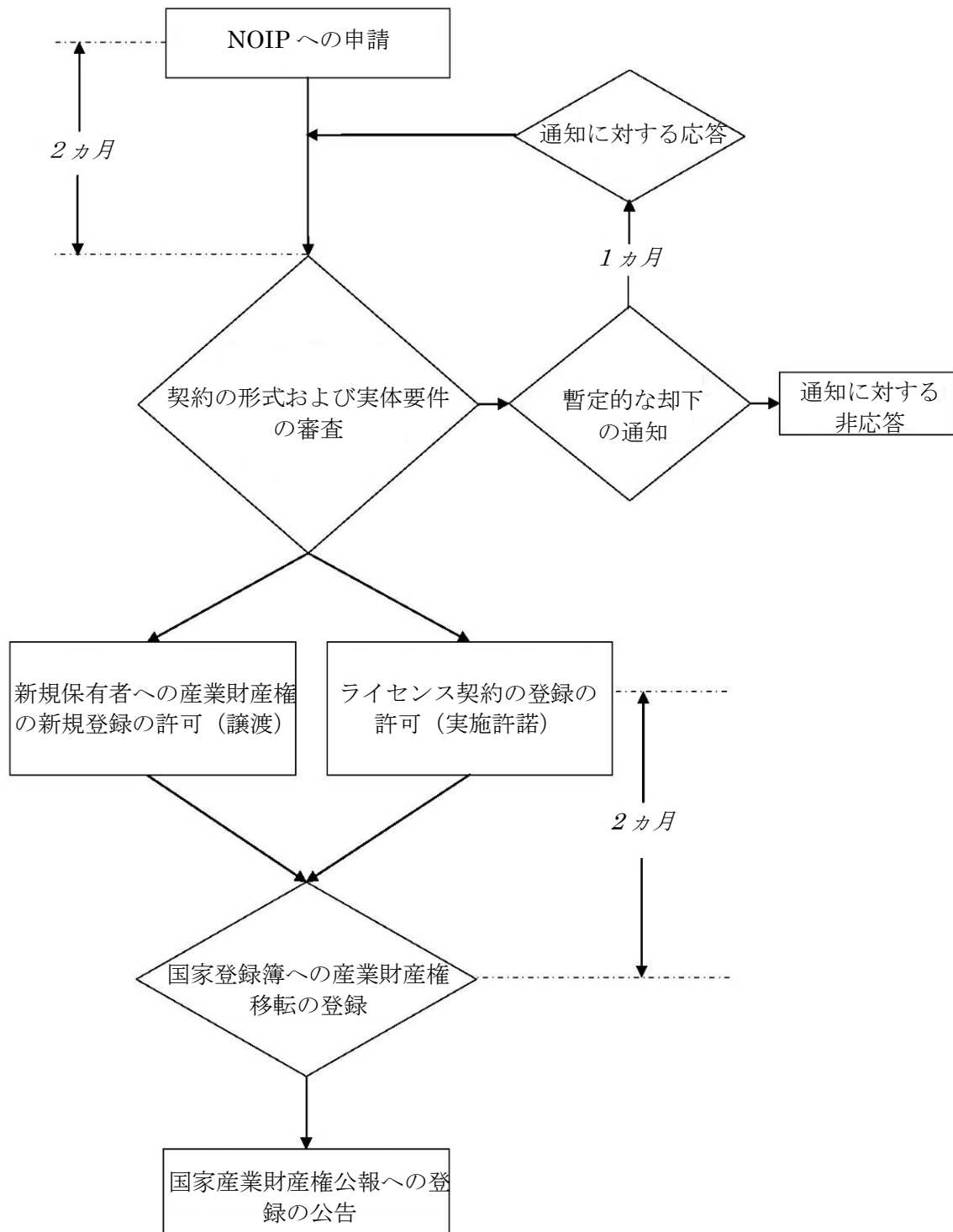
- 産業財産権ライセンス契約の登録申請書（付属資料 A のフォーム 7 を参照）
- 産業財産権ライセンス契約の原本もしくは認証コピー 2 通、ならびに必要な場合にはそのベトナム語翻訳版 2 通
- 委任状—授権代理人が申請を処理する場合に、当該文書を提出する必要がある。
- 手数料および料金の支払い受領証

⁷⁴知財法第 148.2 条を参照

<注>

- i) 登録されているライセンス契約への修正または変更も登録しなければならない（付属資料 A のフォーム 9 を参照）。
- ii) 登録されているライセンス契約は更新することができる（付属資料 A のフォーム 9 を参照）。

ベトナムにおける産業財産権移転契約の登録手続きフローチャート



2. 著作権のライセンス

2.1 概念

- 著作権および著作隣接権のライセンスとは、著作権者が他の組織もしくは個人に対して提供する 1 以上もしくはすべての経済的権利を一定の期間に渡って利用するライセンスを供与することを意味する。
- 著作者人格権は、公表権を除いて、ライセンスすることが許されない⁷⁵。実演家は、知的財産法第 29.2 条に明記する著作者人格権をライセンスすることが許されないものとする。

2.2 要点

2.1.1 形式

著作権ライセンス契約は、書面で締結されなければならない。当事者がこの要件を遵守しない場合、ライセンス契約は無効とされることになる。

著作権ライセンスには、以下の条項および情報を含めなければならない。

- ライセンサーおよびライセンシーの正式名称および所在地
- ライセンスの理由
- ライセンスの範囲
- 価格および支払い方法
- ライセンサーおよびライセンシーの権利義務
- 合意違反に関する責任

2.2.2 ロイヤリティ

著作権ライセンス契約の当事者双方は、自らの裁量によりロイヤリティ料率（もしくは価格）について合意することが許される。知的財産法は、ロイヤリティ料率（価格）に関する制限をなんら定めていない。

2.2.3 期間

当事者はライセンス契約の期間を決定することができるが、著作権および著作隣接権の保護期間内でのみ期間を設定することが許される。

著作権法および著作隣接権の保護期間⁷⁶は以下のように計算される。

- 映画の著作物、写真の著作物、舞台の著作物、応用美術の著作物、および匿名の著作物の保護期間は、最初に公表された日から75年間である。
- 映画の著作物もしくは舞台の著作物とその作成後25年以内に公表されたことがな

⁷⁵知財法第 19 条

⁷⁶知財法第 27 条

い場合、保護期間は、その作成の日を起算点とするものとする。匿名の著作物の著作者に関する情報が明らかにされる場合、かかる著作物の保護期間は、次項に定めるとおりとする。

- 以上で言及していない他の著作物は、著作者の生涯、および死後50年に渡って保護されるものとする。共同著作者の著作物の場合、保護期間は、最後まで生き残った共同著作者の死後50年で満了するものとする。

上記の著作物すべての保護期間は、著作権保護期間の満了する年の12月31日の24時に満了するものとする。

2.2.4 言語

著作権ライセンス契約は、外国語で作成することができる。

III. 制限

1. 産業財産権のライセンス

前述のように、知的財産法は、産業財産権ライセンスに関する一部の制限を緩めた。しかし、他方では、知的財産法は、以下のように、一部の産業財産権のライセンスに付いて、一定の制限を依然として維持するか、条件を適用している。

- i) ライセンスできないIP対象物
知的財産法において、かかる対象物には次のものが含まれる。①地理的表示および②商号。
- ii) IP対象物の条件付きライセンス
団体マークの使用に関するライセンスは、当該団体マークを登録する組織もしくは社団のメンバー以外のいかなる組織または個人に対しても供与することが許されない。

さらに、知的財産法は、以下のような条項および条件を含め、ライセンシーに不当もしくは不合理に課される産業財産権ライセンス契約条項および条件を排除している。

- 商標を除いて、ライセンシーが産業財産権を改良することを禁止するもの
- ライセンシーが施す改良について、これを利用する、もしくは申請する権利をライセンサーに無料で供与することをライセンシーに強要するもの
- ライセンサーが各産業財産権を保有せず、関係商品を輸入する独占的権利も有さない地域に対して、ライセンシーが当該商品を輸出することを直接間接にかかわらず制限するもの
- 製品の品質を確保することを目的とせず、原料、部品、もしくは機器のすべて、または一定割合をライセンサー、もしくはライセンサーの指定する供給元から購入することをライセンシーに強要するもの
- 産業財産権の有効性に関する不服もしくは異議の申立てをライセンシーに禁止す

るもの

2. 著作権のライセンス

実演家の著作者人格権を含めて、著作者人格権がライセンスできない場合を除き、知的財産法は著作権ライセンスに関して以下のような一定の条件を課している。

- i) 共同所有にかかる著作物、実演、音響および映像の固定物、もしくは放送における著作権または著作隣接権のライセンスには、共同所有者全員が合意しなければならない。
- ii) 独立して使用するために分離可能な個別部分で構成される著作物、実演、音響および映像の固定物、もしくは放送の共同所有の場合、著作権者または著作隣接権者は、個別部品における著作権または著作隣接権を、他の組織もしくは個人に対してライセンスすることができる。

IV. 非自発的ライセンス

1. 非自発的ライセンスの対象

発明に関する特許は、強制ライセンスの対象となる場合がある。

2. 非自発的ライセンスの基準

公益のための非自発的ライセンス

いずれかの個人もしくは組織の要請に基づいて、科学技術省（MOST）その他の省庁が、国防、国家安全保障、病気の予防および治療、国民の栄養、または他の差し迫った社会ニーズに応えるために、特許対象発明の実施が必要であると考えられる場合、非自発的ライセンスを認めることができる。

知的財産法においては、この基準には以下のような2つの形がある。

- [1] **非営利目的⁷⁷**。個人もしくは組織は、非営利目的で発明を使用する場合、それ以上の条件なく、公益のために特許取得済み発明の非自発的ライセンス供与を申請することができる。
- [2] **営利目的⁷⁸**。個人もしくは組織は、非営利目的で発明を使用する場合、それ以上の条件なく、公益のために特許取得済み発明の非自発的ライセンス供与を申請することができる。
 - 特許出願日より4年間か、もしくは
 - 特許付与の日より3年間のうち、いずれか遅く満了する期間

不実施もしくは実施不十分を理由とする非自発的ライセンス

⁷⁷知財法第145.1条aを参照

⁷⁸知財法第145.1条bを参照

いずれかの個人および組織の要請に基づいて⁷⁹、科学技術省（MOST）その他の省庁が、以下のような場合に非自発的ライセンスを認めることができる。

- 当該特許取得済み発明／実用新案が国内で実施されていないか、もしくは十分に実施されていない場合。
- 要請者が、当該特許取得済み発明／実用新案の国内における実施能力を証明できる場合。
- 特許権者が、要請者から契約によってライセンスを得たいという要請を受けたが、当該要請者は、特許権者から正当な理由の説明を受けることなく、合理的な条項に基づいて合理的な期間内にかかるライセンスを得ることができなかった場合

<注>

知的財産法は、上記「1」公益のための非自発的ライセンス」の[2] 営利目的の項で説明した事例のように、非自発的ライセンスの供与を求める個人もしくは組織の資格についてなんら期限を置いていない。これは不適切に思える。知的財産法は、特許を実施するための猶予期間を特許権者に認めるべきである。

公正な商慣行に反することを理由とする非自発的ライセンス

いかなる個人もしくは組織も、独占を認められた特許取得済み発明の所有者が、競争抑止的行為を犯した場合、かかる発明の非自発的ライセンスの供与に関する決定を求めることができる⁸⁰。

特許の相互依存に基づく非自発的ライセンス

特許（「後続特許」）権者、後続特許に基づくライセンス契約のライセンシー、もしくは後続特許に基づく非自発的ライセンスの受益者の要請に基づき、科学技術省（MOST）は、以下の場合に非自発的ライセンスを認めることができる。

- 後続特許の請求範囲となった発明／実用新案が、先願、もしくは適切に主張された場合に優先日の恩恵を受ける出願に基づいて認められた特許（「先行特許」）を侵害せずに国内で実施できない場合。
- 先行特許権者が、要請者から契約によってライセンスを得たいという要請を受けたが、当該要請者は、先行特許権者から正当な理由の説明を受けることなく、合理的な条項に基づいて合理的な期間内にかかるライセンスを得ることができなかった場合。

3. 非自発的ライセンス供与手続

非自発的ライセンスの供与要請は、その申請日より 2 か月以内に処理する必要がある。

非自発的ライセンスの供与手続は、要請者の行なう請求が何を基礎としているかによって異なる。

⁷⁹知財法第 145.1 条 c を参照

⁸⁰知財法第 145.1 条 d を参照

3.1 公益のための非自発的ライセンス⁸¹

この場合、非自発的ライセンスの供与要請の実行および処理は、以下のように行なう必要がある。

[1] 所管当局

省庁は、非自発的ライセンス供与要請の審査および処理を行なう権限の委任を受けている。かかる要請を取り扱う権限は、各省庁の管理権限の対象となる領域もしくは分野に応じて、新政令で科学技術省（MOST）その他の関連する省庁に割り当てられる。

科学技術省を含めて、関連する省庁はこれを受けて、当該省庁に代わって非自発的ライセンス要請の審査および処理を直接行なう下部団体を指定する（以下「指定団体」という）。

[2] 手続

- [a] 非自発的ライセンスの供与請求が所定の基準を満たしていると判定された場合、指定団体は以下の手続を進める必要がある。

[第1手順]

指定団体は、請求受理日より15日以内に、当該請求について特許権者に通知する必要がある。この場合、特許権者は、通知日より数えて1か月以内に当該通知に対して応答しなければならない。

[第2手順]

指定団体は、15日の期間と並行するかその直後であるかに関わらず、科学技術省（MOST）から当該案件に関する意見を求めるか、または意見を得る必要がある。科学技術省はこれを受けて、意見を提示する権限をNOIPに付与する。

[第3手順]

関係省庁は、科学技術省の勧告を受けた日から15日以内に、非自発的ライセンスを認めることができる。しかしながらこの段階で、当該省庁は、当該請求の拒絶が科学技術省の勧告に反するか否かにかかわらず、なお当該請求を拒絶することができる。

- [b] 請求が不十分であると認定される場合、指定団体は、非自発的ライセンスを認めないよう関係省庁に通知する必要がある。省庁に通知を提出する前に、指定団体はまたNOIPに意見を求めなければならないことに注意する必要がある。

3.2 その他の理由に基づく非自発的ライセンス⁸²

[1] 所管当局

⁸¹知財法第145.1条

⁸²知財法第145条1項b号、c号、およびd号を参照。

NOIP は、科学技術省（MOST）の委任に従って、不実施もしくは実施不十分を理由とする特許取得済み発明を実施するための、非自発的ライセンスの許諾請求を審査する権限を備える。

かかる請求が所定の基準に準拠している場合、NOIP は非自発的ライセンスを認める決定を科学技術省に勧告する。さもなければ、NOIP の請求に基づいて、同省は当該請求を拒絶することになる。

[2] 手続

[a] 非自発的ライセンスの請求が所定の基準を遵守していると判定された場合、NOIP は、その後以下に示す手順を進める必要がある。

[第 1 手順]

NOIP は、請求受理日より 15 日以内に、以下のような通知を特許権者に送付する必要がある。

- 当該請求について特許権者に告知する
- 特許権者と請求者の両者に、ライセンス交渉の継続もしくは争訟の和解を求める

この場合、特許権者は、通知日より 1 か月以内に当該通知に対して応答しなければならない。

[第 2 手順]

特許権者および請求者が争訟に決着をつけられない場合、NOIP は、非自発的ライセンスを認めるように科学技術省に勧告する必要がある。

このような場合、科学技術省は、庁の勧告を受理した日から 15 日以内にかかる趣旨の決定を下す。

[b] 非自発的ライセンスの請求が所定の基準に合致しないと判定された場合、NOIP は、当該請求の拒絶を科学技術省に勧告する必要がある。

同省は、NOIP の勧告を受理した日から 15 日以内にかかる趣旨の決定を下す。そうなった場合、請求者は、上訴および告発に関する法令に従って、同省の決定を不服として上訴する権利を有する。

4. 提出に必要な文書⁸³

特許取得済み発明の非自発的ライセンスの供与に関する決定を得るためには、請求を行なう個人もしくは組織は、以下の文書を用意し、提出しなければならない。

- i) 所定の書式で作成した請求書（付属資料 A フォーム 8 を参照）
- ii) 請求を正当化する文書。これによって、以下の事項を確認する必要がある。

⁸³通達第 01/2007/TT-BKHCN 号第 50 条 2 項を参照。

- 請求申立ての時点で、公益を理由として特許取得済み発明を使用する差し迫った必要が存在すると考えられたこと。上記 2「非自発ライセンスの基準」の[1]非営利目的の項を参照。
- 特許権者が、所定期間内に特許取得済み発明を実施していないこと。上記 2「非自発ライセンスの基準」の[2]営利目的の項を参照。
- 請求する個人もしくは組織が、ライセンスを取得しようとする試みにもかかわらず、合理的な条項に基づいて、かつ合理的な期間内にかかるライセンスを取得できていないこと。ライセンスの交渉期間、提示価格もしくは対価、その他の条項および条件も明記する必要がある。上記の「不実施／実施不十分を理由とする非自発的ライセンスの供与」の部分参照。
- 特許権者が競争抑止的行為を犯したこと。上記の「公正な商慣行に反することを理由とする非自発的ライセンス」を参照。

iii) 認証委任状 - IP 代理人もしくは弁護士を通じて請求を申し立てる場合。

iv) 請求手数料の受領証。

5. 非自発的ライセンスの撤回⁸⁴

非自発的ライセンスの撤回請求は、これを認めた省が処理する。

非自発的ライセンスの撤回請求には、以下の文書を添付しなければならない。

- 非自発的ライセンスの理由が存在しない旨を証明する文書
- 認証委任状-IP 代理人もしくは弁護士を通じて請求を申し立てる場合
- 請求手数料の受領証

当該請求の処理手続は、非自発的ライセンスの裁定請求に適用される手続と同一である。

⁸⁴通達第 01/2007/TT-BKHCN 号第 52 条を参照。

第3節 フランチャイズ

I. 法令

2006年1月1日に施行された商業法（以下「商業法」という）は、フランチャイズ取引を単一の節、すなわち第VI章第8節におき簡明化している。

商業法が制定される前は、フランチャイズ協定は、同時に多くの法領域で取り扱われていた。フランチャイズは、混成の性質を帯びており、(i) 技術移転に関する規制、(ii) IPR ライセンシング規制、(iii) 独占販売権規制などの影響を付随して受ける。しかし、かかる規制はいずれも、フランチャイズ契約とは何かを公式に定義していない。

商業法の制定により、フランチャイズ取引に関する規制が、より系統的に凝集された。現在、フランチャイズ取引もしくは契約は、以下の法令の適用を受ける。

- 商業法 - 第VI章第8節第284条から第291条まで
- 2006年3月3日付政令第35/2006/ND-CP号
- 2006年5月25日付通産省発布通達第09/2005/TT-BTM号

上述のような規制の本体に加えて、現在フランチャイズ契約は、様々な面を有するので、同時にIPR ライセンシング契約ライセンス規制および技術移転規制などの対象となる可能性がある。

さらに、フランチャイズ契約は、非常に複雑であるため、かかる法令の適用範囲外のなんらかの問題を引き起こす場合がある。このような場合、問題の解決に民法典（Civil Code）⁸⁵の参照が必要になる。

II. 概観

1. 概念

ビジネス上の観点からすると、フランチャイズは、商品もしくはサービスのマーケティングおよび流通の手段として一般に知られている。フランチャイザー（フランチャイズ本部）は、フランチャイズの取決めにより、迅速かつ効率的に事業を拡大するだけでなく、資本を調達することができる。フランチャイズ方式は、ベトナムで採用され始めたばかりであり、本質的に商業サービス部門のみで利用もしくは適用されている。

法律上、フランチャイズ協定は、フランチャイザー（本部）とフランチャイジー（加盟店）の間の契約関係であり、フランチャイザーの商号、商標の下で、フランチャイザーの統一基準に従って事業システムを運営する権利をフランチャイザーが付与し、フランチャイジーが受けることになる⁸⁶。

フランチャイズ協定では、通例フランチャイザーが、フランチャイズ事業の運営に

⁸⁵民法は、2006年1月1日に施行された。

⁸⁶商取引法第284条を参照。

関連するさまざまな種類の援助をフランチャイジーに提供する。こうした援助として、初期もしくは継続的援助、研修、運営指導、マーケティング、経営および人事に関する助言などがある。さらに、かかる協定において、フランチャイザーは、フランチャイザーの事業システムに関連した外観、レイアウト、設計、配置、および営業時間に関する指針をフランチャイジーに提供すること、もしくはその遵守を要求することが多い。

2. 要点

2.1 形式

フランチャイズ契約は、書面で締結されなければならない。この要件を遵守しない場合、フランチャイズ契約は無効とされることになる。

フランチャイズ契約に IPR ライセンシングが組み込まれる場合、かかるライセンスについても、フランチャイズ契約の別の部分に分割しなければならない。

フランチャイズ契約には、以下の条項を含めることができる⁸⁷。

- フランチャイズの内容
- フランチャイザーの権利義務
- フランチャイジーの権利義務
- 価格および定期フランチャイズ料、ならびに支払い方法
- 契約期間
- 合意の延長および終了、ならびに紛争解決

フランチャイズ契約の当事者はフランチャイズ契約に個別かつ独立したライセンス契約の条項を入れるか、またはフランチャイズ契約に個別の契約を添える必要がある。

2.2 主要な義務

フランチャイザーの義務

フランチャイズ契約において、フランチャイザーは、以下の義務を負わなければならない。

[1] フランチャイジーにマニュアルおよび開示文書を提供すること。

フランチャイザーがフランチャイジーに発送する必要のある特定文書には、従来締結されたフランチャイズ契約の見本、フランチャイズ事業の運営に関するマニュアル、指示事項および標準を記載した文書などが含まれる。

フランチャイザーは、既存フランチャイジーとフランチャイジー候補の両方の要請を受ける以前に、かかる義務を履行する必要がある。

当該文書についてフランチャイジー候補からかかる要請があった場合、フランチャイザーは、フランチャイズ契約の署名もしくは締結の日より15日以上前に、フランチャイジー候補に対してこれを発送する義務を負うものとする。このような義務を負う理由は、かかる文書が、フランチャイズ予定事業に関する見通しを

⁸⁷政令第 35/2006/ND-CP 号第 11 条を参照。

得ること、もしくはフランチャイズに関する合理的な決定をなすことのいずれかについて、フランチャイジー候補の助けとなるものだからである。

- [2] **フランチャイジーの従業員を研修すること。もしくは技術援助を提供すること。**
別段の合意のない限り、フランチャイザーは、フランチャイザーの統一基準および仕様に従ってフランチャイズ事業の開始、運営、および維持を行なう方法について、フランチャイジーの従業員を研修する義務を負う。

フランチャイザーは、フランチャイジーの要請がある場合には、初期および継続的援助を提供する義務を負う。

- [3] **フランチャイズ事業の開始について助言を提供すること。**

フランチャイズする事業システムを展開する際に、フランチャイザーは、システムの構築もしくは運営に関する基準およびノウハウを徐々に形成している。さらに、フランチャイザーは、状況に応じてシステムを複製する際に事業の確率および運営のための統一基準を維持する方法に関する知識もしくはノウハウを獲得している。

したがって、フランチャイザーこそが、関係する最適な知識もしくはノウハウを熟知している、または持っているのである。他方で、フランチャイザーは、フランチャイジーに助言および支持を与えることによって、事業システムが常にフランチャイザーの統一基準を満たしていることを保証することができる。

- [4] **フランチャイズ事業の変更点もしくは改良点を更新すること。**

フランチャイザーは、フランチャイザーの事業システム全体を対象として行なわれたか、もしくは適用されたか否かにかかわらず、重要な変更点および改良点すべてについてフランチャイジーに通知しなければならない。かかる変更点には、フランチャイザーの所有もしくは支配の変更、またはフランチャイズ事業に影響する可能性のあるその他の変更点が含まれる。

フランチャイジーの義務

フランチャイジー側では、以下の義務を負わなければならない。

- [1] **必要な情報をフランチャイザーに供給すること。**

この義務は、フランチャイジーとなることを希望する法主体に課されるものである。ここで必要な情報とは、フランチャイザーにとってフランチャイジー候補がフランチャイズ契約を結ぶことを保証できるような情報を意味し、フランチャイジー候補の財務能力、事業ポートフォリオ、もしくはマーケティング計画がこれに含まれる。

- [2] **フランチャイザーの指示を厳守すること。**

フランチャイジーは、フランチャイズ事業の構築および運営に関するフランチャイザーの指針もしくは指示に従わなければならない。このようなフランチャイジーの迅速かつ正確な厳守により、フランチャイズ事業を確実にフランチャイザーのフランチャイズ・システムに沿って運営することができる。

- [3] **フランチャイザーのノウハウもしくは営業秘密を機密扱いにすること。**

フランチャイジーは、フランチャイザーから得た、またはフランチャイズ契約の履行を通じて知ったフランチャイザーのノウハウもしくは営業秘密の機密性を

維持し、保証する義務を負う。フランチャイジーは、フランチャイズ契約の満了もしくは終了後もなお、かかる義務に拘束される。

2.3 条件

フランチャイザーに適用される条件

フランチャイザーは、フランチャイズ契約の締結に先立って、もしくは締結後も、フランチャイザーに適用される以下のような条件を満たしていることを確認しなければならない。

[1] フランチャイズ事業の営業期間の長さ

フランチャイザーがベトナムでフランチャイズ事業を営むことを許されるのは、1年以上当該事業に従事している場合のみである。

[2] フランチャイズ事業の登録

フランチャイザーは、フランチャイズ事業を商工省に登録しなければならない。後掲の「登録手続」を参照。

[3] 適法な事業

フランチャイザーは、自社の当該事業システムの下で供給もしくは実施されるにせよ商品および/またはサービスが禁止されているカテゴリーに該当しない場合に限り、その事業のフランチャイズを許可される。

フランチャイジーに適用される条件

フランチャイジーは、フランチャイズ契約の対象に適切となっている対応した営業許可を取得しているか、営業科目を有している場合に限り、フランチャイズ事業の運営を許される。

2.4 期間

フランチャイズ契約の期間については、制限が存在しない。当事者双方は、フランチャイズ契約の発効時点、および当該契約の終了時点を決定することができる。

2.5 言語

ベトナムでフランチャイズ・システムを運営するフランチャイズ契約は、ベトナム語で作成しなければならない。フランチャイズ契約の当事者が外国の当事者である場合、当事者双方は、必要に応じてライセンス契約のベトナム語版に加えて、選択した外国語でも当該契約書を作成することができる。

ベトナムから外国にフランチャイズされる事業システムの場合、当該取引の当事者は、関係フランチャイズ契約に適切な言語を自由に決定することができる。

2.6 登録手続

ここで考察する登録手続は、フランチャイズ契約を強制するために実行しなければならない手続を指すものではない。またこれは、フランチャイズ契約をベトナムで強制可能にするためには、当該契約を所管当局に登録しなければならないということ

意味するものでもない。

ここで述べる登録手続は、事業システムをフランチャイズすることによって、ベトナムでの事業遂行を望む法主体にのみ適用されるものである。さらに詳しく言えば、フランチャイザー候補は、ベトナムでフランチャイズ・システムを運営するに先立って、所管官庁にフランチャイズ事業の登録もしくは登録を行わなければならない。

商工省（「MOIT」）は、ベトナムの国境を越えて営まれるすべてのフランチャイズ事業の管理および登録を行なう権限を備えている。すなわち、商工省は、当事者の一方が外国の当事者である一定のフランチャイズ取引を登録する。

省の商工部は、ベトナム領内で営まれるすべてのフランチャイズ事業を登録する権限を授けられている。

フランチャイズ事業の登録に必要な文書には以下のものがある。

- フランチャイズ登録要請書（付属資料 A フォーム 10 を参照）
- フランチャイズ説明書（FDD）
- 以下を証明する文書
 - ・ フランチャイザーの法的地位
 - ・ 関係IPRの保護
- 直近の年の監査済み財務報告書（ベトナム語への翻訳・認証が必要）
- 手数料および料金の支払い受領証
- フランチャイザーからの認証委任状

<注>

- 上述の文書を外国語で作成する場合、これをベトナム語に翻訳し、公証人役場で認証を受けなければならない。フランチャイザーの法的地位を証明する文書、すなわち事業免許は、認証しなければならない。

フランチャイズ事業が商工省の権限の対象となる場合、以下に宛てて書類を送付する必要がある。

Department of Planning, Ministry of Industry and Trade

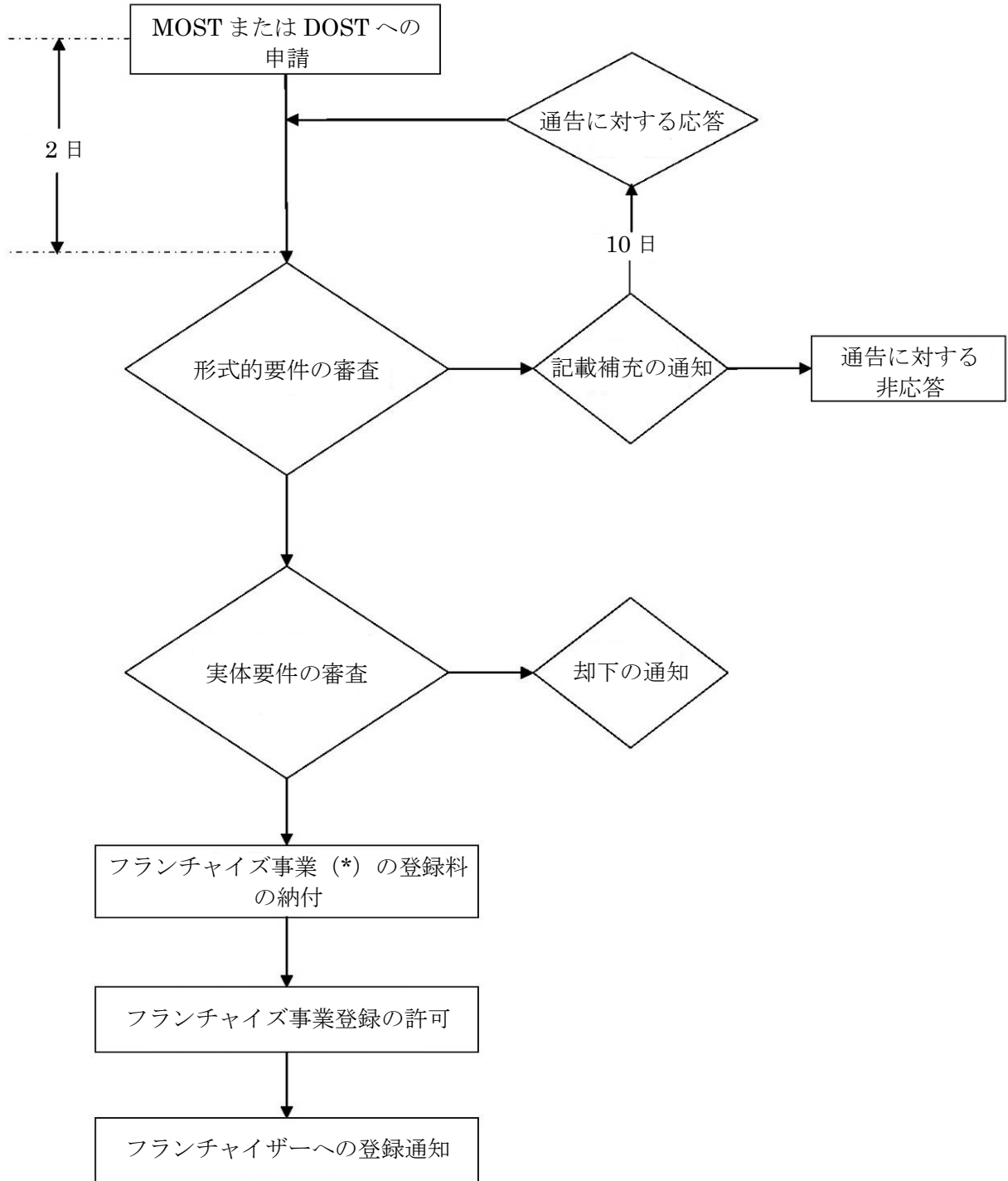
Address: 54 Hai Ba Trung Street, Hanoi

Phone: (84 4) 22 202 222

Fax: (844) 22 202 524

Email: VKH@moit.gov.vn

ベトナムにおけるフランチャイズ事業登録手続



(*) 注：登録料の規制については、財務省で策定中。

第4節

植物品種のライセンス

I. 法令

植物品種は、知的財産法における保護カテゴリーに挙げられたばかりの新しい保護対象である。

植物品種の保護は、知的財産法の全体系とベトナムが当事者になっている国際条約との適合性を高めようとするベトナムの試みと見受けられる。これは実際、知的財産法を作成し、可決した時点で立法者が何よりもまず追求していた目標であった。

現在、植物品種のライセンスは以下の法令の規制を受ける。

- 知的財産法 - 第 192 条ないし第 197 条
- 民法典
- 植物品種について知的財産法を実施するための詳細な規定を定める 2010 年 10 月 1 日付政令第 88/2010/ND-CP 号

II. 概観

他の新しいIP保護対象と同様に、植物品種がその所有者にも他の者にとっても商業的価値の高い資産となるには、さらに時間が必要である。これまでのところ、登録された植物品種は70種類ほどであり、植物品種に関する取引もしくは契約はほとんど行なわれていない。

このような状況では、実務家は、この保護対象に関する契約もしくは取引に関する実際の見解を提示することは不可能である。それにもかかわらず、植物品種に関する現行規則から、以下に示すようにこの主題について新しい見解を提言することが可能である。

1. 要点

1.1 期間

植物品種に関するライセンス契約の期間については、制限が存在しない。ライセンス契約の当事者双方は自らの裁量で決定することができるが、その期間は、対応する植物品種の保護期間を超えることは許されない。

植物新品種の保護期間は、以下のように計算するものとする。

- 樹木およびつる植物に関する保護期間は、権利の付与された日から数えて25年とする。
- 植物新品種の場合の保護期間は、権利の付与された日より20年間とする。

1.2 非自発的ライセンス

1.2.1 公益のための非自発的ライセンス

植物品種を使用する権利は、公益に照らし、所管官庁の決定に従って他の組織もしくは個人に対するライセンスを義務付けることができる。

非自発的ライセンスの供与によって公益を確保することが必要と考えられる場合には、国防、食料安全保障、および国民の栄養問題一般が含まれる。

1.2.2 実施不十分を理由とする非自発的ライセンス

植物品種の利用を望む者は、合理的な条件および取引条件で合理的な期間内に対応する植物品種の植物品種権の保有者からライセンスの取得を試みたが取得できなかった場合に、非自発的ライセンスに関する決定を請求することができる。

<注>

- 農業農村開発省（The Ministry of Agriculture and Rural Development (“MARD”））は、農業および水性植物品種を使用する非自発的ライセンスを認める権限を備えた国家機関である。
- 農業農村開発省は、保健省（Ministry of Health (“MOH”））と共同して、薬草品種を使用する非自発的ライセンスを認める権限を備えた国家機関である。

第5節

技術移転、ライセンスング、およびフランチャイズ活動に関する租税

I. 概観

(i)技術移転、(ii)IPRライセンス、および(iii)フランチャイズに関連する取引から生じる所得に適用される租税に関する規則は、多くの法律文書に分散している。たとえば、以下のようなものである。

- 法人所得税法
- 付加価値税法
- 法律の実施に関するガイドラインを提供するために財務省の発布した多数の政令および通達

要するに、かかる取引から生じる所得はすべて、「源泉徴収」の原則に従って課税される。税率は、以下のように、受益者の法的地位より、ケースごとに異なる。

- i) ベトナムで事業拠点がなく、ベトナムに居住してもしない外国の受益者の場合、上述の取引の1つから生じた所得に課される税率は10%である。
- ii) ベトナムの法主体の場合、自然人であれ法人であれ、かかる取引から生じる所得には25%の税率が課される。

II. 納税登録、申告、および支払いの手続

ベトナムの法主体は、納税登録手続をとる必要がない。i)保有する技術の移転、ii)IPRライセンスング、もしくは iii)事業システムのフランチャイズから得る所得はすべて申告しなければならず、課税対象となる（かかる取引を以下総称して「契約」という）。

未だベトナムに事業拠点を開設しておらず、ベトナムに居住してもしない外国の法主体の場合、納税登録手続を履行する義務を負う。

1. 納税申告

「契約」署名日から15日以内に、ベトナムの当事者は、外国の当事者に代わって納税申告および登録を完了しなければならない。

納税登録および申告には、以下の文書が要求される。

- i) 納税登録申告書
- ii) 「契約」のロイヤリティ、支払い方法、期間について簡単に説明する（ベトナム語の）「契約」のコピー
- iii) 外国当事者の母国の所管当局の発行する納税証明書のコピー

<注>

当事者双方は、上記 ii)号および iii)号の文書コピーが認証済みであることを宣誓もしくは保証しなければならない。

2. 納税

ベトナムの当事者は、外国の当事者に対するロイヤリティの支払日より15日以内に、当該外国当事者に代わって、源泉徴収税の対象となる金額の計算および申告を行う義務を負う。

「契約」に基づいてロイヤリティの支払いが弁済期を迎えた場合、ベトナムの当事者は、ロイヤリティへの課税に従い、源泉徴収税を控除することができる。

ベトナムの当事者が控除および支払いを行う源泉徴収税の受取りの時点で、税務署は公式な受領証を発行する。かかる受領証は、外国の当事者の母国とベトナムが二重課税を回避する租税協定に調印していることを条件として、当該外国当事者の母国での二重課税を回避するために役立つ証拠として取り扱われる。

第三章 質問事項

1. 税関での水際対策

Q. 権利侵害疑義品が税関で差止められた際に、権利者が税関に通関手続き停止の請求をする前に権利侵害疑義品の画像を入手する方法は無いのか。疑義品が税関で差止められた際に、権利者に通知される情報では、権利侵害品か否かを判断するのは困難である。

通関手続き停止の請求をする前に権利侵害疑義品の画像を入手する方法はない。税関部門での偽造品の差止と知的財産権の保護を指導する財務省通達 No. 44/2011/TT-BTC 第 4.1 条は、法令による当局の命令がある場合を除き、税関は関係当事者の情報を守秘すると規定している。

2. 鑑定

Q1. どのような場合に民間の鑑定機関に鑑定を依頼するのか。鑑定手続きにおいてベトナム知的財産庁 (NOIP) はどのような役割を担うのか。

法によって訴訟の手続きをしている間に、裁判所も当事者も、どのような場合でも、必要なら第三者が知的財産権を侵害しているか否かに関し、所管官庁から侵害の鑑定あるいは専門家の見解を得る権利を有する。

- 評価は、独立した評価機関であるベトナム知的財産研究所 (VIPRI) により実施される。政府機関として、NOIP は鑑定プロセスではいかなる役割も担っていない。

- 専門家の見解は NOIP によりなされる。

実際には、当事者は訴訟手続きのため VIPRI から鑑定を得ようとするのがよくあるが、裁判所は判断のため NOIP から専門家の見解を得ようとするのがよくある。

Q2. 民間の鑑定機関に鑑定を依頼する場合、特許、意匠、商標それぞれ権利 1 件当たりの鑑定費用はどれくらいか。また、それぞれの鑑定事例も教えてほしい。

鑑定費用はケースバイケースで違ってくる (例えば、商標では商品/役務の区分、特許では独立請求項、工業意匠では関連する変形意匠など)。公式の鑑定料は、ベトナム知的財産研究所のサイトで見る事ができる。<http://vipri.gov.vn/trang-chu / 37/Bieu-gia-giam-dinh.aspx>

現在、NOIP の専門家の見解を得るための公式手数料は、その点に関する通達がないため不明である。

なお、知的財産権の価額の鑑定については以下の通りである。

民事訴訟法 (Code on Civil Proceedings) 第 92 条は、関係者が財産の鑑定と選定鑑定機関に関して合意に達することができるかと規定している。裁判所は下記の場合に訴訟物の価額に関する決定を行う。

a) いずれかの当事者の請求があった場合。

- b) 当事者が国に対する義務の回避を目的として、相互にまたは鑑定機関と低い価格で合意する場合。

3. 商標権と商号との関係について

Q1. 第三者が日本企業の商標権を不正に使用した商号をベトナムで登録している場合、日本企業は商標権に基づき、商号の取消・変更を請求することは出来るか。

商標を登録している場合、日本企業は第三者にその事業活動において登録商標、すなわち、指定商品として登録されている商品および企業の事業手段（事業書類、名刺、看板を含むが、これに限定されない。）の使用を停止するよう要求することができる。ただし、商号の取消または変更を請求するには、下記のとおり商号が登録された時期に留意しなければならない。

政令第 43/2010/ND-CP 号の施行日である 2010 年 6 月 1 日以前に登録された場合：

- 2004 年 4 月 2 日付の政令第 109/2004/ND-CP 号またはそれ以前の政令に基づいて登録された商号：当時の知的財産法と会社法との間に不一致があったため、日本企業は第三者に商号の取消または変更を要求する法的根拠を有さない。ただし、日本企業は民事訴訟を起こすことができる。訴えが認められる確率は五分五分である。
- 2006 年 8 月 29 日付の政令第 88/2006/ND-CP 号に基づいて登録された商号：政令は「商号が商号に関する産業財産権についての法律の規定に違反している場合、侵害者は改称を登録しなければならない」と規定しているものの、施行に関する指針は存在しない。したがって、日本企業は行政手続によって第三者にその商号の取消または変更を要求できない。ただし、日本企業は民事訴訟を起こすことができる。

政令第 43/2010/ND-CP の施行日である 2010 年 6 月 1 日以降に登録された場合は、商号の取消または変更を請求することができる。

Q2. もし、請求できるとした場合、どのような要件が必要か。

実務上の手順は以下のとおり：

- ベトナム知的財産研究所に商標権侵害の鑑定を依頼する。
- 科学技術審査機関に商標侵害行為の処理を請求する。
- 鑑定結果報告書及び違反処理決定書に基づき、登録商標権者はその旨を登記機関に報告する。登記機関は違反者に対して、2ヶ月以内に自発的に侵害商号を変更するよう指示する。
- （必要に応じて）民事訴訟を提起する。

Q3. 例えば、周知商標に限るなどの要件があるのか。

要件はある。商標出願審査規則は、周知商標が一般商標よりも非常に特徴的で、印象的で、強力である場合が多いと規定している。例えば、消費者は、菓子製品の商標ホンダと自動車及び二輪車の商標ホンダが同じ権利者に帰属すると想定するであろう。

Q4.周知商標を認定するための審査基準あるか。あるとすれば、具体的にはどのような基準なのか。インターネットなどで公表されているか。

審査基準はある。2006年9月22日付の政令第103/2006/ND-CP号の施行指針を示す2007年5月14日付の通達01/2007/TT-BKHCN第42.3条は以下のように規定している。

「標章の所有権と名声を証明する書類には、下記の情報がある。標章の出所、歴史及び継続使用期間の説明など標章の使用の範囲、規模、水準、継続性、標章が周知商標として登録又は認定されている国の数、標章が付されている商品及びサービスの一覧、標章が流通している領域、商品又はサービスの売上高、商標が付されている商品及びサービスの製造量又は販売量、標章の価値、標章の譲渡価格又はライセンス料金、標章の形で拠出する投資資本額、国内外の展示会への参加のための費用を含む標章の宣伝・マーケティングへの投資及び費用、侵害行為、紛争及び裁判所や所管当局の決定又は裁定、販売、購入、使用、宣伝及びマーケティングを通じて標章を知っている消費者数、国内外の機関又は報道機関による標章の名声の評定及び評価、標章に授与された賞牌、並びに知的財産審査機関による審査結果など。」

指針はウェブサイト <http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en> で閲覧可能である。

4. 知的財産権訴訟

Q1.知的財産権侵害訴訟における審理手続には、その他の訴訟と比較して、どのような特徴があるのか。

比較	知的財産権侵害訴訟の審理手続	その他の訴訟
裁判所への仮処分請求	知的財産法第2a節第208条に規定されているように商品进行评估することができない場合、仮処分請求の対象となる商品の価値の20%に等しい金額又は2,000万ドン以上を預託する。	民事訴訟法第120条に規定されているように、仮処分が対象者の利益を保護し、請求者による仮処分請求権の濫用を防止するために、裁判所が決定する履行されるべき債務と同額の金銭、貴金属、宝石又は有価証券を預託する。
訴訟の管轄権	民事訴訟法第29.2条に規定されるように、利益を目的とする知的財産権紛争は省裁判所及び中央直轄市の裁判所が管轄する。 民事訴訟法第25条に規定されるように、営利を目的としない紛争は県レベルの裁判所が管轄する。	民事訴訟法第4条が規定するように、個人、団体及び機関は、自己又は他人の正当な権利及び利益を保護するために、民事訴訟を提起し、裁判所の管轄権に基づいて民事問題を解決する権利を有するものとする。

Q2.知的財産権訴訟の審理期間は、平均どれくらいか。

ベトナムでは第一審と上訴審の二審制を採っている。ベトナム法が規定するように、特許侵害事件の提訴期限は4ヶ月である。裁判所は訴訟準備のために期限の延長を決定することができるが、いずれの場合にも6ヶ月を超えないものとする。ただし、実務では、第一審は12ヶ月から18ヶ月を要する。第一審の裁判所の判決に対して、その言い渡しから15日以内に最高人民裁判所に上訴することができる。最高裁判所は上訴から6ヶ月から12ヶ月以内に審理を開始する。

。

Q3.民事訴訟の場合、原告はその正当な権利および利益が侵害された日から2年以内に訴訟を提起しなければならないとのことだが、その時効の起算点は具体的にいつか

民事訴訟法第159.3b条に規定されているように、時効は個人、団体及び機関が正当な権利及び利益を侵害されていることを認識した時から具体的に起算される。

Q4.ベトナムにおいては、損害賠償請求権が発生した際の訴訟提起の除斥期間の制度を設けているのか。そして、それは何年か。

除斥期間は設けられていない。

Q5.ベトナム知的財産法204条1項に規定されている、「知的財産権侵害による権利者の収入・利益の減少」、「知的財産権侵害による権利者の事業機会の喪失」はどのように立証するのか。

知的財産法第204条第1項に規定されている所得及び利益の指針となる2006年9月22日付の政令第105/2006/ND-CP号第18条第1項は以下のものを含む。

- a/ 知的財産権を直接使用、利用することから得られる所得及び利益
- b/ 知的財産権を賃貸することから得られる所得及び利益
- c/ 知的財産権の使用権を譲渡することから得られる所得及び利益

事業機会の喪失の指針となる2006年9月22日付の政令第105/2006/ND-CP号第19条第1項は以下のものを含む。

- a/ 事業過程で知的財産権を直接使用又は利用する実際の可能性
- b/ 知的財産権を賃貸する実際の可能性
- c/ 知的財産権をライセンス又は譲渡する実際の可能性
- d/ 侵害行為に直接起因する他の事業機会の喪失

事業機会の喪失とは、被害者が前述の何れかの場合に達成する可能性があったが、侵害行為のために達成できなかった所得の現金価値の喪失を言う。

Q6.この場合、損害額はどのように算定するのか。事例を用いて教えてほしい。

2006年9月22日付の政令第105/2006/ND-CP 号第18条第2項は以下のような指針を示している。

以下の基準に基づき、所得又は利益の減少レベルが決定される。

- a/ 本条第1項に指定される所得の各種類に適用される、侵害行為前後の実際の所得又は利益のレベルの直接比較
- b/ 侵害行為の前後で実際の消費又は提供された製品、商品又はサービスの生産額又は数量の比較
- c/ 侵害行為の前後の製品、商品又はサービスの実際の販売価格の比較

被害者の決定された所得又は利益に基づき、政令第105/2006/ND-CP 号第2節第18条及び人民裁判所での知的財産権紛争の和解のための多数の法的規定の適用の指針となる2008年4月3日付の共同通達第02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BVHTT&DL-BKH&CN-BTP 号に規定される基準の1つに基づき、所得又は利益の減少水準を決定することが必要である。

例えば、所得又は利益が知的財産権の直接使用又は利用から得られる場合、所得又は利益の減少レベルを明確に確認するために、侵害行為の前後に得られた実際の所得又は利益の水準が比較されなければならない。侵害が行われた後に得られた被害者の所得額又は利益額が侵害の行われる前に得られていた被害者の所得額又は利益額よりも少なければ、その差額が被害者の実際の所得又は利益の減少である。

被害者の所得又は利益を決定する際に、被害者の所得又は利益の実際の減少の正確な決定を確保するために、被害者の所得又は利益の減少に影響するが、知的財産権の侵害には関係しない客観的要素を明確に確認することが必要である。

知的財産権の侵害が実際に行われ、侵害が行われた後の被害者の所得又は利益が侵害が行われる前の所得又は利益と比較して減少していないが、侵害がなかった場合に実際に得られていたであろう所得又は利益よりも少ないことを損害決定が示す場合も所得又は利益の減少事件とみなされる。

Q7.ベトナム知的財産法 205 条 1 項 a に規定されている、「被告が侵害行為によって得た利益」をどのように算定するのか。この場合、利益とは具体的に何をさすのか。事例を用いて教えてほしい。

共同通達 02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BVHTT&DL-BKH&CN-BTP 第 B 2.1a 部は以下のような指針を示している：

知的財産法第 205 条第 1a 項に規定するように、侵害の結果、被告人が得た利益を決定する際、被告人が支払った経費は被告人が得た総所得から差し引かれる。侵害とは関係しない他の活動からの所得である被告人の利益の一部が、存在する場合には決定されなければならない。

被告人の総所得は、原告の知的財産権を侵害する販売又は使用に関する全ての明細書及び取引証票に基づいて計算される。

裁判所は、被告人の総所得から全ての経費を差し引いた後、被告人の利益を決定するものとする。

知的財産権の侵害から被告人が得た利益は、原告の減少した利益額が総実質損害に算定されていない場合にのみ、原告の総金銭的実質損害に算入することができる。

Q8.知的財産法 205 条 1 項 b に規定されている「知的財産権の使用権の譲渡価格」は、どのように算定するのか。事例を用いて教えてほしい。

共同通達 02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BVHTT&DL-BKH&CN-BTP 第 B 2.1b は以下のような指針を示している。知的財産法第 205 条第 1b 項に規定されている知的財産権のライセンスの譲渡価格は以下の方法の 1 つによって計算される。

1/ 権利者と侵害者が知的財産権の対象をライセンスする契約を自由に合意し、署名する場合、譲渡価格は支払うべき金額である（妥当な著作権料及びライセンス料）。侵害行為は知的財産権の対象を使用する行為である。

2/ 両当事者が金額に関して相互に任意に合意する場合、譲渡価格は、権利者（原告）及びライセンシー（被告人）が侵害の行われる時点までに合意することができる金額を決定する方法によって決定される知的財産権の対象の推定ライセンス料である。

3/ 譲渡価格は同等の知的財産権の対象のライセンス料に基づき、知的財産権の対象のライセンスの過去の実務を参照する（例えば、侵害が行われる前にライセンス料と共に支払又は保証金差入れが行われる知的財産権の対象の同等の事例が妥当な料金と幅広くみなされるか、ベトナムで一律に適用される）。

5. 保護証書無効審判との関係

Q1.特許権侵害に基づく差止請求訴訟において、被告が原告の特許は無効であると主張する場合、裁判所は、ベトナム知的財産庁（NOIP）の保護証書無効の決定がなくとも、独自に特許権の無効を判断することはできるか。

独自に無効を判断することができる。

Q2.ベトナム知的財産法第 96 条 4 項に規定する、ベトナム知的財産庁（NOIP）の保護証書の無効決定又は無効請求の拒絶に関して、裁判所で争うことは可能か。

裁判所で争うことは可能である。

Q3.その具体的な手続について教えてほしい。

1. 訴状を裁判所に提出する：申立日は原告が裁判所に訴状を提出するか、郵便で投函した日から起算する。

2. 訴状の受理と検討

申立日から 5 業務日以内に、裁判官は、以下の手続の 1 つを行うために、訴状及び添付書類を検討しなければならない：

- a) 事件の管轄権がある場合、事件を審理するための手続を実施する。
 - b) 事件の管轄権が他の裁判所にある場合、訴状を権限ある裁判所に回送し、申立人に通知する。
 - c) 行政手続法第 109 条第 1 項に規定されているように、訴状を申立人に返却する。
3. 訴状の修正及び補足の要求（ある場合）
4. 第一審審理

Q4.この訴訟の管轄はどこになるか。

行政裁判所－ハノイ人民裁判所

6. 営業秘密

Q1 知的財産権訴訟において、当事者から営業秘密が開示される場合、その営業秘密を保護する手続はあるのか。

保護する手続はある。民事訴訟法第 15.2 条は「国家機密保持、優れた習慣及び慣習、職業秘密、営業秘密の保持、並びに個人のプライバシーの保護について、当事者に正当な理由がある特別な場合には、裁判所は非公開で審理を行うが、判決は公開で言い渡す」と規定している。

Q2. 企業間において、営業秘密保持契約に違反した場合、定額の違約金（損害賠償額の予定）を課すという契約は有効か。有効である場合、その金額は当事者が自由に決めることができるか。

契約は有効であるが、商法第 266 条に明記する場合を除き、同法第 301 条に規定されているように、違約金額は違反される契約上の義務の価値の 8%を超えてはならない。したがって、当事者は違約金額を自由に決めることはできない。

Q3. 民法上、当事者間の合意に基づいて決定する違約金に関する規定はあるか。

規定はある。民法第 422 条は違反に対する違約金に関する合意を定めた契約の履行について規定している。合意には以下のものを含む。

- 1. 違反に対する違約金とは、義務に違反した当事者が違反された当事者に対して金銭を支払わなければならない旨の契約当事者間の合意をいう。
- 2. 違約金額は当事者間で合意する。
- 3. 当事者は、違反者が違約金のみを支払い、損害賠償金を支払う必要はないと合意することができ、違約金と損害賠償金の両方を支払うと合意することもできる。損害賠償金額に関して従前の合意がない場合、全損害に対する賠償が払われなければならない。両当事者が損害賠償に関して合意していない場合、違反者は違約金のみを支払わなければならないものとする。

Q4. ライセンシーの従業員が退職した後に、営業秘密の漏洩を防止するための方法はあるか。

理論的には、民法第 280 条及び第 281 条に規定されているように、当事者の民事上の義務を規定する民事契約が方法として使用されることがある。ただし、実務上では、民法第 318

条に規定されているように、抵当、不動産抵当、債券、担保、保証及び信託など、民事上の義務を確保するための措置を適用することは困難であるため、そのような契約が締結される可能性は非常に低い。

Q5. 従業員に対して退職後にも営業秘密保持を課す契約は有効か。

契約条件で「秘密保持契約」などの民事上の義務に関して合意されている場合、かかる契約は有効である。

Q6. 上記契約の締結について労働法上の制限はあるか。

労働法上の制限はない。

Q7. ベトナム知的財産法 84 条 3 項の「その秘密が露見しないか又は入手されないようにするために、保有者により必要な手段で保護されていること」に該当するためには、保有者として具体的にどのようなことをする必要があるのであるか。

保有者は以下のことを実行する必要がある：

- 労働契約又は労働規則で具体的に明記されなければならない営業秘密の種類が何か、並びに労働法第 85 条に規定されている労働規律の違反を解決するために営業秘密の価値及び開示行為とは何かを定義すること。
- 営業秘密を保護するために必要な技術的手段を適用して、誰もが容易には接近できないようにすること。
- 労働契約以外に、被用者と雇用主は、雇用契約の指針を示す通達 No. 21/2003/TT-BLDTBXH に規定されているように、損害賠償のために、雇用者から貸与された機材等に対する被雇用者の責任に関する契約を締結することができる。

7. 技術移転

Q1. 技術移転契約を締結するに際し、法令上、自由に定められない事項はあるか。

技術移転契約を締結する際、原則的に、当事者は法律で禁止されていない全ての内容に契約で合意する。法律が禁止する内容は以下のものを含む。

- (i) 技術移転法第 11 条に規定される禁止技術。
- (ii) 技術移転法第 20.2e 条に規定される競争法に基づいて禁止される反競争条項に関して合意に達すること。
- (iii) さらに、ほとんどの技術移転契約は知的財産法が適用される知的財産権の対象に関係している。したがって、産業財産権の対象の使用に関するライセンス契約は、知的財産法第 144.2 条に規定されているように、ライセンシーの権利を不当に制限する条項を含まないものとする。

Q2. 例えば、契約の対価は当事者間で自由に合意できると聞いているが、例外はあるか。

原則的に、契約における技術移転の対価は両当事者が任意に合意する。ただし、移転技術の受領に国庫から 51% の資金が使用される場合、移転技術の対価は所管当局の決定に基づかなければならない。（2008 年 12 月 31 日付の政令 No. 133/2008/ND-CP 第 4 条）。

Q3. 移転先が国有企業の場合に制限はあるのか。

制限はある。技術移転法の施行の指針を示す政令第 133/2008/ND-CP 号第 4 条は以下のよ
うに国家資金が資金を供給する技術移転を規定している。

1. 投資プロジェクトに基づき移転技術を受領するために国家資金を使用する際、技
術譲受人は、技術移転の内容と技術の予想対価を明記した移転技術の受領に関する
計画を作成し、所管当局に提出するものとする。技術譲受人は、権限ある当局に決
定に基づき、技術移転の内容及び移転技術の対価に関する責任を引き受けるものと
する。
2. 移転技術の受領に多くの資金源からの資金が使われ、うち国家資金が 51%以上を
占める場合は本条第 1 項を遵守する。

Q4. 契約期間 10 年を越えることは出来ないとのことだが、5 年毎に行っていくと、10 年以
上ライセンス契約が存続することになるが、問題ないか。

技術移転法に規定されているように、技術移転契約の期間に制限はない。ただし、技術移
転契約が産業財産権の対象の移転を含む場合、産業財産権の有効性は、特許や商標などの移
転される産業財産権の対象の有効性になければならず、これに依存する。

Q5. 技術移転に関する契約を政府機関に登録する必要は原則としてないと聞いているが、
間違いないか。

間違いない。現行法に基づき、技術移転契約の登録は契約が有効となるために必須の手續
ではない。登録は優遇措置の効果（ある場合）のための任意手續である。

Q6. 移転技術が制限カテゴリーに該当する場合は登録が必要であるとのことだが、制限カ
テゴリーに属する具体的技術とはどのようなものか。

対象が技術移転制限リストに収録されている技術移転契約が有効になるためには、技術移
転法第 23 条に規定されているように、契約は登録手續ではなく、以下の手順を踏まなけれ
ばならない。

- 技術移転の受入人の確保。
- 技術移転契約への署名。
- 技術移転許可の申請の提出。

政令第 133/2008/ND-CP 号付表 II に規定するように、以下のカテゴリーの技術は具体的に
制限カテゴリーに該当する。

I. 海外からベトナムに移転される技術

1. 不活性ガスフィラメントランプの製造技術
2. 真空電子部品及び低集積半導体部品の製造技術
3. フッ化水素酸又は硫酸を触媒として使用する異性化技術
4. 硫酸を使用する酸化チタン粉末の製造技術
5. 一層又は二層のプリント回路の製造技術

6. 紙幣及び証券の印刷技術
7. 農林水産業における遺伝子改変による動植物種の生産技術
8. 生物的方法による国内使用殺菌剤、殺虫剤及び殺鼠剤の製造技術
9. 水産物の栽培、養殖及び加工において毒物を使用する技術
10. 環境処理剤又は指標として非土着種を使用する技術
11. 放射性物質の濃縮技術

II. ベトナムから海外に移転される技術

12. 重要な輸出品である水産物を繁殖、栽培及び養殖する技術
13. 貴重で希少な特性を持つ微生物を使用する伝統的な方法による食品の製造技術

Q7. また、そのカテゴリーはどのように決まるのか。

技術移転制限リストへの収録又は除外の基準は、経済状況及びベトナム政府の政策に応じ、随時規定される。

Q8. . ライセンシーに対し、契約終了後の一定期間の競業避止義務を課すことは有効か。また、ライセンシーの従業員に対し、その退職後の一定期間の競業避止義務を課すことは有効か。

ベトナム法及び関係する指針文書は、この問題に関する規定を今なお設けていない。

Q9. ライセンシーの就業規則で、従業員の退職後にも競業避止義務を課すという規定を設けることは有効か。

ライセンシーの従業員が労働契約を通じて働いている場合、労働法第 85 条に規定するように、労働規律の違反を解決するために、財産と事業利益に深刻な損害を引き起こす行為として「競業避止義務」を契約で具体的に明記することは有効である。従業員が退職した場合、労働法に明文の規定はない。

Q10. 改良（従属）発明を行った場合の特許権はライセンシーに帰属するのか。

元の特許の改良（従属）発明の所有権者が誰かという判断は契約に署名した際の当事者の契約に依存する。ベトナム法はライセンシーがライセンサーに対して行う、産業財産権の対象の改良を、無料で譲渡することだけを禁止している（知的財産法第 144.2a 条）。これが意味するのは、当事者が改良（従属）発明の所有権者が誰かを契約で完全に定義し、移転料を規定するということである。

Q11. それとも契約によりライセンサーに帰属させることは可能なのか。

可能である。

8. 職務発明

Q1. ベトナム知的財産法 135 条によれば、職務発明の対価については、他の合意がない場合、利益の 10%とされ、ライセンスした場合は、利益の 15%を発明者に支払うこととなっている。この規定を守るべき対象は、国営企業のみか。それとも外資企業も対象となるか。

この規定を遵守すべき者は国営企業や外資企業だけではなく、あらゆる種類の企業である。知的財産法第 125 条は「本法は、本法及びベトナムが加盟する国際条約に規定される要件を満たすベトナム企業、ベトナム人、外資企業及び外国人に適用される」と規定している。

Q2. また、この規定は発明者（創作者）保護のための強行規定となっていると理解してよいか。

この規定は、発明者と雇用主との契約がない場合にのみ発明者を保護する強行規定である。実務的には、雇用主と従業員は誰が職務発明の所有権者であるかを決定する譲渡契約又は労働契約に署名することが多い。その結果、発明は雇用主に譲渡される。

Q3. また、ベトナム知的財産法 135 条 2 項 a（所有者が創作者に対して支払を要する報酬の最低料率は、次に規定する通りである。所有者が発明又は工業意匠又は回路配置の使用から得た収入の 10 パーセント）における利益とはどのような利益を指すのか。例えば、純利益、粗利益、税引き後利益など、どれを指すのか。

知的財産法及び関係する指針文書は、この問題に関する規定を設けていない。

Q4. ベトナム知的財産法 135 条（所有者は、当事者による別段の合意がある場合を除き、(2) 及び (3) に従い創作者に対して報酬を支払う義務を有する）における「別段の合意」とは、どのような形での合意なのか。会社で定める定款や、労働契約などどのような形で合意を形成しているのか。

契約の種類とは、雇用主と従業員間の特定の契約を指す。

例えば、労働契約、その付属書類、就業規則 及び労働協約などである。

9. そのほか

Q1. ベトナムで並行輸入品（商標権、特許権、著作権それぞれに関して）を抑制する方法はあるか。

抑制する方法は無い。知的財産法第 125 条は、産業財産権の目的物の所有権者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された団体又は個人が、製品が商標権者又はライセンシー以外の者によって外国市場に投入された場合を除き、外国市場を含む市場に合法的に投入されている製品を他の者が流通、輸入、使用することを妨げる権利を有しないものとする規定している。

付属資料 A

⑦

LIST OF GOODS/SERVICES AND CLASSIFICATION

(Please list in order in accordance with the Nice Agreement on International Classification of Goods and Services; using “;” between goods or services in each class; and indicating the total number of goods/service at the end of each class)

⑧

COMMITMENT OF APPLICANT

I hereby undertake that the information stated above is true and correct to my knowledge and I shall bear all legal liability for any false or untrue content therein.

Made in:on (d/m/y)
Signature and full name of Applicant/representative of Applicant
(position and seal if any)

There is/are supplemental page(s)

⑤ PRIORITY CLAIM	PRIORITY DOCUMENT(S)		
<input type="checkbox"/> Based on the first application(s) filed in Vietnam <input type="checkbox"/> Based on earlier application(s) filed under the Paris Convention <input type="checkbox"/> Based on earlier application(s) filed under another Agreement, namely:	Application No.	Filing Date	Country
⑥ FEES			
Kinds of fees	Amount		Official fees
<input type="checkbox"/> Filing fee for each article of a set of article/variant of the design articles/variants		
<input type="checkbox"/> Application publication fee			
<input type="checkbox"/> Publication fee for further drawing from the 2nd one drawings		
<input type="checkbox"/> Fee for claiming priority			
<input type="checkbox"/> Search fee for purpose of examination as to substance articles/variants		
<input type="checkbox"/> Fee for examination as to substance: articles/variants án		
Total fees payable: Payment receipts (<i>where payment made by mail or transfer</i>):			
⑦ DOCUMENTS ATTACHED		CHECK LIST (For official use)	
Minimum documents::		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Application, consists of.....pages xcopies			
<input type="checkbox"/> Specification inlanguage, consists of.....pages			
<input type="checkbox"/> Drawings/Photographs, consist of drawings x sets			
<input type="checkbox"/> Receipt of payment of fees			
Other documents:			
<input type="checkbox"/> Power of Attorney executed in the language.			
<input type="checkbox"/> Vietnamese translation version, consists of.....page			
<input type="checkbox"/> Original			
<input type="checkbox"/> Copy (<input type="checkbox"/> the original will follow <input type="checkbox"/> the original was filed together with application No.:.....)			
<input type="checkbox"/> Priority documents:			
<input type="checkbox"/> Copy of the first application, consists of.....copies			
<input type="checkbox"/> Deed of assignment of priority rights (if to be a beneficiary from another person)			
<input type="checkbox"/> Document evidencing the right to file application (if to be a beneficiary from another person)			
<input type="checkbox"/> Other documents indicated in supplemental page(s)			
⑩ COMMITMENT OF APPLICANT			
I hereby undertake that the information stated above is true and correct to my knowledge and I shall bear all legal liability for any false or untrue content therein.			
<i>Made in:on (d/m/y)</i>			
Signature and full name of Applicant/representative of Applicant			
<i>(position and seal if any)</i>			

There is/are supplemental page(s)

Supplemental page No:

②	JOINT- APPLICANTS (Other than the Applicant specified in the first page)
Full name:	
Address:	
Telephone No.:	Fax: Email:
<input type="checkbox"/> This Applicant is also the inventor of the design	
<input type="checkbox"/> Request grant of copy of Patent for industrial design	
Address:	
Telephone No.:	Fax: Email:
<input type="checkbox"/> This Applicant is also the inventor of the design	
<input type="checkbox"/> Request grant of copy of Patent for industrial design	
④	CO-INVENTOR(S) (Other than the inventor specified in the first page)
Full name:	Nationality:
Address:	
Telephone No.:	Fax: Email:
Full name:	Nationality:
Address:	
Telephone No.:	Fax: Email:
⑨	OTHER DOCUMENTS (Specify each document, number of pages.....)
⑩ SIGNATURE OF THE APPLICANT OR THE REPRESENTATIVE	

There is/are supplemental page(s)

APPLICATION FOR REGISTRATION OF GEOGRAPHICAL INDICATION

APPLICATION FOR REGISTRATION OF
GEOGRAPHICAL INDICATION

**To: National Office of Intellectual Property
386, Nguyen Trai, Hanoi**

The undersigned requests the National Office of
Intellectual Property to examine and
grant Registration of the Geographical
Indication*

**OFFICE'S STAMP UPON RECEIPT OF
APPLICATION**
(For official use)

① *TITLE OF GEOGRAPHICAL INDICATION*

Representation of Geographical indication (GI)

Notes on GI

- The GI was registered in the country
of origin, namely:**
Registration No: _____
Date: _____ **Country:** _____
- The GI has not yet been registered**

②

APPLICANT

(For organization, individual requesting registration of the GI)

Full name:

Address:

Phone No:

Fax:

E-mail:

③

REPRESENTATIVE OF APPLICANT

- as a legal representative of Applicant
- as an Industrial Property Agent, authorized by Applicant
- as another person, authorized by Applicant

Full name:

Address:

Phone No.:

Fax:

E-mail:

Note: On this page and the following pages, please tick „x“ in appropriate square . -5-

Supplemental page No.:

⑦

OTHER DOCUMENTS

(Specify each document, number of pages.....)

⑧ **SIGNATURE OF THE APPLICANT OR THE REPRESENTATIVE**

There is/are supplemental page(s)

APPLICATION FOR GRANT OF PATENT FOR INVENTION

**APPLICATION
FOR GRANT OF PATENT
FOR INVENTION**

**To: The National Office of Intellectual Property
386 Nguyen Trai St., Ha Noi**

The undersigned hereby requests the National Office of Intellectual Property to examine and grant:

- Patent for invention
 Patent for utility solution*

**OFFICE'S STAMP UPON RECEIPT
OF APPLICATION**
(For official use)

This application is derived from PCT application number: International filing date:
International Publication No.: Date: Date of choosing Vietnam
(if any):

<p>① TITLE OF INVENTION</p>	<p>INTERNATIONAL PATENT CLASSIFICATION <i>(classify to the third digit)</i></p>
------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

② **APPLICANT**
(For organization, individual requesting grant of patent for invention/utility solution)

Full name:
Address:
Phone No: Fax: E-mail :

Applicant is also the inventor of the invention
 Other joint-applicant(s) is/are indicated in Supplemental page(s)

③ **REPRESENTATIVE OF APPLICANT**

as a legal representative of Applicant
 as an Industrial Property Agent, authorized by Applicant
 as another person, authorized by Applicant

Full name:
Address:
Phone No.: Fax: E-mail:

* Note: On this page and the following pages, please tick "x" in appropriate square.

<p>④ INVENTOR</p> <p>Full name: _____ Nationality: _____</p> <p>Address: _____</p> <p>Telephone No.: _____ Fax: _____ E-mail: _____</p> <p><input type="checkbox"/> Other co-inventor(s) is/are indicated in Supplemental page(s)</p>									
<p>⑤ PRIORITY CLAIM</p> <p><input type="checkbox"/> Based on the first application(s) filed in Vietnam</p> <p><input type="checkbox"/> Based on the first application(s) filed under the Paris Convention</p> <p><input type="checkbox"/> Based on the first application(s) filed under another Agreement, namely:</p>		<p>PRIORITY DOCUMENT(S)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Application No.</th> <th>Filing Date</th> <th>Country</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		Application No.	Filing Date	Country			
Application No.	Filing Date	Country							

③ REPRESENTATIVE OF APPLICANT		
<input type="checkbox"/> as the legal representative of the Applicant(s) <input type="checkbox"/> as an Industrial Property Agent, authorized by the Applicant(s) <input type="checkbox"/> as another person appointed by the Applicant(s)		
Name:		
Address:		
Tel. No.:	Fax:	E-mail:
④ CREATOR(S)		
Name	:	Nationality:
Address	:	
Tel. No.:	Fax:	E-mail:
<input type="checkbox"/> Other co-creator(s) is/are indicated in Supplemental page(s)		
⑤ CALCULATION OF FEES		
Kinds of Fees	Amount	Official Fees
<input type="checkbox"/> Filing fee		
<input type="checkbox"/> Extra filing fee for page(s) over 5 page(s)	
<input type="checkbox"/> Fee for publication of Application		
<input type="checkbox"/> Extra Publication fee for drawing(s) over 1 page(s)	
Total fees payable:		
Payment receipts (where payment made by mail or transfer):		
⑥ ENCLOSURES	CHECK LIST (For Official Use)	
Minimum required documents:		
<input type="checkbox"/> Application, consists of: pages x set	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Drawings, photographs: pages x set	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Specimen of the layout-design: set	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Specification, consists of:pages x set	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Receipt of Filing Fees	<input type="checkbox"/>	
Other documents:		
<input type="checkbox"/> Power of Attorney in language	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> original	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> copy (<input type="checkbox"/> the original will be follow	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> the original was filed together with the	<input type="checkbox"/>	
Application No.....)	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Vietnamese translation: page	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Deed of Assignment	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> Other document(s) indicated in Supplemental pages	<input type="checkbox"/>	
		APPLICATION RECEIVING OFFICER (Full Name and Signature)

⑦

COMMITMENT OF APPLICANT

I hereby undertake that the information stated above is true and correct to my knowledge and I shall bear all legal liability for any false or untrue content therein.

Made in:on (d/m/y)

Signature and full name of Applicant/Representative of
Applicant

(position and seal if any)

There is/are supplemental page(s)

② JOINT APPLICANT(S) (Other than the first Applicant specified in the first page)		
Name:		
Address:		
Tel. No.:	Fax:	E-mail:
<input type="checkbox"/> This applicant is also a creator of the layout-design.		
<input type="checkbox"/> Request for a duplicate of the Layout-Design Registration Certificate		
Name:		
Address:		
Tel. No.:	Fax:	E-mail:
<input type="checkbox"/> This applicant is also a creator of the layout-design.		
<input type="checkbox"/> Request for a duplicate of the Layout-Design Registration Certificate		
④ CO-CREATOR(S) (other than the first Creator specified in the second page)		
Name	:	Nationality:
Address	:	
Tel. No.:	Fax:	E-mail:
Name	:	Nationality:
Address	:	
Tel. No.:	Fax:	E-mail:
⑥ OTHER DOCUMENT(S) (Specify each document, number of pages.....)		
⑦ SIGNATURE OF THE APPLICANT OR THE REPRESENTATIVE		

There is/are supplemental page(s)

**APPLICATION FORM FOR REGISTRATION OF TECHNOLOGY
TRANSFER CONTRACT**

*(Issued along with Decree No. 133/2008/ND-CP of the
Government dated December 31, 2008 by Annex V)*

SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
Independence – Freedom – Happiness

District of..., date...month...year...

To: Ministry of Science and Technology
Or Department of Science and Technology of

I. Parties to the Technology Transfer Contract:

1. The transferor:

Full Name (of entity, individual):

Address:

Tel: ; Email: ; Fax:

Main manufacturing sectors:

Representative: Title:

2. The transferee:

Full Name (of entity, individual):

Address:

Tel: ; Email: ; Fax:

Main manufacturing sectors:

Representative: Title:

II. Content of the Technology Transfer Contract

1. Technology transfer products

- Name of Products and product notation:
- Quality Standards (based on the standard basis, Vietnam's Standard, International Standard...):
- Output:
- Export ratio (if identified):

2. Content of Technology Transfer:

Content	Yes	No	Notes
+ Technological Know-how			
+ Technical documents			
+ Training			
+ Technical assistance			
+ Licensing of Industrial Property objects (Patent, Utility Solution, Trademark...)			Registration No:

III. Documents attached with Application for Registration of Technology Transfer Contract:

- Vietnamese version of the Contract No. of copies:.....
- English version of the Contract No. of copies:.....
- Other documents:
 - + Investment Certificate (or Investment License, Business Registration Certificate, Registration of Science and Technology...) of the parties to the Contract.
 - + Certificate of legal representative of the parties to the Contract.
 - + Written approval of the investment decisions for Technology Transfer Contract of the competent authorities (If using State capital).
 - + Power of Attorney (in case of authorization for the third party to carry out procedures for registration of the Technology Transfer Contract).

We hereby declare under penalty of perjury that all information above is true and correct.

For and on behalf of the Parties

TRANSFEROR

(Signature, name and title of the Representative and seal)
(For Indigenous Technology Transfer or for Foreign Technology Transfer to Vietnam)

OR

TRANSFeree

(Signature, name and title of the Representative and seal)
(For Technology Transfer from overseas into Vietnam)

Notes: For the table, mark X in the table if yes (or right)

⑥ FEES		
Fees	Number	Amount
<input type="checkbox"/> Filing fee:		
<input type="checkbox"/> Substantice examination fee		
<input type="checkbox"/> Fee for granting Certificate of the registration of the contract		
<input type="checkbox"/> Recordal fee		
<input type="checkbox"/> Publication fee		
Total fee:		
Invoice No.		

⑦ DOCUMENTS ATTACHED	CHECK LIST (For official use)
<input type="checkbox"/> Application, consists of _____ pages x _____ copies	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Original copies of the license contract in English, including _____ pages x _____ copies	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Original <input type="checkbox"/> Certified Copy	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Translatioin of the Contract into Vietnamese, including _____ pages	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Written consent from co-owner, including _____ pages	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> The Power of Attorney by _____(language)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Translation into Vietnamese, including _____ pages	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> original	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> copy (<input type="checkbox"/> the original will follow)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> the original was filed together with Reference No. _____)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Receipt of filing fees (enclosed with the Application)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Other documents:	<input type="checkbox"/>

APPLICATION RECEIVING OFFICER
(Full Name and Signature)

⑦ COMMITMENT OF APPLICANT

I hereby undertake that the information stated above is true and correct to my knowledge and I shall bear all legal liability for any false or untrue content therein.

Made in:on (d/m/y)

Signature and full name of
Applicant/representative of Applicant

(position and seal if any)

**APPLICATION FOR RECODAL OF
AMENDMENT/EXTENSION/TERMINATION OF THE LICENSE
AGREEMENT FOR INDUSTRIAL PROPERTY OBJECTS**

APPLICATION FOR RECODAL OF
AMENDMENT/EXTENSION/TERMINATION OF
THE LICENSE AGREEMENT FOR INDUSTRIAL
PROPERTY OBJECTS

OFFICE'S STAMP AND
APPLICATION NUMBER
(For receiving officer only)

To: National Office of Intellectual Property
386 Nguyen Trai, Hanoi

The undersigned requests for recordal of
amendment/extension/termination of the License
Agreement for Industrial Property Objects*.

<p align="center">① APPLICANT (Entity/Individual requests for recordal of amendment/extension/termination of the License Agreement) Full name: Address: Tell: Fax: E-mail: <input type="checkbox"/> Applicant is the Licensor <input type="checkbox"/> Applicant is the Licensee</p>	
<p align="center">② REPRESENTATIVE OF THE APPLICANT <input type="checkbox"/> Legal representative of the Applicant <input type="checkbox"/> Authorized Industrial Property Agent <input type="checkbox"/> Other authorized person of the Applicant Full name: Address: Tel: Fax: Email:</p>	
<p>③ CONTENT OF REQUEST <input type="checkbox"/> Amendment of the name, address of: <input type="checkbox"/> The Licensor <input type="checkbox"/> The Licensee <input type="checkbox"/> Amendment, addition of the provisions in the Agreement <input type="checkbox"/> Extension of the Agreement <input type="checkbox"/> Termination of the Agreement</p>	<p align="center">④ LICENSE AGREEMENT OF INDUSTRIAL PROPERTY OBJECTS Reg. No.: Reg. Date:</p>
<p align="center">⑤ THE OTHER SIDE OF AGREEMENT</p>	

* Note: In this page and the following pages, Applicant/Representation of the Applicant mark "x" in the box if the information is suitable.

Full name:		
Address:		
Tel:	Fax:	E-mail:
⑧ SIGNATURE OF THE APPLICANT/REPRESENTATIVE OF THE APPLICANT		
⑥ FEES		
Fees	No. of subjects charged	Amount
<input type="checkbox"/> Filing fee		
<input type="checkbox"/> Fee for amendment/extension/termination of the agreement		
<input type="checkbox"/> Fee for entering for Register of Decision on amendment/extension/termination of the agreement		
<input type="checkbox"/> Fee for publication of the Decision of amendment/extension/termination of the agreement		
Total fee:		
Voucher No. (If paid by post or bank transfer):		

⑦ DOCUMENTS ATTACHED	CHECK LIST
<input type="checkbox"/> Application, including:.... Pages	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Original License Agreement (in case of amendment or extension of the agreement)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Document(s) certifying the amendment of name, address of the parties to the agreement	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Agreement, documents recording the specific provisions need to be amended, added, extended or terminated	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Power of Attorney in ... language	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Vietnamese version, including pages	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> original	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> copy (<input type="checkbox"/> original filed later	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> original filed together with the application No.)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Receipt of filing fees	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> Other documents, i.e.:	<input type="checkbox"/>
	Receiving Officer (signature and full name)

⑧ COMMITMENT OF THE APPLICATION
I hereby declare under penalty of perjury that all information above is true and correct.
Signed at....., date....month...year..... Signature, full name of applicant/representative of the applicant (title and seal, if any)



Remaing _____ extra pages

APPLICATION FOR REGISTRATION OF FRANCHISING ACTIVITY

To: the Ministry of Trade
_____ Ngo Quyen, Hanoi

Name of business entity: (Print in capital letters).....

Name of the business entity in a foreign language (if any):.....

Abbreviated name of the business entity (if any):.....

[Business registration certificate/Investment certificate] No:.....

Issued by:.....Date of issue:.....

Nationality of business entity:.....

Charter capital:.....

Business line:.....

Proposed franchising sector:.....

Form of the franchise:2:.....

Head office address:.....

Telephone:.....Fax:.....

Email (if any):.....

Request registration of a franchising activity from overseas into Vietnam

[Location of the franchise:.....

The business entity hereby undertakes to be totally liable for the truthfulness and accuracy of the contents of this Application and of the attached documents.

Date _____

Legal Representative of the business entity

(Signed and sealed)

Attached documents:

-.....;

-.....

APPLICATION FOR REGISTRATION OF COPYRIGHT

To: the National Copyright Office of Vietnam

1. Applicant

Name of individual/ organization:

As (1)

Born on in the year

ID card/ Passport no. granted on at

Business registration license no. granted on
in the year

Nationality:

Address:

Tel. no.: Fax: Email:

Filing the copyright application for (2)

2. Work

Name of the work:

Type of work (3):

Published/ unpublished: (4) dated. month year.....

Manner of publication: (5)

Place of publication: Province/ City Country.....

Content of the work

(6)

.....

.....

.....

3. Author (7)

Name of the author: Sex:

Penname

Born on: in the year at

ID card no.:

Nationality:

Address:

Tel. no.: Fax: Email:

4. Copyright owner (8)

Name of individual/ organization:

Born on in the year

ID card/ Passport no. granted on at

Business registration license no. granted on in the year

Nationality:

Address:

Tel. no.: Fax: Email:

Legal basis for ownership: (9).

I undertake the above statements are true and correct, and I am aware that I will be liable to possible legal consequences if the information is incorrect.

Date month year.

Applicant (10)

(signature and seal)

Notes

- (1) Indicates the applicant is author or copyright owner, or successor, or authorized person
- (2) Indicates for whom the application is applied
- (3) Indicates the type of the work
- (4) If the work is published, indicates the relevant date, month and year of publication. If the work is unpublished, indicates that it is “unpublished”
- (5) Indicates the manner of publication of the work.
- (6) Summarizes the main content of the work
- (7) Provide full information of author and / or co-author
- (8) Provide full information of the copyright owner or co-owners.
- (9) Indicates the basis for copyright: the owner is also the author; or a work made by the author under an assignment, under a contractual relation...
- (10) Name, title of the applicant, signature and seal.

付属資料 B

ベトナムにおける特許、実用新案、工業意匠、集積回路の回路配置、商標、地理的表示、著作権の各種料金表

(参考)

(2009年3月21日現在)

各種料金表 (料金一覧の例)

<注>

- この料金一覧は財務省の2009年2月4日付の通達第22/2009/TT-BTC号による変更を含むものである。
- 通達第22/2009/TT-BTC号に従い、知的財産権分野のすべての出願について公定料金はベトナム通貨ドンで表示されている。
- 米ドル建ての公定料金は単に参考のためである。算定は、ベトナム国立銀行の公式サイト(www.sbv.gov.vn)で発表された為替レートを基に四捨五入して行っている。
- 請求書は発行の際の実際の為替レートで計算されて発行される。
- 代理人費用は事務所により異なるが一例を参考のため示す。一覧表に表示されていないものは時間単位で課金される。
- 一覧表に表示されている金額は最低料金のもので、送金の際に為替レートの変動により変わることがある。
- 特急の要請の場合には割増料金が適用される。

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
特許および実用新案			
A- 出願、審査、特許付与			
1	a. 国内出願またはPCTの国内段階の手続き（紙形式での出願）：		
	- 最初の独立クレーム	180,000	11 200
	- 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	180,000	11 70
	- 明細書について5頁目以後の各頁に対する割増料金	12,000	0.7 1
	b. 国内出願またはPCTの国内段階の手続き（電子形式のコピーを添えた紙形式での出願）：		
	- 最初の独立クレーム	150,000	9 200
	- 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	150,000	9 70
	- 明細書について5頁目以後の各頁に対する割増料金	12,000	0.7 1
	c. 国内出願またはPCTの国内段階の手続き（電子出願）：		
	- 最初の独立クレーム	100,000	6 200
	- 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	100,000	6 70
	- 明細書について5頁目以後の各頁に対する割増料金	12,000	0.7 1
2	優先権主張：		
	a. 最先の優先権	600,000	36 50
	b. 追加のそれぞれの優先権につき	600,000	36 30
3	出願中のものについて明細書、クレーム、図面等に対する補正	120,000	7 100
4	出願分割	120,000	7 60
5	出願公開／補正された出願の公開／分割された出願の公開	120,000	7 40
	● 図面について2枚目以後のそれぞれの公開につき	60,000	3.5 4
6	発明または実用新案特許の出願審査請求（審査のための調査を含む。）		
	a. 最初の独立クレーム	540,000	32 100
	b. 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	540,000	32 50
7	期間徒過後の出願審査請求またはPCTの国内段階の手続き（本来の期限から6ヶ月以内）	200,000	12 40
8	特許（発明）から実用新案への出願変更およびその反対の出願変更	120,000	7 60
9	特許付与		
	- 最初の独立クレーム	120,000	7 120
	- 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	100,000	6 0
10	特許の公告およびその登録	240,000	14 40
	● 図面について2枚目以後のそれぞれの公告につき	120,000	7 7
11	存続期間延長の請求	120,000	7 40
B- 異議申し立て			
1	異議申し立て		
	a. 最初の独立クレーム	420,000	25 時間料金
	b. 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	420,000	25 時間料金
2	最初の独立クレームについて、異議申し立てに対する応答		

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
a. 最初の独立クレーム	-	-	時間料金
b. 同一の出願におけるそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき	-	-	時間料金
C- 査定不服申し立ておよび無効請求			
1 特許出願拒絶査定に対する不服申し立て (それぞれの独立クレームにつき)	540,000	32	時間料金
2 特許無効請求	300,000	18	時間料金
D- 強制実施許諾			
1 強制実施許諾裁定請求 (それぞれの独立クレームにつき)	500,000	30	180
2 強制実施許諾裁定請求審査 (それぞれの独立クレームにつき)	1,000,000	60	60
3 強制実施許諾裁定 (それぞれの独立クレームにつき)	300,000	18	120
E- 登録			
1 出願人の名前・名称、住所、出願代理人の変更の登録およびその公開	240,000	14	60
2 特許権者の名前・名称、住所、特許代理人の変更の登録およびその公開、登録簿への記載	360,000	21	60
3 出願中の権利譲渡の登録およびその公告	240,000	14	60
4 特許に関する権利譲渡または実施許諾の登録およびその公開、登録簿への記載	690,000	41	100
その他のサービス :			
1 特許証の写しの取得	120,000	7	120
• 2ページ以降頁ごとの追加料金	5,000	0.4	
2 書類の証明つきコピーの取得	12,000	0.7	30
• 2ページ以降頁ごとの追加料金	5,000	0.4	0.4
3 出願に関する資料の翻訳 (100語あたり) :			
a. 英語からベトナム語			10
b. ベトナム語から英語			15
4 ベトナム産業財産権公報で公告された特許の調査 (主題毎)			150
5 分類 (主題毎)	100,000	6	100
F- 年金			
1 年金 (各年およびそれぞれの独立クレームにつき) :			50 米ドル
• 1年目および2年目	300,000	18	(最初の独立クレーム) プラス 10 米ドル
• 3年目および4年目	480,000	29	(同一特許のそれ以後のそれぞれの独立クレームにつき)
• 5年目および6年目	780,000	47	
• 7年目および8年目	1,200,000	72	
• 9年目および10年目	1,800,000	110	
• 11年目から13年目	2,520,000	152	
• 14年目から16年目	3,300,000	198	
• 17年目から20年目	4,200,000	252	
2 6ヶ月の猶予期間内で遅延支払いの月当り割増料金 :	当該年金の 10%		当該年金の 10%

工業意匠

A- 出願、審査、意匠特許付与

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
1 a. 出願（紙形式での出願）：			
● 一つの意匠につき	180,000	11	60
● 同一出願のそれ以後のそれぞれの意匠につき	180,000	11	30
b. 出願（電子形式のコピーを添えた紙形式での出願）：			
● 一つの意匠につき	150,000	9	60
● 同一出願のそれ以後のそれぞれの意匠につき	150,000	9	30
c. 出願（電子出願）：			
● 一つの意匠につき	100,000	6	60
● 同一出願のそれ以後のそれぞれの意匠につき	100,000	6	30
2 審査（審査のための調査を含む）：			
● 一つの意匠につき	420,000	25	120
● 同一出願のそれ以後のそれぞれの意匠につき	420,000	25	15
3 優先権主張：			
a. 最先の優先権	600,000	36	50
b. 追加のそれぞれの優先権につき	600,000	36	30
4 分類	100,000	6	50
5 出願中のものの補正	120,000	7	100
6 出願分割	120,000	7	60
7 出願公開、補正された出願の公開、分割された出願の公開	120,000	7	40
● 図面について2枚目以後それぞれの公開	60,000	3.5	10
8 書類または期間延長請求の期間徒過後の提出	120,000	7	40
9 意匠特許の付与（最初の5年間）	240,000	14	120
● 意匠について2つ目以後それぞれの意匠につき	100,000	6	0
● 図面について2枚目以後それぞれの図面につき	60,000	3.5	10
10 意匠特許の公告	120,000	7	40
● 図面について2枚目以後それぞれの図面につき	60,000	3.5	10
11 更新			
a. 最初の更新	540,000	32	50
b. 2回目以後のそれぞれの更新につき	540,000	32	0
12 更新の公告およびその登録簿への記載	240,000	14	40
● 図面について2枚目以後それぞれの図面につき	60,000	3.5	10
B- 異議申し立て			
1 異議申し立て	300,000	18	時間料金
2 異議申し立てに対する応答	-	-	時間料金
C- 不服申し立ておよび無効請求			
1 意匠特許出願拒絶に対する不服申し立て	300,000	18	時間料金
2 意匠特許出願拒絶査定に対する不服申し立て（それぞれの不服申し立てにつき）	300,000	18	時間料金
3 意匠特許無効請求			
a. 第三者の代理	180,000	11	時間料金
b. 意匠特許を受けた者の代理	180,000	11	時間料金
4 意匠特許の取消し	300,000	18	時間料金
E- 登録			
1 出願人の名前・名称、住所、出願代理人の変更の登録およびその公開	240,000	14	60
2 意匠特許権者の名前・名称、住所、特許代理人の変更の登録およびその公開、登録簿への記載	360,000	21	60

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
3 意匠の限定の登録、その公開および登録簿への記載	360,000	21	40
4 出願中の権利譲渡の登録およびその公開	240,000	14	60
5 意匠特許に関する権利譲渡または実施許諾の登録、その公開および登録簿への記載	690,000	41	100
その他のサービス：			
1 意匠特許証の写しの取得	120,000	7	120
● 2 頁目以降頁ごとの追加料金	5,000	0.3	
2 書類の証明つきコピーの取得	12,000	0.7	20
● 2 頁目以降頁ごとの追加料金	5,000	0.3	0.2
3 調査（それぞれの意匠につき）	-	-	120

集積回路の回路配置

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
A- 出願、審査、特許付与			
1 a. 出願（紙形式の出願）：	180,000	11	60
b. 出願（電子形式のコピーを添えた紙形式での提出）：	150,000	9	60
c. 電子出願	100,000	6	60
2 出願中のものの補正	120,000	7	30
3 出願／補正／分割の公告	120,000	7	20
4 権利証付与	120,000	7	60
5 権利証の登録および公告	240,000	14	30
6 期間の延長請求	120,000	7	30
B- 不服申し立ておよび無効請求			
1 出願拒絶に対する不服申し立て	300,000	18	時間料金
2 権利証無効請求	300,000	18	時間料金
C- 登録			
1 出願人の名前・名称、住所、出願代理人の変更の登録およびその公告	240,000	14	60
2 権利者の名前・名称、住所、代理人の変更の登録、その登録簿への記載および公告	360,000	21	60
3 出願中の権利譲渡の登録	240,000	14	60
4 権利証の権利の譲渡または実施許諾の登録、その公告および登録簿への記載	690,000	41	100
その他のサービス：			
1 特許証の写しの取得	120,000	7	30
● 2 頁目以降頁ごとの追加料金	5,000	0.3	0.2
2 書類の証明につきコピーの取得	10,000	0.7	30
● 2 頁目以降頁ごとの追加料金	5,000	0.3	0.2

商標

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
A- 出願、審査、登録承認			
1 a. 出願（紙形式の出願）：			
- 商品／役務の 1 区分 6 品目につき	180,000	11	40
- 同一出願においてさらに 1 区分 6 品目毎に	180,000	11	30
- 7 品目から追加の商品／役務の 1 品目毎に	30,000	2	2
b. 出願（電子形式のコピーを添えた紙形式の出願）：			
- 商品／役務の 1 区分 6 品目につき	150,000	9	40
- 同一出願においてさらに 1 区分 6 品目毎に	150,000	9	30

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
- 7 品目から追加の商品／役務の 1 品目毎に	30,000	2	2
c. 出願（電子出願）：			
- 商品／役務の 1 区分 6 品目につき	100,000	6	40
- 同一出願においてさらに 1 区分 6 品目毎に	100,000	6	30
- 7 品目から追加の商品／役務の 1 品目毎に	30,000	2	2
2 審査（審査のための調査を含む）			
● 商品／役務の 1 区分 6 品目につき	360,000	21	80
● 同一出願においてさらに 1 区分 6 品目毎に	360,000	21	70
● 7 品目から追加の商品／役務の 1 品目毎に	84,000	5	5
3 優先権主張：			
a. 最先の優先権	600,000	36	50
b. 追加のそれぞれの優先権につき	600,000	36	30
4 商品および役務の区分の分類			
- 商品／役務の 1 区分 6 品目につき	100,000	6	30
- 7 品目から追加の商品／役務の 1 品目毎に	20,000	1.2	1
5 出願中のものの補正	120,000	7	60
6 出願分割	120,000	7	20
7 出願公開／補正された出願の公開／分割された出願の公開	120,000	7	20
8 書類または期間延長請求の期間徒過後の提出	120,000	7	40
9 登録の付与	240,000	14	120
- 商品／分類の追加の区分それぞれにつき	100,000	6	0
10 登録商標の公告	120,000	7	20
11 登録の更新			
a. 商品／役務の一区分につき	540,000	32	50
b. それ以後のそれぞれの区分につき	540,000	32	0
12 更新の公告およびその登録簿への記載	240,000	14	20
B- 異議申し立て			
1 異議申し立て	300,000	18	時間料金
2 異議申し立てに対する応答	-	-	時間料金
C- 不服申し立ておよび無効請求			
1 商標登録出願却下に対する不服申し立て	360,000	22	時間料金
2 商標登録出願拒絶査定に対する不服申し立て	360,000	22	時間料金
3 商標登録の無効請求	420,000	25	時間料金
4 商標登録の取消し	540,000	32	時間料金
D- 登録			
1 出願人の名前・名称、住所、出願代理人の変更の登録およびその公告	240,000	14	60
2 商標権者の名前・名称、住所、代理人の変更の登録、その登録簿への記載および公告	360,000	21	60
3 商品／役務リストの限定登録、その公告および登録簿への記載	360,000	21	40
4 出願中の権利譲渡の登録およびその公告	240,000	14	60
5 登録商標に関する権利譲渡の登録、その公告および登録簿への記載	750,000	45	100
6 登録商標に関する権利の実施許諾の登録、その公告および登録簿への記載	690,000	41	100
その他のサービス：			
1 登録証の写しの取得	120,000	7	120

- 2頁目以降各頁ごとの追加料金
- 2 書類の証明つき写しの取得
- 2頁目以降各頁ごとの追加料金
- 3 商標調査（商品または役務の区分毎）
 - a. 同一商標
 - 至急の調査（2営業日以内）
 - + 文字標章
 - + ロゴ
 - 至急でない調査（5営業日以内）
 - + 文字標章
 - + ロゴ
 - b. 類似商標
 - 至急の調査
 - + 文字標章（2営業日以内）
 - + ロゴ（5営業日以内）
 - 至急でない調査
 - + 文字標章（5営業日以内）
 - + ロゴ（10営業日以内）

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
	5,000	0.3	
	12,000	0.7	20
	5,000	0.3	0.2
		80	
		140	
		60	
		100	
		120	
		220	
		100	
		180	

地理的表示

- A- 出願、審査、登録の付与**
- 1 a. 出願（紙形式での出願）：
 - b. 出願（電子形式でのコピーを添えた紙形式での出願）：
 - c. 電子出願
 - 2 審査（審査のための調査を含む）
 - 3 商品区分の分類
 - 4 出願中のものの補正
 - 5 出願分割
 - 6 出願公開、補正された出願の公開／分割された出願の公開
 - 7 書類または期間延長請求の期間徒過後の提出
 - 8 登録の付与およびその登録簿への記載
 - 9 登録された地理的表示の公告
- B- 異議申し立て**
- 1 異議申し立て
 - 2 異議申し立てに対する応答
- C- 不服申し立ておよび無効請求**
- 1 登録出願却下に対する不服申し立て
 - 2 登録出願拒絶査定に対する不服申し立て
 - 3 登録の無効請求
 - 4 登録の取消し
- D- 登録**
- 1 出願人の名前・名称、住所、出願代理人の変更の登録およびその公告
 - 2 権利者の名前・名称、住所の変更の登録、その公告および登録簿への記載
 - 3 商品リストの限定登録、その公告および登録簿への記載

	180,000	11	40
	150,000	9	40
	100,000	6	40
	480,000	28.8	80
	100,000	6	30
	120,000	7	60
	120,000	7	20
	120,000	7	20
	120,000	7	40
	240,000	14	120
	120,000	7	20
	420,000	25	時間料金
	-	-	時間料金
	360,000	22	時間料金
	360,000	22	時間料金
	420,000	25	時間料金
	540,000	32	時間料金
	240,000	14	60
	360,000	21	60
	360,000	21	40

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
その他のサービス：			
1 登録証の写しの取得	100,000	6	120
● 2ページ以降の頁ごとの追加料金	5,000	0.3	
2 書類の証明付き写しの取得	10,000	0.6	20
● 2ページ以降の頁ごとの追加料金	5,000	0.3	0.2

VI – 著作権

	公定料金 (ドン)	公定料金 (米ドル 概算)	弁護士費用 (米ドル)
A- 著作権登録の取得			
1 文学的著作物	100,000	6	100
2 写真著作物	100,000	6	100
3 地図および技術的製図	300,000	18	100
4 美術的著作物	100,000	6	100
5 映画・映像著作物	500,000	30	150
6 音声著作物			
a. テープ録音のもの	100,000	6	100
b. ディスク録音のもの	200,000	12	150
7 コンピュータ・プログラム	600,000	38	150
8 応用美術著作物	400,000	24	200
9 建築著作物	300,000	18	150

B- 登録			
1 著作権者の名前・名称、住所の変更の登録	-	-	60
2 権利譲渡の登録	-	-	120

その他

1 出願に関する資料の翻訳 (100 語当たり)：			
a. 英語、ロシア語からベトナム語へ	-	-	10
b. ベトナム語から英語、ロシア語へ	-	-	15
2 商品リストの翻訳、@@@10 語当たり			
a. 英語、仏語、独語、ロシア語からベトナム語へ	-	-	2
b. ベトナム語から英語、仏語、独語、ロシア語へ	-	-	4
3 タイプ、頁当たり	-	-	5
4 コピー、10 頁当たり	-	-	2
5 依頼人とのコンサルティング	-	-	時間料金
6 審査官との面接	-	-	時間料金
7 応答内容の転送	-	-	実際の費用
8 時間料金 (米ドル)			
シニアパートナー：	200		
ジュニアパートナー：	150		
シニアアソシエイト：	100		
ジュニアアソシエイト：	75		
パラリーガル：	25		

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ベトナム編

[著者]

Pham & Associates 法律事務所

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2012年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。